

小菅村地域防災計画

平成 25 年度

小 菅 村 防 災 会 議

目 次

第1編	総 則	1
第1章	目 的	1
第2章	計 画 の 性 格	1
第3章	防 災 の 基 本 方 針	2
1	災害予防対策	2
2	災害応急対策	3
3	災害復旧・復興対策	3
4	国、県、他市町村との連携	3
第4章	地勢と地形及び災害記録	4
1	地形・地質	4
2	道路及び河川	4
3	災害記録	5
第2編	一 般 災 害 編	6
第1章	災 害 予 防 計 画	6
第1節	防災関係機関及び処理すべき事務又は業務の大綱	6
1	防災関係機関の役割	6
2	処理すべき事務又は業務の大綱	6
第2節	防災組織の充実	13
1	小菅村防災会議	13
2	小菅村災害対策本部	14
3	水 防 組 織	14
4	自主防災組織	15
第3節	防災知識の普及・教育及び防災訓練	16
1	防災知識の普及	16
2	防災訓練の実施	17
第4節	防災施設及び防災機材の整備、拡充	19
1	防災施設の整備	19
2	防災資機材の整備・点検	21
第5節	消防予防計画	21
1	消防力の整備強化	21
2	火災予防対策の指導強化	22
3	林野火災予防対策	23
4	消防力の現状	24
第6節	風水害予防対策	24
1	山地の災害予防	24
2	河川対策	25
3	砂防対策	25
4	急傾斜地等危険地災害予防対策	26

5	土砂災害警戒区域等における対策（警戒・避難対策計画の策定）	26
6	地域住民への周知（警戒・避難体制の整備）	27
第7節	農林水産災害予防計画	27
1	農作物災害予防対策	27
2	農地災害予防対策	27
3	林業対策	27
4	水産対策	28
第8節	建築物災害予防対策	28
1	不燃建築物の建設促進	28
2	災害危険箇所の調査	28
3	公共施設災害予防計画	29
4	建物以外の施設の補強及び整備	29
第9節	文化財災害予防対策	29
1	文化財の管理責任	29
2	文化財の防災施設	29
第10節	原子力災害予防対策計画	30
1	山梨県に隣接する原子力事業所	31
2	情報の収集及び連絡体制の整備	31
3	モニタリング体制等の整備	31
4	原子力災害に関する住民等への知識の普及と啓発	31
5	防災業務職員に対する研修	32
第11節	特殊災害予防対策	32
1	火薬類、高圧ガス、危険物等の災害予防	32
2	ガス事業施設の災害予防対策	33
第12節	情報通信施設の整備	33
第13節	避難行動要支援者対策の推進	34
1	在宅高齢者、障害者対策の推進	34
2	観光客、及び外国人対策	37
3	幼児・児童・生徒保護対策	37
第14節	孤立地区対策	38
第2章	災害応急対策	39
第1節	応急活動体制	39
1	小菅村災害対策本部の組織及び編成	39
2	職員の動員体制	44
3	山梨県防災ヘリコプターの緊急運航の要請	45
4	広域応援体制	49
5	広域一時滞在	50
6	自衛隊災害派遣要請の概要	53
第2節	災害関係情報等の受伝達	57
1	気象予報、警報の受理、伝達	57

2	異常現象時における措置	62
3	火山情報の受理、伝達	62
第3節	被害状況等報告計画	64
1	被害状況の調査	64
2	被害状況等の取りまとめ	64
3	被害情報の収集伝達	65
4	他の法令にもとづく被害報告	67
第4節	災害広報	70
1	村における広報	70
2	防災関係機関における広報	70
第5節	通信の確保	72
1	通信手段の確保	72
2	他の機関の通信施設の利用	72
3	放送の要請	72
4	アマチュア無線の協力	72
5	急使による連絡	72
6	インターネットシステムの活用	73
第6節	水防計画	73
1	水防計画	73
2	水防区域	73
3	気象・水位の観測通報及び連絡	74
4	水防団の出動及び作業	76
5	水防報告	77
6	費用負担及び公用負担	78
第7節	消防計画	79
1	火災警報発令時の計画	79
2	隣接市町村との相互援助等	79
3	災害防御に関する措置	79
4	応援部隊の誘導計画	79
5	危険な区域の防御計画	80
6	特定防火対象物の防御計画	80
7	消防水利の統制計画	80
8	林野火災の応急対策	80
第8節	原子力災害応急対策計画	81
1	情報の収集及び連絡体制の確立	81
2	市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ	82
3	屋内退避、避難誘導等の防護活動	82
4	医療活動	83
5	住民等への的確な情報伝達活動	83
6	風評被害等の影響への対策	83

7	除染活動の実施・支援	83
第9節	輸 送 計 画	84
1	実施責任者	84
2	輸送の方法	84
3	輸送力の確保	84
4	災害救助法による輸送	84
5	緊急輸送車両の確認・標章及び証明書	85
第10節	交 通 対 策	88
1	交 通 規 制	88
2	交通規制の措置	88
3	運転者の執るべき措置	90
4	緊急輸送路の確保	90
第11節	救 出 計 画	91
1	実施機関	91
2	救出の対象者	91
3	救出の方法	91
4	災害救助法による救出	91
第12節	障害物除去計画	91
1	実施機関	91
2	災害救助法による障害物の除去	92
第13節	避 難 計 画	92
1	避難の実施責任者	92
2	避難情報の種類及び発令基準	93
3	避難の勧告、指示区分の基準	94
4	災害救助法による避難場所	95
5	避難の報告及び通知	96
6	防火対象物等の避難対策	96
7	帰宅困難者対策	97
8	村・県の区域を越えた避難者の受け入れ	97
9	村外への避難	97
第14節	孤立地区に対する支援活動	101
第15節	医療及び防疫計画	102
1	医 療 対 策	102
2	防 疫 対 策	106
3	清 掃 計 画	108
4	被災動物（ペット）等救護対策	109
第16節	食糧確保計画	109
1	実施責任者	109
2	災害時における食糧の供給	109
3	災害救助法による炊き出し	110

4	炊き出し.....	110
第17節	衣料・生活必需品等の物資供給計画.....	111
1	実施機関.....	111
2	災害救助法により被服・寝具その他生活必需品の給与を受ける者.....	111
3	災害救助法により被服・寝具その他生活必需品の給与の方法.....	111
4	災害救助法により被服・寝具その他生活必需品として認められた品目等..	111
5	給与の費用の限度額.....	112
6	給与の期間.....	112
7	義援金品の保管及び配分.....	112
8	災害救助法が適用にならない場合の給与方法等.....	112
9	国、県への物資等の供給の要請等.....	115
第18節	給水計画.....	115
1	実施機関.....	115
2	給水活動.....	115
3	水道施設の状況.....	116
第19節	教育計画.....	116
1	実施機関.....	116
2	災害時の応急措置.....	116
3	応急教育の実施の予定場所及び教育者の確保計画.....	118
4	学校給食施設の設置.....	118
5	災害救助法による給与基準.....	118
第20節	遺体、保護計画.....	119
1	実施機関.....	119
2	遺体の保存、資機材の確保等.....	119
3	広域火葬に係る連絡体制、応援要請.....	119
4	遺体の搜索・収容・処理・埋葬.....	119
5	遺体の搜索及び収容・埋葬のための費用及び期間.....	120
6	災害救助法による遺体の搜索・処理及び埋葬.....	120
第21節	交通施設災害応急対策計画.....	121
1	道路、橋梁の危険箇所の把握.....	121
2	道路、橋梁の被災箇所の通報.....	121
3	応急措置と代替道路の確保.....	121
第22節	応急仮設住宅計画.....	121
1	実施機関.....	121
2	災害救助法による応急仮設住宅の建設及び住家の応急修理.....	121
第23節	電力事業施設応急保安計画.....	123
1	電気事業者の名称・所在地・供給区域.....	123
2	防災体制.....	123
3	災害対策組織.....	123
4	応急復旧対策.....	123

第24節	電気通信災害応急計画	124
1	電気通信設備の名称・所在地	124
2	応急対策	124
第25節	危険物等応急保安計画	125
1	火薬類の応急対策	125
2	高圧ガスの応急対策	125
3	危険物の応急対策	125
4	毒物・劇物の応急対策	126
5	放射性物質の応急対策	126
第26節	警察警備計画	126
1	警備体制	126
2	警備本部	126
3	警備活動要領	126
第27節	金融計画	127
1	計画の方針	127
2	中小企業融資計画	127
第28節	生業資金貸付計画	128
1	資金の種別	128
2	貸付条件等	128
第29節	義援金品募集配分計画	129
1	実施機関	129
2	義援金品の募集及び配分	129
3	義援金品の募集及び配分結果の公表	130
第30節	日本郵政グループ応急対策計画	130
1	郵便事業関係	130
2	ゆうちょ銀行関係	130
3	かんぽ生命保険関係	130
第31節	公共的団体等活動計画	130
1	奉仕団の編成所属等	130
2	奉仕活動の内容	130
3	奉仕団の動員	131
第32節	労働力確保計画	131
1	求人申し込み	131
2	労務者の雇用	131
第33節	ボランティア活動の受入れ計画	131
	ボランティア支援体制	131
第3章	災害復旧計画	133
1	公共土木施設災害復旧事業計画	133
2	農林業施設災害復旧事業計画	133
3	住宅災害復旧事業計画	133

4	社会福祉施設災害復旧事業計画	133
5	学校教育施設災害復旧事業計画	133
6	社会教育施設災害復旧事業計画	133
7	水道等施設災害復旧事業計画	133
8	農林業応急融資計画	133
9	生活確保資金融資計画	133
10	その他災害復旧事業計画	133
第3編	地震編	134
第1章	総則	134
第1節	一般災害との関連	134
第2節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	134
1	小菅村	134
2	山梨県	135
3	自衛隊（第一特科連隊第5大隊）	136
4	大月市消防本部（大月市消防署小菅出張所）	136
5	上野原警察署（小菅駐在所）	136
6	指定地方行政機関	136
7	指定公共機関	136
8	指定地方公共機関	137
9	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	138
第3節	地震被害の想定	139
1	基本的な考え方	139
2	想定する地震	139
3	想定条件等	139
4	想定結果	140
5	本計画の目的	144
第2章	予防計画	145
第1節	予防対策	145
1	計画の方針	145
第2節	災害に強いむらづくりの推進	145
1	道路施設等の対策	145
2	河川の対策	145
3	土砂災害危険箇所対策	146
4	住宅地対策	147
第3節	消防予防計画	147
1	大震火災対策の計画樹立	147
2	消防予防計画	148
3	林野火災予防計画	149
第4節	生活関連施設安全対策	149
1	簡易水道施設安全対策の推進	149

2	電気施設安全対策の推進	150
3	簡易ガス安全対策の推進	150
4	通信施設安全対策の推進	150
第5節	耐震強化計画	151
1	建築物の耐震対策強化の促進	151
2	一般建築物防災計画	152
3	公共施設災害予防計画	153
4	文化財の防災施設	154
5	落下、倒壊危険物対策	154
6	危険物施設等の災害防止対策	154
7	地震保険の活用	155
第6節	防災資機材等点検整備計画	155
1	点検整備を要する主な防災資機材等	155
2	実施責任者	155
3	実施期日	155
4	実施内容	155
5	県との連携強化	156
6	地震対策機器等の整備	156
7	緊急地震速報通信設備の整備	157
第7節	広域応援体制の確立	157
1	協定の充実等	157
2	応援要請等の整備	157
第8節	地震防災上必要な教育及び広報	158
1	小菅村の職員に対する教育	158
2	住民等に対する教育	158
3	学校等の職員、児童、生徒に対する教育	159
4	自動車運転者に対する教育及び広報	160
5	特定事業所等に対する教育	160
6	企業防災の促進	160
7	自主防災組織の推進	160
第9節	村民の努力及び助言指導	162
1	地域住民の責務と防災機関への協力	162
2	事業所の協力	162
3	村の助言、指導	162
第10節	防災ボランティア活動環境の整備	163
1	防災ボランティアの登録及び環境整備	163
2	ボランティアの活動分野	163
3	山梨県民間社会福祉救援合同本部	164
第11節	大規模な地震に対する防災訓練計画	165
1	地震総合防災訓練（東海地震）	166

2	突発的に発生する地震防災訓練	166
3	山静神合同防災訓練	166
4	非常通信訓練	167
5	事業所等が行う訓練	167
6	個別防災訓練	167
第12節	避難行動要支援者対策の推進	167
第13節	地震防災応急計画作成の対象となる施設又は事業所に関する対策	167
1	基本的計画事項	168
2	事業所に対する計画作成及び助言	168
第14節	地震に関する調査研究	168
1	地震による被害想定を作成	168
2	地震防災計画基本調査	168
3	災害の防止に関する調査研究	168
4	大震火災に関する調査研究	169
5	農業用施設における大規模地震防災対策調査	169
6	避難の安全確保に関する調査	169
7	今後の課題	169
第3章	地震防災応急対策計画	170
第1節	応急活動体制	170
1	小菅村災害対策本部	170
2	消防防災ヘリコプター	173
第2節	災害応急対策の活動体制	173
1	計画の方針	173
2	活動体制	173
第3節	職員の配置及び動員計画	173
1	配備体制	173
2	動員の系統及び伝達	174
第4節	地震災害情報の収集・伝達	175
1	異常現象発見時の通報・伝達	175
2	地震に関する情報等の伝達	175
第5節	応援協力要請計画	180
第6節	通信の確保	180
第7節	被害状況等調査報告計画	180
第8節	広報計画	180
第9節	避難計画	180
1	避難方法等	180
2	避難場所の定義等	181
3	避難所の開設、運営	181
第10節	孤立地区に対する支援活動	183
第11節	食糧確保計画	183

第12節	給水計画	183
第13章	衣料・生活必需品等物資供給計画	183
第14節	応急仮設住宅計画	183
第15節	医療及び防疫計画	183
第16節	救出計画	183
第17節	遺体保護計画	183
第18節	障害物除去計画	183
第19節	輸送計画	183
第20節	教育計画	184
1	実施機関	184
2	事前準備	184
3	地震の発生したときの措置	184
4	応急教育の実施予定場所	185
5	応急教育の方法	185
6	避難	185
7	学校給食の措置	185
8	学用品の供給	185
第21節	交通計画	185
第22節	消防計画	185
第23節	水防計画	185
第24節	警察警備計画	186
第25節	自衛隊災害派遣要請計画	186
第26節	電力事業施設応急保安計画	186
第27節	電気通信災害応急計画	186
第28節	危険物等応急保安計画	186
第29節	金融計画	186
第30節	生業資金等貸付計画	186
第31節	義援金品募集配分計画	186
第32節	日本郵政グループ応急対策計画	186
第33節	公共的団体等活用計画	186
第34節	労働力確保計画	187
第35節	ボランティア活動の受け入れ計画	187
第4章	東海地震に関する事前対策計画	188
第1節	東海地震に関する事前対策の目的	188
1	東海地震に関連する情報の種類	188
第2節	地震災害対策本部の設置	189
1	計画の方針	189
2	活動体制	189
3	小菅村地震災害警戒本部の設置	189
4	警戒本部の廃止	190

5	地震防災応急対策要員の参集等	190
第3節	地震予知情報等の伝達等	192
1	伝達系統図	192
2	伝達方法	192
第4節	発災に備えた資機材人員等の配備計画	193
1	災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	193
第5節	警戒宣言時の広報計画	194
1	広報内容	194
2	広報手段等	194
3	住民、滞在者等に対する広報文例	194
第6節	避難対策	195
1	避難の実施責任者	195
2	避難の勧告又は指示等の基準	195
3	避難勧告、指示の対象地区	195
4	避難場所等の周知	195
5	施設又は事業所等への避難場所等の周知	196
6	避難の勧告等	196
7	避難場所の設備及び資機材の配備	196
8	自主防災組織等の住民等避難誘導措置	196
9	要配慮者等に対する措置	196
10	帰宅困難者、滞留旅者対策	197
11	避難地における避難生活の確保	197
第7節	消防・水防等対策	198
1	消防機関の警戒宣言発令時にとるべき措置	198
2	消防計画の準用	198
第8節	警備対策	198
1	警備体制	198
2	警備本部	198
3	警備活動要領	198
第9節	住民生活防災応急活動	199
1	食料及び生活必需品の確保	199
2	飲料水関係	199
3	医療活動	201
4	清掃、貿易等保健衛生活動	201
5	幼児、児童、生徒の保護活動	201
6	自主防災活動	202
第10節	防災関係機関の講ずる措置	203
1	電気関係	203
2	電気通信関係	204
3	放送関係	204

4	ガス（ガス供給機関）	205
第11節	交通対策	205
第12節	緊急輸送計画	205
1	基本方針	205
2	実施事項	205
3	緊急輸送車輛の確認・標章及び証明書	206
4	緊急輸送車輛の確保	206
第13節	他機関に対する応援要請	206
1	派遣を要請する理由	206
2	派遣を要請する期間	206
3	派遣を希望する区域	206
4	その他参考となるべき事項	206
第14節	児童、生徒等に対する措置	206
1	判定会招集連絡報が伝達された場合	206
2	警戒宣言発令時	206
第15節	村が管理又は運営する施設に関する対策	206
1	道 路	206
2	河 川	207
3	不特定多数の者が出入りする施設等	207
4	地震防災応急対策の実施に重要な建物に関する措置	207
5	工事中の建築物等に対する措置	207
第16節	事業所等対策計画	207
1	施設内の防災体制の確立	207
2	応急保安措置の実施	207
3	従業員の帰宅措置	208
第17節	警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達の計画	208
1	避難状況等の報告	208
2	地震防災応急対策に係る措置の実施状況の報告	208
3	応急対策実施状況等の収集、伝達	209

第 1 編 総 則

第 1 章 目 的

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、県、村、地方公共団体、公共機関、住民それぞれが防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成するものである。

これらを踏まえ、「小菅村地域防災計画」は、災害対策基本法第(昭和 36 年法律第 223 号)42 条の規定及び大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号)第 6 条第 1 項に基づき、小菅村(以下「村」という。)に関する基本的事項を総合的に定め、村及び防災関係機関、村民が連携し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の総合的・計画的な推進を図り、もって全村民の生命、身体・財産を保護することを目的に、小菅村防災会議が策定する計画である。

第 2 章 計 画 の 性 格

本計画は、村、県及び防災関係機関等の防災業務の実施責任を明確にするとともに、これらの関係機関相互の密接な連絡調整を図るために必要な事項を定めたもので、その実施細目、実践的応急活動要領については、別途それぞれの機関の果たすべき役割、地区等の実態を踏まえつつ各課及び各機関が定める。

本計画は、中央防災会議の定める「防災基本計画」、山梨県防災会議の作成する「山梨県地域防災計画」及び「山梨県東海地震被害想定調査報告書(平成 17 年)」を踏まえ、さらに阪神・淡路大震災や東日本大震災を教訓に、震度 7 を視野に入れた見直しを行うものであり、今度も必要に応じ修正を加え更に内容の充実を図る。

村は、この防災計画を効果的に推進するため各課及び防災関係機関間の連携を図りつつ、次の事項を実行する。

- 1 実践的応急活動要領の作成や防災訓練等を通じた、防災対策職員への周知徹底
- 2 防災対策及び、実践的応急活動要領等の定期的な点検
- 3 他の計画(長期総合計画等)の防災の観点からのチェック

この防災計画が効果的に推進されるためには、全職員のみならず、村民の防災に関する自覚と自発的協力を得ることが重要であり、村民の防災意識の高揚に一層努力する。

第3章 防災の基本方針

防災とは、災害が発生しやすい急峻な山地と急流に囲まれた谷間に集落が点在する自然条件と、人口の著しい減少と高齢化の進む社会的条件をあわせもつ小菅村の、村士ならびに村民の生命、身体及び財産を災害から保護する行政上最も重要な施策である。

いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。このため、国が決定した国民運動の推進の主旨を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行い、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定し課題解決に積極的に取り組むとともに、関係機関等の連携の強化を図ることが必要である。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、地震により発生した大津波や原子力発電所の事故は、東北地方及び関東地方の太平洋沿岸部に甚大な被害をもたらした。小菅村においては、切迫性が指摘されている東海地震をはじめ、断層型地震などの大規模地震や富士山噴火などの大規模災害の発生が懸念されることから、日頃から県民の生命と暮らしを守るための備えをしておかなければならない。このため、東日本大震災など、多くの大災害の様々な教訓を生かすとともに、村の地域特性や災害史を踏まえ、災害による被害を最小限にとどめられるよう、具体的な防災施策を実施していく必要がある。

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することが必要である。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において、防災関連機関と村民が一体となって、最善の対策をとることが被害の軽減に繋がる。

災害に対する備えとして、村、公共機関等の災害予防責任者は、法令又はそれぞれ防災計画の定めるところにより、必要な物資及び資材の備蓄を図るとともに、応援・受援体制の確立に向け、相互応援に対する協定の締結、共同防災訓練の実施その他必要な措置を講じ、円滑な相互応援が図られるよう努める。

各段階における基本方針は次のとおりである。

1 災害予防対策

災害に強い地域づくりを実現するための、主要交通、通信機能の強化、治山・治水事業等による災害に強い地域づくりの形成、並びに公共施設、ライフライン機能の安全性の確保等を行う。

発災時の災害応急対策、防災関係機関の相互応援の円滑な実施、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備、施設・設備、資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、複数の機関等（民間企業、ボランティア、NPO及びNGO等を含む）による共同の防災訓練の実施等を行う。

村民の防災活動を促進するための村民への防災思想・防災知識の普及、防災教育・防災

訓練の実施、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援、並びに自主防災組織等の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進を行う。

複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、防災体制の構築に努める。

2 災害応急対策

(1) 災害対策本部の設置

別に定める「災害対策本部条例」にもとづき災害対策本部を速やかに設置し、災害応急活動を行わなければならない。

ア 各種災害の警報等の伝達、村民の避難誘導及び災害の未然防止活動を行う。

イ 発災直後の被害規模の早期把握に関する情報の迅速な収集及び伝達、並びにそのために必要な通信手段の確保を行う。

ウ 災害応急対策を総合的、効果的に行う防災関係機関の活動体制の確立、並びに他の機関との連携による応援・受援体制の確立を行う。

エ 災害の拡大を防止するための消火、水防等の災害防止活動を行う。

オ 被災者の救助・救急活動と、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動を行う。

カ 円滑な救助、救急、医療及び消化活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するための交通規制、施設の応急復旧、障害物の除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送を行う。

キ 被災者の安全な避難場所への誘導・避難場所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供など避難収容活動の調整等を行う。

ク 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給を行う。

ケ 被災者の健康状態の把握、並びに必要な応じた救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動、並びに迅速な遺体の処理等を行う。

コ 防災活動等による社会秩序の維持、物価・物資の安定供給のための施策を実施する。

サ 被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設・設備の応急復旧を行う。

シ 流言・飛語等による社会的混乱を防ぎ、適切な判断と行動を促すため、被災者等への的確な情報伝達を行う。

ス 二次災害の危険性を見極め、必要に応じ住民の避難、応急対策を行う。

セ ボランティア、義援物資・義援金、村外からの支援の適切な受入れを行う。

3 災害復旧・復興対策

(1) 被災地域の復旧・復興の基本方針の早急な決定と事業の計画的推進を行う。

(2) 被災施設の迅速な復旧を行う。

(3) 二次被害の防止とより快適な環境を目指した防災むらづくりを行う。

(4) 迅速かつ適切なガレキ処理を行う。

(5) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援を行う。

(6) 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けての経済復興の支援を行う。

4 国、県、他市町村との連携

国、県との連携を図りつつ、これらの被害対策の推進を図る。

第4章 地勢と地形及び災害記録

村は、山梨県の東北端の県境に位置し、東西14km、南北7kmの総面積52.65平方kmの区域を有している。北部は北都留郡丹波山村と、西部は甲州市と、また南部は大月市及び上野原市と接し東部は東京都西多摩郡奥多摩町と接する県境の村で、社会・経済的交流も東京都の奥多摩町や青梅市との交流が深い。

1 地形・地質

村は周囲を1000メートル以上の険しい山々に囲まれ、集落は村の中央を西から東に横断する小菅川及びこれに南の鶴峠の分水嶺から流れ込む白沢川と逆に南の上野原市に注ぐ鶴川の谷間の狭い地点に点在している。集落のうち川池地区（川久保・池の尻）は比較的平坦であり小菅川を隔てて田元・中組・小永田地区はやや高台で平地が連なっているがその他の集落は前に急流、背後に急峻が迫る急傾斜地帯に点在している。

村における基盤岩は小仏層群といわれ粘板岩及び黒色又は暗灰色千枚岩が多量に分布する。

また、村にはいくつかの断層が存在している。そのうち比較的大きな断層として鶴川断層があり、その他の断層はこれに並列するもので一般的に断層破碎帯が存在し、幅20メートルから35メートル前後の破碎帯中に幅2～50センチメートル前後の断層粘土を伴っていることが多い。

2 道路及び河川

主な道路及び河川は次の通り。

- (1) 道路
 - 国道 139号
 - 県道 上野原一丹波山線・大菩薩峠線
 - 村道 余沢一降矢戸線・金沢一金風呂線・白沢一棚沢線・白沢一作ノ宮線
 - 林道 棚沢一今川線・玉川線・笹畑線・橋立線・大丹波峠線・コアラシ線
- (2) 河川 小菅川・白沢川・鶴川・玉川・山沢川・宮川

3 災害記録

区 分	災害発生日	被災地域	被 害 状 況
風水害（台風 15 号）	昭和 34. 9. 26	小菅村全域	土砂崩れ、死者 2 名、全壊家屋 6 戸
〃（台風 10 号）	昭和 57. 8. 2	〃	土砂崩れ、死者 1 名、全壊家屋 1 戸
-	平成 14. 1. 29	小菅村今川峠	林道の堰堤工事現場で土砂崩れ、死者 2 名
風水害	平成 14. 10. 1	小菅村棚沢	土砂崩れ、道路損壊
風水害	平成 19. 9. 7	小菅村全域	玉川及び大長作沢で土石流
風水害	平成 23. 7. 1	小菅村金風呂	道路沿いの沢から土砂流出、国道 139 号片側交互通行
風水害	平成 23. 9. 2-4	小菅村鶴峠	土砂崩れ
風水害	平成 23. 9. 3	小菅村全域	地すべりなどの土砂災害が 3 箇所が発生、長作では土砂流出により県道を 70m にわたり塞ぎ全面通行止めとなった。いずれも人的被害は無し

第2編 一般災害編

第1章 災害予防計画

第1節 防災関係機関及び処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関の役割

村は、防災の第1次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 小菅村

村は、次の事項を実施し、災害に対処する。

ただし、災害救助法適用後は知事の補助機関として災害救助にあたる。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

ア 災害予防

- ① 防災組織の整備
- ② 防災組織の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- ③ 防災訓練の実施
- ④ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- ⑤ 防災に関する施設の整備、点検
- ⑥ 過去の災害に係る情報の収集及び整理等
- ⑦ 前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状況等の改善

イ 災害応急対策

- ① 災害対策本部の設置、運営
- ② 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- ③ 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示
- ④ 消防、水防その他の応急措置
- ⑤ 被災者の救出、救助その他の保護
- ⑥ 応急教育の実施
- ⑦ 被災施設及び設備の応急復旧
- ⑧ 清掃、防疫その他保健衛生活動
- ⑨ 被災者の食料、飲料水、生活必需品の供給
- ⑩ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- ⑪ 緊急輸送の確保
- ⑫ 広域一時滞在に関する協定の締結

- ⑬ 応急仮設住宅の建設
- ⑭ 前各号のほか、災害発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置

ウ 災害復旧対策

- ① 被災した施設等の原形復旧
- ② 災害の再発防止
- ③ 激甚災害に関する調査および指定の促進
- ④ 前各号のほか、将来の災害に備える措置

(2) 山 梨 県

県は、次の事項を実施するとともに、村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

ア 災害予防

- ① 防災組織の整備
- ② 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- ③ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- ④ 防災訓練の実施
- ⑤ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- ⑥ 防災に関する施設の整備、点検
- ⑦ 過去の災害に係る情報の収集及び整理等
- ⑧ 前各号のほか、被害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

イ 災害応急対策

- ① 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- ② 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示
- ③ 消防、水防その他の応急措置
- ④ 被災者の救出、救助その他の保護
- ⑤ 応急教育の実施
- ⑥ 被災施設及び設備の応急復旧
- ⑦ 清掃、防疫その他の保健衛生活動
- ⑧ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- ⑨ 緊急輸送の確保
- ⑩ 広域一時滞在に関する協定の締結
- ⑪ 前各号のほか、災害発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置

ウ 災害復旧

- ① 被災した施設等の原形復旧
- ② 被害の再発防止
- ③ 前各号のほか、将来の災害に備える措置

(3) 指定地方行政機関

ア 関東管区警察局

- ① 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整
 - ② 他管区警察局及び警視庁との連携
 - ③ 管区内防災関係機関との調整
 - ④ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
 - ⑤ 警察通信の確保及び統制
- イ 関東財務局(甲府財務事務所)
- ① 立会関係
各災害復旧事業費の査定立合(公共土木施設災害復旧事業費、農林水産業施設災害復旧事業費、公立学校施設災害復旧事業費、公営住宅災害復旧事業費)
 - ② 融資関係
 - (ア) 地方公共団体の災害復旧事業費の貸付
 - (イ) 地方公共団体に対する短期資金の貸付
 - ③ 日本銀行甲府支店との協議に基づく金融措置
 - (ア) 預貯金等の中途解約等の特例措置
 - (イ) 手形交換の特別措置
 - (ウ) 休日営業の特例措置
 - (エ) 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
 - (オ) 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
 - (カ) 保険料支払いの迅速化措置
 - ④ 国有財産関係
 - (ア) 地方公共団体が応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸与
 - (イ) 地方公共団体において、小学校・中学校・特別支援学校の施設で、災害による著しい被害がある場合における普通財産の無償貸与
 - (ウ) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、行政財産を応急施設として短期間その用に供する場合の使用収益の許可
- ウ 関東信越厚生局
- ① 県内の独立行政法人国立病院機構甲府病院における救護班の編成と知事の要請に基づく医療及び助産の実施
 - ② 必要な場合の県外独立行政法人国立病院機構からの救護班の出勤
 - ③ 所管国立施設における被災傷病者の収容及び治療
- エ 関東農政局(甲府地域センター)
- ① 災害予防
 - (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導
 - (イ) 防災ダム、ため池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備
 - ② 災害応急対策
 - (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告
 - (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保
 - (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給
 - (エ) 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除

- (オ) 土地改良機械の緊急貸出し及び技術者の把握と動員
- (カ) 応急用食料の調達・供給対策
- ③ 災害復旧
- (ア) 査定の速やかな実施と必要な場合の緊急査定の実施
- (イ) 災害による被害農林漁業者に対する資金の融通
- オ 関東経済産業局
 - ① 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保
 - ② 商工鉅業の事業者の業務の正常な運営の確保
 - ③ 被災中小企業の振興
- カ 甲府地方気象台
 - ① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表
 - ② 気象、地象(地震にあつては地震動に限る)、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に伝達
 - ③ 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う
 - ④ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
 - ⑤ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、山梨県や市町村に対し、気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う
 - ⑥ 異常現象発見の通報に対する適切な措置
- キ 関東総合通信局
 - ① 電波及び有線電気通信の監理
 - ② 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導
 - ③ 関東地方非常通信協議会を運営し、非常災害時に備えた非常通信訓練及び非常通信計画の策定並びに通信機器の定期点検等の指導
 - ④ 災害時における移動通信機器（衛星携帯電話、MCA無線機）及び移動電源車の貸出し
 - ⑤ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況の把握
 - ⑥ 非常災害時における重要通信の疎通の確保を図るため、口頭等により許認可を行う臨機の措置を実施
- ク 山梨労働局
 - ① 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び特殊設備の安全確保のための検査
 - ② 事業場内労働者の二次災害の防止
- ケ 関東地方整備局（甲府河川国道事務所）

管轄する河川、道路について計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行う。

 - ① 防災対策の基本方針等の策定
 - ② 災害予防
 - (ア) 震災対策の推進
 - (イ) 危機管理体制の整備
 - (ウ) 災害、防災に関する研究、観測等の推進

- (エ) 防災教育等の実施
- (オ) 防災訓練
- (カ) 再発防止対策の実施
- ③ 災害応急対策
 - (ア) 災害発生直前の対策
 - (イ) 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
 - (ウ) 活動体制の確立
 - (エ) 政府本部への対応等
 - (オ) 災害発生直後の施設の緊急点検
 - (カ) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
 - (キ) 災害発生時における応急工事等の実施
 - (ク) 災害発生時における交通の確保等
 - (ケ) 緊急輸送
 - (コ) 二次災害の防止対策
 - (サ) 危険物等の大量流出時における体制の整備
 - (シ) 被災者・被災事業者に対する措置
 - (ス) 災害発生時における広報
 - (セ) 自発的支援への対応
 - (ソ) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施
- ④ 災害復旧・復興
 - (ア) 災害復旧・復興の基本方針
 - (イ) 災害復興の実施
 - (ウ) 都市の復興
 - (エ) 被災事業者等に対する支援措置
 - (オ) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施
 - (カ) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
- (4) 大月市消防本部（大月市消防署小菅出張所）
 - ア 建築物の安全措置
 - イ 火災予防措置
 - ウ 火災対策及び消防の強化
 - エ 危険物等規制及び安全措置
 - オ 消防計画、防災関係規定の作成指導
 - カ 救助及び救急措置
 - キ 火災の鎮圧、その他災害の軽減措置
 - ク その他
- (5) 上野原警察署（小菅駐在所）
 - ア 緊急輸送を確保するための交通規制
 - イ 犯罪の予防及び社会秩序の維持
 - ウ 避難勧告、指示
- (6) 自衛隊（第1特化連隊第5大隊）

- ア 平素における準備
 - 防災関係資料の整備
 - ① 自衛隊派遣計画の作成
 - ② 関係機関との連絡調整
 - ③ 防災に関する教育訓練
 - ④ その他
 - (ア) 防災関係資機材等の整備点検
 - (イ) 隊員の非常参集態勢の整備
 - イ 災害派遣の準備
 - ① 災害派遣初動の準備
 - ② 災害等情報の収集
 - ③ 通信の確保
 - ④ 要請等の確認及び派遣要領の決定
 - ウ 災害派遣の実施
 - ① 災害派遣要員の範囲
 - 人命又は、財産の保護のため、要請があり必要と認めた場合の救護のための部隊の派遣。
 - ② 自主出動
 - 大規模地震発生時の人命救助等、特に緊急を要し、要請を待つ暇がないと認められた場合は要請を待たないで部隊等を派遣することができる。
 - エ 撤収及び撤収後の措置
- (7) 指定公共機関
- ア 東日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）（東京サービス運営部西フィールドサービスセンター運営担当）
 - ① 災害時における公衆通信の確保と被災施設の早期復旧
 - ② 災害応急措置の実施の必要な通信に対しての通信施設の優先利用
 - イ 日本赤十字社（山梨県支部）
 - ① 被災者に対する医療、助産、遺体の処理その他の救助の実施
 - ② 災害救助班の体制確立とその整備
 - ③ 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - ④ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
 - ⑤ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
 - ⑥ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
 - ⑦ 義援金の募集及び配分
 - ウ 日本放送協会（甲府放送局）
 - ① 災害対策基本法、気象業務法、日本赤十字社法その他の法令の定める放送又は通信
 - ② 指定公共機関としての災害対策基本法に定める対策措置
 - エ 日本通運株式会社（山梨支店）
 - ① 安全輸送の確保

- ② 災害対策用物資等の輸送
- ③ 災害応急活動のため各機関からの車両借上要請に対し、可及的に即応しうる体制の整備
- オ 東京電力株式会社（青梅支店、大月支店）
 - ① 電力供給施設の災害予防措置
 - ② 被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧
 - ③ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
- カ 日本郵便株式会社
 - ① 地方公共団体又は日本郵便株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
 - ② 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
 - ③ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - ④ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - ⑤ 郵便局窓口業務の維持
 - ⑥ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
 - ⑦ 郵便局ネットワークを活用した広報活用
 - ⑧ 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
- (8) 指定地方公共機関
 - ア 放送機関
 - ① 地域住民に対する防災知識の普及と各種予防及び警報の報道
 - ② 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道
 - ③ 社会事業団体などによる義援金の募集、配分への協力
 - イ 輸送機関（西東京バス、社団法人山梨トラック協会）
 - ① 安全輸送の確保
 - ② 災害対策用物資等の輸送
 - ③ 災害応急活動のための村長及び各機関から車両借上げ要請に対し、可及的速やかに対応しうる体制の整備
 - ウ ガス供給機関（(株)山梨県エルピーガス協会）
 - ① ガス供給施設の耐震整備
 - ② 被災地に対するガス供給の確保
 - ③ ガス供給施設の被害調査及び復旧
 - エ 医師会（山梨県医師会、北都留郡医師会）
 - ① 被災者に対する救護活動の実施
 - ② 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達
- (9) 公共団体及び防災上重要な施設の管理者
 - ア 農業協同組合、森林組合等農林業関係団体
 - ① 村が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
 - ② 農林産物等の災害応急対策に対する指導
 - ③ 被災農家に対する融資又はその斡旋

- ④ 農林業生産資材等の確保、斡旋
- イ 小菅村商工会
 - ① 村が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力
 - ② 災害時における物価安定についての協力
 - ③ 救助用物資、復旧資材の確保、斡旋についての協力、斡旋
- ウ 診療所等医療施設の管理者
 - ① 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - ② 災害時における収容者の保護及び誘導
 - ③ 災害時における病人等の収容、保護体制の整備
 - ④ 災害時における被災者の収容及び助産
- エ 社会福祉施設の管理者
 - ① 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - ② 災害時における入所者の保護及び誘導
 - ③ 避難者の受入れ準備
- オ 学校施設の管理者
 - ① 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - ② 警戒宣言発令時及び災害時における応急教育対策の樹立と実施
- カ 自主防災組織
 - ① 被害に関する情報の伝達及び広報
 - ② 組織的避難の実施
 - ③ 防災、防犯の措置
 - ④ その他の相互扶助
- (10) その他の公共団体
 - ア 社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会、小菅村社会福祉協議会）
 - ① 被害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - ② ボランティアの登録、受付等及びその受入れ体制の確保
 - イ 山梨県ボランティア協会
 - ① 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - ② ボランティアの登録、受付等及びその受入れ体制の確保

第2節 防災組織の充実

1 小菅村防災会議

(1) 設置の根拠

災害対策基本法第16条 小菅村防災会議条例（別記資料編参照）

(2) 所掌事務

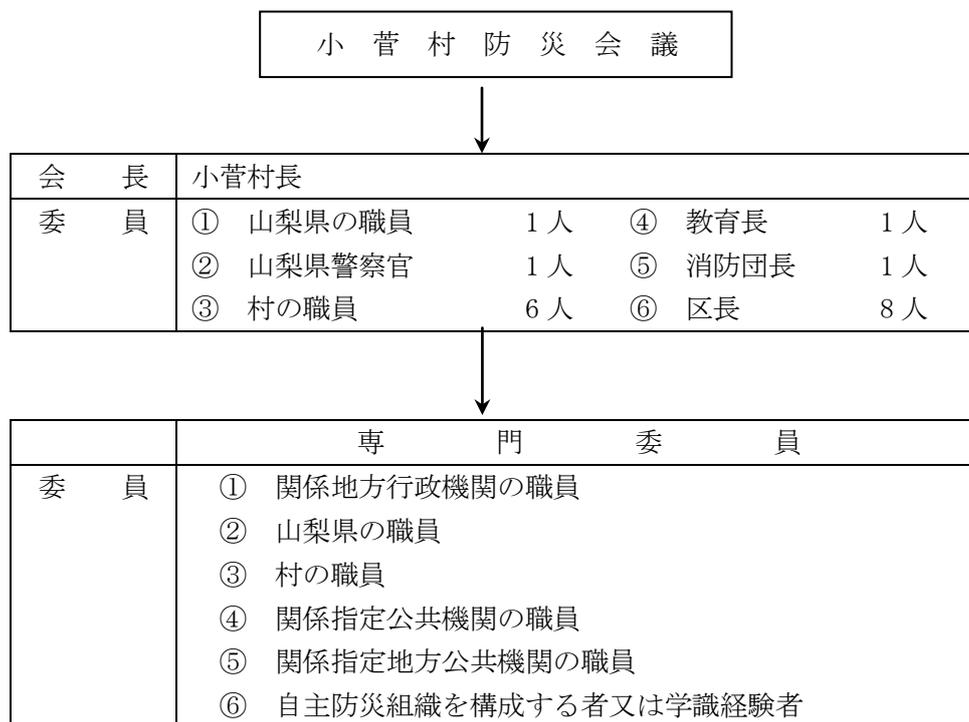
- ア 地域防災計画の作成とその実施推進
- イ 村長の諮問に応じ、地域の防災に関する重要事項の審議
- ウ イの重要事項に関し、村長に意見を述べること
- エ 災害復旧に係る関係機関との連絡調整

オ その他法令に基づく権限に属する事務

(3) 防災会議の組織

会 長 小菅村長

- 委 員 ① 山梨県の職員で村長が任命する者
② 山梨県警察の警察官で村長の任命する者
③ 小菅村の職員で村長の指名するもの
④ 小菅村の教育長
⑤ 小菅村の消防団長



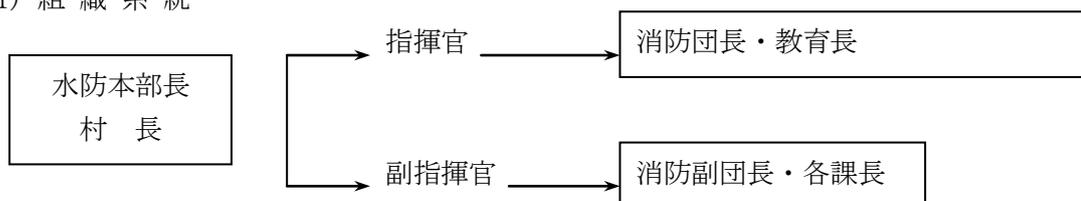
2 小菅村災害対策本部

小菅村災害対策本部条例（昭和 51 年 条例第 13 号）別記「資料編」参照

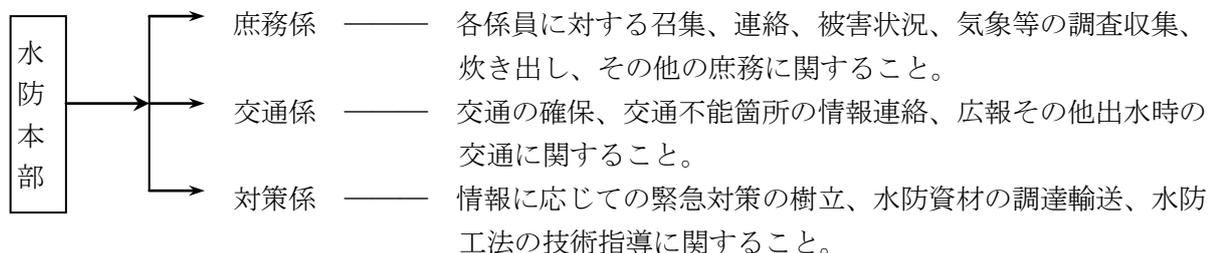
3 水防組織

小菅村水防計画にもとづき、小菅村水防本部を次のとおり設置する。ただし、小菅村災害対策本部が設置されたときは、地策本部の組織による活動を行う。

(1) 組織系統



(2) 業務分担



4 自主防災組織

(1) 設置の目的

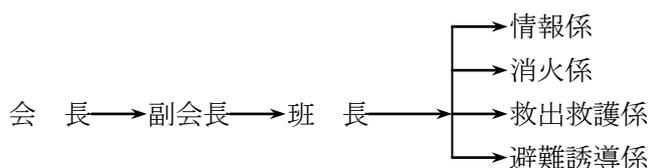
災害対策基本法第5条に基づき、「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、村内住民の自発的防災組織として、村内総ての区を単位として設置する。

(2) 組織構成

ア 村内に各地区の自主防災組織を設置する。

イ 各組織の規約の定めるところによるが大綱は次のとおりである。

なお、自主防災組織を編成する際には、女性の参画の促進に努める。



(3) 組織の活動

ア 平常時の活動

(ア) 情報の受伝達体制の確立

(イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施並びに過去の災害から得られた教訓の伝承

(ウ) 火器使用設備器具等の整備・点検

イ 災害発生時の活動

(ア) 地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難勧告・指示の伝達

(イ) 初期消火等の実施

(ウ) 救出・救護の実施及び協力

(エ) 集団避難の実施

(オ) 炊出しや救助物資の配布に対する協力

(4) 地域の自主防災組織の充実強化

村は、自主防災会の未整備な地域における組織化の推進を図る。

また、防災資機材等の配備についても計画的に推進し、自主防災会の育成強化に努める。

ア 村は、自主防災組織の育成強化を図り、組織の核となるリーダーに対して研修を実施し、これら組織の日常訓練の実施を促す。

イ 村は、平常時には自主防災組織の研修、訓練の場となり災害時には避難、備蓄等の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助救護資機材の充実を図る。

ウ 防火対象物の関係者は、自衛消防組織を整備拡充させ、従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献等を十分認識し、災害行動マニュアルの作成、防災対策の整備、防災訓練等を実施し、防災活動の推進を図る。

エ 自主防災組織一覧表 (平成 25 年 10 月 1 日現在)

組織の名称	区域	世帯(戸)	人口(人)	組織の責任者	避難所
橋立自主防災会	橋立	55	133	区長	きぼうの館
川池 "	川池	69	153	"	きぼうの館、中央公民館
田元 "	田元	27	61	"	中央公民館、小菅の湯、道の駅こすげ
中組 "	中組	63	126	"	小菅の湯、道の駅こすげ
東部 "	東部	37	85	"	中央公民館、多摩川源流大学 (地震時)
白沢 "	白沢	17	50	"	多摩川源流大学 (地震時)、小菅の湯、道の駅こすげ
小永田 "	小永田	38	81	"	小菅の湯、道の駅こすげ
長作 "	長作	24	55	"	寺子屋自然塾庭

第 3 節 防災知識の普及・教育及び防災訓練

1 防災知識の普及

防災業務に従事する職員の資質を高めるため、また、災害に際しては、住民自らが主体的に判断し、行動できることが重要であることから、住民の各種災害に対する認識を深めるため、村、県、防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者（災害対策基本第 47 条第 1 項に規定する災害予防責任者）は防災知識の普及・教育の実施に努める。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(1) 防災関係機関の職員に対する防災知識の普及・教育

災害予防責任者は、職員に対し、教育機関その他の関係する公私の団体に協力を求めるなどし、講習会、研修会の開催及び防災に関する印刷物等を配布して、防災知識の普及及び教育を図る。

(2) 住民等に対する防災知識の普及・教育

災害予防責任者は、次により防災知識の普及及び教育を図る。

- ア 広報誌の活用
- イ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- ウ 社会教育の場の活用
- エ 山梨県防災安全センターの活用
- オ 防災関係資料の作成、配布
- カ 防災ビデオ等の貸し出し
- キ 防災フェスティバルの開催

ク 防災・気象情報のインターネットへの発信

ケ 土砂災害ハザードマップの普及による土砂災害警戒区域等の警戒避難体制の強化

(3) 幼児、児童、生徒等に対する教育

村は、生徒に対し実践的な防災教育を実施するとともに、学校等関係職員、保護者等に対し災害時の避難、保護の措置等について、知識の普及を図る。

(4) 高齢者、障害者に対する措置

高齢者、障害者に対する防災知識の普及については、老人クラブ及び身体障害者会を通じて避難場所の周知や、避難方法を指導するとともに、地区民生委員等を通じて防災知識の普及を図る。

(5) 旅行者、外国人対策

旅行者、外国人については避難所の案内標識に外国語を併記し、また外国語入りの防災マップを作成し役場及び小菅の湯、原始村等の公営施設や村内の旅館や民宿の窓口に備え付け配布する。

(6) 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

村は危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して災害時に必要な防災教育を実施する。

(7) 普及内容

ア 防災に対する一般的知識

イ 気象、災害発生原因等に関する知識

ウ 防災計画及びこれに伴う防災体制

エ 災害予防措置

オ 災害危険箇所、適切な避難場所、避難路等に関する知識

カ 災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識

(8) 県立防災安全センターの活用

展示室、視聴覚教室、図書、相談室、訓練及び実習室における見学、実践による防災知識の普及

(9) 企業防災の推進

企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどして企業防災の推進に努める。

このため、県及び村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動へ積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

2 防災訓練の実施

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に迅速適切な災害応急対策が実施できるように体制の整備強化と関係機関等との有機的な連絡調整を図り、技術を向上させるとともに住民に対する防災知識の普及を図ることを目的として訓練を行う。

なお、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。

(1) 総合訓練

村は、国・県及び周辺市町村並びに防災関係機関等と合同して、次により総合訓練を実施する。

ア 実施時期

[防災週間]の間及び村が適宜計画して行う。

イ 実施内容

村と関係機関等の協議により、その都度実施要綱を定めて実施する。

ウ 訓練重点事項

情報通信連絡、職員の初動体制、災害対策本部の運営、避難、救護、救出、消防、救援物資輸送調達、防疫、給水、応急復旧、炊き出し等。

(2) 非常通信訓練

有線通信施設の途絶等の事態に備え、次により通信訓練を実施する。

ア 参加機関

県、村、山梨地区非常通信協議会、関係機関等

イ 実施時期及び実施方法

関係機関の協議により、その都度実施する。

(3) 避難訓練

学校・工場・事業所その他消防法による防火対象物の管理者は、避難訓練を行い、人命、身体を災害から保護するよう努める。

また、防火管理者を置かない程度の管理者も前記に準じて行う。この場合、外国人や障害者などの避難行動要支援者に対しても必要な対策を講ずる。なお学校等（含む保育所）においては、次のことに留意する。

ア 様々な場面、時期を想定して訓練を行う。

イ 実施の回数は、年間を通じて時期や他の安全指導との関連及び生徒等の実態を考慮して決定する。

ウ 人命、身体の確保を基本とする。

(4) 防疫訓練

ア 職員の訓練

常に防疫作業の修習を図り、随時防疫演習を行う。

イ 機材器具等の整備

必要な器具・機材等は計画的に整備し、随時点検を行いつつでも使用できるよう保管しなければならない。

(5) 消防訓練

消防関係機関は、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて他の機関と合同で避難訓練を実施する。

ア 実施時期

火災の起こりやすい季節又は訓練効果のある適当な時期に実施する。

イ 実施場所

火災のおそれのある地区、又は訓練効果のある適当な場所を選んで行う。

ウ 実施方法

あらかじめ作成された火災想定により、訓練場所に最も適した消火活動その他関連活動を実施する。

(6) 水防訓練

小菅村水防計画にもとづき水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施する。

ア 実施の時期

台風期又は洪水等が予想される時期以前で、訓練効果の最もある時期を選んで実施する。

イ 実施の場所

決壊等のおそれのある河川及びその付近を選んで実施する。

ウ 実施の方法

水防管理者が小菅村水防計画にもとづいて、年1回以上行う。

訓練内容は水防管理者が関係機関と協議して定める。

(7) 避難所設置運営訓練

自主防災組織を主体に一時避難所から指定避難所への2次避難訓練、指定避難所における避難所設置運営訓練を実施する。

(8) 企業等が行う訓練

自主防災組織及び地震防災応急計画を定める施設、企業は自主的に総合訓練、部分訓練を実施するとともに県、村の訓練に参加する。村は、自主防災組織、企業等の行う訓練に対し、必要な助言と指導を行う。

第4節 防災施設及び防災機材の整備、拡充

1 防災施設の整備

備蓄庫

村は大規模災害に備えるため、防災資機材や毛布、被服等の衣料品、炊き出し用コンロ、釜、缶詰、乾パン等の非常食、日用品を備蓄するための備蓄庫を整備する。

避難所

災害時における被災者の避難場所をあらかじめ選定しておく。避難場所の選定にあたっては、避難地については、災害に対し安全な公園広場などをあて、避難所については、災害に対し安全な施設であることはもとより、給食施設を有するものか、又は比較的容易に搬入給食し得る場所を選定するよう考慮する。

また、村長は、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、緊急時の避難場所としてあらかじめ指定するよう努める。

避難所（場所）指定一覧表（風水害を除く）

地区名	施設名	避難所	避難場所
—	小菅村役場庁舎	○	
—	きぼうの館	○	
—	中央公民館	○	
—	小菅の湯	○	
—	道の駅こすげ	○	
—	寺子屋自然塾	○	
橋立	橋立熊野神社		○
	橋立バス停		○
	橋立集会所	○	
川池	小菅小学校		○
	小菅小学校グラウンド		○
	小菅小学校体育館		○
	小菅中学校		○
	小菅中学校グラウンド		○
	小菅村体育館		○
	川池集会所	○	
田元	池之尻スポーツ広場		○
	小菅村スポーツ交流施設		○
	黒川工業車庫		○
	田元集会所	○	
中組	中組集会所	○	
	小菅の湯駐車場		○
	中組グラウンド		○
東部	東部集会所	○	
	金風呂中央広場		○
白沢	源流大学	○	
	源流大学グラウンド		○
	白沢集会所	○	
小永田	熊野神社		○
	小永田集会所	○	
	小菅開発車庫		○
長作	長作集会所	○	
	寺子屋自然塾グラウンド		○
	ゲートボール場		○

2 防災資機材の整備・点検

防災資機材については、役場（災害対策本部）及び各地区防災会に防災資機材庫を順次設置し資機材の整備を図っていく。

また、整備済みの資機材については、次により定期的に点検を実施する。

- (1) 資機材等については規格ごとの数量の確認、不良品の取り替え、薬剤等の効果測定、消耗品の補充
- (2) 機械類については、不良箇所の有無及び故障箇所の整備、機能試験の実施

防災資機材等整備一覧表

資機材保有者	保有資機材の種別	数量	保管場所	管理責任者	点検責任者
消防団第一部	消防ポンプ自動車	1	川池	分団長	一部長
〃 第二部	〃	1	小永田	〃	二部長
〃 第三部	小型動力ポンプ付積載車	1	長作	〃	三部長
〃 第四部	〃	1	東部	〃	四部長
〃 第五部	〃	1	橋立	〃	五部長
〃 第一部	発電機	1	川池	〃	一部長
〃 第二部	〃	1	小永田	〃	二部長
〃 第三部	〃	1	長作	〃	三部長
〃 第四部	〃	1	東部	〃	四部長
〃 第一部	ろ水機	1	川池	〃	一部長
消防団	消火栓	84	全村	〃	地区班長 自主防災会
〃	防火水槽	31	〃	〃	地区班長
消防団第一部	ウォーターZ	1	川池	〃	一部長
〃 第二部	〃	1	小永田	〃	二部長

第5節 消防予防計画

1 消防力の整備強化

村は、消防力の整備強化に努める。

(1) 消防力の整備強化

ア 村は消防組織の拡充強化に努め、特に消防団の活性化及び常時消防体制の強化充実に努める。

また、自主防災組織との連携を強め、初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図る。

更に、消防職員の増員と設備の強化を図るとともに消防団との連携を強化し、消防体制の充実に努める。

イ 消防施設等の整備

村は「消防力の基準」「消防水利の基準」に基づき、消防施設等を整備するとともに、激増する交通事故をはじめとする各種災害事故に対処する救急態勢の整備を図る。

また、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動や救助活動を円滑に進めるため、施設の耐震化にも努める。

ウ 消防職員及び消防団員の教育訓練

村は、救急業務の高度化に対応するため、消防職員の救急救命士資格の計画的取得を図るとともに、応急手当普及啓発広報車等を活用し、消防団員等の応急手当普及員の養成に努める。

また、消防職員及び消防団員に対し、基本的、専門的教育を行うとともに、総合防災訓練等を通じて、職(団)員の救急救助技術等専門的技術の向上を図る。

(2) 自衛消防力の整備強化

ア 防火対象物の管理者は、自衛消防組織の充実に努めるとともに、従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献等を十分認識し災害時行動マニュアルの作成、防災対策の整備、防災訓練等を実施し、防災活動の推進を図る。

イ 村は、少年消防隊等民間の自衛消防組織の設置指導及び育成強化を図り、組織の核となるリーダーに対して研修を実施し、これら組織の日常訓練の実施を促す。

ウ 村は、平常時には自主防災組織の研修、訓練の場となり災害時には避難、備蓄等の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助救護資機材の充実に努める。

(3) 消防計画の確立

村は、消防機関が大規模地震災害に対処できるよう、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、消防活動の万全を期することを主眼として次の事項を大綱とした小菅村消防計画を確立し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

- ① 消防力等の整備
- ② 防災のための調査
- ③ 防災教育訓練
- ④ 災害の予防、警戒及び防ぎよ方法
- ⑤ 災害時の避難、救助及び救急方法
- ⑥ その他災害対策に関する事項

(4) 広域消防応援体制の確立

災害発生時には、災害関係機関相互の連携体制が必要である。

村は、関東各市町村間、県内市町村間等で締結している相互応援協定の内容充実に努める。

2 火災予防対策の指導強化

(1) 建築同意制度の効果的活用

村及び大月市消防本部は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第6条に基づく建築確認申請と同時に消防法の規定による建築同意制度を効果的に運用し建築面からの火災予防の徹底を図る。

(2) 一般家庭に対する指導

村は、自主防災組織等各種団体を通じて、一般家庭に対して消火器具、消火用水及び防火思想の普及徹底を図るとともに、住宅用火災警報器の普及・促進を図り、これらの器具等の取扱い方を指導する。

また、初期消火活動の重要性を認識させ火災発生時における初期消火活動の徹底と、

防災訓練への積極的な参加促進を図る。

(3) 防火対象物の防火体制の推進

ア 不特定多数の者が利用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険が大きい。そのため村は大月市消防本部と連携して、消防法に規定する防火対象物には、必ず防火管理者を選任させる。

イ 村は大月市消防本部と連携して、防火管理者に対して消防計画を策定させ、防火訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気使用等について指導を行う。

(4) 予防査察の強化指導

ア 村は大月市消防本部と連携して、防火対象物の計画的予防査察を行い、実態を把握するとともに、防火安全対策について適切な指導を行う。

イ 村は大月市消防本部と連携して、管轄内の荒廃地、空家等の関係者に対し、防火管理の万全を期するよう指導する。

(5) 危険物等の保安確保の指導

村は大月市消防本部と連携して、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について必要の都度、消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

なお、村は大月市消防本部と連携して、火災予防条例に規定されている少量危険物等の管理及び取扱いについても所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努める。

(6) 村民に対する防火思想、知識の普及

村は防災関係機関、関係団体及び報道機関等の協力を得て、火災予防週間をはじめ様々な機会に防火思想並びに防火知識の普及に努める。

また、村は消防団の協力を得て、火災予防週間に次の教宣活動を行う。

ア 消防自動車による防火パレードの実施

イ 防火パンフレットの配布

ウ 防火ポスター、標語の募集

エ 家庭用消火器のあっせん

3 林野火災予防対策

村は94%が林野でその林野面積の33%、1656haが東京都の保有林（水源林）である。この林野は急峻な地形で一旦林野火災が発生すれば消火活動はきわめて困難である。林野焼失はもちろん、人家への延焼も大きな被害をもたらすものと予想されるので、その予防活動と消防活動が適切に行われるよう計画する。

(1) 林野火災予防思想の普及、啓発

村は、住民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野のパトロール強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進する。

また、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発する時期には横断幕、広報、ポスター等有効な手段を用いるなど強く周知徹底を図る。

(2) 林野所有者等予防対策の指導

小菅村は、東京都水道局及び林野所有者に火災予防のため、次の事項の指導を行う。

- ア 防火線・防火帯の設置
- イ 看板・標識の設置
- ウ 道路網の整備
- エ 火災消化機材の整備
- オ 火災多発期における巡視等

(3) 林野火災消防計画

村は、防災関係機関と緊密な連絡を図り、次の事項について林野火災消防計画を樹立する。また、森林組合、恩賜林保護組合、東京都水道局水源管理事務所、森林所有者等と相互に連絡を図り、管理・予防・消火等消防計画策定を図り自衛体制の強化を図る。

ア 防火管理計画

- ・特別警戒区域 ・特別警戒時期 ・特別警戒実施要領等

イ 消防計画

- ・消防分担区域 ・出動計画 ・防ぎよ鎮圧計画 ・他市町村等応援計画
- ・資機材整備計画 ・防災訓練実施計画 ・啓発運動推進計画等

(4) 自衛消防体制の確立

村は、県、大月市消防本部、北都留森林組合等と相互の連絡を密にとり、管理する森林の火災予防及び火災発生時における消火体制等についてあらかじめ消防計画を策定し、自衛消防体制の強化を図る。

(5) 関係職員の研修指導

村は、予防対策、消火対策についてより万全を期するため、森林保全巡視員の研修及び森林組合職員等関係者への指導を行う。

4 消防力の現状

(1) 消防団（水防団）

部の詰所、器具庫及び管理車両					
部名	第1部	第2部	第3部	第4部	第5部
詰所器具庫	川池	小永田	長作	東部	橋立
管理車両	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ付積載車

(2) 消防署

大月市消防署小菅出張所、職員5名、消防ポンプ自動車A-2級1台、高規格救急車1台

第6節 風水害予防対策

村は平常時より危険箇所の調査を行い、がけ崩れ等の危険が予想される箇所を把握するとともに住民へ周知し、崩落防止工事の実施等、関係機関と緊密な連絡を保ち、被害を未然に防止あるいは最小限にとどめるように努める。

1 山地の災害予防

村の山地は、地形、地質などの特質から崩壊に起因する災害が発生するおそれが高い。このため、次に掲げる治山事業の積極的な推進を県に働きかけ、森林のもつ保全機能の

維持増大を図るとともに、崩壊等の自然災害の危険頻度の高い山地災害危険地区とその流域の保全対策に努める。

(1) 山地災害の未然防止

集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性のある山地又は荒廃のきざしのある溪流等に対し、予防治山事業を重点的に実施する。

特に、福祉施設、病院、保育園等「避難行動要支援者関連施設」周辺の山地で、山地災害の危険性のある箇所については、施設管理者へ周知するとともに、山地災害の予防対策として積極的に治山事業の実施を県に働きかけていく。

(2) 荒廃山地等の復旧

山崩れを起こした崩壊地、浸食されたり異常な堆積をしている溪流等に対し、復旧治山事業・総合治山事業等の推進を県に働きかけ、土砂崩壊、流出による下流の災害の防止を図る。

(3) 地すべりの防止

地すべりによる被害を防止、軽減するため、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）に基づいて地すべり防止区域の指定を県に働きかけ、積極的な保全工事を施行する。

(4) 保安林の整備

災害により保安機能の低下した保安林について、改植、補植、下刈等による森林整備を行い、森林機能の維持向上を図る

2 河川対策

村内には、小菅川等の河川が流れ、過去において幾度となく水害に見舞われてきたが、近年では、堤防の建設や河川の改修により氾濫の危険性はかなり減少している。

今後も、洪水などの災害から守り、村民が安心して生活できるようにするため、特に中小河川における河川改修など適正な管理を進めていくとともに、出水の早期予知や災害時の状況把握に必要な正確な情報を収集し、村民へ迅速に連絡ができるよう、雨量観測所や水位観測所からの情報収集体制の確立、また関係団体との連絡体制の確立を図る。

また、重要水防区域にある河川についても、県に働きかけ河川改修を推進する。

3 砂防対策

村の河川は、急峻な地形に加え地質的にも脆弱な地層が多く荒廃しやすい要因が重なっているため、豪雨等の際に土石流が発生する危険性が高い。

豪雨の際の溪流における生産土砂の抑止、流送土砂の貯留、調節、流路の安定、地すべり防止等のため、県に次の砂防事業の実施を要請していく。

(1) 土石流対策

村内には土石流危険溪流が 15 溪流あり、砂防事業が県により実施されている。今後も、砂防事業の促進を県に要請していく。

(2) 地すべり対策

村に地すべり危険箇所は 2 箇所、その内「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域に指定されている箇所は 1 箇所あり、積極的に対策工事を推進する。

また、指定以外の危険箇所についても県に働きかけ積極的に対策工事を推進する。

4 急傾斜地等危険地災害予防対策

村は地形的、地質的に崩れやすい地域が多く、そのうち急傾斜地付近に存在する人家も多いので、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による人的、物的被害の発生が予想される。

このため、県と連携して次の対策を推進する。

(1) 危険箇所の巡視等の強化

村は、豪雨の際、事前に適切な措置がとられるよう随時巡視を実施し、必要に応じて危険箇所の土地の所有者、管理者、占有者に対し、防災工事を施すなどの改善措置をとるよう強力に指導する。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域及び災害危険区域の指定の促進

村内では、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域として9箇所が指定され、がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制や標識の設置等が県により行われている。

今後、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図っていく。

(3) 警戒避難体制の整備

村は、急傾斜地崩壊危険箇所ごとに災害警報の発令、避難救助等の警戒避難体制の確立を図る。

また、ホームページ等を活用してそれらに必要な情報を周知する。

(4) 簡易雨量観測器の設置及び観測

危険箇所の雨量観測は崩壊予察の有効な手法の一つであるので、簡易雨量観測器の設置推進によって雨量を観測し、災害発生想定危険雨量と比較し、緊急時における警戒避難の目安とする。

また、東京都水道局水源管理事務所で設置している雨量観測機や気温のデータの提供を受け山地災害の予防に活用する。

(5) 急傾斜地の崩壊に対する知識の普及

村及び県は、危険地域の住民に対し、急傾斜地の災害の予防対策に対する事項、急傾斜地に係る法令等に関する知識の普及を図る。

(6) 防災のための集団移転促進事業

村及び県は、災害の発生地又は建築基準法に定める災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を助成し促進する。

(7) がけ地近接等危険住宅移転事業

村及び県は、災害による危険から人命を守るため、建築基準法の規定による災害危険区域等にある住宅の除去・移転を助成し促進する。

(8) 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の所有者等が防災工事を行うことが困難又は不適當な場合は、県に対して急傾斜地崩壊防止工事の実施を要請する。

5 土砂災害警戒区域等における対策(警戒・避難対策計画の策定)

村は、県が指定した土砂災害警戒区域等について、県の指導を得て警戒・避難対策計画を策定する。策定に当たっては、次の事項に考慮する。

(1) 避難対象地区の指定

避難が必要となる危険区域等をあらかじめ避難対象地区として指定する。

(2) 避難収容施設の指定

ア 避難対象地区を指定するときは、当該避難対象地区の住民及び滞留者等（以下「避難者」という。）を収容する施設を併せて指定する。

イ 収容施設の指定にあたっては、次の事項に留意して安全適切な場所とする。

(ア) 地域の実状を踏まえ、耐震・耐火の建築物とすること。なお、設備（電気、給排水）についても十分考慮すること。

(イ) 避難対象地区との経路が比較的近距离で、かつ、安全なこと。

(ウ) 当該施設の所有者若しくは管理者の承諾が得られること。

(3) 避難路の設定

ア 避難者が安全かつ迅速に避難できるよう、避難対象地区と収容施設とを結ぶ避難経路を設定する。

イ 避難経路の設定にあたっては、次の事項に留意する。

(ア) 避難路について、がけ崩れ等の危険が予想されないこと。

(イ) 崩壊、倒壊のおそれのある建造物、石垣、ブロック塀等、避難路周辺の危険要因の把握に努め、極力これを避けること。

(ウ) その他、避難の障害となる事由の存しないこと。

6 地域住民への周知(警戒・避難体制の整備)

村は、危険な箇所に住する地域住民に対し、ハザードマップ等を作成配布し、危険性を周知徹底するとともに、気象台と県が共同で発表する土砂災害警戒情報等を効果的に活用した上で、警戒体制や避難体制がとれるよう万全を期する。

また、大規模な土砂災害（地すべり）が急迫している状況において、県が緊急調査を行った場合、村は調査結果を速やかに入手し、近隣住民に周知する。

第7節 農林水産災害予防計画

1 農作物災害予防対策

農作物の災害予防については「山梨県農業災害対策要領」に基づき台風等による風水害に対しては、気象情報に留意し、作物別・時期別な予防対策を農家に指導する。

また、凍霜害については、発生の危険が長期にわたるため、予め警戒期間（おおむね3月下旬～5月下旬）を設け、災害防止に努める。

また、台風や豪雪等に対しては、気象台からの気象情報に基づき、的確な予防技術対策を樹立し、関係機関への迅速な通報に努める。

2 農地災害予防対策

村は、農業用施設の巡視点検に努め、道路・用排水路等の崩壊危険箇所を把握するとともに側溝及び法面の整備を図る。

また、急傾斜地の農地については基盤を整備し、降雨による土壌の流亡や崩壊を防止する。

3 林業対策

(1) 林道並びに治山施設の災害を防止するため、治山施設及び林道施設をあらかじめ調

査・補強を行う等適性措置をとる。

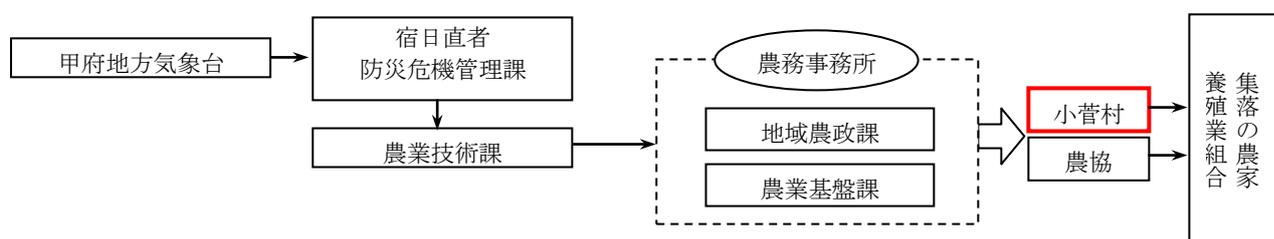
(2) 林地保全

森林は無立木地に比較して、保水力が大きい但其の取り扱いいかんによっては、その機能を失い林地荒廃の原因にもなるので、その林地に順応した適正な森林整備を図り、災害の未然防止を期する。

4 水産対策

村内におけるヤマメ、イワナ、ニジマス等の養魚施設及び釣り場等は重要な観光施設であり、風水害に対する予防対策を指導する。

勤務時間外における気象情報等の伝達網



第8節 建築物災害予防対策

1 不燃建築物の建設促進

村及び県は、大火災等による建築物の被害の軽減を図るため、次により建築物の不燃化の促進を図る。

(1) 建築物が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれのある地域については、防火地域及び準防火地域に準じて不燃化建築物の建設について指導を行う。

2 災害危険箇所の調査

(1) 事前調査の対象となる設備、又は物件の調査

村内において、事前措置の対象となるものを次により調査し、実態を把握しておく。

消防関係 火災関係・危険物貯蔵所・取扱所

水防関係 地すべり・山くずれ

(2) 設備・物件の管理者等への予警告の方法

ア 災害時に緊急事態が切迫した場合は、村長は、即時に管理者等に対して事前措置のための指示を行う。

イ あらかじめ事前措置の対象となることが予想できるものについては、事前措置予告通知書（次の様式）をもって予告し、事前に指導する。

第 号

事前措置予告通知書

貴所有の（施設及び物件）は、災害が発生した場合、現状では災害対策基本法第 59 条に基づく事前措置の対象となり得るので、次の事項留意のうえ災害時には適宜な措置をとられるよう通知します。

年 月 日

小菅村長

印

設備又は物件の名称	数 量	措 置 の 方 法	備 考

3 公共施設災害予防計画

(1) 老朽建物の改築促進

ア 老朽度の著しい建物又は構造上危険と判断されるものは、国及び県の整備計画に合わせて改築の促進を図り、改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物の建設の促進を図る。

イ 建物の定期点検及び臨時点検を実施して破損箇所等は補修又は補強し、災害の防止に努める。

4 建物以外の施設の補強及び整備

(1) 国旗掲揚塔、野球用バックネット、夜間照明塔等の著しく高いもの又は容量の大きいものは、その安全度を常時確認し、危険と認められるものは必ず補強工事を実施する。

(2) 移動又は飛散しやすい機械・器具等は、常時格納固定できるようにする。

(3) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。

(4) 定期点検及び臨時点検を実施して、要補修箇所は補修又は補強して災害防止に努める。

第 9 節 文化財災害予防対策

1 文化財の管理責任

(1) 文化財は、文化財保護条例により、それぞれの管理規定を設け、所有者及び管理者の責任を明確にする。

(2) 所有者及び管理責任者の変更、指定物件の滅失、毀損、亡失、盗難あるいは指定物件の現状の変更等の場合は、村教育委員会に届け出る。

2 文化財の防災施設

小菅村には、国指定の文化財 1 件がある。この他村内には謂われ多い神社、寺院等の建造物があり、地域住民の心の財産となっている。これらの貴重な文化遺産を災害から守り

後世に伝えなければならない。

(1) 建造物の防災対策

ア 建造物の防災施設の促進

イ 建造物の耐震性の調査研究

ウ 建造物の周囲の水利状況、道路状況、消防体制の状況等により、防火水槽、消火栓、避雷針等消防施設の設置を促進する。

指定文化財の防災施設(防火施設、保存庫)については、山梨県文化財保存事業費補助金により所有者及び管理責任者の申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。補助金の率は、国指定では50%から85%が上限である。

(2) 指定文化財一覧表

指定区分	種別	名称	指定年月日	所在地
国指定	重要文化財	長作観音堂	S21. 11. 29	小菅村長作

第10節 原子力災害予防対策計画

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故は、今まで原子力災害とは無縁であった山梨県にも、風評被害や県民の心理的動揺などさまざまな影響をもたらした。

山梨県内には、原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」(※)にも山梨県の地域は含まれていない。山梨県に最も近い中部電力(株)浜岡原子力発電所においても、山梨県南部県境までの距離は約70kmである。

しかし、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による教訓を踏まえ、また、放射性物質及び放射線は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるような体制を整備することが重要となる。

なお、中央防災会議の定める防災基本計画において、専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとしている。同指針は、今後とも継続的な改訂を進めていくものとしていることから、本対策についても、同指針及び県計画の改定を受け、見直しを行う必要がある。

※「原子力災害対策重点区域」として、同指針では、原子力施設からの種類に応じ、当該施設からの距離に応じて次のとおり設定している。(ア～ウは、実用発電原子炉に係る原子炉設備の場合)

ア 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:PrecautionaryActionZone)

放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域(概ね半径5km)

イ 緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ:UrgentProtectiveActionPlanningZone)

緊急時防護措置を準備する区域(概ね30km)

ウ プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域 (PPA:PlumeProtectionPlanningArea)

(今後、原子力規制委員会で検討し、同指針に記載)

本節及び第2章第8節「原子力災害応急対策」における用語の意義は次のとおりとす

る。

- ・「原子力災害」…原子力災害特別措置法(以下「原災法」という。)第2条第1項第1号に規定する災害(原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生じる被害)をいう。
- ・「原子力緊急事態」…原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出された事態をいう。
- ・「放射性物質」…原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質及びこれらの物質により汚染されたものをいう。
- ・「原子力事業者」…原災法第2条第1項第3号に規定する事業者をいう。
- ・「原子力事業所」…原災法第2条第1項第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- ・「特定事象」…原災法第10条第1項前段の規定により主務大臣等に通報を行うべき事象で、原子力事業所の区域付近において1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量を検出する場合などをいう。
- ・「原子力緊急事態宣言」…原子力事業所の区域付近において1時間当たり500マイクロシーベルト以上の放射線量を検出する場合など、国の原子力災害対策本部の設置などの緊急事態応急対策を行う状態をいう(原災法第15条)。

1 山梨県に隣接する原子力事業所

山梨県の隣接県である静岡県には、中部電力株式会社浜岡原子力発電所が所在する。

事業所名	浜岡原子力発電所				
事業者名	中部電力株式会社				
所在地	静岡県御前崎市佐倉 5561				
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
運転開始年月日	S51.3.17	S53.11.29	S62.8.28	H5.9.3	H17.1.18
運転終了年月日	H21.1.30	H21.1.30	運転停止中	運転停止中	運転停止中

2 情報の収集及び連絡体制の整備

村は、県を通じて国、中部電力浜岡原子力発電所が所在する県(以下「所在県」という。)、原子力事業者、その他防災関係機関等と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、平時から、県及び関係機関等との連携を密にし、必要に応じて、衛星電話などの多様な通信手段を活用した情報の収集及び連絡体制の整備に努める。

3 モニタリング体制等の整備

村は、県が実施する大気中の環境放射線モニタリングの情報を必要に応じて、収集するとともに、村内でモニタリングが必要と判断された場合には、県から可搬型測定機器等の貸し出しを受ける。また、緊急モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定める。

4 原子力災害に関する住民等への知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、村は、県とともに各種教育の機会を通じて知識の普及と啓発を行う。特に、小中学校や公民館等の教育機関では、平常時から原子力災害や放射能に関する教育や講座の充実に努める。

なお、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、外国人などの避難行動要支援者に十分配慮する。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 隣接県の原子力発電所の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (6) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること

5 防災業務職員に対する研修

村は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、次に掲げる事項等について、防災業務職員等に対し、必要に応じ県から研修を受ける。

- (1) 原子力防災体制に関すること
- (2) 隣接県の原子力発電所の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) モニタリング実施方法及び機器に関すること
- (6) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (7) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (8) その他緊急時対応に関すること

第 11 節 特殊災害予防対策

1 火薬類、高圧ガス、危険物等の災害予防

(1) 災害予防体制

村及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物等の爆発、漏洩等による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り予防対策を推進する。

(2) 保安思想の啓発

- ア 各種の講習会及び研修会の開催
- イ 災害予防週間等の設定
- ウ 防災訓練の徹底

(3) 規制及び指導の実施

- ア 製造施設・貯蔵所等の保安検査及び立入検査の実施 (消防本部)
- イ 関係行政機関との緊密な連携 (消防本部)
- ウ 各事業所の実状把握と各種保安指導の推進

(4) 自主保安体制の整備

- ア 取扱責任者の選任
- イ 防災資機材の整備及び化学消化剤の備蓄
- ウ 自衛消防組織の整備
- エ 隣接事業所との相互応援に関する協定締結の促進

(5) 村の消防体制の整備

村は、消防団員の確保と資質の向上を図るとともに、大月市消防本部との連携強化を図る。

また、大月市消防本部は、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

2 ガス事業施設の災害予防対策

(1) 簡易ガス事業施設

ア ガス施設については、ガス事業法による保安規定に定める検査又は点検基準に基づく保守点検を実施する。

イ 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化を促進する。

ウ ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベの転倒防止措置の強化を図る。

エ ガス使用者に対して震災時の知識普及に努める。

オ 地震防災に係る訓練を実施する。

(2) 村の対応

ア 村は、ガス事業者と協力して災害予防知識の啓発に努める。

イ 村は、ガス事業者と協力して消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及を図る。

ウ 村長は、ガス漏れ事故が発生し、又は発生するおそれのあるときは、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、又は指示することができる。

第 12 節 情報通信施設の整備

防災関係機関等が相互に連携し、災害の予防及び災害発生時にあつては事態の認識を一致させ、迅速な意志決定を行い、応急対策を実施する上で必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項に規定する地理空間情報）の活用など情報通信システムの整備に努める。

また、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、防災関係機関相互の連絡に積極的に活用する。

さらに、非常用電源設備の整備を図るとともに保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

村における情報通信施設について次により整備に努める。

(1) 防災行政無線の整備

村は、村本部、消防団、防災関係機関及び災害現場等との間の通信を確保するため、村防災行政無線を設置・配備している。通信設備の正常な機能維持を確保するため、同報系無線、移動系無線、戸別受信機について定期的に保守点検を実施するとともに、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため通信訓練を実施して、非常災害発生に備える。

(2) 県防災行政無線システム

災害時に県からの情報収集や県への被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練の実施等を通して運用の習熟に努めるとともに、平常時から定期的に保守点検を実施

して正常な機能維持を確保する。

(3) 他の関係機関の通信設備の利用

災害発生時に通信施設等の被災により有線通信連絡が困難となった場合には、村役場及び診療所に設置している衛星電話を活用し、情報通信体制を確保するが、それらの通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察署、消防署等の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続により利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と利用の手続、通信の内容等について具体的に協議しておく。

(4) アマチュア無線の協力要請

各地区の情報収集、連絡のための村内のアマチュア無線局の協力を要請する。

(5) 村ホームページ等の整備

村は、ホームページを開設し広報活動を行っているが、災害時に村の被災状況や村民への協力依頼等の広報手段として活用できるよう、平素から整備を図っていく。

第 13 節 避難行動要支援者対策の推進

1 在宅高齢者、障害者対策の推進

平成 18 年 3 月に国（内閣府等）が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」及び、山梨県が策定した「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」等に基づき、村は「避難行動要支援者支援マニュアル」（行動計画）を作成し、特に以下の点に重点を置いた要配慮者対策に取り組む。

(1) 要配慮者の生活支援などを行う人材の育成

ア 小地域単位での住民参加型・防災学習会を開催する。

イ 自主防災活動や災害時に障害者などの救援を担う人材の育成と、自主防災組織等の中での継続的な位置づけを確立するとともにその活用を図る。

ウ 地域ぐるみの避難行動要支援者支援体制「助け合いネットワーク会議」を開催する。

エ 多数の村民が参加して行う自主防災マップづくりや、支援員が障害者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施する。

(2) プライバシー保護に配慮した要配慮者把握と避難誘導體制の確立

ア 村長は、災害対策基本法第 49 条の 10 第 1 項に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。なお、名簿に掲載する者の範囲は、次の通りとする。

- ① 要介護認定 3～5 を受けている者
- ② 身体障害者手帳 1・2 級（総合等級）の第 1 種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- ③ 療育手帳 A を所持する知的障害者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤ 村の生活支援を受けている難病患者
- ⑥ 要支援、要介護認定の一人暮らし高齢者、又は、高齢者世帯でいずれもが要支援者又は、要介護認定の方
- ⑦ 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

イ 村長は、避難行動要支援者に該当する者について、村の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するとともに、避難行動要支援者名簿への掲載を求める者については、避難支援等関係者と協議し、その情報を入手する。

また、必要に応じて、関係都道府県等に情報の提供を求めることとする。

避難行動要支援者名簿には、次の情報を記載する。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ その他、避難支援等の実施に関し村長が必要と認める事項

ウ 村長は、避難行動要支援者名簿について、随時更新するよう努める。

更新は、新たに村に転入してきた避難行動要支援者に該当する者や新たに要介護認定などで、該当となった者を追加するとともに、転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更や社会福祉施設への長期間の入所等により確認された者を削除し、掲載情報が修正された者がいないかを再確認する。

エ 村において、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる者とする（災害対策基本法第49条の11第2項）。

なお、名簿の提供にあたっては、本人の同意を得ることとし、得られない場合には、提供を行わないこととする。

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

- ① 大月市消防本部
- ② 上野原警察署
- ③ 小菅村民生委員
- ④ 小菅村社会福祉協議会
- ⑤ 各自主防災組織
- ⑥ その他村長が定める者

オ 村は、名簿情報の管理において、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次の措置を講ずることとする。

- ① 避難行動要支援者名簿の提供については、避難支援等関係者に対し、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ② 避難行動要支援者名簿は必要以上に複製せず、施錠可能な場所に保管するなど、避難支援等関係者に対し、情報セキュリティに関する指導を十分に行う。
- ③ 避難行動要支援者名簿を提供する際には、原則として、担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとし、別の地域の名簿は提供しない。

また、避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

カ 避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、次のとおり配慮する。

① 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、必要な情報を一人一人に的確に伝達する。

② 高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで伝達する。

日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達を活用するなど、避難行動要支援者に合わせた多様な情報伝達手段を活用する。

キ 各地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義等を説明するとともに、避難支援等関係者等の安全確保にも理解を得られるよう、平常時より、説明を行う。

ク 避難支援等関係者にあつては、避難行動要支援者の救助に際し、自身の生命が危険にさらされることがないように、地域内でのルールづくりを促進する。

ケ 個々の要配慮者に複数の支援員を配置し個別の「避難支援プラン」を作成する。

コ 健常者に先駆けて、「注意情報」発表時や、村の判断で出す「避難準備（要配慮者避難）情報」発表時に、要配慮者を先行して早期に避難させる仕組みづくりを図る。

(3) 介護が必要な要配慮者のための福祉避難所の確保

ア 地区ごと、障害種別ごとの福祉避難所を指定する。

イ 災害時に福祉避難所ごとの相談員を設置する。

ウ 民間の社会福祉施設等との協定締結、連携体制の強化を図る。

エ 大規模災害に対応できるよう、県内の他市町村や、県を通じて他都道府県に所在する社会福祉施設等との協定締結に努めるなど、広域的な連携体制の強化を図る。

(4) 緊急通信システム（ふれあいペンダント）の活用

村は、救助の必要な一人暮らしの老人等に対する緊急時の対策として、緊急通信システム（ふれあいペンダント）を活用するとともに、災害時に自主防災組織等の協力を得られるよう、平常時より連携に努める。

(5) 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立

村は、在宅高齢者や障害者等の地域の防災訓練への積極的な参加を呼掛け、障害者防災マニュアル等を活用し災害に対する基本的知識の普及啓発に努める。

なお、啓発資料の作成に当たっては、点字資料の作成など障害者への啓発に十分配慮する。

また、訓練を通じて地域の自主防災組織が援助すべき世帯等を予め明確にしておくとともに、移動が困難な身体障害者等については、防災情報の伝達、介助体制の確立に努める。

(6) 避難場所における対応

村は、避難場所を中心に被災者の健康維持のための必要な活動を行う。

特に、高齢者や障害者等の避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣・車椅子の手配等の福祉事業者、手話通訳者・ガイドヘルパー、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

(7) 被災者への情報伝達活動

村は、被災者のニーズを把握し、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報・安否情報・ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報・防災関係機関が講じている施設に関する情報・交通規制など被災者のための性格かつきめ細かな情報の提供に努める。

(8) 応急仮設住宅

村は、応急仮設住宅への収容にあたっては、高齢者や身体障害者等の要配慮者に十分配慮するものとし、障害者仕様トイレなど必要な設備を整備する。

2 観光客、及び外国人対策

災害に対して知識が乏しく、地理に不案内な観光客及び日本語の理解も十分でない外国人に対しては、平常時から基礎的防災情報の提供等、防災知識の普及に努める。

また、被災外国人に適切に対応できるよう、対応マニュアル等の整備を図るとともに、必要に応じて英会話教室を開催する。

3 幼児・児童・生徒保護対策

保育所・学校等の管理者は、地震発生に備え、対策本部の設置基準、応急対策実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制を予め明確にしておくとともに、幼児、児童、生徒の防災教育に努める。

(1) 応急活動体制

学校等の地震災害対策を次により推進する。

ア 地震発生時の行動マニュアル

発生時間別に教職員及び児童、生徒のとるべき行動をマニュアル化し、教職員及び児童生徒の生命と身体の安全を確保する。

イ 学校の地震災害対策組織

- ① 多様な地震災害に適切に対処できるよう防災体制及び組織の整備に努める。
- ② 勤務時間外の地震発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるよう予め災害対策応急要員を指名する。
- ③ 電話回線の途絶を想定し、保護者、教育委員会、防災関係機関等との多様な連絡方法を整備する。

ウ 児童、生徒の安全対策

在校時、通学時など発生時間別の避難方法や、教職員の指示及びとるべき対策を予め明らかにし、防災訓練や職員の研修を通じて安全確保対策の周知徹底を図る。

エ 教育活動の再開に向けて

学校施設の被災状況を速やかに把握するとともに、児童、生徒及び教職員の安否確認を行い、早期に教育活動が再開できるよう努める。

オ 避難所としての学校の対応の在り方

学校に開設される避難所の運営に教職員が協力せざるを得ない状況も予想されるため、避難所運営組織の管理活動が円滑に機能するよう必要な支援に努める。

(2) 地震防災教育指導

幼児、児童、生徒等への地震防災教育指導を次により推進する。

ア 児童生徒に対する地震防災教育の基本的な考え方

状況に応じた的確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類、規模等多様な想定にもとづく防災、避難訓練を実施する。

イ 地震防災に関する教職員の研修の在り方

災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び機能の向上を図るため地震防災に関する研修を校内研修へ位置づける。

ウ 地震防災教育の指導内容の概要

- ① 各教科、領域等との相互に関連を図った防災教育
- ② 防災ボランティア活動の進め方
- ③ 応急救護、看護の実践的学習
- ④ 防災訓練の在り方
- ⑤ 地震予知観測学習

第14節 孤立地区対策

村では、洪水や土砂災害等により、孤立集落が発生しやすい地形条件となっている。そのため、孤立した場合に備えて、各地区において必要な対策を定める。

(1) 孤立予想地域の事前把握

村は、災害発生時に孤立が予想される地域を事前に調査し、実態の把握に努める。

(2) 孤立危険性に関する住民への周知

村は、孤立した場合に備え、当該住民に対して、平素から必要量の食料、飲料水の備蓄の推進、携帯ラジオ等の備えなどを行うよう、広報紙等を通じて周知を図る。

また、住民同士の共助の能力を高めるため、負傷者の応急手当や高齢者の介護等のための対策を推進する。

(3) 通信設備等の整備

外部との通信手段を確保するため、村防災行政無線、衛星携帯電話の配備、通信設備等の非常用電源の確保に努める。

(4) 緊急救出手段の確保

孤立した場合に、緊急に救出できるよう、臨時ヘリポートの整備など、緊急救出手段の整備を推進する。

(5) 集団避難の検討

孤立状況が長期化した場合、孤立地域住民に対して集団避難の勧告・指示の実施基準等を検討しておく。

(6) 食料等の備蓄の推進

村は、地域の住民の状況を把握したうえで、孤立を想定した食料等の備蓄、また備蓄倉庫の設置を推進する。

第2章 災害応急対策

第1節 応急活動体制

1 小菅村災害対策本部の組織及び編成

小菅村災害対策本部の組織及び編成は「小菅村災害対策本部条例及び小菅村災害対策本部活動要領」に定めるところによる。

(1) 設置基準

災害対策基本法第23条第1項の規定により、村長が、小菅村災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する基準は、次の各号の一つに該当する場合とする。

ア 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とする場合で、なおかつ防災の推進を図る必要があると認める場合

イ 災害が広範囲の地域にわたり、またわたるおそれがあり災害応急対策を必要とする場合

ウ 村内で震度が5強以上を記録した場合

エ その他村長が必要と認めた場合

(2) 災害対策本部廃止の時期

災害対策本部は、村内において災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は応急措置がおおむね完了したと認められるときは廃止する。

(3) 設置及び廃止の通知

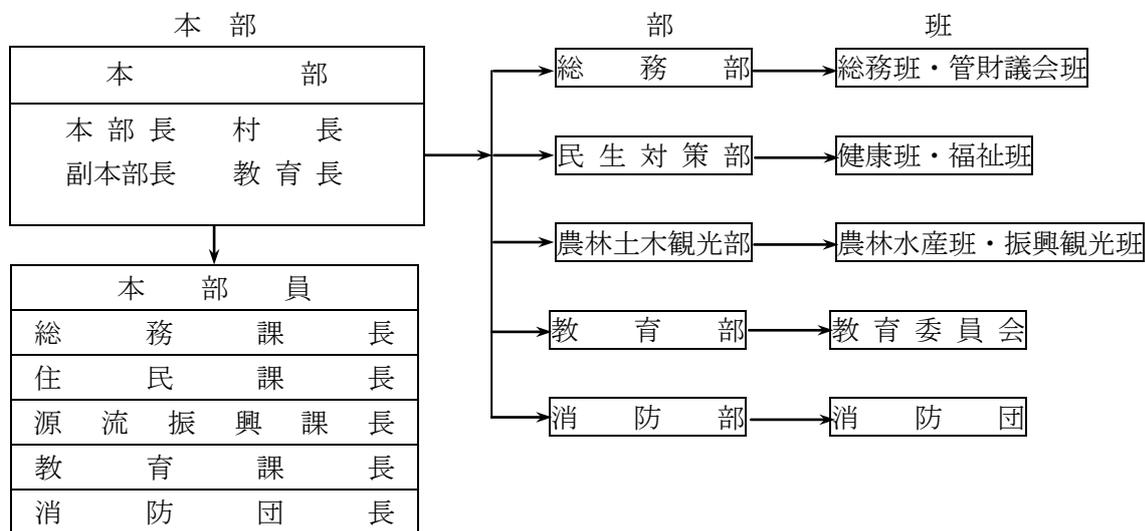
災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の標識を、村役場庁舎に掲示する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
村職員	庁内放送、村防災行政無線、職員一斉メール、電話、FAX
県知事	県防災行政無線、電話、FAX
富士・東部地域県民センター	県防災行政無線、電話、FAX
大月市消防本部	県防災行政無線、電話、FAX
上野原警察署	電話、連絡員、FAX
近隣市町村	県防災行政無線、電話、FAX
関係機関	村防災行政無線、電話、連絡員
一般住民	村防災行政無線、広報車、口頭（区長等を通じて）
報道機関	電話、口頭、文書、FAX

(4) 小菅村災害対策本部の概要

ア 組織系統 小菅村防災会議 → 小菅村災害対策本部
 イ 小菅村災害対策本部の編成



ウ 小菅村災害対策本部事務分掌表

部	班	初動	応急	復旧	所掌事務
総務部	総務班				1 地震・気象状況の監視、警報等の伝達に関すること 2 災害対策(警戒)本部の開設、運営に関すること 3 被害報告・応急対策等の情報収集、報告及び記録に関すること 4 防災無線等の通信統制に関すること 5 広報・広聴、報道機関との連絡調整に関すること 6 災害対策の総合調整に関すること 7 県等への応援要請に関すること 8 避難勧告等の発令に関すること 9 職員の動員及びサービスに関すること 10 本部長の秘書に関すること 11 車両と燃料の確保、管理に関すること 12 緊急通行車両の届出に関すること 13 臨時ヘリポートの開設・管理に関すること 14 消防団(水防団)に関すること 15 自衛隊の災害派遣要請に関すること 16 その他、他の部に属さない事項
					1 他自治体等の応援職員の受入れに関すること 2 災害視察等の対応に関すること
					1 災害復興本部の開設、復興計画に関すること

部	班	初動	応急	復旧	所掌事務
総務部	管財議会班				1 被害状況調査に関する事
					1 村議会議員との連絡調整に関する事 2 各班からの情報集約に関する事 3 住民からの通報等の受信に関する事 4 住民の安否情報に関する事 5 災害総合的相談窓口に関する事 6 災害救助法事務のとりまとめ 7 災害対策関係予算その他財務に関する事
					1 災害対策の予算及び資金に関する事 2 被害家屋認定調査及び被災証明に関する事 3 義援金の受付・保管に関する事 4 災害関係経費の支払いに関する事
民政対策部	健康班				1 災害救助法に基づく救助事務に関する事 2 遺体の安置・埋火葬に関する事 3 防疫(保健衛生)に関する事 4 伝染病予防対策に関する事 5 し尿(簡易トイレによる収集・処理を含む)・災害廃棄物の収集・処理に関する事 6 仮設トイレの設置に関する事 7 防疫(消毒)に関する事
	福祉班				1 避難行動要支援者の支援に関する事 2 福祉施設及び児童福祉施設の災害対策並びに被害調査に関する事 3 動物(ペット含む)の保護等に関する事 4 災害弔慰金、被災者生活再建支援金、義援金等の支給に関する事 5 食品・生活必需品、飲料水等の調達、避難所等への供給に関する事 6 物資集配拠点の開設・管理、救援物資の受付、仕分け、避難所等への供給に関する事 7 民政対策部内の調整に関する事
					1 応急保育に関する事 2 災害ボランティアセンターの開設協力、連絡調整に関する事
農林土木観光部	農林水産班				1 農業用水路の氾濫等の警戒、二次災害防止に関する事
					1 農林水産関連の被害調査、応急対策に関する事 2 商工業者の復旧支援に関する事
					1 農林水産関連の被害調査、応急対策に関する事 2 商工業者の復旧支援に関する事

部	班	初動	応急	復旧	所掌事務
農林土木観光部	振興観光班				1 応急給水に関する事
					1 建築物及び宅地の応急危険度判定に関する事 2 土砂災害警戒箇所の警戒、応急対策に関する事
					1 道路のパトロール、被害調査、緊急輸送路の確保、応急、復旧対策に関する事 2 村有施設、観光施設、公園等の被害調査、応急、復旧対策に関する事 3 上下水道施設、生活排水処理施設の被害調査、応急、復旧対策に関する事 4 復興資材の確保に関する事
					1 被災家屋の修理、障害物除去等に関する事 2 仮設住宅等の確保、管理に関する事
教育部	教育委員会				1 避難所の開設・管理に関する事 【教職員、施設勤務職員と連携】 2 教育施設の被害調査、応急、復旧対策に関する事 3 児童・生徒の避難、給食に関する事
					1 応急教育に関する事 2 被災児童・生徒の調査、学用品の調達に関する事 3 文化財等の被害調査、応急対策に関する事
消防部	消防団				1 避難誘導に関する事 2 避難行動要支援者の避難支援に関する事 3 水防活動、消防活動に関する事 4 救急・救助の協力に関する事 5 行方不明者の捜索に関する事
					1 火災調査の協力に関する事
各部長共通					1 部内の情報の収集・集約、本部長(情報班)への報告(定時・臨時)に関する事 2 部内の所掌事務の進捗管理、部員の配置等の調整に関する事 3 部員への本部長指令等の伝達に関する事
各班共通					1 所掌事務に必要な情報の収集、災害記録に関する事 2 所掌事務に必要な資機材の調達に関する事 3 所掌事務に係る機関・団体との連絡調整及び応援に関する事 4 所管施設の保全及び利用者の安全確保に関する事 5 所管施設の被害調査、応急、復旧対策に関する事 6 所掌事務に係る専門ボランティアとの調整に関する事

(注)初動、応急、復旧は次の時期を目安とする。

初動：災害の拡大を防止し、被災者を救出する時期で、災害発生後 72 時間程度

応急：被災者の救援、避難所生活の解消を図る時期で、初動後 1 週間～1 か月程度

復旧：生活等を再建する時期で、応急後 1 か月～1 年程度

エ 災害対策本部の設置場所

小菅村役場に設置する。ただし、本庁舎が被災した場合には、次に掲げる施設又は被災状況に応じ、村長が指定する施設に設置する。

災害対策本部代替庁舎

施設名	所在地	電話番号
①きぼうの館	小菅村 6027	0428-87-0431
②こすげの湯	小菅村 3445	0428-87-0888

(5) 本部長職務代理者の決定

ア 本部長（村長）が発災時に不在、登庁困難又は登庁に時間を要する場合は、副本部長（教育長）が職務を代理する。

イ 本部長（村長）、副本部長（教育長）がともに不在の場合は、総務課長が職務を代理する。

ウ 本部長職務代理者の順位は、①教育長②総務課長とし、いずれも不在の場合は、登庁した職員のうち、上席の職員が職務を代理する。

(6) 現地災害対策本部の設置

被害の状況に応じて現地対策本部を設置する。

現地対策本部の編成、活動領域はその都度本部長が定める。

(7) 国、県との連携

本部長は災害対策本部を設置したときは、直ちに知事に報告するとともに次の事項について報告又は要請する。

また、国や県と連携に努め、効果的な災害応急対策を実施する。

ア 災害の発生状況と被害の速報

イ 災害対策本部の執った応急対策

ウ 応急対策のための不足する資機材、物資の要請

エ 防災ヘリコプターの出動、自衛隊の派遣要請

2 職員の動員体制

(1) 配備基準

区分	配備基準	配備内容	配備要領	配備要員
警戒 配備	①次の注意報が発表されたとき。 ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・大雪注意報 ②震度3の地震が発生したとき。 ③その他必要により村長が配備を指令したとき。	総務課の最小限の人員をもって警戒態勢をとる。 【措置内容】 ・気象情報の受伝達 ・被害状況の把握	【対応事務】 ・施設管理者及び自主防災会との連絡 ・総務課職員は気象台からの情報を村長及び関係課長に連絡	総務課職員
第1 配備 (警戒 配備)	①次の警報が発表されたとき。 ・大雨警報 ・洪水警報 ・大雪警報 ②震度4の地震を観測したとき。 ③その他必要により村長が配備を指令したとき。	災害関連情報の収集活動をはじめとする応急対策活動に着手する。 【措置内容】 ・被害状況の把握 ・必要に応じ関係機関との連絡	パトロール強化資材準備応急対策 【対応事務】 ・パトロール ・住民への広報 ・災害情報に関する広報 ・本部長、副本部長等への報告 ・被害状況の県への報告	総務課長 総務課職員
警戒 本部 第2 配備 (警戒 配備)	①次の警報が発表されたとき。 ・土砂災害警戒情報 ②震度5弱の地震を観測したとき。 ③その他必要により村長が配備を指令したとき。	事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部に移行できるようにする。 【措置内容】 ・気象情報の受伝達 ・被害状況の把握 ・関係機関との連絡 ・必要により災害対策本部の設置	避難準備応急対策 【対応事務】 ・前記第1配備に掲げる事務 ・村内被害状況調査の実施 ・警察等関係機関との連絡 ・応急対策の実施 ・避難準備対策	課長以上 総務課職員
災害 対策 本部 第3 配備 (非常 配備)	①大規模な災害が広範囲にわたって発生し、又は発生のおそれがあるとき。 ②震度5強以上を観測したとき。	職員は自主的に参集し、情報、水防、輸送、医療、救護等速やかに応急対策活動を行う。 【措置内容】 ・災害対策本部 ・全職員が配備	災害対策に全力を集中する。 各部長は、状況に応じて随時災害対策本部長に災害情報を報告する。 【対応事務】 ・被害状況調査の実施 ・本部員会議の開催 ・応急対策方針の決定 ・広域応援要請の検討 ・物資、資機材の調達 ・その他応急対策の実施	全員

(2) 動員の伝達及び配備

ア 本 部

本部長から各部長及び各班長に伝達し、各班長は班員に伝達する。

イ 休日、勤務時間外等の対応

各所属長は、予め勤務時間外における動員の連絡方法等を定める。災害対策に関係のある職員は、休日及び勤務時間外に災害が発生した場合、又は発生のおそれのある場合は、以後の状況の推移等に注意し、必要のある場合は登庁する。

なお、通信手段等の途絶も考慮し、職員は、配備基準に該当する災害情報を感知したときは、自己の所属に自主的に参集する。

ただし、災害状況等により自己の所属又は予め指定された場所に参集できないときは、指定避難所等最寄りの公共施設に参集し、当該施設管理者の指示に従い当該業務の応援をする。

(3) 職員の応援

災害応急対策の実施にあたり、職員が不足するときは、次の方法により部・班等相互に応援を行う。

本部署内における応援要請は、部内の班相互の応援については部長に、他の部の応援を必要とする場合は本部長に要請する。

3 山梨県防災ヘリコプターの緊急運航の要請

災害の状況に応じ、山梨県防災ヘリコプターの緊急運航を要請する場合は、「山梨県防災ヘリコプター緊急運航要請」第4により運航責任者（山梨県防災危機管理課長）に要請し、被害の情報収集、救出、救助活動等を行う。

(1) 要請の範囲

村長は、次のいずれかの事項に該当し、航空機の活動を必要と判断する場合には、「山梨県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対し応援要請を行う。

ア 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

イ 村の消防力によっては防ぎよが著しく困難な場合

ウ その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

(2) 消防防災ヘリコプター緊急運航基準

ア 基本要件

消防防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に運航することができる。

公共性	災害等から村民の生命財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊急性	差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）
非代替性	消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）

イ 緊急運航基準

消防防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりとする。

(ア) 災害応急対策活動

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合(地震の場合は、震度 5 弱以上で情報収集に出動)
- ② 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合
- ③ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
- ④ その他、消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(イ) 火災防ぎょ活動

- ① 林野火災等において、消防防災ヘリコプターによる消火が有効であると認められる場合
- ② 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合、又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
- ③ その他、消防防災ヘリコプターによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

(ウ) 救助活動

- ① 水難事故及び山岳遭難等における人命救助
- ② その他、消防防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合

(エ) 救急活動

- ① 別に定める「山梨県消防防災ヘリコプターの救急出場基準」に該当する場合
- ② 交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合
- ③ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合又は搬送時間の短縮を図る場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合

(3) 緊急運航の要請

村長は、消防防災航空隊に対し電話等により、次の事項を明らかにして速報後、消防防災航空隊出場要請書(第 1 号様式)により FAX を用いて行う。

- ア 災害の種別
- イ 災害の発生場所及び災害の状況
- ウ 災害発生現場の気象状態
- エ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- オ 災害現場の最高指揮官の職・氏名及び連絡手段
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他必要な事項

(4) 消防防災航空隊の受け入れ態勢

防災航空隊の出動の応諾を受けた村は、直ちに、消防防災航空隊と密接な連携を図るとともに、必要に応じ次の受け入れ態勢を整えておく。

- ア 離着陸場所の確保及び安全対策

- イ 傷病者の搬送先の離着陸場所及び病院等の搬送手配
- ウ 空中消火基地の確保
- エ その他必要な事項

第1号様式

防 災 航 空 隊 出 場 要 請 書

直通電話 0551-20-3601

F A X 0551-20-3603

1 要 請 団 体	発信者		
2 災 害 種 別	(1) 救急	(2) 救助	(3) 火災 (4) 自然災害
3 要 請 内 容	(1) 救急	(2) 救助	(3) 消火 (4) 偵察 (5) 物資輸送
4 発 生 場 所 目 標	(市・町・村) 目標		
5 発 生 日 時	年	月	日 曜日 時 分頃
6 事故概要又は 災 害 概 要			
7 気 象 (災害現場)	天候 視界	風向 m (風速 m/s 気温 °C 警報・注意報)
8 必 要 資 機 材			
9 出 場 先 臨 着 場	場所 目標 (名称)	(市・町・村) 要請側病院名	番地 病院
10 搬 送 先 臨 着 場	場所 目標 (名称)	(市・町・村) 搬送先病院名	番地 病院
11 傷 病 者 等	住所 氏名 傷病名	生年月日 年 月 日 程 度 重・中・軽	歳 男・女
12 現 地 搭 乗 者	(有・無) 職名	氏名	
13 地 上 指 揮 者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン		
14 他 <small>の</small> 航空機 <small>の</small> 活動要請	(有・無) 機関名	機数	機
15 要請日時	年	月	日 曜日 時 分
※ 以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。			
1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン		
2 到着予定時間	年	月	日 曜日 時 分
3 活動予定時間	時間		分
※ その他の特記事項			
受 信 者			

4 広域応援体制

災害発生時に際し、村のみでは迅速な災害応急対策及び災害復旧の実施が困難な場合には、県、他の市町村等に応援を要請し、適切な対策を行う。

(1) 応援協定等に基づく要請

村は、大規模災害の発生に備え、あらかじめ市町村等の間に相互応援協定を締結している。締結している協定は、資料編に掲げるとおりである。

したがって、大規模な災害が発生し、応援協定に基づく応援が必要と判断した場合は、あらかじめ定められた手続に従い、応援を求める。

資料編

- ・ 奥多摩町、丹波山村、小菅村消防団相互応援協定
- ・ 大月市、上野原町、小菅村、丹波山村、消防応援協定
- ・ 東京都狛江市および山梨県上野原市と災害時における相互応援協定
- ・ 上野原町・小菅村消防相互応援協定に関する覚書

(2) 応援要請の決定

大規模災害が発生した場合は、次により村の被害状況等を把握し、また応急資機材の現状等を確認し、本部員会議において応援要請の必要の有無を決定する。

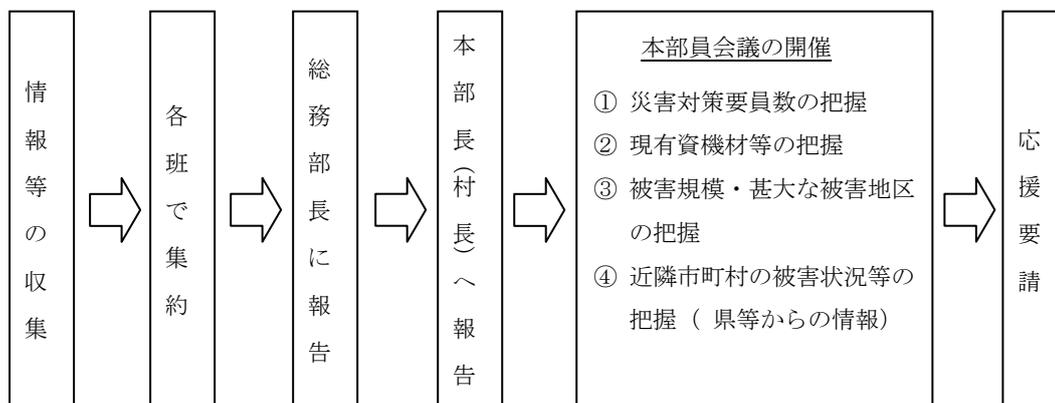
ア 県、警察、消防等の関係機関から、災害情報、被害状況等の情報を収集

イ 公共施設から、施設・施設周辺の被害状況、避難状況等を収集

ウ 消防団・自主防災組織等から、地域の被害状況を収集

エ 休日、勤務時間外においては参集職員から、参集途上の被害状況を収集

応援要請決定フロー



(3) 知事及び他の市町村に対する応援要請

ア 知事に対する応援要請

村長は、当該市町村の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め又は応急対策の実施を要請する。なお、知事は村長等から災害応急対策を実施するための応援を求められた場合、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まないものとされている。

(災害対策基本法第 68 条)

イ 他の市町村長に対する応援要請

村長は、当該市町村の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは市町村間で締結している、各種相互応援協定に基づき、他の市町村に対し応援を要請する。

ウ 知事からの要請に伴う他の都道府県の市町村に対する応援

村長は、知事が内閣総理大臣より他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことにともない、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について支援協力を努める。

(災害対策基本法第 74 条の 2 第 4 項)

(4) 消防の応援要請

大規模災害時における消防活動については、消防組織法(昭和 22 年 12 月 23 日法律第 226 号)第 39 条の規定に基づき締結された「山梨県常備消防相互応援協定」や村の消防相互応援協定等により相互応援を行う。

(5) 指定地方行政機関等に対する応援要請

村長は、災害対策基本法第 29 条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

また、同法第 30 条に基づき村長は知事に対し、指定地方行政機関等の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

ア 村長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。(災害対策基本法施行令第 15 条)

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

イ 村長が、知事に対し職員の派遣についてあつせんを求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。(災害対策基本法施行令第 16 条)

(ア) 派遣のあつせんを求める理由

(イ) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣のあつせんについて必要な事項

5 広域一時滞在

(1) 実施・受け入れ体制の整備等

災害発生に伴い、村や県の区域を越えた被災住民の避難に対する県及び村の対応は、本章第 13 節「避難計画 7 村・県の区域を越えた避難者の受け入れ」によるものとし、このために必要な村長及び知事が行う協議等の手続きは次による。

なお、村長は被災住民について、他の市町村に避難させ、一時的な滞在を図ろうとする場合に備え、他の地方公共団体との広域一時滞在中に係る応援協定の締結及び本章第 13 節「避難計画」に規定する避難計画において、被災住民の移送方法等について検討を行うなど、必要な措置が速やかに実施できるよう努めるとともに、県内外の他市町村から

被災住民の受け入れを求められた場合に備え、提供しようとする公共施設の選定、また、自己の管理下でない施設を提供しようとする場合は、あらかじめ当該施設を管理する者の同意を得るなど必要な体制の整備に努める。

(2) 県内広域一時滞在

① 県内他市町村へ被災住民の一時的滞在を求める場合の対応

ア 協議の実施

災害発生により、被災住民について、県内の他の市町村における一時的な滞在（県内広域一時滞在）の必要があると認められる場合、県内の他の市町村長（協議先市町村長）に被災住民の受け入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけれない場合等は、知事に助言を求める。（災害対策基本法第 86 条の 8 第 1 項及び第 86 条の 12 第 1 項）

イ 知事への報告

アの協議をしようとするときは、村長は、あらかじめ知事に報告する。

ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告する。

（災害対策基本法第 86 条の 8 第 2 項）

ウ 協議内容の公示及び通知等

協議先市町村長より受け入れ決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。

（災害対策基本法第 86 条の 8 第 6 項）

エ 県内広域一時滞子の終了

村長は、広域一時滞子の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。

（災害対策基本法第 86 条の 8 第 7 項）

② 県内他市町村から被災住民の一時的滞在を求められた場合の対応

ア 協議の実施

村長は、広域一時滞子の必要があると認める市町村長（協議元市町村長）又は知事より、①ア又は(5)①の規定に伴い協議を受けた場合、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れる。

なお、村長は必要に応じて、知事に助言を求める。

（災害対策基本法第 86 条の 8 第 3 項及び第 86 条の 12 第 1 項）

イ 受け入れ決定の通知等

村長は、受け入れの決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に係る機関等に通知する。

（災害対策基本法第 86 条の 8 第 4 項及び第 5 項）

ウ 県内広域一時滞子の終了

村長は、協議元市町村長より県内広域一時滞子の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に係る機関等に通知する。

（災害対策基本法第 86 条の 8 第 8 項）

③ 知事の助言

村長は、必要に応じて知事に対して広域一時滞在に関する事項について助言を求め
る。

(災害対策基本法第 86 条の 12 第 1 項)

(3) 県外広域一時滞在

① 他市町村へ被災住民の一時的滞在を求める場合の村長及び知事の対応

ア 知事に対する協議及び要求等

村長は、災害発生により、被災住民について、県外の他の市町村における一時的な
滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認める場合、知事に対し協議を行い、知事
が県外の当該市町村を含む都道府県知事（協議先知事）に対し、被災住民の受け入れ
について協議することを求める。

(災害対策基本法第 86 条の 9 第 1 項)

イ 知事による当該他の都道府県知事との協議

村長よりアの要求があったときは、知事は、協議先知事との協議を行う。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求める。

(災害対策基本法第 86 条の 9 第 2 項及び第 86 条の 12 第 2 項)

ウ 受け入れ決定の通知等

知事は、協議先知事より受け入れ決定の通知を受けたときは、速やかに村長に通知す
るとともに内閣総理大臣に報告する。

(災害対策基本法第 86 条の 9 第 9 項)

エ 協議内容の公示及び通知

村長は、知事より受け入れ決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示
し、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

(災害対策基本法第 86 条の 9 第 10 項)

オ 県外広域一時滞りの終了

村長は、県外広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨
を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に関係する機関等に通知す
る。

また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣
総理大臣に報告する。

(災害対策基本法第 86 条の 9 第 11 項及び 12 項)

(4) 県外市町村からの避難住民の受け入れ

① 知事から協議を受けた場合の対応

ア 被災住民の受け入れ

村長は、知事から県外市町村からの避難住民受け入れの協議を受けた場合、被災住
民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、
被災住民を受け入れる。

(災害対策基本法第 86 条の 9 第 5 項)

イ 受け入れ決定の通知等

村長は、被災住民を受け入れる施設を決定した際は、直ちに施設を管理する者及び
被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。

(災害対策基本法第 86 条の 9 第 6 項及び 7 項)

ウ 広域一時滞在の終了

村長は、知事より広域一時滞在の必要が無くなった旨の通知を受けた際は、速やかに、被災住民への支援に係る機関等に通知する。

(災害対策基本法第 86 条の 9 第 14 項)

6 自衛隊災害派遣要請の概要

災害時において、人命及び財産の救援のため、必要、かつ、やむを得ない場合は、知事に対して自衛隊の派遣の要請を依頼する。

(1) 災害派遣要請の範囲・派遣基準

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救護及び応急復旧までを範囲とするのが一般的である。

なお、派遣基準は以下の 3 要件を満たすものとする。

公共性	公共の秩序を維持するため、人命・財産を社会的に保護しなければならない必要があること。
緊急性	災害の状況から、直ちに対処しなければならない状況であること。
非代替性	他の機関では対処不能か、能力が十分でなく自衛隊で対処する必要があること。

また、災害派遣の撤収（終了）段階においては、上記の 3 要件消失の程度、土木工事への転換の可否及び民間業者の圧迫の可能性等を考慮するとともに、「予定された作業の完了」、「民心の安定」、「復興機運の確立」等、努めて明確な派遣目的の達成段階において、派遣を要請した知事と調整を実施することとされている。

(2) 派遣部隊の活動内容

区 分	内 容
被害状況の把握 (情報収集)	車両、航空機等状況に適した方法により情報収集活動を行い被害状況を把握する。
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
被災者等の 捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常他の救援活動に優先して、捜索・救助
水防活動	堤防・護岸等決壊した場合の土のう作成、運搬、輸送、設置等
消防活動	利用可能な消防車（駐屯地に 1 台）及びその他の防水用具を利用した消防機関への協力及び山林火災等における航空機（中型・大型）による空中消火（不燃材等は通常関係機関が提供）
道路や水路の 障害物の除去	道路もしくは水路の障害物等の啓開又は除去
応急医療 救護、防疫	被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は関係機関提供）
通信支援	災害派遣部隊の通信連絡に支障をきたさない範囲で実施

人員及び物資の緊急輸送	被災者等のけが人、救急患者等の患者空輸及びトラック、航空機を利用した物資輸送
炊飯、給水	被災者に対する炊飯及び給水
救援物資の貸付、譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与に関する省令」に基づき、災害による被害者で応急救助を要するものに対し、特に必要な救じゅつ品（消耗品に限る）
危険物の保安又は除去	能力上可能なものについて、火薬類・爆発物及び不発弾等危険物の保安措置及び除去
その他	臨機の必要に対し、自衛隊の能力上対処可能なもの

(3) 災害派遣要請依頼要領等

ア 災害派遣要請の依頼

村長が、知事に対して災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急の場合は電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、事態が急迫し、知事に依頼することができないときは、村長は、直接部隊に通知する。この場合は、村長は速やかにその旨を知事に通知する。

(ア) 提出（連絡）先 山梨県総務部防災危機管理課

(イ) 提出部数 1部

(ウ) 記載事項

一般災害派遣要請依頼の場合

- ① 災害の状況及び派遣を必要とする理由
- ② 派遣を必要とする期間
- ③ 作業の内容、派遣を希望する区域
- ④ その他、参考事項

特別救難災害派遣要請の場合

- ① 災害発生の日時
- ② 種類
- ③ 場所
- ④ 原因
- ⑤ 被害状況（人命に関するものは、特に疾病名を明らかにする。）

特別救難要請（情報通報のときは除く）の場合

- ① 要請者
- ② 要請日数
- ③ 要請内容
 - a 事由（目的）
 - b 派遣希望時期又は期間
 - c 派遣を希望する人員、航空機等の概数
 - d 派遣を希望する場所又は区域及び活動内容（輸送の場合は、目的地及び連絡先を明示）

e 患者の付添、医師の有無その他参考となる事項

気象状況による出動の場合

災害発生現場の気象状況

イ 自衛隊の自主出動

災害が緊急かつ突発的で、特に急を要し、要請権者（知事）の要請を待っては、時期を失すると認められる場合は、警察、消防機関等一般の救難機関からの災害情報の通知又は別に通知のなかった場合においても自衛隊は、要請を待たないで部隊等を派遣する。

緊急の場合の連絡先

部隊名 (駐屯地等名)	電話番号		県防災行政無線	FAX 番号
	昼間	夜間		
陸上自衛隊第1特科隊 (陸上自衛隊北富士駐屯地)	0555 隊第線連絡先] を 0555 隊第線連絡先] を (内線 235 又は 238)	0555 隊第線連絡先] を (内線 280 又は 302)	(衛星系) 916—435 (地上系) 95—220—1—051	0555—84—3135 0555—84—3136 (内線 239)

(4) 災害派遣部隊の受入体制

ア 他の機関との競合・重複の排除

村長は、自衛隊の作業が他の災害復旧、救助機関と競合・重複することなく、最も効率的に作業を分担できるよう配慮する。

イ 作業計画及び資材等の準備

村長は、自衛隊の作業について、先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、必要とする資材を充分準備し、かつ諸作業に関連のある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

- ① 作業箇所及び作業内容
- ② 作業の優先順位
- ③ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- ④ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所並びに連絡交渉窓口の明確化

ウ 派遣部隊の受入

村長は、派遣された部隊の受入れのため、部隊の規模に応じて次の場所等を準備する。

(ア) 派遣部隊が集結（野営）するための必要地積

派遣部隊	必要な地積		備考
1 コ中隊	2,500m ²	50m×50m	駐車場、天幕展張及び炊事所等を含む
1 コ連隊（隊）	20,000m ²	100m×200m	
1 コ師（旅）団	160,000m ²	400m×400m	
要支援内容	トイレ等の供与が必要		

※集結地（野営地）は、指揮・命令及び実行の確認等のため、やむを得ない場合を

除き 1 コ中隊が同一地に集結できる地積を選定できることが望ましい。

(イ) ヘリコプター発着場の必要地積

種類	必要な地積	備考
小型ヘリ※1	30m×30mmm	離発着に必要な地積で、駐機地積は別とする
中型ヘリ※2	40m×40mmm	
大型ヘリ※3	100m×100mmm	

※1：航空偵察又は指揮・連絡等に使用する小型ヘリ

※2：※1の使用目的のほか、人員・物資を輸送に使用する中型のヘリ

※3：人員・物資を輸送するための大型ヘリ

エ ヘリコプター発着場

ヘリコプター発着場は、次に掲げるとおりである。

ヘリコプター発着適地一覧表

名 称	所 在 地	施設管理者	幅×長さ	備考
道の駅こすげ駐車場	小菅村 3433	小 菅 村	50m×50m	
浅 間 神 社	// 949	小永田地区	31m×50m	
小菅村ヘリポート	// 4641-1	小 菅 村	35m×35m	
村民第 2 スポーツ広場	小菅村 3321 (中組)	小 菅 村	80m×56m	

(5) 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた村が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- ① 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備のものは除く）等の購入費及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営及び救護活動に伴う光熱・水道・電話料等
- ③ 派遣部隊の救援活動に際し生じた損害の補償（自衛隊の装備に係わるものを除く）
- ④ 派遣部隊の野営に必要な土地、建物等の使用料・借上料
- ⑤ 災害派遣部隊の輸送のための民間輸送機関に係わる運搬費
- ⑥ 損害賠償費

(6) 災害派遣部隊に付与される権限

ア 人の生命・身体等に対する危害防止措置

(ア) 警告・避難等の措置（警察官職務執行法）

(イ) 警戒区域を設定し、立ち入りの制限・禁止、退去を命ずる等の措置（災害対策基本法）

イ 危害防止、損害拡大防止、被災者救出のための措置

土地・建物等への立ち入り（警察官職務執行法）

ウ 緊急通行車両の円滑な通行を確保するための措置

妨害車両の移動等の措置（災害対策基本法）

エ 消防、水防及び救助等災害発生の防ぎょ又は災害の拡大防止のために必要な措置

(ア) 他人の土地、その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収容する措置（災害対策基本法）

- (イ) 村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、現場にある災害を受けた工作物、物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置（災害対策基本法）
- (ウ) 住民又は現場にいる者を応急措置の業務に従事させる措置（災害対策基本法）

第2節 災害関係情報等の受伝達

1 気象予報、警報の受理、伝達

(1) 予報、警報の種類と基準

ア 甲府地方気象台の発表するもの

(ア) 予報、警報の種類と定義

種 類	定 義
天 気 予 報	予報発表時から明後日以内の風、天気、降水確率、気温等の予報
地 方 天 気 分 布 予 報	地方予報区を対象に、約 20km 格子で 3 時間単位の気象状態（天気、降水量、気温）を、5 時、11 時予報は 24 時間先まで、17 時予報は 30 時間先まで分布図形式で行う予報
地 域 時 系 列 予 報	代表的な地域又は地点を対象に、3 時間単位の気象状態（天気、気温、風向、風速）を、5 時、11 時予報は 24 時間先まで、17 時予報は 30 時間先まで時系列グラフ表示で行う予報
週 間 天 気 予 報	発表日翌日から 7 日間の天気、降水確率、気温等の予報（含む、信頼度）
注 意 報	気象等による災害が起こるおそれがあるときに、その旨を注意する予報
警 報	気象等により重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告する予報。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される
気 象 情 報	気象予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報
土 砂 災 害 警 戒 情 報	山梨県と甲府地方気象台が共同で発表する情報。大雨警報発表中に、土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村を対象に発表する情報
記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	数年に一回程度発現する記録的な短時間大雨を観測又は、解析したとき、府県気象情報の一種として発表する情報
竜 巻 注 意 情 報	雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する情報

※予報区とは、予報および警報・注意報対象とする区域。天気予報については全国、地方、府県の各予報区がある。

(イ) 警報・注意報基準一覧

次の基準に達すると予想される場合、又は達した場合に発表する。

平成 24 年 5 月 29 日現在 発表官署 甲府地方気象台

小菅村	府県予報区		山梨県	
	一次細分区域		東部・富士五湖	
	市町村等をまとめた地域		東部	
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1 時間雨量 60 mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	166
	洪水		雨量基準	1 時間雨量 60 mm
			流域雨量指数基準	小菅川流域=12
			複合基準	-
			指定河川洪水予報による基準	-
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 40cm
	波浪		有義波高	
高潮		潮位		
注意報	大雨		雨量基準	1 時間雨量 40mm
			土壌雨量指数基準	129
	洪水		雨量基準	1 時間雨量 40mm
			流域雨量指数基準	小菅川流域=7
			複合基準	-
			指定河川洪水予報による基準	-
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 25%で実効湿度 50%※1		
	なだれ	1. 表層なだれ：24 時間降雪が 30cm 以上あって、気象変化の激しいとき 2. 全層なだれ：積雪 50cm 以上、最高気温 15℃以上（甲府地方気象台）で、かつ 24 時間降水量が 20mm 以上		
	低温	夏期：最低気温が甲府地方気象台で 16℃以下又は河口湖特別地域気象観測所で 12℃以下が 2 日以上続く場合 冬期：最低気温が甲府地方気象台で-6℃以下 河口湖特別地域気象観測所で-10℃以下		
霜	早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下			
着氷	著しい着氷が予想される場合			
着雪	著しい着雪が予想される場合			
記録の短時間大雨情報	1 時間雨量	100 mm		
竜巻注意情報	発表時			

※1 湿度は河口湖特別地域気象観測所の値。

(ウ) 特別警報の発表基準

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される時。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される時。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される時。

(エ) 水防活動用の気象等の注意報・警報

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、大雨・洪水の各注意報及び警報をもってこれに替える。

(オ) 気象等の注意報・警報の切替・解除

注意報及び警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。

また、新たな注意報又は警報が発表されたときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報に切り替えられる。

注意報又は警報は、必要がなくなったとき、当該注意報又は警報を解除する。

イ 村長が発する警報（火災警報）

空気が乾燥し、かつ強風で火災の危険が予想される場合、村長が発表する。（消防長委任）村長は、消防法第 22 条第 2 項に基づき、知事から通報を受けた場合で次の条件に該当すると予想される時、又は該当したときは、同条第 3 項の規定により、火災警報を発することができる。

- ① 実効湿度 60%以下で最小湿度 35%以下となり、最大風速 7m/s 以上吹く見込みのとき。
- ② 実効湿度 50%以下で最小湿度 25%以下となる見込みのとき。
- ③ 平均風速 12 メートル（甲府地方気象台の観測値は 14 メートル以上を目安とする。）以上吹く見込みのとき（降水、降雪中又は間もなく降り出すと予想される時は通報しないこともある）

(2) 注意報及び警報の伝達

災害対策基本法及び気象業務法に基づく予報・警報、水防法に基づく水防警報ならびに、消防法に基づく火災気象通報を村民その他関係ある公私の団体に対し伝達する場合の取扱いは、次により実施する。

ア 火災にかかわる注意報

消防法第 22 条の規定にもとづく甲府気象台長からの火災に係る気象状況の通報を県から受理した場合は、村長はただちに火災警報発令について検討するとともに、防火対象物の関係者及び一般に周知する。

イ 火災警報の発令

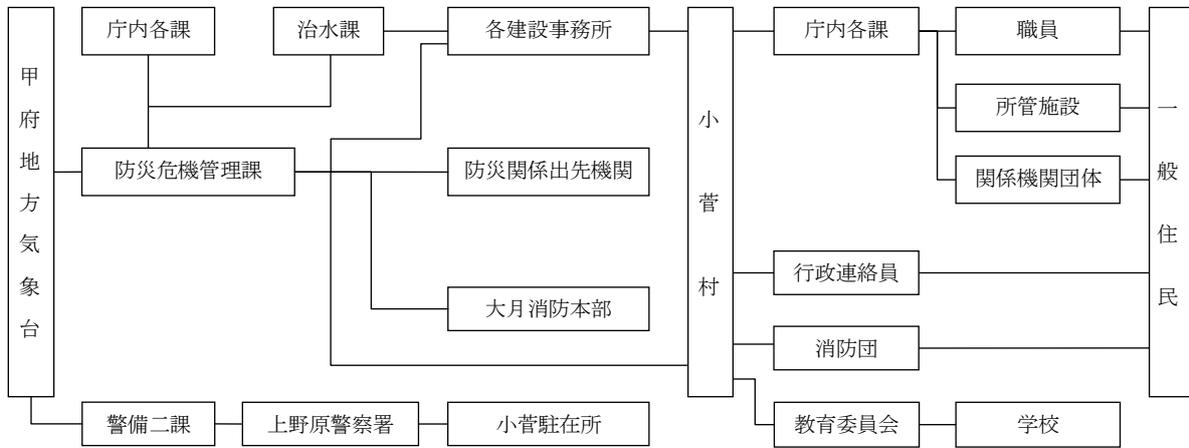
村長（消防長に委任）は、アにより通報を受けたとき又は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令する。

ウ 火災警報発令基準

前号(1)のイ「村長の発する警報（火災警報）」による。

エ 気象状況の通報系統

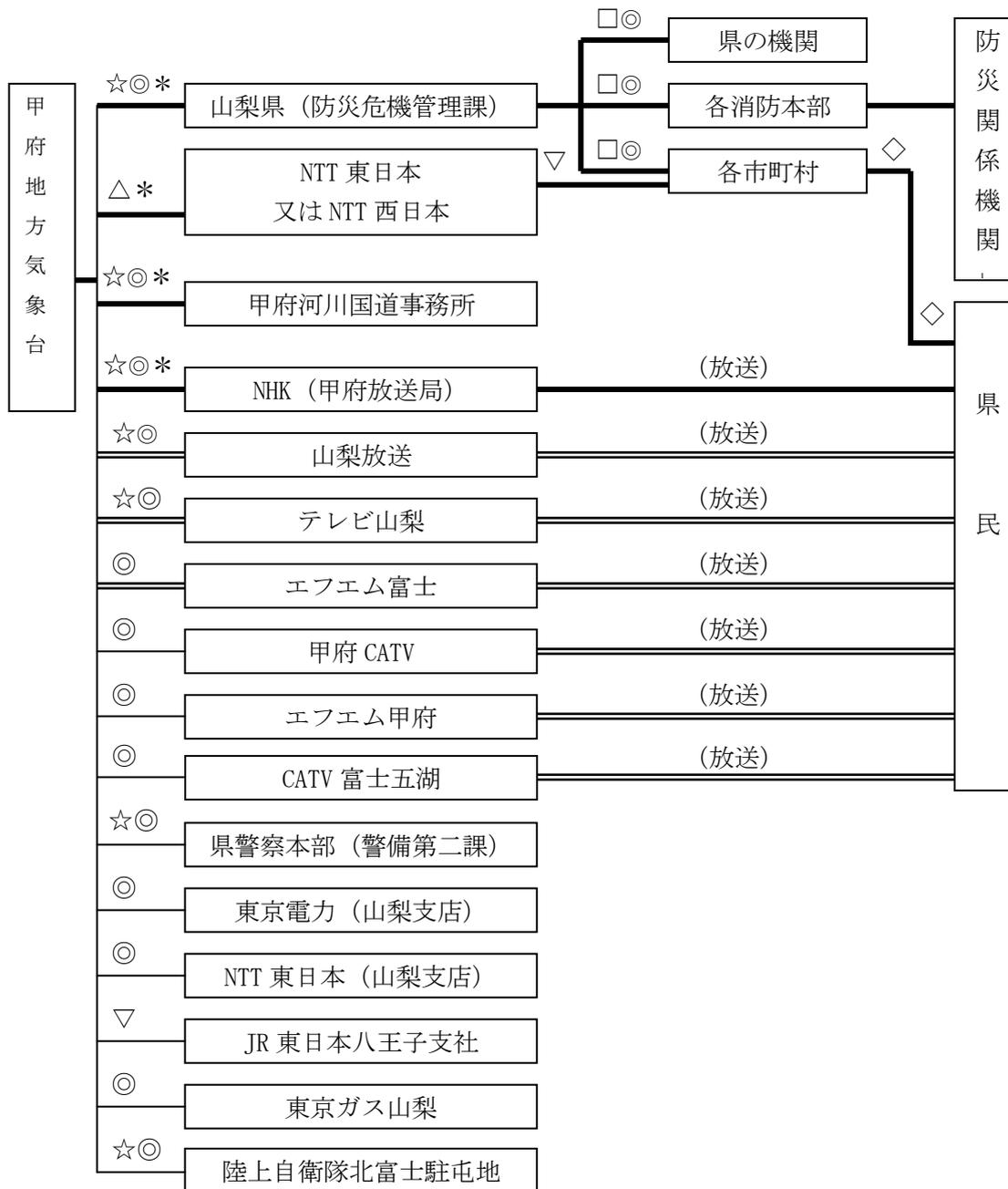
① 系 統



オ 火災警報の解除

火災警報の解除は、村長が気象状況から判断して、火災予防上危険がないと認めるとき行う。

甲府地方気象台の気象警報等の伝達系統図



(注) 全ての注意報、警報は、全機関 (NTT 東日本、又は NTT 西日本へは、警報に関する事項のみがオンライン伝達される) に伝達。ただし、JR 東日本八王子支社へは、指定河川洪水予報のみが伝達される。情報は種類によって上記伝達先の一部を省略し、伝達することがある。

法令 (気象業務法等) による通知系統	△ オンライン
法令 (気象業務法等) による公衆への周知	▽ 電話 FAX
依頼及び周知系統	□ 県防災行政無線
その他 (行政協定等) による伝達系統	◇ 市町村防災無線等
*法令により気象台から警報事項を受領する機関	☆ 防災情報提供システム
	◎ 防災情報提供システム (インターネット)

※防災情報提供システム（インターネット）

地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減に一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより県・市町村や防災関係機関等に提供している補助伝達手段である。

2 異常現象時における措置

(1) 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常現象（激しい降雨、降雪、異常水位、地すべり、なだれ、火災、爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流等）を発見したものは、次の最も近いところに通報する。

- ア 村の役場 0428-87-0111
- イ 警察官 0428-87-0210
- ウ 消防機関又は消防団員 0428-87-0422

(2) 村長への通報

異常現象を発見した場合又は地域住民から通報を受けた関係職員は、ただちに村長に通報する。

(3) 村長の各機関への通報

村長は異常現象の通報を受けたときは、ただちに情報を確認し、次の機関等へ通報する。

ア 气象台又は測候所

甲府地方气象台 甲府市飯田 4-7-29 電話 0552-22-9101

イ 県又は県の出先機関

県庁 山梨県総務部防災危機管理課 電話 0552-23-1432
FAX 0552-23-1519

出先機関 山梨県富士・東部地域県民センター 電話 0554-22-7800
FAX 0554-22-7804

ウ 異常現象によって、火災の影響があると予想される隣接市町村

- | | | | |
|------|-----------------------|-------------|-----------------|
| 市町村名 | ┌
├
├
├
└ | 1 甲州市 | 電話 0553-32-2111 |
| | | 2 大月市 | 電話 0554-22-2111 |
| | | 3 上野原市 | 電話 0554-62-3111 |
| | | 4 丹波山村 | 電話 0428-88-0211 |
| | | 5 奥多摩町（東京都） | 電話 0428-83-2111 |

エ 消防本部及び消防団

大月市消防署 電話 0554-22-0119

小菅村消防団長

(4) 一般住民への周知

防災行政無線による緊急一斉放送による周知

広報車による巡回広報

消防車によるサイレンの吹鳴

3 火山情報の受理、伝達

火山情報の発表及び通報

気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 11 条、活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法

律第 61 号) 第 21 条第 1 項及び火山情報取扱規定にもとづき、山梨県内を対象として東京管区気象台長の指示により実施する。

(1) 火山情報の発表

富士山の火山現象について臨時火山情報として発表する。ただし、大規模な火山活動により社会的影響が大きいと認める場合その他必要と認める場合は、気象庁本庁が発表を行うことがあり、これを通報又は伝達する。

(2) 火山情報の発表基準

ア 臨時火山情報の発表は、次に掲げる場合で必要と認めるとき行う。

- ① 火山現象についての異常を認めた場合
- ② 村長等から火山に関する異常な現象の通報を受けた場合
- ③ 運輸省の機関その他の機関から火山に関する情報を入手した場合

イ アの臨時火山情報の場合において、次の各号のいずれかに該当すると認める時は、その情報名を火山活動情報とする。

- ① 火山噴火に伴う溶岩、火山れき、強酸性の湧水、有毒ガス等の噴出により直接人体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合
- ② 火山噴火に伴う溶岩、噴石、降灰により人が居住し、又は滞在する建物等に損傷を加え、そのため人体に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合
- ③ 熱雲、溶岩流、泥流を伴う火山噴火により人体に被害を生じ、又は生じるおそれがある場合
- ④ 前③号のほか、火山性地震、地盤変動、その他火山現象の推移により、人体に被害を生じ又は生ずるおそれがある場合

(3) 火山活動情報の形式及び内容

火山活動情報の発表は次の様式により行う。

火山活動情報							
第	号						
		平成	年	月	日	時	分
							甲府地方気象台
火山名	富士山						
本文	火山性地震、振動、火山の噴火、噴出物の状態、火口、噴気地帯の状態、火山噴火予知連絡会が行った火山現象についての総合判断、その他必要と認める事項						
※	他機関から入手した火山の異常に関する情報は本文の中にその旨を付す。						

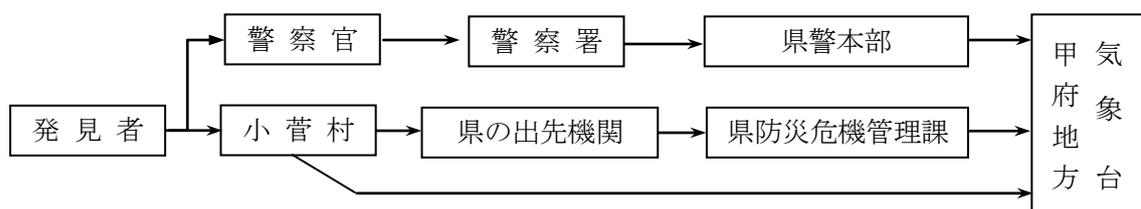
(4) 発見者の通報義務

ア 通報の条件

著しい異常な地震又は火山現象でおおむね次に掲げる事象を発見した場合

- ① 噴煙：噴煙の増加又は減少、色の変化
- ② 火口付近の状態：噴気活動の活発化、新噴気孔出現、硫黄などの昇華物の顕著な付着、硫黄溶解、地割れの出現、火口底の地形変化
- ③ 地熱地帯の状態：地熱地帯の出現又は拡大、地温の上昇、草木の立ち枯れ
- ④ 鳴動：異常音の発生
- ⑤ 火山性地震：有感地震の発生
- ⑥ 温泉、湧水：新温泉の湧出、湯量の増加又は減少、温度の変化
- ⑦ 海岸、河川、湖沼、井戸などの異常：変色混濁、発砲、温度の変化、水位の変化、沿岸魚類の移動

イ 伝達系統



第3節 被害状況等報告計画

迅速かつ適切な災害応急対策が実施できるよう、被害状況の調査を直ちに行うとともに、県等に被害状況の報告を行う

1 被害状況の調査

被害状況の正確な情報は、災害応急対策等の基礎的要件として不可欠のものであるので、村は、次により災害情報を迅速かつ的確に収集する。

なお、収集にあたっては、人的被害の状況、建築物の被害状況、火災・土砂被害の発生状況等の情報を収集する。

(1) 災害調査員による調査の実施

あらかじめ本部長から指名された災害調査員は、災害調査主任の指揮のもと、各地区の災害状況を調査する。

災害調査主任は、調査結果を速やかに村本部に報告する。

(2) 各部における被害状況調査

各部は、関係団体等の協力を得て、所管施設等の被害状況調査を実施し、被害状況を村本部に報告する。

(3) 関係機関からの情報収集

村は、消防、警察、富士・東部地域県民センターなど関係機関と連絡を密にし、必要な情報を収集する。

(4) 県への応援要請

被害が甚大なため、村において調査が不可能なとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

2 被害状況等の取りまとめ

各部が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、総務部長が取りまとめ、本

部長に報告する。災害情報の取りまとめに当たっては、電話、防災行政無線等を活用して行う。

3 被害情報の収集伝達

(1) 被害情報の収集伝達

ア 山梨県防災行政無線により被害情報を収集伝達するとともに地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用に努める。

イ 被害情報の収集伝達は、状況に応じて電話、FAX、インターネット等の通信手段を活用する。

ウ 各通信手段の利用方法については、平常時より使用方法について習得しておく。

(2) 被害情報の収集・連絡

村は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂被害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から情報を直ちに県に報告する。

ただし、消防組織法第40条に基づく「火災・災害等即報要領」（山梨県地域防災計画資料編Ⅰ「被害情報収集・伝達マニュアル」参照）の直接即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合及び通信の途絶等により県に報告が不可能なときには、村は、直接消防庁に対し報告をする。

なお、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行う。

村は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したとき、その状況を直ちに電話により県へ報告する。

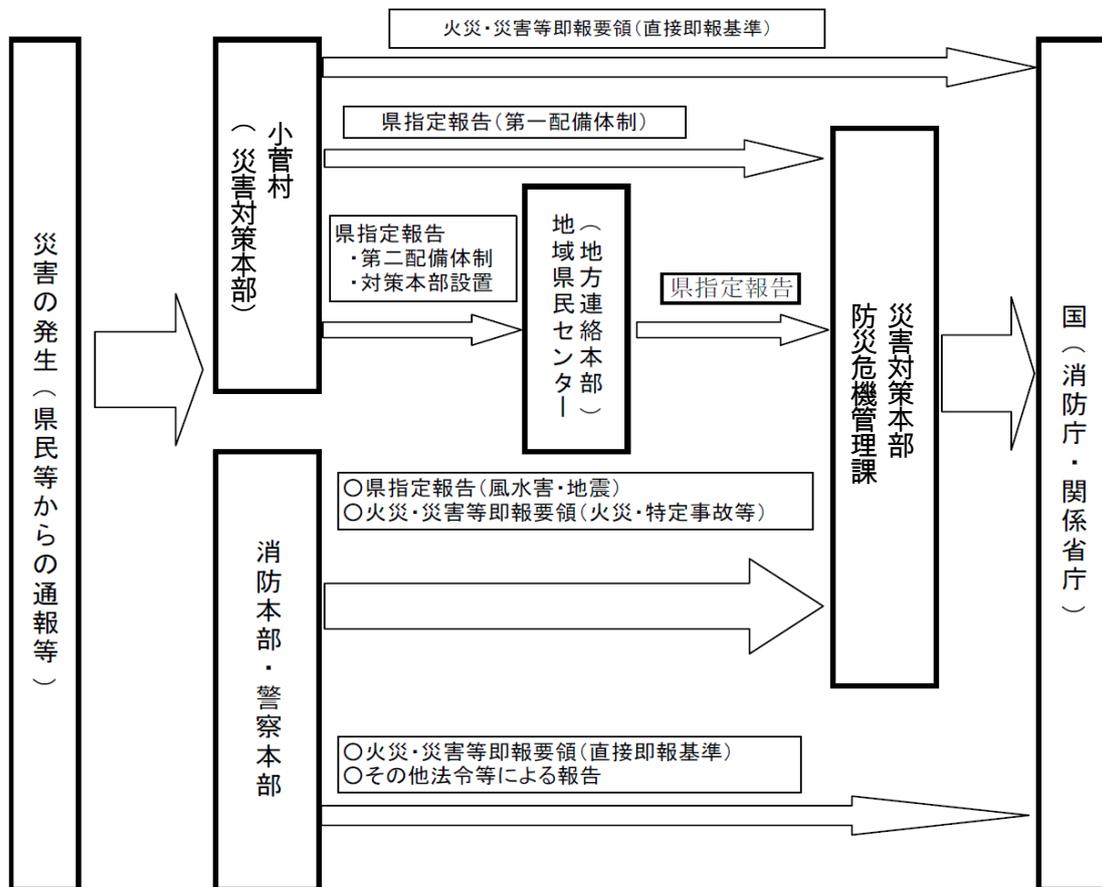
県への連絡先

	電話番号	FAX 番号	県防災行政無線
県総務部防災危機管理課	055-223-1432	055-223-1519	(地) 無線発信—99—2513 (衛) 420—200—2513
富士・東部地域 県民センター	055-445-7801	055-445-7804	(地) 9—420—2021 (衛) 916—420—2021

消防庁への連絡先

区分		通常時(9:30~18:15) ※消防庁応急対策室	夜間(18:15~9:30)・休日等 ※消防庁宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	96-90-49013	96-90-49102
	FAX	96-90-49033	96-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	916-048-500-90-49013	916-048-500-90-49102
	FAX	916-048-500-90-49033	916-048-500-90-49036

報告ルート



(3) 応急対策活動の連絡

村は、県に応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性の有無を連絡する。

(4) 報告の種類・方法及び様式

村は、県の定める「被害状況収集・伝達マニュアル」に基づき、次により県に災害報告を行う。

ア 「災害報告取扱要領」に基づく被害報告

村は、「災害報告取扱要領」に基づき、把握した被害状況について必要な事項を県に報告する。

- | | |
|----------|-------|
| ① 災害確定報告 | 第1号様式 |
| ② 災害中間報告 | 第2号様式 |
| ③ 災害年報 | 第3号様式 |

イ 「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告

村は、火災・災害等の即報にあたっては、次の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告する。ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。

また、電話による報告も認められる。

- ①火災等即報 第1号様式及び第2号様式
- ②救急、救助事故報告 第3号様式
- ③災害即報 第4号様式（その1、2）

ウ その他、県マニュアル等で指定した報告及び様式

4 他の法令にもとづく被害報告

- (1) 消防組織法にもとづく火災報告
- (2) 厚生省通達にもとづく精神病院等の被害報告
- (3) 厚生省通達にもとづく水道の被害報告
- (4) 災害防疫実施要綱にもとづく被害報告
- (5) 農林水産業被害報告要領にもとづく災害報告
- (6) 農地農業用施設災害復旧事業取扱要綱にもとづく災害報告
- (7) 中小企業関係被害状況報告要領にもとづく災害報告
- (8) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令にもとづく被害報告
- (9) 国土交通省通達にもとづく都市災害の被害報告
- (10) 公営住宅法にもとづく被害報告
- (11) 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法にもとづく災害報告
- (12) 文化財保護法にもとづく被害報告

被害程度判定基準表

被害区分	判定基準
1 死者	当該災害原因で死亡し、死体が確認された者、又は死亡したことが確実であると推定される者。
2 行方不明者	所在が不明であり、かつ、生死が不明の状態にある者。
3 重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月以上の治療を要する見込みの者。
4 軽症者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月未満で治療できる見込みの者。
5 住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
6 棟（むね）	建築物の単位で独立した1つの建築物をいう。母屋に母屋よりも延べ面積の小さい付属建築物が付着している場合は1棟とみなす。渡り廊下のように2つ以上の母屋に付着しているものは切半して各母屋と同一棟として扱う。
7 世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
8 被害額	物的被害の概算を千円単位で計上するものとし、千円未満の端数は四捨五入する。
9 全壊	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
10 半壊（半焼）	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部分の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満のものとする。
11 床上浸水	建物の床上以上に浸水したもの及び全壊及び半壊には該当しないが土砂、竹木等のたい積のため一時的に居住することができないもの。
12 床下浸水	建物の床上に達しない程度に浸水したもの。
13 一部破損	建物の破損の程度が半壊に達しないもの。ただし、窓ガラスが2、3枚割れた程度の軽微な被害は除く。
14 非住家	住家以外の建物をいう。なお官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
15 学校	小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園及び各種学校をいう。
16 公共建物	国、県、市町村、JR、NTT等の管理する建物で、前期の学校は除くものとする。
17 河川	河川法（昭和39年法律第167号）適用河川、準用河川及び普通河川をいい、堤防護岸、水制、床止等河川の付属物を含めるものとする。

被害区分	判定基準
18 砂防	砂防法（明治30年法律第29号）適用の砂防設備及び同法準用の砂防設備をいう。
19 道路	高速自動車国道、一般国道、県道および市町村道をいう。
20 橋りょう	市町村道以上の道路に架設した橋をいう。
21 農作物	主要食糧作物、園芸作物、工芸作物、肥飼料作物、茶桑等をいう。
22 流失埋没	田畑の耕土が流失し、又は土砂等のたい積のため耕土が不能となったもの。
23 冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
24 農業用施設	水路、ため池、頭首工、揚水機、農道等をいう。
25 林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、新生地すべり地、拡大地すべり地をいう。
26 林業用施設	治山施設、林道、林産施設、苗畑施設等をいう。
27 林産物	立木、素材、製材、薪炭原木、木炭、薪、しいたけ、わさび、竹等をいう。
28 鉄道不通	汽車、電車等の運航が不能となった程度の被害をいう。
29 通信被害	電話、電信が故障し、電信不能になった回線数をいう。
30 船舶被害	ア 船舶とは、ろ、かいのみをもって運転する船以外の船をいう。 イ 被害とは、沈没（船体が没して運航不能になったもの）、流出（所在が不明になったもの）、破損（修理しなければ運航できないもの）をいう。
31 罹災世帯	災害により被害を受け通常的生活を維持することができなくなった世帯をいい、全壊（流失）、半壊及び床上浸水に該当する世帯を計上する。
32 罹災者	罹災世帯の構成員をいう。
33 災害に対してとられた措置	<p>(1) 災害対策本部の設置の状況 災害対策本部を設置した月日及び時刻をいう。</p> <p>(2) 主な応急措置 村のとした主な応急措置の状況をいう。</p> <p>(3) 避難命令勧告の状況 命令、勧告した地区数及び対象人員をいう。</p> <p>(4) 消防機関の活動の状況 ア 被害が発生し、防災活動に出動した消防団員の人員及び主な活動内容（使用した機材を含む。）をいう。 イ 出動人員の報告は、消防団員及びその他の別にすること。 ウ 出動には単に待機したものは含まない。 エ 正確な出動人員を早急に把握することが困難な場合は、当初は概数でも差し支えない。</p>

第4節 災害広報

村の区域内に、災害が発生した場合には、次の方法により、迅速かつ正確な広報活動を展開し、人心の安定と混乱の未然防止及び災害復旧の促進を図る。

1 村における広報

村は地域住民等に対して、地震災害情報等が地域の末端まで確実に浸透するよう、最も効果的な手段と方法を講じて広報活動を行う。

(1) 広報体制

災害に対する広報は、総務課を通じて行う。ただし夜間、休日等職員の勤務時間外に突発的な災害が発生し緊急を要する災害情報等については、当直職員及び関係課職員において積極的に臨機の措置を講じて、防災関係機関への通報に努め、事後その状況・内容を本部へ報告する。

(2) 広報資料の収集

災害の広報資料の収集は小菅村地域防災計画に定める地震情報等の伝達計画、被害状況報告計画によるものとし、防災関係機関等と相互に広報資料の交換に努める。

また、本部は地域の被害状況に応じて取材班を編成し、被災地の写真撮影、取材等を行い必要に応じて防災関係機関に資料提供する。

(3) 広報内容

広報活動は、概ね次の事項を重点として実施する。

- ア 災害時における住民の心構え
- イ 避難及び誘導等に関する勧告・指示事項
- ウ 災害情報及び村の防災体制
- エ 被害状況及び災害応急対策の実施状況
- オ 被災者に必要な生活情報
- カ 住民への一般的な注意事項
- キ その他災害応急対策の実施に関し必要な事項

(4) 広報手段

- ア 小菅村防災行政無線の活用による広報
- イ 村広報車、消防車による巡回広報
- ウ 村広報誌等（臨時刊行）の掲示、配布による広報
- エ サイレン、警鐘等、信号による広報
- オ テレビ、ラジオ、新聞等報道機関を媒体とした広報
- カ 村職員を伝令とした広報
- キ その他、実施可能で効果的と思われる広報手段

2 防災関係機関における広報

地域に係る防災関係機関は、本部と密接な連絡を保ちつつ、各々の防災業務計画等の定めるところにより、各関係機関、地域住民等に対して、所掌業務、施設等の災害に関する広報活動を実施する。

防災関係機関の広報活動要領は、概ね次のとおり。

(1) 所轄警察署

所轄警察署は、管内の地域に災害が発生した場合には、県警察災害警備実施計画に定めるところにより、所轄地域の住民、関係機関に対して、災害に関する広報活動を実施する。

広報活動の実施に関しては、県警察本部及び村と密接な連携を保つことを原則とし、広報内容は、概ね次の事項を重点とする。

- ア 地域の治安維持を図るための事項
- イ 災害警備活動の状況
- ウ 当該部署で収集した地震災害情報及び被害状況
- エ 地域の死傷者の収容状況
- オ 交通規制に関する状況
- カ その他、災害応急対策の実施に関し必要な事項

(2) 報道機関

災害が発生した場合には、臨機の措置を講じて災害に関する取材事項又は防災関係機関等から通報事項等について報道し、地域住民への周知に努める。

(3) 電力供給機関

災害により所管業務及び施設等が被害を受けた場合には、報道機関及び広報車等を広報媒体として、被害箇所、復旧見通し、感電傷害防止、臨機の防災措置等について、地域住民及び防災関係機関等への周知に努める。

(4) ガス供給機関

災害により所管業務及び施設等が被害を受けた場合には、報道機関及び広報車等を広報媒体として、被害箇所、復旧見通し、ガス漏れによる事故防止、臨機の防災措置等について地域住民及び防災関係機関等への周知に努める。

(5) 日本電信電話株式会社（NTT）

災害により所管業務及び施設等が被害を受けた場合には、報道機関及び広報車等を広報媒体として、被害箇所、復旧見通し、応急措置、臨機の防災措置等について、地域住民及び防災関係機関等への周知に努める。

(6) バス等運送会社

災害により所管業務及び施設等が被害を受けた場合には、報道機関及び構内、停留所の掲示板、案内序等を広報媒体として、開通見通し、運行状況、臨機の防災措置等について、地域住民及び防災関係機関等への周知に努める。

(7) 道路管理者

災害により所管業務及び施設等が被害を受けた場合には、報道機関及び道路標識等を通じて、被害箇所、開通見通し、運行規制の状況、臨機の防災措置等について、地域住民及び防災関係機関等への周知に努める。

(8) その他の防災関係機関

上記以外の防災関係機関は、災害状況に応じて随時、適切な広報活動を実施する。

第5節 通信の確保

災害に関する予報、警報の伝達、災害情報の収集・報告、その他災害応急対策の実施に必要な連絡・要請等の通信は次の方法により確保する。

1 通信手段の確保

村及び防災関係機関は、災害時には公衆電気通信設備を優先的に使用できるほか、他の機関の通信設備も活動できるので、平常時から災害時の多ルートの通信手段の確保に努める。

(1) 国・県及び隣接市町村との通信手段

村と国・県及び隣接市町村の災害時における通信は、山梨県防災行政無線、加入電話及び衛星携帯電話により行う。加入電話等が通信不能の場合は、他の機関の通信施設等を利用して行う。

(2) 村内の防災関係機関及び村民との通信手段

村民及び防災関係機関との通信は、村の防災行政無線及び加入電話により行う。このため、各地に可搬式移動無線機をあらかじめ配置しておく。

2 他の機関の通信施設の利用

加入電話・防災行政無線等が使用不能になったときは、警察事務・消防事務・電力事業等の通信施設を利用することができる。

他の機関の通信設備

機 関 名	住 所	電 話 番 号
上野原警察署	上野原市上野原 3819	0554-63-0110
大月市消防署	大月市 2-20-5	0554-22-0119

3 放送の要請

村長は、利用できるすべての通信機能が麻痺したとき、また普通の通信方法では間に合わないときは、県が締結している「災害時における放送要請に関する協定」を準用して放送局に要請する。

放送要請は、原則として県を窓口にして行う。

放送局名	協定締結年月日	電話番号及び防災行政無線番号		申 込 窓 口
NHK(甲府放送局)	S58. 7. 1	(055) 255-2113	9-220-1-058	放送部

4 アマチュア無線の協力

現有無線施設を最大限に活用して通信の確保を図るが、災害の程度によっては情報の収集及び伝達に村内のアマチュア無線局の協力を求める。

5 急使による連絡

通信網が全滅したときは、自動車、原動機付自転車、自転車、徒歩等により急使を派遣して連絡する。

6 インターネットシステムの活用

小菅村ホームページ等、インターネットによる情報提供を行なう。

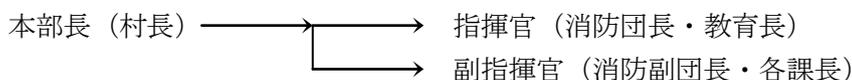
第6節 水防計画

本計画は水防法第25条の規定にもとづき、水防作業の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を定めた、小菅村水防計画にもとづき村内河川の水害を防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

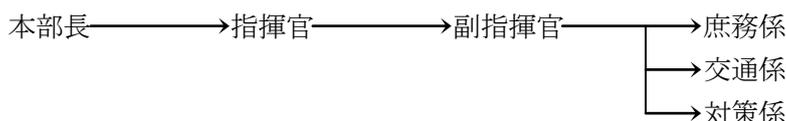
1 水防計画

小菅村水防計画にもとづき、小菅村水防本部を次のとおり設置する。ただし小菅村災害対策本部が設置されたときは当該組織による活動をする。

(1) 水防本部組織系統



(2) 分担職員表



(3) 水防組織表

部の詰所、器具庫及び管理車両					
部名	第1部	第2部	第3部	第4部	第5部
詰所器具庫	川池	小永田	長作	東部	橋立
管理車両	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ付積載車

2 水防区域

重要水防区域一覧表

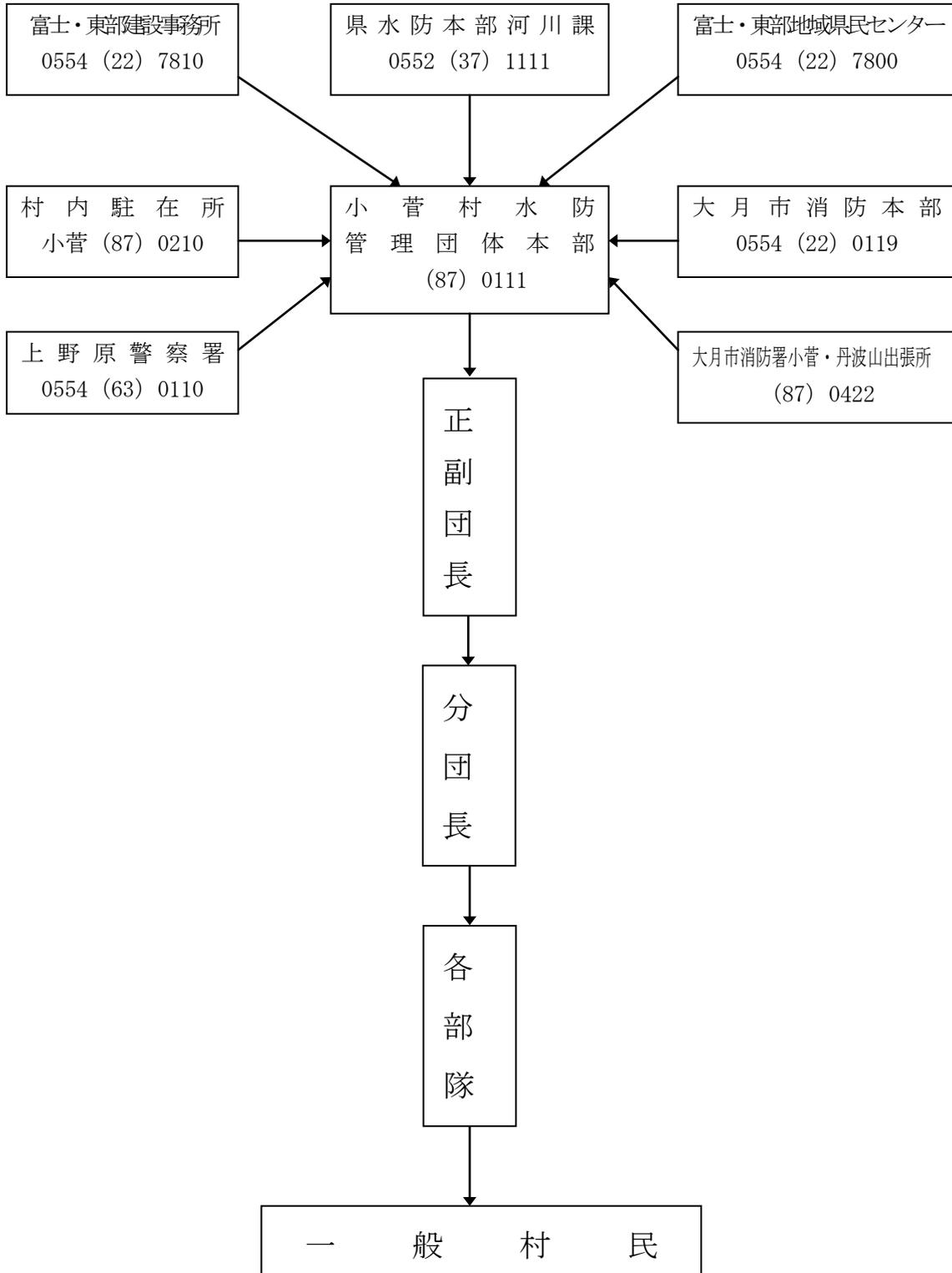
河川名	重要水防箇所・位置	左右別岸	延長m	重要度		備考
				階級	種別	
小菅川	金風呂地内	左	80	B	洗掘、護岸老朽	山梨県指定
〃	橋立、養魚場下	〃	120	A	洗掘、護岸老朽	〃
〃	川久保、養魚場上	〃	140	A	〃 〃	〃
〃	田元、養魚場横	右	200	B	水衡部護岸老朽	〃
鶴川	長作、集落中	〃	140	A	洗掘、護岸老朽	〃
宮川	川久保地内	左	50	A	堤体強度、堤防断面不足	〃
〃	〃	右	50	A	〃 〃	〃

3 気象・水位の観測通報及び連絡

山梨県水防本部により気象状況の通報を受けたときは、ただちに交付地方気象台と常時連絡の方法を講ずるとともに必要と認められるときはすみやかに次の措置をとる。

- (1) 連絡系統図のとおり管内一般への状況の通知

連絡系統図



(2) 雨量観測所（富士・東部建設事務所）と連絡をとり、量水観測者と状況通知並びに指示

ア 水位の観測通報

量水観測者（水防団）は、水防本部より気象状況の通知を受けたとき、又は出水のおそれを察知したときは水位の変動を監視し、通報水位を超えたときはただちに水防本部に所定の報告を行い、水防本部長はこれを富士・東部建設事務所長に連絡するとともに、その河川に關係する消防機関に通知する。

水位通報の間隔

- ① 通報水位に達した時
- ② 警戒水位に達した時
- ③ 最高水位に達した時
- ④ 警戒水位まで下がった時

イ 通報方法

水位の報告は、電話又は電報等の簡便な方法により、観測場所・日時・水位・増減の傾向見込み等を報告する。

4 水防団の出動及び作業

(1) 水防管理団体の非常配備

ア 水防管理者が、水防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発する。

- ① 水防管理者が、自らの判断により必要と認める場合
- ② 水防警報指定河川にあっては、知事からその警報事項の伝達を受けた場合
- ③ 緊急にその必要があるとして、知事から指示があった場合

イ 水防団に対する非常配備

① 待 機

水防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情勢を把握することに努め、また一般団員は次の段階に入り得るような状態におく。

- a 洪水予報が発せられたとき
- b 県水防本部が待機に入ったとき

② 出 動

水防団の一部又は全員が所定の場所に集合し警備配置につく、出動命令は、概ね次の際発する。

- a 河川の水位が警戒水位に達し、なお、上昇のおそれのあるとき
- b 水防警報（出動）が通知されたとき
- c 自ら出動の必要と認めたとき

ウ 報 告

次の場合には、水防管理者は所轄土木事務所長に報告する。

- ① 警戒水位に達し、またそれ以外の場合においても水防団が出動したとき
- ② 危険が増大して水防作業を開始したとき
- ③ 堤防その他の異常を発見したとき

(2) 水防作業

ア 水防工法は県の水防計画書を準用する。

イ 作業中は全員敢闘精神をもち、上司の命に従い団体行動をとらなければならない。

(3) 避難のための立ち退き

ア 水防管理者は、自ら防御する堤防等が破堤の危機に瀕した場合、ただちに必要と認められる区域の居住者に対し、立ち退き又はその準備を通信連絡系統により指示する。

イ 水防管理者は、当該区域を管轄する警察署長と協議のうえ、あらかじめ立ち退き計画を作成し、立ち退き先・経路等に必要な措置を講じておく。

ウ 水防管理者は、アの立ち退きまたその準備を発令した場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

エ 立ち退き計画の主となる事項は次のとおり

- ① 立ち退きを要する人口、世帯数
- ② 避難場所及び避難場所までの経路及び連絡

(4) 水防解除

水位が警戒水位以下に減じ水防警戒に必要ななくなったときは、水防管理者は水防を解除しこれを一般に周知させるとともに、富士・東部建設事務所長を通じ知事にその旨を報告する。

5 水防報告

(1) 水防本部長が富士・東部建設事務所長に緊急に報告すべき事項は次のとおり

- ア 水防のため水防団を出動させたとき
- イ 他の水防本部長に応援を要請したとき
- ウ 破堤はらんしたとき
- エ 洪水増減状況
- オ 応急の状況
- カ その他必要と認める事態を生じたとき

(2) 水防顛末報告

水防が終結したとき水防本部長は、遅滞なく次の事項をとりまとめて県水防計画による様式により、富士・東部建設事務所長に報告する。

- ア 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- イ 警戒出動及び解除命令の時刻
- ウ 水防団の出動の時期及び人員
- エ 水防作業の状況
- オ 堤防その他の施設の異常の有無及びこれに対する措置とその効果
- カ 使用資材の種類及び員数並びにその消耗及び残量
- キ 障害物を処分した数量及びその事由
- ク 土地を一時使用したときはその場所及び所有者住所氏名とその事由
- ケ 応援の状況
- コ 現場指導職員氏名
- サ 立ち退きの状況及びそれを指示した事由
- シ 水防関係者の死傷
- ス 勲章者名及びその功績
- セ 雨後の水防につき考慮を要する点、その他水防本部長の所見

- ソ 堤防その他の施設に緊急を要するものが生じたときはその場所及び損傷状況
- タ その他必要な事項

6 費用負担及び公用負担

(1) 費用負担

小菅村の区域の水防に要する費用は、水防法第 41 条により小菅村が負担する。ただし、他の水防管理団体に対する応援に要する費用の負担は相互協議による。

(2) 公用負担

水防法第 28 条の規定により水防本部長は公用負担を命じ、この権限を水防現場において行使するものとして、水防本部長の委任を受けたものは、次のとおり権限証書を携行しなければならない。

- ・ 必要な土地の一時使用
- ・ 土・石・竹・木・その他資材の収用
- ・ 車両その他の運搬具又は器具の使用
- ・ 工作物・その他の障害物の処分

ア 公用負担命令権限証

公用負担命令権限証	
身分	所属
	氏名
上記の者に	の区域における水防法第 21 条第 1 項の権限行使を委任
した事を証明する。	
年 月 日	
	小菅村水防本部長
	小菅村長
	印

イ 公用負担命令

水防法第 28 条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する際は原則として、次のような命令書を目的物の所有者・管理者又はこれに準ずべき者に手渡して、これをなす。

公用負担命令書				
第 号	目的物	種類	員数	
	負担内容	使用	収用	人分等
	年 月 日			
		小菅村水防本部長		
		小菅村長		印
		事務取扱者事務吏員		印
何 某殿				

第 7 節 消 防 計 画

大災害が発生した場合は、関係機関と密接な連絡をとり、必要な指示・勧告・指導及び助言等を与え、村民の生命・身体及び財産を保護し、災害による被害を軽減し、民心の安定を図る。

1 火災警報発令時の計画

火災警報発令時における火災の事象は、一般の防御計画で万全を期しえられないので、部隊の状況、風位、風速、重要度に応じた進入担当部署を考慮して一般防御計画を基礎とし、いかなる火災の事象にも対応し得られるよう、次の事項に留意して計画を樹立する。

消防ポンプ者の運用について最小限出動要員を待機させ出動の迅速を図る。

2 隣接市町村との相互援助等

各種災害に対して、隣接市町村との応援協定にもとづき応援を要請する。(応援協定は別記「資料編」を参照)

3 災害防御に関する措置

(1) 非常事態の発生により、消防組織法第 24 条の 2 による、知事から村長に必要な指示があったときは、防御措置の早期確立を期する。

(2) 大規模の火災又は爆発事故発生の場合で、隣接の消防機関が村を応援する場合には、その指揮系統を乱すことのないよう事前に協定しておく。

4 応援部隊の誘導計画

気象その他の事象により火災が延焼拡大して大火となり、所要の部隊では延焼阻止の見

込みが立たない場合には、隣接市町村に応援を要請する。

また、次の事項に留意し計画を樹立する。

(1) 応援部隊の集結場所の指定

ア 応援要請に先立って、応援部隊の集結場所を指定する。

イ 集結場所には地元の誘導班員を待機させておく。

(2) 応援部隊への水利の誘導

延焼阻止線に、最も近い防火水槽又は自然水利に誘導する。

5 危険な区域の防御計画

火災発生の場合、延焼拡大のおそれがある地域などを危険区域とし、次の事項に留意し、小地域を区画した防御計画を策定する。

(1) 危険区域の設定要件

ア 出火発見の難易

イ 道路地形及び水利の状況

ウ 公園、空地、路地の有無

エ 建築物の粗密及びその構造の種別

(2) 防御計画の設定要件

ア 出動部隊数

イ 各部隊の到着順序及びとるべき水利

ウ 各部隊の進入担当方面

エ 使用放水口数及び所要ホース数

オ 避難予定地及び誘導方法

6 特定防火対象物の防御計画

火災発生の場合、延焼拡大、人命に対する危険性が潜在する建物であるから、特殊な防御計画を策定する。

なお防御計画設定要件は、前項(1)の「危険区域の設定要件」に準じ、防御上必要と認められる最小限の消防車及び人員を予定しておく

7 消防水利の統制計画

各区毎に、水道給水系統、地中管、口径、給水能力、水圧等を考慮して、消火栓使用可能部隊を定め、到着順位に応じて消火栓と自然水利部隊とに区別した水利統制計画を次により策定する。

(1) 平常時の統制計画

(2) 減水時の統制計画

(3) 断水時の統制計画

8 林野火災の応急対策

(1) 村長又は消防長は、林野火災が発生したときは、富士・東部林務環境事務所関係機関並びに林業関係団体等に早期に火災状況を通報するとともに、状況に応じ知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

(2) 村長又は消防長は、林野火災防ぎょにあたって、事前に組織計画に基づく部隊編成、資器材の配備及び出動計画に基づく各部隊の出動等有機的連携を保つ林野火災防ぎょ計画を樹立するとともに、次の事項を検討して万全の対策を講ずる。

- ① 各部隊の出動地域(以下、消防団を含む。)
- ② 出動順路及び防ぎよ担当区域
- ③ 携行する消防資器材
- ④ 指揮、命令、報告、連絡通信及び信号の方法
- ⑤ 隊員の安全確保
 - ・ 気象状況の急変による事故防止
 - ・ 落石、転落等による事故防止
 - ・ 進入、退路の明確化
 - ・ 隊及び隊員相互の連携
 - ・ 地理精通者の確保
 - ・ 隊員の服装
- ⑥ 応援部隊の要請、集結場所及び誘導方法
- ⑦ 防火線の設定
- ⑧ 消防防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの出動要請基準
- ⑨ ヘリポートの設定及び給水場所の確保
- ⑩ 消火薬剤及び資器材等の確保
- ⑪ 救急救護対策
- ⑫ 食料、飲料水、資器材及び救急資材の運搬補給
- ⑬ 関係機関(山梨森林管理事務所、近隣市町村及び電力会社等)との連絡方法

第8節 原子力災害応急対策計画

本節は、中部電力浜岡原子力発電所において原災法第10条の規定に基づく特定事象の発生情報を入手した場合の対応及び原災法第15条の規定に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合(村が緊急事態応急対策実施区域に指定されない場合も含む。)の緊急事態への応急対策を中心に示したものである。

なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められる場合は、本節に示した対策に準じて対応する。

1 情報の収集及び連絡体制の確立

(1) 特定事象発生後

村は、県を通じて国、所在県、原子力事業者等の防災関係機関から、特定事象に関する情報を収集し、必要に応じ、村内関係機関及び村民へ情報提供を行う。

(2) 原子力緊急事態宣言発出後

村は、県を通じて国、原子力事業者等の防災関係機関から、原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況等とあわせて、緊急事態応急対策活動の状況を把握し、必要に応じ、村内関係機関等への情報提供を行う。

また、村及び県は、必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

■ 県内の「放射線モニタリングポスト」

設置地点

- ・ 県衛生環境研究所（甲府市）
- ・ 県酪農試験場（北杜市）
- ・ 大気汚染常時監視南部測定局（南部町）
- ・ 県富士吉田合同庁舎（富士吉田市）
- ・ 上野原市役所（上野原市）

測定結果は、リアルタイムで原子力規制委員会のホームページ (<http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/area.html>) で公表される。



2 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

原子力災害による県外から山梨県内への避難者については、関係都道府県からの協議を受け、本章「第1節 災害応急対策 5 広域一時滞在」により県と協議の上、一時的に避難所を確保するとともに、村営住宅等を活用し避難者の受け入れに努める。

また、県及び村は、避難元都道府県等と連携し、県内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげるとともに、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの避難者支援に関する情報を提供する。

3 屋内退避、避難誘導等の防護活動

原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の村長及び県知事に対し、下記の表1の指標を踏まえて、住民等に屋内退避や避難の勧告又は指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

万一、村に対して原災法第15条の指示があった場合、住民等に対し即時性のある正確かつきめ細やかな情報の提供を行うこととする。

なお、情報提供に当たっては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の避難行動要支援者に十分配慮する。

屋内退避又は避難等に関する指標

予測線量(単位:mSv)		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

※1 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。

※2 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

※3 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとる。

(「防災指針」より抜粋)

4 医療活動

県は、住民の健康不安を解消するため、必要に応じ、健康相談窓口の設置などメンタルヘルス対策を実施することになっている。

また、原子力災害により住民が被ばくした場合は、迅速に医療対策を実施して県民の生命・健康の保全に努める。

村は、県が実施する医療活動に協力するとともに、活動の情報を住民に提供し、村民の健康対策を支援する。

5 住民等への的確な情報伝達活動

住民等への情報伝達については、放射性物質及び放射線の影響が五感に感じられないなどの特殊性を勘案し、住民等に不必要な心理的動揺あるいは混乱を与えないよう留意し、「第4節 災害広報」に準じて対応することとする。なお、その際、避難行動要支援者及び一時滞在者等に配慮した伝達を行う。また、住民等のニーズを見極めたうえで、多様な情報伝達手段により、即時性のある正確かつきめ細かな情報の伝達を行う。

6 風評被害等の影響への対策

村は、県や報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、県が実施する緊急時モニタリング結果を迅速に公表し、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動に努める。

7 除染活動の実施・支援

事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがある地域では国、追加被ばく線量が年間1～20ミリシーベルトの地域では村が主体となって除染を行

う。

追加被ばく線量が年間1～20ミリシーベルトの地域については、村が「市町村による除染実施ガイドライン」（環境省）に基づき、汚染の状況や住民のニーズに応じた除染計画を策定し、計画的な除染を行う。

第9節 輸 送 計 画

災害時に被災者の避難、及び災害応急対策要員の輸送、並びに災害応急対策に要する物資の輸送は、次によって行う。

1 実施責任者

村長は、適切な方法により、被災者の避難、応急対策要員並びに応急対策に要する緊急物資の輸送等を実施する。ただし、村で対処できないときは、他市町村又は県又は各輸送機関に、車両、要員等の応援を要請する。

2 輸送の方法

人員、資材及び物資の輸送は、次の方法のうち最も適した方法によって行う。

- (1) 村所有車両による輸送
- (2) 一般民間所有車両による輸送
- (3) 乗合自動車及び貨物自動車等による輸送
- (4) 航空機（ヘリコプター等）による輸送
- (5) 人夫等による輸送

3 輸送力の確保

自動車等による輸送力の確保は、次の方法による。

- (1) 応急対策実施機関所有の車両等の使用
- (2) 公共的団体所有の車両等の使用
- (3) 営業車両等の使用
- (4) 航空機（ヘリコプター等）の使用
- (5) その他自家用車両等の使用

4 災害救助法による輸送

災害救助法が適用された場合の輸送については、同法及び運用方法によるが、その概要は次のとおりとする。

(1) 輸送及び移送の範囲

災害救助法による救助実施のための輸送は次の範囲とする。

- ア 被災者を避難させるため、村長及び警察官等避難指示者の指示による避難のための移送
- イ 医療班で処理できない重症患者、及び救護班の仮設する診療所への患者移送
- ウ 救出のため必要な人員・資材等の輸送及び救出した被災者の移送
- エ 飲料水の輸送及び飲料水確保のため必要な人員・機械・器具・資材の輸送
- オ 被災者に支給する被服・寝具その他生活必需品・炊出用食糧・薪炭・学用品及び救助に必要な医療衛生材料・医療品等の輸送
- カ 遺体捜索及び遺体処理のための輸送

遺体捜索のための必要な人員・資材等の輸送及び遺体処理のための救護班員あるいは衛生材料等の輸送並びに遺体の移送（遺体移送のための人員を含む）

(2) 輸送の期間

輸送の期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間とする。

(3) 輸送のための経費の限度額

輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

(4) 人夫による移送等

ア 救助の実施が認められる場合及びその期間は、次のとおりである。

救助の実施が認められる場合	その期間	備考
被災者の避難	定めてないが 1日位	
医療	災害発生の日から 14日以内	
助産	〃 13日以内	
被災者救出	〃 3日以内	
飲料水の供給	〃 6日以内	
物資の輸送配分	〃 15日以内	(教科書以外の学用品)
	〃 1ヶ月以内	(教科書)
	〃 10日以内	(被服・寝具)
	〃 6日以内	(食糧・調味料)
	〃 14日以内	(医薬品)
遺体の捜索	〃 10日以内	
遺体の埋葬	〃 10日以内	

イ 費用は、当該地域の通常の実費が認められる。

5 緊急輸送車両の確認・標章及び証明書

(1) 緊急輸送車両の確認基準

緊急輸送車両は次に掲げる業務に従事する車両とする。

ア 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に従事する車両

イ 消防その他応急措置に従事する車両

ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護活動等に従事する車両

エ 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護活動等に従事する車両

オ 犯罪の予防、交通の規制その他災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に従事する車両

カ 災害が発生した場合における食糧・医薬品・応急復旧資材、その他の物資の確保・清掃・防疫・その他保健衛生に関する措置、並びに応急措置に従事する車両

(2) 緊急車両の申請及び確認手続

車両の使用者は、当該車両が緊急車両であることの確認を山梨県知事又は県公安委員会に申し出る。

ア 緊急輸送車両の確認申請の場所

① 県公安委員会

a 警察本部交通規制課

b 上野原警察署交通係

② 知 事
防災危機管理課

イ 確認の方法

前記申請にもとづき確認基準に従って、緊急輸送車両であることの確認を受けた場合は、別紙様式(1)・(2)の標章及び確認証明書を車両1台につき1通交付する。

ウ 確認証明の有効期間

公安委員会及び知事が緊急車両として指定した期間とする。なお、大規模地震対策特別措置法により交付した標章及び確認証明書は、災害発生後は、災害対策基本法の標章及び確認証明書とみなす。

エ 標章掲示等

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとし、確認証明書は当該車両に備えつける。

オ 標章及び確認証明書の返納

有効期間の終了した標章及び確認証明書は、交付を受けた警察署交通課等に返納する。

(3) 緊急通行車両の事前届出

災害発生時などの応急対策を円滑に推進するため、前記(2)による緊急車両の申請によるほか、山梨県公安委員会の定める「緊急通行車両届出要領」にもとづき緊急通行車両として、村有車両の事前届出をする。

別紙(1)

緊急車両の標章

登録(車両)番号 <input style="width: 150px; height: 20px;" type="text"/>
緊 急
有効期限 <input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/> 年 <input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/> 月 <input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/> 日
21

- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」「月」及び 日 の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光りの反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別紙(2)

緊急輸送車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急輸送車両確認証明書		
		知 事 <input style="width: 20px; height: 15px;" type="text"/>
		公安委員会 <input style="width: 20px; height: 15px;" type="text"/>
番号順に表示されている番号		
輸送人員又は品名		
使用者	住 所 () 局 番	
	氏 名	
輸 送 日 時		
輸 送 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする

第10節 交通対策

災害が発生し又は発生するおそれのあるときは、住民等の避難の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象の状況の把握に努め、迅速、的確な交通規制を行う。また、危険箇所標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者の執るべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和及び道路施設保全等のための措置を行う。

1 交通規制

(1) 基本方針

- ア 県内被災地域での一般車両の走行は、原則として禁止する。
- イ 県内被災地域への一般車両の流入は、原則として禁止する。
- ウ 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の通行を禁止する。
- エ 被災地域、その周辺の防災上重要な道路については、必要な交通規制を実施する。

(2) 小菅村における交通規制

- 村内の交通規制等については、県の計画に準じて実施するが、概ね次により規制する。
- ア 村内の車両の走行は極力抑制する。
 - イ 村内への一般車両の流入及び、村外への流出については、交通混乱を生じない限り原則として規制しない。
 - ウ 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能を確保する。

(3) 交通規制の除外車両

- ア 緊急自動車
- イ 緊急輸送車両

2 交通規制の措置

(1) 交通の規則を要すると認めるときは、次の事項を明示して歩行者又は車両の通行を禁止制限する。

- ア 規制の対象
- イ 規制する区域又は区間
- ウ 規制する期間

(2) 標識等設置

交通規制を実施する時は、災害対策基本法等に定められた標識等を設置する。ただし緊急を要し標識を設置するいとまがないときは、現場において、道路管理者又は警察官が指示するとともにロープ等で交通遮断する。

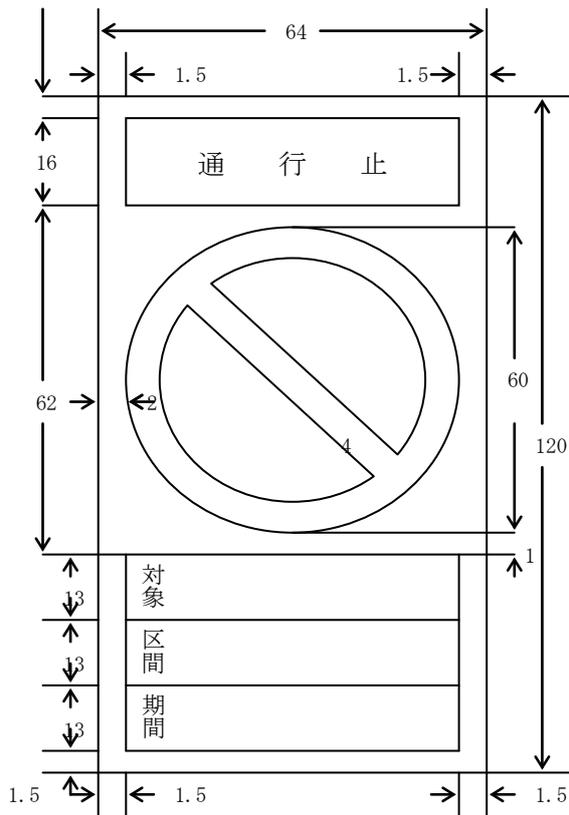
(3) 設置する標識

規制の標識は、別紙(1)又は(2)及び「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年12月17日)に定める各種規制標識により、堅固のもので作り、夜間は遠方から確認し得るように証明又は反射装置を施す。

(4) 公安委員会は前項の規制を行う場合、あらかじめ道路管理者に規制事項について通知するとともに地域住民、一般運転者に周知する。

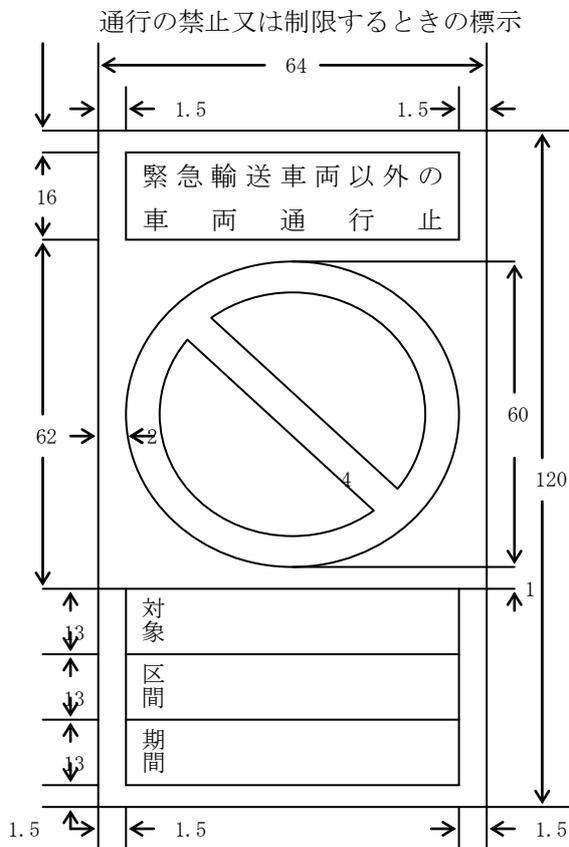
また、道路管理者が行った場合は、所轄する警察官庁に通知する。

別紙(1)



- 備考
- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯および枠を赤色、地を白色とする。
 - 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別紙(2)



- 備考
- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯および枠を赤色、地を白色とする。
 - 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

3 運転者の執るべき措置

(1) 走行中の運転者の措置

ア できる限り安全な方法により道路の左側に停車させる。

イ 停止後は、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

ウ 車両を置いて避難する時は、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、キーを付けたままとし、ロックしない。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の妨げとなるような場所に駐車しない。

(2) 避難時の運転者の措置

避難のために車両を使用しない。

(3) 通行禁止区域内の運転者の措置

ア すみやかに車両を次の場所に移動させる。

① 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている区間以外の場所

② 区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所

イ すみやかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

ウ 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

4 緊急輸送路の確保

(1) 基本方針

ア 地震災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して緊急車両以外の車両の通行を禁止、又は制限して、緊急輸送路を確保する。

イ 緊急輸送路の確保にあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の適確かつ円滑な実施等に十分配慮する。

ウ 被災地への流入車両を抑制するため、必要があると認めるときは、県警察とともに中篇地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

(2) 緊急輸送路確保のための措置

ア 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するための、交通情報版・信号器等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用する。

イ 放置車両の撤去等

緊急輸送路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

ウ 運転者に対する措置命令

緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じて運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

エ 障害物の撤去

緊急輸送路の障害物の撤去については、道路管理者、消防機関、自衛隊と協力し、状況に応じて必要な措置を執る。

第11節 救出計画

災害のため生命が危険な状態にあるもの、又は、生死不明の状態にあるものの捜索・救出・保護を次のとおり行う。

1 実施機関

被災者の救出は、村長が行うを原則とする。ただし、災害救助法が適用されたときは、村長の補助を得て知事が行い、知事から委任されたときは村長が行う。

2 救出の対象者

災害のため、概ね次のような生命・身体が危険な状態にある場合とする。

- (1) 母屋流失の際ともに流されたり、地震の際倒壊母屋の下敷きになったような場合
- (2) 登山者が多数遭難したような場合

3 救出の方法

救出は災害の条件によって異なるが、関係機関と密接な連絡をとり、迅速な救出作業を行う。

なお、救出作業は消防団、村内建設業者等の協力により行う、消防機関等で救出困難な場合には、県、警察、隣接町村の消防機関に協力を要請するとともに、必要に応じて自衛隊の派遣を要請する。

4 災害救助法による救出

災害救助法及び同法の運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

(1) 費用の範囲

借上費又は購入費	修繕費	燃料費
救出のため借上げた機械器具代である	救出のため借上げた機械器具の修繕代	借上げた機械器具に使用した燃料代
上記の費用で真にやむを得ない経費については、金額にかかわらず支出できる。		

(2) 救出期間

災害発生の日から3日間とする。

第12節 障害物除去計画

災害の発生により居住・炊事場等日常の生活に欠く事のできない場所や玄関等に障害物が運びこまれ、一時的居住できない状態であり、自分の資力ではそれを除去することができないときにこれを応急的に除去して、村内被災者の保護を図り、またその他道路・河川等の障害物を除去する必要がある場合は、概ね次により実施する。

1 実施機関

- (1) 障害物の除去は、基本的には村長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が村長の補助を得て行うが、知事から委任をうけたときは、村長がこれを実施

する。

- (2) 障害物が道路上また河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者が、それぞれ状況に応じて除去する。

2 災害救助法による障害物の除去

災害救助法が適用された場合の障害物除去の基準は、同法及びその運用方針によるが、概要は概ね次のとおりとする。

(1) 障害物除去の対象となる者

- ア 当面の日常生活が営むことのできない状態にある者。
- イ 日常生活に欠く事のできない場所にある障害物の除去に限られること。
- ウ 自分の資力だけでは障害物の除去ができない者であること。
- エ 住家は半壊又は床上浸水した者であること。

(2) 実施戸数

半壊及び床上浸水戸数の15%以内の戸数であること。ただし、やむを得ない事情がある場合には知事の承認を得てこの割合の範囲内で他の市町村間の融通を行うことができる。

(3) 除去の方法

- ア 知事が村長の補助を得て、人夫又は技術者を動員して、障害物を除去する。
- イ 村長は障害物の除去について、消防団・地域一般人夫等の協力で作業班を編成して作業に当たる。
また、必要に応じて関係機関の協力を要請する。
- ウ 障害物の除去作業に必要とする重機等については、村内建設業者の協力を要請する。

(4) 除去の実施機関及びこれらの限度額

実施期間	費用の限度額	備考
災害発生の日から 10日以内	1世帯当たり 138,200円以内	ロープ、スコップ等除去に必要な 機械器具の借上費・購入費・輸送 費及び人夫賃等である。

第13節 避難計画

大規模な災害発生時等においては、多数の避難者の発生が予想される。このような事態に対処し、住民の生命、身体の安全を確保するため、村長その他関係法令の規定に基づく避難に関する措置の実施責任者は、必要に応じ避難に関する可能な限りの措置をとる。

特に、村長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示のほか、地域住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（避難行動要支援者避難）情報（以下「避難準備情報」という。）の伝達を行う。

1 避難の実施責任者

避難の指示等を行うことができるものは、それぞれの法律によって次のように定められ

ているが、災害応急対策の第1次的の実施責任者である村長を中心として、相互連絡をとり住民を安全な場所へ避難させる。村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が代行して避難の勧告・指示を行う。(災害対策基本法第60条第6項)

- (1) 村長 (災害対策基本法第60条)
- (2) 知事又はその命を受けた県職員 (水防法第29条、地すべり等防止法第25条)
- (3) 水防管理者 (水防法第29条)
- (4) 消防職員、団員 (消防法第36条において準用する同法第28条)
- (5) 警察官 (災害対策基本法第61条、消防法第36条において準用する同法第28条、警察官職務執行法第4条)

2 避難情報の種類及び発令基準

(1) 避難情報について

避難情報は次のものがあり、それぞれの情報の特徴を下記に示す。

下記の避難情報発令時には、原則として避難所を開設する。

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者など、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等へ避難行動を開始 ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意など避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・がけの隣接地や地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民等は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民等は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる

(2) 避難勧告等発令基準

区域名	小菅村				
対象地区	小菅村全域				
区 分	現地による基準等	雨量による基準			土砂災害警戒情報による基準等
		前日までの連続雨量が100mm以上の場合	前日までの連続雨量が40mm～100mmの場合	前日までの降雨がない場合	
避難準備情報	近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り・量の変化）が発見されたとき 夜間に避難勧告等が発令される見込みがあるとき	当日の目雨量が50mmを超えたとき	当日の目雨量が80mmを超えたとき	当日の目雨量が100mmを超えたとき	降雨指標値が、■時間後に「土砂災害発生の目安となる線」を突破すると予測される場合 甲府地方気象台から大雨警報（土砂災害）が発表された場合
避難勧告	近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁や道路等にクラック発生）が発見された場合	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mmを超えるとき	当日の目雨量が80mmを超え、時間雨量が30mmを超えるとき	当日の目雨量が100mmを超え、時間雨量が30mmを超えるとき	土砂災害警戒情報が発表されたとき 降雨指標値が、■時間後に「土砂災害発生の目安となる線」を突破すると予測される場合
避難指示	近隣で土砂災害が発生した場合 前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合				降雨指標値が、「土砂災害発生の目安となる線」を突破した場合

3 避難の勧告、指示区分の基準

避難の勧告、指示を行う場合は、避難勧告等の判断・伝達マニュアルによる。

(1) 事前避難

- ア 警報が発せられ、避難の準備又は事前に安全な場所へ避難させる必要があるとき。
- イ 河川等が警戒水位を突破し、なお水位が上昇するおそれがあるとき。
- ウ その他諸般の状況から避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。

(2) 緊急避難

地震、火災、洪水、なだれ等により危険が切迫しているとき。

(3) 収容避難

事前避難として利用した避難場所に危険が生じ、他の安全な場所に避難させ、又は救出者を安全な場所へ避難させようとするとき。

(4) 避難対象地区の指定

ア 事前避難指定地区

橋立・川池・東部・白沢・小永田・長作

イ 緊急避難指定地区

田元・中組

(5) 避難場所の選定基準

ア 避難場所の必要面積は、避難住民1人当たり、概ね2㎡以上とする。

イ 避難場所は、要避難住民のすべてを収容できるよう配置すること。

ウ 避難場所は、崖崩れや浸水などの危険のおそれのないところとする。

エ 避難場所は、要避難住民の避難経路等を考慮して、主要道路や河川を横断する場所
はできる限り避けて選定する。

4 災害救助法による避難場所

災害救助法が適用された場合の避難所の開設については、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

(1) 避難場所

学校、公民館、神社、仏閣等の既存の建物又は野外に仮設した幕舎、プレハブ等とする。

(2) 避難所に収容する被災者

ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者。

イ 現実に災害に遭遇し、すみやかに避難しなければならない者。

ウ 現に被害を受けるおそれがある者。

(3) 避難所開設の方法

ア 学校、公民館、工場、倉庫等の既存建物を応急的に整備して使用するが、これら適当な施設を得がたいときは、野外にプレハブを仮設し、もしくは幕舎により開設する。

イ 災害の状況により村のみで処理が困難の場合は、隣接市町村へ収容を委託する。

ウ 公用令書により土地建物を使用する場合もある。

エ 避難所の開設機関

避難所の開設機関は、災害発生の日から最大限7日以内とし、事情やむを得ない場合に限り厚生大臣の承認を得て、必要最小限の期間を延長する。

(4) 避難所開設のための費用

避難所の設置維持及び管理のための人夫賃、消耗機材費、建物器物の使用謝金、燃料費及び仮設便所等の設置費は、次の金額の範囲で支出する。

また、高齢者・障害者等を収容するための福祉避難所の設置費についてもその実費を加算する。

設置の方法別	季別	
	夏期（4月～9月）	冬期（10月～3月）
避難所設置費	100人1日あたり 30,000円以内	別に定める額を加算する。
備考	避難所設置費とは、天幕借上、仮設便所設置費等一切の経費を含む。	

5 避難の報告及び通知

避難の指示等をしたとき、又は避難の必要がなくなったときの報告及び通知等は、次によって行う。

(1) 村長の場合

ア 次のときは知事に報告する。

- ① 避難の勧告、指示をした時。
- ② 立退先の指示をしたとき。
- ③ 避難の必要がなくなったとき。
- ④ 警察官が避難の指示をしたときで、村長に通知があったときは、前各号を準用する。

イ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。

(2) 水防管理者の場合（村長）

所轄の警察署長にその旨を通知する。

(3) 警察官の場合

ア 村長が災害対策基本法 61 条による避難命令を発することができないと認めたとき、又は村長から要求があったときは、避難の指示をすることができ、この指示をした場合は、直ちに村長に通知する。

イ 警察官職務執行法第 4 条にもとづく避難等を命じたときは、その処置を順序を経て県公安委員会に報告する。

(4) 自衛官の場合

防衛庁長官の指示する者に報告する。

6 防火対象物等の避難対策

学校、病院等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の管理者は、これらの避難を必要と認めた場合は、人命、身体の安全を第一義とし、必要な処置をとらねばならない。

特に学校における避難は、次の事項に留意する。

(1) 台風等の予報により災害が予想される場合は、臨時休校するとか、状況により一斉早退するとか、教職員が引率して集団登下校させる等連絡網により状況を的確に判断し、学校長の判断により適切な処置を行う。

(2) なだれ、地すべり、豪雨による土砂流出等、児童生徒の登下校時に危険のおそれがある場合は、その状況に応じて、学校長は必要な処置をとる。

(3) 危急の場合やむを得ず校舎内に待避させる場合は、諸般の状況を判断し、危険のおそれがある場所を避けるとともに、できるだけ分散隊形をとる。

なお、この場合各集団に必ず教職員を配置する。

7 帰宅困難者対策

(1) 実施機関

村は、県、警察、道路管理者、バス運行管理者と相互に密接な連絡をとり、必要かつ適切な措置をとる。

なお、災害対策本部は、滞留者の状況を把握し、県に報告するとともに必要な措置をとる。

(2) 具体的措置

ア 関係各機関は、帰宅困難者に対し適切な情報を伝達・広報し、身の安全と不安の解消に努める。

イ 滞留者は、自助努力によって食糧等を確保するものとするが、不足する場合は村において斡旋などの便宜を図る。

なお長期にわたって滞留することを余儀なくされた場合、又は危険が予想される場合は、関係機関は最寄りの指定避難場所等安全な場所に、誘導し保護する。

8 村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

村は、市町村・県の区域を越えた避難者について、本章第1節5「広域一時滞在」による知事からの協議にともない、村営住宅等を活用し受け入れに努める。

9 村外への避難

村内避難所での避難者の受け入れが困難な場合、県及び協定締結団体等に、村外避難所への避難を要請する。

地域別避難場所一覧表

避難場所	所在地	避難対象集落	収容人員	施設の概要	管理者	電話番号	炊出し能力の有無	長期避難の可否
橋立熊野神社	橋立	橋立	75	空地 150.0 m ²	氏子	—	無	否
橋立バス停	〃	〃	185	〃 370.4	西東京ハ	—	〃	〃
橋立集会所	〃	〃	23	建物 117.6	区長	—	有	可
小菅村役場	川池	川池	500	建物 1,000.0	村長	87-0111	有	可
きぼうの館	〃	〃	200	建物 997.0	〃	87-0431	有	可
小菅小学校	〃	〃	193	〃 1,583.9	学校長	87-0233	有	否
〃 体育館	〃	〃	126	〃 907.0	〃	〃	無	可
〃 校庭	〃	〃	954	グラウンド1,907.0	〃	—	〃	否
小菅中学校	〃	〃	90	建物 1,581.1	〃	87-0234	有	否
〃 校庭	〃	〃	1671	グラウンド 3,342.0	〃	〃	〃	否
小菅村民体育館	〃	〃	142	〃 612.0	〃	〃	無	可
川池集会所	〃	〃	26	建物 140.6	区長	—	有	可
小菅村中央公民館	〃	〃	71	〃 1,398.5	村長	87-0431	〃	〃
池の尻スポーツ広場	〃	〃	3000	空地 6,000.0	〃	—	無	否
小菅村スポーツ交流施設	〃	〃	24	建物 283.7	〃	—	有	可
黒川工業車庫	田元	田元	106	空地 211.0	社長	—	無	否
田元集会所	〃	〃	15	建物 95.2	区長	—	有	可
中組集会所	中組	中組	20	〃 81.93	〃	—	〃	〃
小菅の湯駐車場	〃	〃	1250	空地 2,500.0	理事長	—	無	否
中組グラウンド	〃	〃	1500	〃 3,000.0	村長	—	〃	〃
こすげの湯			300	建物 2,618.0	村長	87-0888	有	可
道の駅こすげ	〃	〃	50	建物 397.8	〃	—	有	可
東部集会所	東部	東部	23	建物 121.5	区長	—	有	可
金風呂中央広場	〃	〃	50	建物 66.0	所有者	—	〃	〃
多摩川源流大学	白沢	白沢	87	建物 646.1	村長	—	〃	可
〃 校庭	〃	〃	601	空地 1,201.0	〃	—	〃	否
白沢集会所	〃	〃	15	建物 82.9	区長	—	有	可
熊野神社	小永田	小永田	209	空地 418.0	氏子	—	無	否
小永田集会所	〃	〃	23	建物 120.9	区長	—	有	可
小菅開発車庫	〃	〃	100	空地 199.5	社長	—	無	否
長作集会所	長作	長作	18	建物 99.5	区長	—	有	可
寺子屋自然塾	〃	〃	82	建物 601.8	委員長	87-0055	〃	〃
〃 庭	〃	〃	182	空地 364.3	〃	—	無	否
ゲートボール場	〃	〃	1340	〃 2,679.0	区長	—	〃	〃

上記の避難場所は避難住民の高齢化と、夜間又は降雨・降雪等の気象条件での避難を考慮して集落に最も近い場所でなおかつ安全な場所を選定したが、村の山間急傾斜地の地形上一部の避難場所は急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険溪流に近い場所もある。

これらの避難場所については、早急に急傾斜地対策又は側溝や街灯の設備等補強を図るとともに将来は近くに安全な避難場所が確保できるよう調査検討する。

また、長期避難の不可能な避難場所については、再度災害発生のおそれのなくなる時点で、最も近い長期避難可能な避難場所へ誘導避難する。

別紙(1)

避難状況等報告（事前・緊急・発災後）

災害発地域		町・村		区 分	番号	単位	1. 災害発年月日	
報 告 号 番	第 報			避難対象世帯数	10	世帯		
				避難対象者数	11	人		
	年 月 日 時 現在			避難者数	12	人		
報告機関	報告者名		避難場所		13	箇所	2. 災害の概要	
1 事前避難				避難開始時間	14	時分		
区 分	番号	単位	避難完了時間		15	時分		
避難対象地区名	1		要 救 護 者 数		16	人	3. 応急措置の状況	
3 発災後避難				区 分	番号	単位		
避難対象世帯数	2	世帯	避難対象地区名		17			
避難対象者数	3	人	避難対象世帯数		18	世帯	4. 消防機関の活動内容	
避難者数	4	人	避難対象者数		19	人		
避難場所	5	箇所	避難者数		20	人		
避難開始時間	6	時分	避難場所		21	箇所		
避難完了時間	7	時分	避難開始時間		22	時分	5. その他参考事項	
要 救 護 者 数	8	人	避難完了時間		23	時分		
2 緊急避難				救 護 世 帯 数	24	世帯		
区 分	番号	単位	救 護 者 数		25	人	受理者名	
避難対象地区名	9							

第 14 節 孤立地区に対する支援活動

村は、災害発生時における孤立地区の発生状況を把握し、孤立集落が発生した場合、まず集落との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握のうえ、住民の集団避難、支援物資の搬送など孤立地区に対し、必要な対策を行う。

(1) 洪水、土砂災害等の危険性の伝達

村は、甲府地方気象台や関係機関より、雨量や河川の水量の情報を収集し、洪水や土砂災害等の発生が予想される場合には、村防災行政無線等により、地域住民に必要な情報を伝達する。

(2) 避難基準・避難行動

ア 避難基準

村は、本章第 13 節「避難計画」に記載されている避難基準に基づき、各種情報を発令する。

ただし、住民は身近な異変を把握し、自ら避難の判断を行う。

避難判断の目安は次のとおりとする。

- 24 時間の降水量が 50mm を超えたとき
- 大雨警報、洪水警報が発令されたとき
- 上流域が被害を受け、下流域も浸水のおそれがあるとき
- 土砂災害警戒情報が発令されたとき
- 土砂災害の前兆現象が発見されたとき

(湧水・地下水が濁り始めた、水量が変化、小石が斜面からばらばら落ち出す、斜面の湧水・表面流の発生、腐った土の臭い等)

イ 避難行動

住民は、避難が必要と判断したとき、自家の 2 階以上又は最寄りの避難所に避難する。

避難所に避難した住民は、代表者を決定し速やかに村に災害や避難の状況等を報告する。

(3) 孤立地区の把握

村は、孤立地区の発生が予想される場合、対象地区に対して、一般加入電話、村防災行政無線等を活用し、また、状況に応じて県に県消防防災ヘリコプター等による空中偵察の要請を行い孤立状況の実態の把握に努める。

(4) 外部との通信手段を確保

一般加入電話、県防災行政無線、衛星携帯電話等を活用し、外部との通信の確保を図る。

(5) 緊急救出手段の確保

孤立し、緊急に救出をする必要があると認める場合には、徒歩、自転車、バイク等を活用し、あるいは県に県消防防災ヘリコプター、又は県を通じて自衛隊の災害派遣要請を求める。

(6) 集団避難の検討

孤立状況が長期化した場合、孤立地域住民に対して集団避難の勧告・指示の実施につ

いて、県等関係機関と検討する。

(7) 防犯パトロールの強化

集団避難等を実施した場合は、避難住民の不安を払拭するため、警察、消防等と連携しながら、住民不在地域における防犯パトロールを強化する。

(8) 緊急支援物資の確保・搬送

村は、備蓄倉庫に備蓄している物資を孤立地区に搬送するが、村のみでは支援物資が不足、又は実施が困難な場合は、県及び近隣市町村、協定締結市町村、事業者等対して、必要な物資の供給を要請する。

第 15 節 医療及び防疫計画

1 医療対策

災害の発生により、被災地の住民に対し応急的に医療を施し、もって人身の保全を図る

(1) 実施機関

被災者に対する医療の実施は、村長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、村長の補助を得て知事が行うが、知事から委任されたときは村長が行うが、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事から救助実施内容と実施期間を通知された村長が行う。

(2) 救護班の編成

医療の万全を期するため、村内医療機関、看護師、村保健師、衛生担当職員からなる救護班を編成する。緊急事態で救護班で間に合わない場合は県及び消防署に救護班の派遣を要請するとともに、急迫した事態があり、早急に医療を施さなければならない場合は、患者を最寄りの診療期間に移送し、その協力を得て医療を実施し生命の安全を図る。

(3) 医療機関

施設名	所在地	電話番号	診療科目
小菅村医科診療所	小菅村 4631-1	87-0204	内科、外科

(4) 災害救助法による医療及び助産

災害救助法が適用された場合の医療及び助産は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

ア 医療を受ける者

災害のため医療機関が混乱し、被災者が医療の方途を失ったような場合で、医療を必要とする状態にある者

イ 医療の方法

救護班によって行うことを原則とする。

ウ 医療の範囲

- ① 診療
- ② 薬剤、又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術、その他の治療及び施術
- ④ 病院又は診療所への収容
- ⑤ 看護

エ 応急医療薬品等

被災者に必要とする応急医薬品目は、止血剤及び強心剤の錠剤類、ビタミン注射液 B1 及び C、ブドウ糖液、防疫薬剤、アルコール、オキシドール、健康人血漿、ヨードチンキ、軟膏剤、ペニシリン注射液、絆創膏、ガーゼ、三角巾、包帯、脱脂綿、マーキュロクロム、粉末等を村内の医療品店及びその他医療機関と協定、確保する。

オ 費用の限度額

救 護 班	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費
病 院 又 は 診 療 所	社会保険診療報酬の額以内
施 術 者	その地域における協定料金の額以内

カ 医療の期間

災害発生の日から 14 日以内

キ 助 産

① 助産を受ける者

災害のため助産の方途を失った者に対して、その母体を保護するため、概ね次により行う。

- a 災害により医療、助産期間の機能停止により、分娩の介助及び分娩前後の措置のできない者。
- b 災害発生日の以前又は以後 7 日以内に分娩した者に該当するもの。(死産及び流産を含む)
- c 被災者であると否とを問わないし、また本人の経済能力の如何を問わない。

② 助産の範囲

- a 分娩の介助
- b 分娩前後の処置
- c 必要な衛生材料の支給

③ 助産の方法

- a 救護範囲よる場合及び助産師による。
- b 産院又は一般医療機関による。

④ 費用の限度額

- a 使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く）
- b 助産師の場合は、地域の慣行料金の 8 割以内

(5) 医療救護班・災害派遣医療チーム (DMAT)

医療機関の被災等により初期医療に対応できない状況が認められる場合又は予想される場合その他必要に応じて、直ちに被災現場や村が確保した避難所等に医療救護所を設置するとともに、あらかじめ編成されている医療救護班・災害派遣医療チーム (DMAT) ※の派遣を要請し、傷病者の応急措置や治療等に当たる。

※DMAT：災害の急性期（概ね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム

ア 医療救護班

(ア) 編成

医療機関・団体毎に医療救護班を編成し、各班員のうち医師 1 名を班長とする。

- ① 県直轄救護班
- ② 日赤救護班
- ③ 地区医師会班
- ④ 病院班（災害拠点病院、災害支援病院、民間病院等）
- ⑤ 歯科救護班
- ⑥ 精神科救護班
- ⑦ その他（医療ボランティア等）

(イ) 医療救護班の要請

医療機関の被災等により初期医療に対応できない状況が認められる場合又は予想される場合その他必要に応じて、県「大規模災害時医療救護マニュアル」に定める手順により、県に対して医療救護班の派遣を要請する。

(ウ) 応急医療救護業務

災害時の医療救護班の応急医療救護業務は、次のとおりである。

- ① 傷病者の応急処置
- ② 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ）
- ③ 軽傷患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導
- ④ 助産救護
- ⑤ 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

イ 災害派遣医療チーム（DMAT）

(ア) 編成

2チームを編成し、各班員のうち医師1名を班長とする。

(イ) 災害派遣医療チーム（DMAT）の要請

被災状況に応じて又は必要と認める場合には、県に対して災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

(6) 医療機関の医療救護体制

医療機関は、被災傷病者等の受入れ、トリアージ、治療及び搬送等に努めるほか、県救護本部長の要請に基づき医療救護班及び医療スタッフの派遣を行う。

ア 災害拠点病院等の指定

災害時の医療活動の拠点施設及びこれを支援する医療機関として、県は、災害拠点病院及び災害支援病院を指定している。災害拠点病院は、災害時の救急患者に対する診療、消防機関等と連携した傷病者等の受入れ及び広域搬送、医療救護班の派遣及び地域の他の医療機関への応急用医療資器材の提供を行い、災害支援病院は、災害拠点病院の機能の支援を行う。

イ 応急医療救護業務

災害時の医療救護班、歯科医療救護班の応急医療救護業務は次のとおりとする。

- (ア) 被害情報の収集及び伝達
- (イ) 応需情報（診療可能状況）の報告
- (ウ) 傷病者の検査及びトリアージ
- (エ) 重症患者の後方医療機関への搬送
- (オ) 傷病者の処置及び治療

- (カ) 助産救護
- (キ) 医療救護班、医療スタッフの派遣
- (ク) 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

ウ 歯科医療活動

村は、歯科医師会、歯科医療機関の協力を得て、救護所において、又は巡回診療によって歯科医療救護活動を行う。

(ア) 情報の収集・提供

診療可能な歯科医療機関の情報、口腔保健センターの稼働状況を把握し、被災者及び関係機関へ積極的に診療情報を提供する。

(イ) 診療体制の確保

必要に応じて、歯科医療救護班、巡回歯科診断車の派遣を要請するほか、輸送機関等の協力を得て集団診療を実施する。

(ウ) 歯科保健対策

歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会等の協力を得て、避難所又は被災地における歯科保健相談、指導等を実施する。

エ 精神保健医療活動

精神科救護活動は、大規模災害後に予想される次に掲げる事項等の対応が必要となるため、県救護本部（健康増進課）に対して精神科救護班の派遣、精神科病院の空床の確保等を要請する。

(ア) 治療中断した被災患者への診療機会の提供

(イ) 被災体験及びその後の避難所生活等のストレスによって事例化(心的外傷後ストレス症候群=PTSD)してきたケースへの対応

(ウ) 入院病床の確保及び患者の搬送手段並びに夜間対応

(7) 被災傷病者等の搬送体制の確保

ア 緊急搬送の対象

(ア) 緊急搬送を必要とする被災傷病者

(イ) 被災地へ搬送する医療救護班（医療資器材、医薬品、食料等を含む。）

(ウ) 医療救護のために必要な医薬品等

イ 搬送体制

上記アの搬送の場合には、最も効率的かつ実現性の高い搬送手段、搬送経路を選択し行う。

(ア) 搬送手段

- ① 救急車
- ② 庁用車両
- ③ 自家用車両
- ④ 消防防災ヘリコプター
- ⑤ ドクターヘリ

(イ) 搬送体制の整備

災害発生時に傷病者等を迅速に搬送できるよう、あらかじめ次の事項に留意して傷病者搬送体制を整備しておく。

※搬送体制整備上の留意事項

- 情報連絡体制：傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。
- 医療内容等の把握：近隣市町村の医療機関の規模、位置及び診療科目等を把握し、およその搬送順位を決定しておく。
- 搬送経路確保体制：災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、緊急輸送道路の確保に係わる関係道路管理者との連携体制を図るとともに、北杜警察署の交通規制状況を把握する等の、搬送経路の確保体制を確立する。

(8) 災害医療情報等の収集・提供等

ア 災害医療情報等の収集

医療救護活動を迅速かつ効果的に実施するため、初動期において次の情報の収集に努める。

- (ア) 震度その他自然災害の規模、地域性及び広域性
- (イ) 死傷病者の発生状況
- (ウ) 住民の避難状況（場所、人数等）
- (エ) 医療機関の被害、診療・収容能力
- (オ) 医薬品卸売業者、指定薬局等の被災状況、供給能力
- (カ) 被災地域の通信、交通、水道、電気、ガス等の被害状況
- (キ) 出動可能な医療救護班の数、配置
- (ク) 関係機関との連絡先・連絡方法の確認
- (ケ) 周辺市町村の状況
- (コ) 医療機関の医薬品の受給状況
- (サ) 医療機関における受診状況
- (シ) 活動医療救護班等の派遣機関、派遣先、派遣班数、巡回診療の状況
- (ス) 避難所等の生活、保健、医療情報

イ 災害医療情報の提供

(ア) 村は、次の医療情報を村民に提供するよう努める。

- ① 診療可能な医療機関の情報
名称、所在地、電話番号、診療科、診療日・診療時間、診療機能に関する制約等
- ② 医療救護所等に関する情報等
医療救護所の所在地、連絡方法、診療時間、特定科診療日、巡回医療救護班の活動地域・診療時間、健康診断・保健指導窓口の開設日時、歯科医療救護班や精神科救護所の開設場所・診療時間帯等
- (イ) 村は医療機関等から次の情報を収集し、家族等からの照会に対し、回答に努める。
 - ① 被災入院患者の氏名
 - ② 搬送患者の転送先、入院患者の転院先・退院先
 - ③ 診療機能に関する情報全般

2 防疫対策

災害時には生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件

となるため、防疫措置を実施し、感染症発生の未然防止及びまん延の防止に万全を期する。

(1) 実施機関

災害地における防疫は村長が実施する。ただし、伝染病予防法第 27 条又は予防接種法第 25 条による代執行は、知事が行う。

(2) 防疫組織等

ア 災害発生に際しては、関係保健所等と緊密な連絡をとり、実情に即応した指導協力を得て行う。

イ 伝染病予防法に定められた検病調査等は、同法に定めるところにより実施する。

ウ 防疫の実施に当っては、村内の関係機関の協力を得て、情報の適確な把握に努める。

エ 防疫部の編成

班の種別	課長	係員	備考
衛生班	民生対策部	民生対策部員	

(3) 防疫の種別及び方法

ア 検病調査及び方法

検病調査及び健康診断は、県が行うので県の防疫班に協力して行う。

イ 消毒方法

知事の指示にもとづき、保健班は次の要領により防疫活動を行う。

- ① 浸水家屋、下水、その他不潔な場所を実施する。
- ② 避難場所の便所、その他不潔な場所を実施する。
- ③ 井戸の消毒を実施する。
- ④ 状況によって地域、期間を定めて、昆虫等の駆除を実施する。
- ⑤ 各世帯における消毒

床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸にクレゾール及びクロール石灰等の消毒剤を配布して、床、壁の拭浄、手洗設備の設置、便所の消毒、野菜等の消毒について衛生上の指導を行う。

(4) 患者等に対する措置

ア 災害地に伝染病患者が発生し又は、保菌者が発見されたときは、すみやかに隔離収容の措置をとる。

伝染病患者を収容することが困難な場合は、保健所長と協議の上適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容する。

イ 自宅隔離

隔離施設へ収容することができない保菌者に対しては、自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理等について厳重に指導し必要あるときは治療を行う。

(5) 避難所の防疫措置

ア 衛生に関する協力組織

災害対策本部長は、避難場所を開設した場合は、県の指導のもとに避難場所における防疫の徹底を図る。

この場合、各区の関係者の協力を得て防疫の万全を期する。

イ 衛生消毒剤の散布等

避難場所及び被災地について、衣服の日光浴、クレゾール等による消毒（クレゾー

ル石鹼液等の設置等について個別指導する。)

ウ 給食従事者の健康診断

避難場所等の給食作業に従事する職員については、必ず健康診断を実施する。

(6) 防疫用資機材及び薬剤

ア 防疫用資器材及び薬剤の調達

村が保有する防疫用資器材が不足する場合は、富士・東部保健福祉事務所にあつせん要請を行うか村内取扱業者から緊急調達する。

なお、散布については、自主防災組織の協力を得て行う。

イ 応援協定に基づく緊急調達

村内等で必要な防疫用資器材等が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町村から緊急調達する。それでもなお不足する場合は、県に調達のあつせんを要請する。

3 清掃計画

被災地におけるゴミの収集及びし尿の汲取処分、死亡した家畜の処理等の清掃業務を適切に実施し、環境衛生の万全を図る。

また、大規模震災等災害発生後、しばらくは輪番停電が実施されることも予想されることから、一部事務組合等における一般廃棄物処理施設の運用方法に関する事前の検討内容を把握し、あらかじめごみ処理方法等について検討しておく。

災害発生後、輪番停電の実施が明らかになった場合においては、速やかに一部事務組合等における一般廃棄物処理施設の運用方法を把握した上で、ごみ収集方法を定め、住民に周知する。

(1) 実施機関

村長が、被害地における清掃業務を実施する。村のみで実施することが困難な場合は、県及び隣接市町村の応援を要請する。

(2) 清掃班の編成

清掃作業を効果的に実施するため、清掃班の編成を十分検討しておく。

(3) 清掃方法

ア ゴミの収集、処分の方法

① 食物の残廃物を優先的に収集する。

② ゴミの処分

ゴミの処分は、焼却場のほか必要に応じて埋立、露天焼却等環境衛生上支障のない方法で行う。

イ ガレキの処理

災害で生じたガレキの処理は住民が行う。ただし、応急対策上支障がある場合は村が行う。

村長は、村内建設業者の重機を借り上げて、ガレキを収集し村有地に埋め立て処分する。

ウ し尿収集の方法

① 汲取りの制限

被災地での処理能力が及ばない地域においては、とりあえずの処置として便池内

容の 2～3 割程度の汲取りを全戸に行い、各戸の便所の使用を可能にするよう配慮する。

- ② し尿の処分は、し尿処理施設で処理することを原則とするが、必要に応じ、一定の地下投棄等特別に簡易処理をする。

エ 野外仮設便所の設置

被災地における野外仮設便所の設置は、必要な場合、保健班が担当し、漏洩等により地下水の汚染しない場所を選定し、早急に設置する。なお、閉鎖にあたっては、消毒実施後完全に埋没する。

4 被災動物(ペット)等救護対策

村及び動物愛護団体等は、協力・連携し、災害発生時における被災動物(ペット)等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施する。

- (1) 動物収容施設の設置
- (2) 放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管
- (3) 飼料の調達及び配布
- (4) 動物(ペット)に関する相談の実施
- (5) 動物(ペット)伝染病等のまん延防止措置
- (6) 集団避難場所における飼育動物(ペット)の適正管理等

第 16 節 食糧確保計画

災害の発生により食糧品の確保ができない被災者に対して、速やかに食糧の供給を行い、人心の安定を図る。

1 実施責任者

被災者及び災害応急業務に従事するものに対する食糧の確保と炊き出し、その他の食品の提供は村長が実施する。ただし村で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。

また、災害救助法が適用されたときは、知事が村長の補助を得て行うが、知事から委任されたときは、村長が行う。

2 災害時における食糧の供給

- (1) 炊き出しの対象者

- ア 避難所に収容した者
- イ 住家が災害のため全壊又は滅失し炊事の方途がない者
- ウ 救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者

- (2) 供給品目

供給品目は原則として米穀とし、実情に応じて乾パン、麦製品、缶詰、インスタント食品とする。

- (3) 供給の数量

1人当たりの供給数量は次のとおりとする。

- ア 「災害時における食糧供給対策実施要領」の定めるところにより、被災者等に対して供給する災害救助用米穀の基準は、1食当たり玄米 200g(精米 180g)とし、乾パ

ンについては、115gを1食分とする。

イ 乳児及び幼児用粉乳については、必要量を村内の薬店等から調達する。

(4) 食糧の調達方法

ア 米穀

① 村は災害時に備えて米穀等の備蓄に努めるとともに、災害時に必要量が円滑に確保できるよう販売業者との協定に努める。

② 被災者に対して供給量に不足があると認めた場合は、知事に対して応急用米穀の必要数量を通知し、知事又は知事の指示する者より購入する。

イ 乾パン及び生パン

① 村は、乾パン、生パンが災害時に円滑に調達できるよう商工会及び食糧販売業者と協定締結に努める。

② 炊き出しに至るまでの応急用として、災害救助法が適用になった場合は、知事に申請し政府保有の乾パンの引渡しを受ける。

ウ 副食、調味料等

村は、副食、調味料等が災害時に円滑に調達できるよう、商工会及び販売業者と協定締結に努める。

3 災害救助法による炊き出し

災害救助法が適用された場合の給与基準は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

(1) 給与を受ける被災者

ア 避難所に収容された者であること

イ 住家に被害を受けて炊事のできないものであること

ウ その他旅館宿泊人、一般家庭来訪者、旅行者等特に給与を必要と認められる者であること

(2) 給与する食品

炊き出し、その他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物による。

(3) 給与の方法

村長が炊き出しを実施しようとするときは、直ちに災害応急用食糧の配給を知事に申請する。

(4) 炊き出し、その他による食品の給与は、下記の団体の協力を得て実施する。

給与期間は、災害発生の日から7日以内とするが、その期間内で炊き出し、その他の食品の給与を打ち切ることが困難な場合は、厚生大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

(5) 炊き出し、その他による食品の給与は、主食費、副食費、燃料費等の費用として1人1日1,010円の範囲内で支給する。

4 炊き出し

(1) 炊き出しは、必要に応じ役場職員、女性団体、日赤奉仕団の協力を求め、既存の給食施設を利用して行う。

(2) 炊き出し現場責任者は、役場職員を指名し、その状況を記録させる。

(3) 炊き出し費用は、災害救助法が適用された場合を基準とする。

- (4) 炊き出しの献立は、栄養価等を考慮して作らなければならないが、災害応急食として、にぎり飯、漬物、かん詰等とする。
- (5) 炊き出し食品の衛生上の注意
- ア 炊き出し施設は、学校給食施設、公民館、集会所等の既存施設を利用するが、これがないときは湿地、排水の悪い場所、じん埃汚物処理場等から遠ざかった清潔な場所を選ぶこと。
- イ 炊き出しには飲料適水を使用すること。
- ウ その他器具類、害虫等充分衛生に注意すること。
- (6) 炊き出し用燃料の確保
- 村内の燃料販売業者事前に契約して災害時の燃料確保に努める。

第 17 節 衣料・生活必需品等の物資供給計画

災害により、住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服・寝具等を失いこれらの家財を直ちに入手することができない状態にある者に対して、一時の急場をしのご程度の生活必需品の給（貸）与は村長が実施する。

また、災害救助法が適用された場合の供給基準は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりとする。

1 実施機関

被災者に対し衣料、生活必需品及びその他の物資の供給は、村長が行う。村長は、村内販売業者と物資の供給についてあらかじめ協定するよう努める。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事に対し村長が補助する。

2 災害救助法により被服・寝具その他生活必需品の給与を受ける者

- (1) 災害により住家に被害を受けたもので、住家の被害程度は、全焼・全壊・流失・半焼及び床上浸水
- (2) 被服・寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を失った者
- (3) 被服・寝具、その他生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難の者

3 災害救助法により被服・寝具その他生活必需品の給与の方法

(1) 給与の方法

知事が一括購入し、被災者に対する配分は、村長の補助を得て実施するが、知事から委任されたときは、村長が行う。

(2) 被服・寝具等の購入計画

ア 必要の救助物資を迅速に入手し配分するため、村長は業者一覧表を作成し、これに年間平均の保有数等を記載しておく。

イ 災害物資の給与は、被害状況により世帯構成人員別に物資の配分を、災害発生の日から 10 日以内に行う。

4 災害救助法により被服・寝具その他生活必需品として認められた品目等

被服・寝具その他生活必需品として認められた品目、及び即時調達可能数量等の概数は、次のとおりである。

品目	即時調達可能数量	備考	品目	即時調達可能数量	備考
寝具	50枚	毛布、布団	食器	200個	茶碗、皿、使い捨て食器
被服	30着	作業服、婦人服、子供服	日用品	150箇	石鹸、洗剤、歯ブラシ、チリ紙
肌着	30着	シャツ、ズボン、下着	ローソク	100箇	
見廻り品	100点	タオル、手袋、地下足袋	マッチ	100箇	
炊事道具	80点	鍋、釜、コンロ、バケツ	その他		

この調達については村内関係業者に依頼する。

5 給与の費用の限度額

給与の費用の限度額 (単位 円)

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
全壊(焼)	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
流失	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
半壊(焼)	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
床上浸水	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300

災害救助法施行細則に準じて、別表に定める額の半額以内の被服、寝具その他生活必需品の給与

6 給与の期間

災害発生の日から10日以内

7 義援金品の保管及び配分

村に送付された被災者に対する義援金等は、総務部管財議会班で受付記録した後、被災者の実態に応じて配分する。

8 災害救助法が適用にならない場合の給与方法等

災害による、地域の被災状況が比較的軽度で、災害救助法の適用に当たらない場合における衣料、生活必需品等の物資の給与は、次に定めるところによる。

なお、必要ある場合は「山梨県小災害内規」による物資等の給与を知事に求める。

(1) 衣料、生活必需品等の物資の給与対象者

ア 災害(二次的災害を含む)により住家に被害を受けた者で、住家の被害程度は、全焼、全壊、流失、半壊、及び床上浸水とする。

イ 衣料、寝具等最小限度の生活物資を喪失した者

ウ 衣料、寝具等生活必需物資の調達が困難なため、日常生活に大きな支障のある者

エ 住家その他に被害を受けた者で、村長が特に物資供給の必要があると認めた者

(2) 給与の方法

「災害救助法が適用された場合」における給与の方法と同様とする。

(3) 給与する品目等

「災害救助法が適用された場合」における給与品目と同様とする。

(4) 給与の費用の限度額

「災害救助法が適用された場合」における給与の費用の限度額の半額以内の範囲内において支出する。

(単位 円)

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
全壊(焼)	夏	災害救助法が適用された場合の給与の費用の限度額の半額以内とする。					
流失	冬						
半壊(焼)	夏						
床上浸水	冬						

別表 1

山梨県小災害内規適用基準

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯数
3,000 人未満	10 世帯
3,000 人以上～ 5,000 人未満	15
5,000 人以上～ 15,000 人未満	20
15,000 人以上～ 30,000 人未満	25
30,000 人以上～ 50,000 人未満	30
50,000 人以上～ 100,000 人未満	40
100,000 人以上	50

住家が滅失した世帯数の算定にあたっては、住家が半壊し又は半焼する等、著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

別表 2

山梨県小災害内規による給与の費用の限度額 (単位 円)

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
全壊(焼)	夏	災害救助法が適用された場合の給与の費用の限度額の半額以内とする。					
流失	冬						
半壊(焼)	夏						
床上浸水	冬						

別表 3

山梨県小災害内規による見舞金の支給額

区 分	単 位	見舞金、弔慰金の額	摘 要
全焼、全壊、流失	1世帯当り	30,000 円	
半壊、床上浸水	〃	10,000 円	
死 者	1体当り	50,000 円	遺族へ交付(順位は民法による。)

9 国、県への物資等の供給の要請等

- (1) 村長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄する物資等が不足し、必要な災害応急対策の実施が困難と認めるときは、知事に対し、必要な物資の供給等を求める。
- (2) 村長は、事態の緊急性等に照らし必要な場合には、国に物資等の供給等を直接依頼する。
- (3) 国は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、知事又は村長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずる。
- (4) 知事は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、村長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずる。
- (5) 国、県、村及びその他防災関係機関等所掌事務又は業務について、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄物資等の供給に関し、相互に協力するよう努める。

第18節 給水計画

災害地において被災者に対する応急的に飲料水の供給を実施しようとするものである。

1 実施機関

被災者に対する飲料水供給の実施は、村長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が村長の補助を得て行うが、知事から委任されたときは村長が行う。

2 給水活動

- (1) 災害により水道水の使用不能の場合には、民生対策部が、村内関係機関（消防）の協力を求めて実施する。

給水担当及び協力団体等

地区名	給水実施担当者	関係機関（消防）協力団体	備考
村内全域	衛生係	消防団員	

(2) 飲料水の確保

飲料水が汚染したと認められるときは、富士・東部保健福祉事務所等の水質検査を受け、ろ水器により浄水して供給する。

(3) 供給の方法

ア 搬水による給水

近隣の水道から給水車等を使用して搬水し、消毒のうえ緊急給水を実施する。

イ ろ水機による給水

河川水、溜水等をろ水機によりろ過し、消毒のうえ給水を実施する。

ウ 各自主防災組織では、給水ポリタンク等の整備を図り、使用の際には、消毒のうえ給水を実施する。

エ 応援協定に基づく緊急調達

必要量の飲料水が確保できない場合は、協定締結市町村から緊急調達し、被災者に供給する。

(4) 必要給水量

給水は、1人1日3リットルを確保する。

(5) 応急給水用資機材等の確保

給水の早期実施体制確立のため、給水に必要な資機材及び配管工等技術者の確保に努める。

給水車及び応急給水用資機材は、村保有のものを活用して応急給水を行うが、不足する場合には、村内業者あるいは協定締結市町村から必要な応急給水用資機材等を確保する。

3 水道施設の状況

村内における水道施設及び給水人口は、次のとおりである。

名 称	給 水 区 域	給 水 人 口	管 理 者
中 央 簡 易 水 道	橋 立	536 人	小菅村
	川 池		
	田 元		
	中 組		
	余 沢		
白 沢			
大 成 金 風 呂 水 道	金 風 呂	65 人	小菅村
	大 成		
小 永 田 簡 易 水 道	小 永 田	83 人	小菅村
	吉 野		
長 作 簡 易 水 道	長 作	54 人	小菅村

第19節 教 育 計 画

学校施設の被災、又は児童・生徒の被災により、通常の教育に支障をきたした場合に応急教育を実施する。

1 実 施 機 関

(1) 村立の学校における災害応急教育は、小菅村教育委員会が実施する。

(2) 災害救助法が適用されたときは、村長の補助を得て知事が行うが、知事から委任された場合は、知事の補助機関として村長が教育委員会及び各学校長の協力を得て実施する。

2 災 害 時 の 応 急 措 置

(1) 被害状況の把握等

発災時には、校長は、災害の規模、児童・生徒、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、村教育委員会に報告する。

なお、児童・生徒が負傷した場合は、速やかに応急手当を実施するとともに、必要により医療機関への搬送、救急車の手配など適切に対処する。

(2) 児童・生徒への対応

校長は、災害の状況に応じ、村教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置をとる。

ア 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、あらかじめ定めた電話連絡網等によって保護者に伝える。

イ 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、校長は村教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとる。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底したうえ、集団下校させるが、低学年児童については、教職員が地区別に付き添う等の適切な措置をとる。

ウ 校内保護

校長は、災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者へ連絡を行う。なお、この場合、速やかに村教育委員会に保護した児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

エ その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長は、村教育委員会と協議し、児童・生徒の安全を第一に考え決定する。

(3) 避難措置

校長は、災害の状況により避難が必要と判断した場合には、各学校であらかじめ定めた計画により、児童・生徒を適切に避難させる。

ア 避難順序は秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、教職員等を必ず付けて誘導する。

イ 校長は、避難誘導の状況を逐次村教育委員会に報告し、また、保護者及び災害対策本部に通報する。

ウ 校長は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等について計画をたて、明らかにしておく。

(4) 健康管理

ア 学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防の万全を期する。

イ 被災児童・生徒の心の相談等が必要な場合には、保健室等において養護教諭等によるカウンセリングを実施する。

ウ 浸水被害を受けた学校については、教室、給食施設、トイレなど防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

(5) 危険防止措置

ア 理科室、実験室、保健室等に保管している化学薬品、器具等について、速やかに安全確認を行う。

イ 学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校長は、その危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図る。

3 応急教育の実施の予定場所及び教育者の確保計画

教育委員会は、予め災害を予想して、概ね次のような方法により学校教育活動が被災のため中断することのないよう、応急教育実施の予定場所及び教育者の確保計画を作成する。

- (1) 学校の一部が被災した場合
 - ア 特別教室、屋内運動場等を利用する。
 - イ 二部授業を行う。
- (2) 学校の施設全部が被災した場合
公民館、公共施設を利用する。
- (3) 特定の地区全体が被災した場合
 - ア 災害を受けなかった小菅小学校、小菅中学校、中央公民館、多摩川源流大学、寺子屋自然塾の校舎を代替学校として利用する。
 - イ 応急仮校舎を建設する。
- (4) 村内全域に大被害を受けた場合は、公民館等の公共施設を利用する。
- (5) 教職員の確保
 - ア 欠員者の少ない場合は学校内で操作する。
 - イ 隣接校との操作を考える。
 - ウ 欠員（欠席）が多数のため、ア・イの方途が講じられない場合は、県教育委員会に協力を要請する。

4 学校給食施設の設置

災害により学校給食施設の全部又は一部が被災したときは、次に掲げる事項について、特に留意する。

- (1) 他の給食施設、設備の活用対策
- (2) 給食物資及び作業員の確保対策

5 災害救助法による給与基準

災害救助法による給与基準は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおり。

- (1) 学用品の給与を受ける者
 - ア 災害によって住家に被害を受けた児童、生徒であること。
 - イ 小学校の児童及び中学校の生徒に限ること。
 - ウ 学用品がなく、就学に支障を生じた児童、生徒であること。
- (2) 給与の品目
教科書・文房具・通学用品
- (3) 教科書の供給
被災校の学校別、学年別使用教科書数量をすみやかに県に報告するとともに、指示にもとづき教科書供給店に連絡して供給を受ける。
- (4) 学用品の供給を受ける者
災害救助法により支給基準に準じ学校長を通じて対象者に支給する。
- (5) 学用品の品目、給与機関及び費用
災害救助法に準ずる。
- (6) 給与の品目及び支給期間
教科書 災害発生日から1ヶ月以内

文房具	〃	15 日以内
通学用品	〃	〃
(7) 給与のための費用の限度額		
ア 教科書代（教材を含む）		
教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又は承認を受けた教材の実費		
イ 文房具及び通学用品		
小学校児童	一人当たり	4,100 円以内
中学校生徒	一人当たり	4,300 円以内

第 20 節 遺体、保護計画

災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索、及び災害の際死亡した者に対して、次により応急的な対策を行う。

1 実施機関

遺体は火葬を原則とし、遺体の捜索、処理及び埋葬は村長が行う。

ただし、災害救助法が適用されたときは、村長の補助を得て知事が行うが、知事から委任されたときは、村長が行う。

また、遺体の見分・検視は警察が行なう。

2 遺体の保存、資機材の確保等

村長は、災害時に速やかに遺体を火葬することが困難な場合を考慮し、平時から災害時の遺体安置所、遺体保存のための資機材の調達及び作業要員の確保等に努める。

3 広域火葬に係る連絡体制、応援要請

村長は、大規模災害により、平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、村の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合、また、火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、広域火葬について、速やかに県に応援を要請する。

4 遺体の捜索・収容・処理・埋葬

(1) 遺体の捜索

遺体捜索は、小菅村と警察官と協力し捜査班を編成し、人夫その他機械器具を活用して実施するが、実施困難な場合は、消防団の応援及び地域住民の応援を得て実施する。

(2) 遺体の収容

変死体については直ちに警察官に届け出て検視をうけ、遺体の身元の判明している場合は遺族、親族に連絡する。

(3) 遺体の処理

遺体の洗浄・縫合・消毒等の処置、遺体の一時保管・検査

(4) 遺体の埋葬

災害の際死亡したもので村長が必要と認めた場合、応急的に埋葬を行うものとし、埋葬は直接土葬若しくは火葬に付する。

ア 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。

イ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬にあたっては土葬とする。

ウ 被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人取り扱いとす。

5 遺体の捜索及び収容・埋葬のための費用及び期間

遺体の捜索及び埋葬の為の費用及び期間は、災害救助法が適用された場合に準じて行う。

6 災害救助法による遺体の捜索・処理及び埋葬

災害救助法が適用された場合は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

(1) 遺体の捜索

ア 遺体の捜索を受ける者

行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

イ 遺体捜索期間

災害発生の日から 10 日以内

ウ 費用の限度額

借 上 費	修 繕 費	燃 料 費
捜索の為に必要な機械器具の借上費	捜索の為に使用した機械器具の修理代	使用した機械器具のガソリン代、石油代
上記の費用で真にやむを得ない経費についてのみ金額にかかわらず支出できる		

(2) 遺体の処理

ア 遺体の処理を行う場合

災害の混乱時に死亡したものであり、通常埋葬の前提として行うものであること。

イ 遺体処理の内容は概ね次のとおりである。

① 遺体の洗浄・縫合・消毒等 ② 遺体の一時保護

③ 検 案

ウ 遺体処理の方法

① 遺体処理は現物給付であって、実施機関である知事又は村長のみが行う。

② 洗浄・縫合・消毒等役務の提供を内容とするものであるから、救助実施機関が遺体処理に必要な物資の調達から処理に関するすべての措置を実施するとともに、検案が民間の開業医によって行われた場合は、その実費弁償を行う。

エ 遺体処理に要する費用の限度額

区 分	限 度 条 件
洗 浄 縫 合 消 毒	遺体 1 体当たり 3,300 円以内
遺 体 の 一 時 保 存	既存建物利用の場合は通常の前借料 既存建物を利用できない場合 1 体当たり 5,000 円以内
検 索 の 費 用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが救護班でない場合は地域の慣行料金とする。

遺体の一時保存にドライアイスを使用した場合はその実費を加算する。

オ 遺体の処理期間

災害の発生した日から 10 日以内

(3) 遺体の埋葬

ア 遺体の埋葬を行う場合

- ① 災害の混乱時に死亡した者であること。
- ② 災害のため、埋葬を行うことが困難な場合であること。

イ 埋葬の方法

救助の実施機関が現物給付として行う応急的な仮葬で、土葬でも火葬でもよい。

ウ 埋葬の期間

災害発生の日から 10 日以内。

エ 費用の限度額

大人 (12 歳以上)	小人 (12 歳未満)	備 考
1 体当たり 201,000 円以内	1 体当たり 160,800 円以内	棺、骨壺、火葬代、人夫賃、輸送費を含む。

第 21 節 交通施設災害応急対策計画

1 道路、橋梁の危険箇所の把握

村長は、村の管理する道路の破損、橋梁の流失、その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所を早急に把握し、災害時に迅速、適切な措置がとられるよう努める。

2 道路、橋梁の被災箇所の通報

村内の自動車の運転者、一般住民に対して道路の欠壊、崩落、橋梁の流失等を発見した場合は、ただちに村長に通報するよう常に啓発する。

3 応急措置と代替道路の確保

村長は、村が管理する道路に災害が発生した場合は、ただちに応急措置を行うとともに関係機関と協力して迂回道路の状況を十分調査し、迂回道路がある場合は、代替道路として利用し、交通の確保を図る。

第 22 節 応急仮設住宅計画

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住家を確保し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、プレハブ程度の応急仮設住宅の設置、又は破損箇所の応急修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

1 実施機関

被災者に対する応急仮設住宅計画の建設及び修理は、村長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは、村長の補助を得て知事が行い、知事から委任されたときには、村長が行う。

2 災害救助法による応急仮設住宅の建設及び住家の応急修理

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設及び修理の基準は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりとする。

(1) 応急仮設住宅の建設

ア 応急仮設住宅を供与する被災者

- ① 住家が全焼・全壊・又は流失した者であること。
- ② 居住する住家がない者であること。
- ③ 自らの資力をもってしても住家を確保することができない者であること。

イ 応急仮設住宅の設置方法

- ① 村長は知事に協力して敷地を選定する。
- ② 県に要請し、プレハブ業界との協定により必要資材及び数量を確保する。
- ③ 設置は、直営、請負又はリース等とする。

ウ 住宅の規模及び着工期限等

規 模	建設の費用	着工期限	給与期限	備 考
1戸当り 平均 29.7 m ² を基準とする	1戸当り 2,387,000 円 以内	災害発生の 日から 20 日 以内	2 年以内	費用は原材料費・建築 費・附帯工事費・労務費・ 輸送費・事務費

(出典：災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準)

エ 設置戸数

災害救助法の適用がなされた場合は、住宅の全焼、全壊及び流失戸数の 3 割以内とする。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、この割合の範囲内で、隣接市町村間等で融通を行い設置することができる。

オ 住宅の供与後の処理

村長は、建築工事が完了してから 2 ヶ年経過した場合又は、応急救助の目的を達した場合は、これを処理する。

(2) 住宅の応急修理

ア 応急修理を受ける者

- ① 災害によって住家が半焼、半壊し自らの資力をもってしても、応急修理ができない者であること。
- ② 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者であること。

イ 応急修理の方法

- ① 知事、又は知事から委任されたときは、村長が行う。
- ② 居室、炊事場、便所等必要欠くことのできない場所を大工又は技術者を動員し、木材、トタン板、釘等所要の資材を携行して修理する。

ウ 応急修理の戸数

災害救助法の適用がなされた場合、半焼及び半壊戸数の 3 割以内とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、この割合の範囲内で、隣接市町村間の融通を行うことができる。

エ 応急修理の規模及び期間

費用の限度額	応急修理の期間	修理の規模及び範囲	備 考
一世帯当たり 平均 520,000 円 以内	災害発生の日 から 1 ヶ月以内	居室、炊事場、便所等 必要最小限度の部分	費用は原材料費 労務費、輸送費 事務費

(3) 災害救助法が適用されない場合の住宅の建設及び修理は、適用された場合に準じて行う。

第23節 電力事業施設応急保安計画

災害時の電気供給のための応急対策は、次のとおりとする。

1 電気事業者の名称・所在地・供給区域

名称	所在地	電話番号	供給区域
東京電力株式会社 多摩支店青梅営業所	東京都青梅市東青梅 5-15-1	0428-22-3111	橋立地区、田元地区、川池地区、中組地区、白沢地区、小永田地区、東部地区
東京電力株式会社 大月支社	山梨県大月市御太刀 2-2-14	0120-995-882	長作地区

2 防災体制

(1) 非常態勢の区分

非常態勢の区分	非常態勢の条件
第1非常態勢	・被害の発生が予想される場合 ・被害が発生した場合
第2非常態勢	・大規模な被害が発生した場合 (大規模な被害の発生が予想される場合も含む。) ・東海地震注意報が発令された場合
第3非常態勢	・大規模な被害が発生し、停電復旧に長期化が予想される場合 ・警戒宣言が発せられた場合

3 災害対策組織

災害が発生したとき、東京電力山梨支店内に災害対策本部を、甲府支社に同支部を設置する。

4 応急復旧対策

(1) 応急対策要員

応急対策に従事可能な人員を予め調査、把握しておき、定められたルートによって速やかに対応する。

また、工具、車両、発電車、変圧器車等を整備し、応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の確保に努める。

(2) 設備の予防強化

洪水等の被害を受けるおそれのある発電所においては、諸設備の災害予防について応急措置を講ずる。

工事中のものは、速やかに工事を中止し、あるいは補強又は応急措置を講ずる。

(3) 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として送電を継続するが、被害の拡大に伴い円滑な防災活動のため、警察・消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講

ずる。

(4) 災害時における広報

次の事項について、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に要請して広報を行うとともに、広報車等により直接当該地域に周知する。

ア 感電事故および漏電事故による出火の防止

イ 電力施設の被害状況、復旧予定

(5) 被害状況の収集

あらゆる方法を通じて全般的被害状況の早期把握に努め、復旧計画を樹立する。

第 24 節 電気通信災害応急計画

災害時の通信の確保のための応急対策は次のとおりとする。

1 電気通信設備の名称・所在地

日本電信電話株式会社多摩中央支店青梅営業所（以下「NTT」という。）

東京都青梅市勝沼 3-95

0120-849-116

2 応急対策

東日本電信電話(株)は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施する。

(1) 施設・設備の安全確保

ア 電気通信施設の耐震化

イ 主要伝送路の多ルート・分散化

(2) 通信途絶防止対策

県内各地の公共的施設及び防災関係機関等へ緊急連絡のため無線電話を配備し、通信の途絶を防止する。

ア 災害時優先電話の確保

イ 特設公衆電話の設置

(3) 通信の輻輳対策

地震発生によって安否確認や見舞い電話等の殺到による通信機能のマヒ状態を防止するため、地震等災害発生時の通話規制措置実施における利用案内等の周知に努める。

(4) 応急復旧用資機材の配備

電気通信施設が被災した場合、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧資機材等を配備する。

ア 可搬型移動無線機

イ 車載型衛星通信地球局

ウ 非常用移動電話局装置

エ 移動電源車及び可搬型電源装置

オ 応急復旧ケーブル

カ 特殊車両

(5) 要員の確保

- ア 緊急連絡体制の整備
- イ 交通途絶時の出動体制の確立
- ウ 県外等からの全社的復旧支援体制の確立

第 25 節 危険物等応急保安計画

危険物等の施設が近隣の災害により、危険の常態となった場合は、関係事業者はただちに次の応急措置を講ずる。

また、上記の事態を発見したものはただちにその旨を、警察・消防等関係機関に通報する。

1 火薬類の応急対策

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地帯に移す余裕のあるときはこれを速やかに移し、その周囲に適当な境界柵及び「立入禁止」等の警戒札を設け、見張り人をつける。
- (2) 運搬道路が危険なとき又は搬送の余裕がないときには、火薬類を付近の水中に沈める等の安全上の措置を講ずる。
- (3) 前記の措置によらないときは、火薬庫又は貯蔵所の入口、窓等を目塗土等で安全に密閉し、防火の措置を講じ、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告する。
- (4) 運搬中火薬類が爆発又はそのおそれのあるときには、災害防止の応急措置を講じるとともに警察官に通報する。

2 高圧ガスの応急対策

- (1) 製造施設等においては、作業をただちに中止するなどし、ガスの特性に応じた措置を講ずるとともに、必要な作業員以外は退避させる。
- (2) 充填容器が危険な状態となったときは、不燃性ガス以外のガスは、極力ガスの放出を避け、ガスの特性に応じた救急措置、安全な場所への移動、警察官等の協力を得て行う付近住民の避難等を実施する。
- (3) 輸送中において災害が発生したときは車両等の運転者等は消防機関・警察及び荷受人等へ通報する。なお緊急、やむを得ないときは付近の高圧ガス地域災害協議会防災事務所へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行う。
- (4) 事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行う。

3 危険物の応急対策

- (1) 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じ施設内の電源は保安経路を除いて切断する。
- (2) 危険物施設の管理者等は、危険物の取り扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止・防油堤の補強等の処置を講ずる。
- (3) 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定にもとづく応援要請をする。
- (4) 危険物運搬車両の運転手等は、輸送中に危険物が漏れる等の災害が発生したとき又は、そのおそれがある場合は、災害防止の応急措置を講ずるとともに、消防・警察等関係機関にすみやかに通報する。
- (5) 県及び村は、引火・爆発又はそのおそれがあると認められた場合は、施設関係及び関係機関と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定するとともに、付近の住民に対し、避難等

の、指示又は勧告をする。

- (6) 県及び村は、火災の状況・規模及び危険物の種類により、消火用薬剤の収集、科学者の派遣の要請等の措置をとる。

4 毒物・劇物の応急対策

毒物、劇物施設の管理者等は、保健所・警察署・消防署等関係機関の協力を得て次の措置を講ずる。

- (1) 毒物、劇物による汚染区域の拡大防止のため危険区域を設定して、関係者以外の者の立ち入りを禁止する。
- (2) 状況に応じて、交通遮断・緊急避難・一般住民に対する広報活動を行う。
- (3) 中和剤・吸収剤を使用して毒物劇物の危険除去を行う。
- (4) 飲料水等が汚染したとき、又はそのおそれがある場合は下流の水道取水管理者、井戸水管理者等に通報する。

5 放射性物質の応急対策

放射性物質の管理者等は、警察署、消防署等関係機関の協力を得て次の措置を講じる。

- (1) 放射線障害の危険のある地区内に所在している者に対して避難するよう警告する。
- (2) 放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者は、速やかに救出し医療施設へ収容する。
- (3) 放射性同位元素による汚染が生じたときは、直ちに汚染の拡大防止、放射性同位元素の除去等の措置を講ずる。
- (4) 放射性同位元素を他の場所へ移す余裕があるときは、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲に柵、標識等を設置し、見張人をおいて関係者以外の立ち入りを禁止する。
- (5) 事故発生時、危険区域内に所在していた者に対し、医師による診断等必要な措置を講じる。

第26節 警察警備計画

災害の発生から、そのおそれのなくなるまでの間、又は突発的地震災害発生に際し、村民の生命・身体の保護及び被災地の治安維持のため、次の要領により活動を行う。

1 警備体制

全警察職員の動員を要請して災害応急対策・発災に対処する非常体制をとる。

2 警備本部

警備体制をとったときは県本部に「山梨県警察災害警備（警戒）本部」を上野原警察署に「上野原警察署災害警備（警戒）本部」を設置する。

3 警備活動要領

上野原警察署の災害警備活動要領は次のとおりとする。

- (1) 情報収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握、記録統計
- (3) 広域緊急援助隊の受入運用
- (4) 被害者の救出及び負傷者等の救護連絡

- (5) 行方不明者の捜索
- (6) 危険箇所の警戒並びに住民に対する避難勧告及び誘導
- (7) 災害警備活動のための通信の確保
- (8) 不法事案等の予防及び取り締まり
- (9) 被災地・避難場所・重要施設等の警戒
- (10) 避難路及び緊急輸送路の確保
- (11) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保
- (12) 広報活動
- (13) 遺体の検分・検死
- (14) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

第27節 金融計画

1 計画の方針

発災時に備えて金融業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関は次の措置を講ずる。

- (1) 発災後における業務遂行のための店舗の確保、要員の配置等については、各金融機関における防災計画によって対応することとし、営業の早期再開に努力する。
- (2) 営業の再開にあたっては、できるだけ同一歩調をとる。
- (3) 預貯金等の関係書類の保管については、完全を期するとともに電算機についても耐震装備を完備する。
- (4) 発災後の手形交換又は不渡処分の取扱については、平常に戻るまでの期間手形の期限の延長措置がとられることとなるので手形交換所と連絡をとりその指示に従う。
- (5) 発災後の預貯金、手形等の取扱については、顧客への周知の徹底をはかる。

管内金融機関一覧表

金融機関名	所在地	電話番号	備考
小菅郵便局	小菅村 4688	87-0221	
クレイン農協小菅支店	〃 6431	87-0211	

2 中小企業融資計画

災害時において被災中小企業者に対する設備資金、運転資金及び信用保証は次による。

- (1) 融資条件等
 - 別表「中小企業金融融資一覧表による」
- (2) 信用保証について
 - 機関名 山梨県信用保証協会
 - 甲府市飯田2丁目2-1 (TEL05522-35-9700)
 - 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第1号)」による災害関係保障特例
 - ア 災害関係保障にかかる中小企業者1人当たりの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。
 - イ 信用保証料の低減措置をとる。

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助に関する法律」による東日本大震災復興緊急保証の特例

ア 東日本大震災復興緊急保証に係る中小企業者1人当たりの保証限度額は、一般保証限度額、災害関係保証限度額と同額の別枠とする。

イ 信用保証料の低減措置をとる。

(別表) 中小企業金融融資一覧表

金融機関名	融資対象	資金名	限度額	利率	期間	担保等	備考	
中小企業金融公庫甲府支店(代理店) 山梨中央銀行 商工中金 各信用組合 各都市銀行 各信用金庫	災害救助法発動地域のうち公庫(金庫)が特に指定した地域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者	災害復旧貸付	既往貸付の残高に拘らず(直資) 一般 15,000万円以内 組合 45,000万円以内 (代理店) 一般 7,500万円以内 組合 22,500万円以内	基準金利ただし特定の激甚災害の場合もその都度定める。	10年以内(2年以内の据え置き期間を含む)	必要に応じて担保・保証人を求める	特別利率を適用する場合は村長の発行する被災証明書が必要	
国民金融公庫甲府支店(代理店) 各信用金庫、信用組合		災害貸付	(1)各貸付ごとの融資限度額に1災害3,000万円を加えた額 (2)特に異例の災害の場合は、その都度定める。	それぞれの融資制度の利率。但し特災利率はその都度定める。				1 直接被害者は原則として村の発行する被災証明書が必要 2 災害の発生した日から6ヶ月目の月末まで
商工中金甲府支店(代理店) 各信用組合		金災害復旧資	組合 2,000,000万円以内 構成員 200,000万円以内	商工中金所定の利率、但し特定の激甚災害等についてはその都度定める。	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内(各3年以内の据え置き期間を含む)			

第28節 生業資金貸付計画

被災者のうち生活困窮者等に対して次により、生業に必要な資金の貸付けを行う。

1 資金の種別

- (1) 生活福祉資金
- (2) 災害援護金
- (3) 母子及び寡婦福祉資金

2 貸付条件等

別紙のとおり

(別紙)

災 害 援 護 資 金 等 貸 与 計 画

区 分	生活福祉資金	災害援護資金	母子及び寡婦福祉資金
対 象 者	被災低所得世帯	災害救助法その他 政令で定める災害に より被害を受けた世 帯（所得制限あり）	災害により住家及び家 財等に被害を受けた母子 及び寡婦世帯
貸 付 世 帯 数	予算の範囲内	制限なし	予算の範囲内
資 金 の 種 別	福祉資金（災害援護資 金）		住宅資金、事業開始・ 継続資金
貸 付 限 度 額	150 万円以内	350 万円以内	住宅 200 万円以内 事業開始 283 万円 事業継続 142 万円
償 還 期 間	7 年以内 （うち災害状況に応 じて 2 年以内の措置）	10 年以内 （うち 3 年据置）	住宅 7 年以内 2 年据置 開始 7 年以内 2 年据置 継続 7 年以内 2 年据置
償 還 方 法	月賦等	年賦又は半年賦	月賦等
貸 付 利 率	年 1.5%（保証人がい る場合は無利子）	年 3%	年 1.5%（保証人がいる場 合は無利子）
そ の 他	据置期間中は無利子	据置期間中は無利 子	据置期間中は無利子
実 施 機 関	山梨県 社会福祉協議会	市町村（県は全額 市町村に貸与、国は そのうち 2/3 を貸与 する。）	県

第 29 節 義援金品募集配分計画

被災者、被災施設等に対する地域社会からの義援金品の募集及び配分等については、概ね次により行う。

1 実施機関

義援金品の募集及び配分は次の機関団体等をもって協議会を組織して実施する。県・村・日本赤十字社山梨県支部小菅分区・小菅村社会福祉協議会・共同募金会・小菅村女性の会・報道機関その他の関係機関団体

2 義援金品の募集及び配分

義援金品の募集及び配分は、協議会において被害の程度、範囲及び県内外別に応じてその方法等を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら公平に実施する。

なお、平時から災害時に速やかな配分等ができるよう、その方法等について検討に努める。

3 義援金品の募集及び配分結果の公表

協議会は決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。

第30節 日本郵政グループ応急対策計画

1 郵便事業関係(被災者が差し出す郵便物の料金免除及び郵便葉書等の無償交付)

安否の報告や避難先の連絡に役立てるため、被災者が差し出す郵便物の料金を免除するとともに、被災地の郵便局において被災世帯に対し、郵便葉書及び郵便書簡を郵便局窓口において無償交付する。

2 ゆうちょ銀行関係(通帳等を紛失した被災者への非常取扱い)

通帳、証書、印章等をなくした場合であっても、本人確認ができる時には次の取扱いを実施する。

- (1) 通常貯金、定額貯金及び定期貯金の払戻し
- (2) 民営化前に預入した定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金等の払戻し
- (3) 民営化前に預入した定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金を担保とした貸付
- (4) 払戻証書による払戻金及び返還金支払い通知書による返還金の払渡し

3 かんぽ生命保険関係(保険料払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い)

保険料の支払いが困難な場合、保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払い等の非常取扱いを実施する。

第31節 公共的団体等活動計画

災害時における公共団体等の円滑な活用を図るため、次により、公共団体等による奉仕団の編成、動因等を行う。

1 奉仕団の編成所属等

奉仕団は、災害応急対策の実施に奉仕する団体をもって編成する。

- (1) 奉仕団の編成
奉仕団は、概ね次の団体ごとに編成する。
 - ア 日本赤十字社山梨県支部小菅分区
 - イ 地域奉仕団（自主防災組織）
 - ウ 消 防 団
- (2) 奉仕団の班編成
各団体に奉仕活動に応じた班を編成する。

2 奉仕活動の内容

- (1) 炊き出しその他災害救助の応援
- (2) 簡易な清掃作業
- (3) 簡易な防疫作業
- (4) 災害対策用物資の輸送及び配分
- (5) その他簡易な作業及び事務

3 奉仕団の動員

奉仕団の動員は、奉仕団の所属する機関において行う。

第32節 労働力確保計画

1 求人申し込み

村長は、災害対策に従事する人員に不足を生じた場合、公共職業安定所長に対し次の事項を明らかにし、文書又は口頭で申し込みを行う。

- (1) 職種別所要求人の数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 作業時間、賃金等の労働条件
- (4) 宿泊施設の状況
- (5) 必要とする期間
- (6) その他必要な事項

2 労務者の雇用

(1) 雇用の方法

労務者の雇用は、総務課長と各課長が協議の上、現地において直接雇用する。ただし災害救助法にもとづく救助作業に従事する労務者を雇用するときは、知事の承認を得て行う。

(2) 労務の内容

災害救助法に基づく救助の実施に必要な労務者を雇用できる内容は、次のとおりである。

- ア 被災者の避難誘導のための労務者
- イ 医療及び助産における移送
- ウ 専門的又は緊急処置を必要とする患者を病院、診療所に運ぶための労務者
- エ 医師、看護師などを移動させるための労務者
- オ 傷病重症患者を必要により移送させるための労務者
- カ 被災者救出のため使用する機械器具の操作及び資材運搬のための労務者
- キ 飲料水の供給のため使用する機械器具の操作及び運搬、浄化用薬品の配布のための労務者
- ク 次に掲げる救助用物資の整理、輸送及び配分のための労務者
 - ① 被服、寝具その他生活必需品
 - ② 学用品

第33節 ボランティア活動の受入れ計画

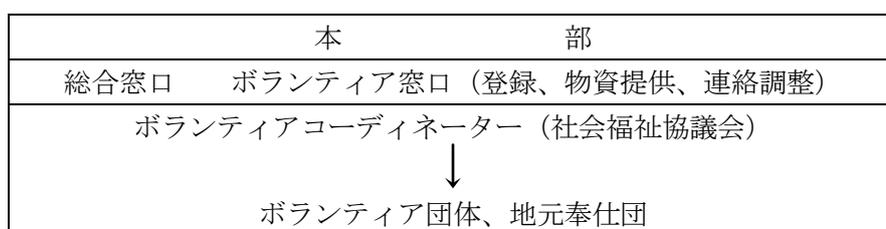
防災ボランティア団体が、災害関係情報等を十分把握できるよう情報収集・伝達に努めるとともに、対策本部にボランティア窓口を開設し、受入れ体制を整える。

ボランティア支援体制

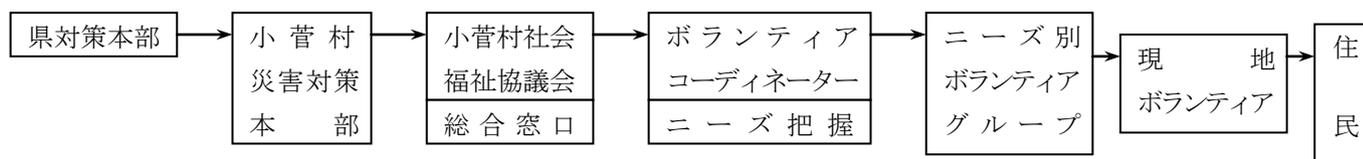
小菅村は、社会福祉協議会と協力して、地域ボランティア団体の育成に努めるとともに、

ボランティア活動を次により支援する。

- (1) 受入れた場合、具体的な活動の指示と必要物資、宿泊施設の提供等を行う。
- (2) ボランティアの登録、人員等の把握を行う。
- (3) 地元奉仕団との協力体制をとる。
- (4) ボランティア活動に関する連絡調整をとる。



防災ボランティア活動体系図



第3章 災 害 復 旧 計 画

災害復旧計画は災害発生後、被災した施設の復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画にもとづき応急復旧終了後被害の程度を十分検討して計画する。

なお、本計画は、概ね次の事業について計画する。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林業施設災害復旧事業計画
- 3 住宅災害復旧事業計画
- 4 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 5 学校教育施設災害復旧事業計画
- 6 社会教育施設災害復旧事業計画
- 7 水道等施設災害復旧事業計画
- 8 農林業応急融資計画
- 9 生活確保資金融資計画
- 10 その他災害復旧事業計画

第3編 地震編

第1章 総 則

第1節 一般災害との関連

本計画の中で、一般災害の共通する項目については、一般災害の防災計画を適用する。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

地震防災に関し、小菅村に係る防災関係機関の処理すべき事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

1 小菅村

(1) 地震災害予防対策

- ア 地震防災に関する組織の整備
- イ 地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓の伝承
- ウ 大規模な地震防災訓練の実施
- エ 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- オ 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- カ 建築物等耐震対策の強化促進
- キ 危険物等災害予防対策の推進
- ク 地震防災応急計画の推進
- ケ 自主防災組織の育成、指導、その他村民が実施する地震対策の推進
- コ 大震火災対策の推進
- サ 前各号のほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

(2) 地震防災応急対策

- ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- イ 警戒宣言又は東海地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- ウ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- エ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- オ 避難の勧告及び字指示
- カ 被災者の救助その他の保護
- キ 備蓄物資の放出、調達物資の供給及び知事に関する物資等の供給、あつせん要請
- ク 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
- ケ 清掃・防疫その他の保健衛生措置

- コ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- サ 緊急輸送の確保
- シ 地震災害を受けた児童、生徒の応急教育の実施
- ス 村の施設等の安全措置及び応急復旧
- セ 広域一時滞在に関する協定の締結
- ソ 他機関への応援要請（自衛隊の派遣要請も含む）
- タ 前各号のほか、災害防止又は災害拡大防ぎよの措置をとることとし、災害救助法が適用され、救助を迅速に行う必要が有るため、知事はその権限に属する救助の実施に関する事務の一部を村が行うこととした事務を除くほか、村長は、知事が行う救助を補助する。

(3) 災害復旧対策

- ア 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
- イ 激甚災害に関する調査及び指定の促進

2 山梨県

(1) 地震災害予防対策

- ア 地震防災に関する組織の整備
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- ウ 地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- エ 大規模な地震防災訓練の実施
- オ 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- カ 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- キ 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成
- ク 建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による、適切な管理及び耐震対策の強化促進
- ケ 危険物等災害予防対策の促進
- コ 地震防災応急計画の作成指導
- サ 自主防災組織の育成、指導、その他県民が実施する地震対策の促進
- シ 大震火災対策の促進
- ス 前各号のほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

(2) 地震防災応急対策

- ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- イ 警戒宣言又は東海地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- ウ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- エ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- オ 避難の勧告及び指示
- カ 被災者の救助その他の保護
- キ 村長からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- ク 火災発生防止及び水防態勢の整備と初災時の消防、水防その他の応急措置

- ケ 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- コ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- サ 緊急輸送の確保
- シ 地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施
- ス 県の施設等の安全措置及び応急復旧
- セ 広域一時滞在に関する協定の締結
- ソ 他機関への応援要請
- タ 前各号のほか、災害防止又は災害拡大防ぎよの措置

(3) 災害復旧対策

- ア 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
- イ 激甚災害に関する調査及び指定の促進

3 自衛隊(第一特科連隊第5大隊)

「地震防災派遣」準備及び「災害派遣」準備の実施

4 大月市消防本部(大月市消防署小菅出張所)

- ア 建築物の安全措置
- イ 火災予防措置
- ウ 大地震、火災対策及び消防力の強化
- エ 危険物等の規制及び安全措置
- オ 消防計画、地震防災規定の作成指導
- カ 救助及び救急措置
- キ 火災の鎮圧、その他災害軽減措置
- ク 地震に対する教育広報
- ケ そ の 他

5 上野原警察署(小菅駐在所)

- ア 緊急輸送を確保するための交通規制
- イ 犯罪の予防及び社会秩序の維持
- ウ 避難勧告、指示

6 指定地方行政機関

(1) 甲府地方気象台

- ア 地震及び火山現象の観測その他地震情報の収集及び発表
- イ 地震及び火山情報の発表と伝達

(2) 関東農政局(甲府地域センター)

第2編一般災害編第1章第1節・2・(3)に準ずる。

7 指定公共機関

(1) 日本電信電話株式会社(以下「NTT」という。)(東京サービス運営部西フィールドサービスセンター運営担当)

- ア 主要通信の確保
- イ 通信疎通状況等の広報
- ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画にもとづく手配
- エ 気象警報等の村長への伝達

(2) 日本郵便株式会社

- ア 地方公共団体又は日本郵便株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
- イ 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
- ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
- オ 郵便局窓口業務の維持
- カ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
- キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用
- ク 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

(3) 日本赤十字社山梨県支部

- ア 被災者に対する医療・助産・遺体の処理その他の救助の実施
- イ 応援救護班の体制確立とその整備
- ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
- エ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
- オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
- カ 被災者に対する赤十字救護物資の備蓄
- キ 義援金の募集及び配分

(4) 日本放送協会（甲府放送局）

- ア 警戒宣言の伝達及び状況報告
- イ 非常組織の整備
- ウ 地震防災応急対策のための動員及び準備活動
- エ 地震予知に関する情報等の広告、ニュースの可及的すみやかな報道

(5) 日本通運株式会社

- ア 安全輸送の確保
- イ 災害対策用物資等の輸送のための車両の確保
- ウ 村長及び各機関からの車両借上要請に対処しうる体制の確立

(6) 東京電力株式会社（大月支店・青梅支店）

- ア 電力供給施設の災害予防措置
- イ 災害発生に備える人員等の確保、配備手配
- ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保

8 指定地方公共機関

(1) 放送機関

- ア 地域住民に対する各種情報等の報道
- イ 地域住民に対する情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道のための体制の確立
- ウ 日本放送協会に準ずる措置

(2) 輸送機関（西東京バス・社団法人山梨県トラック協会）

- ア 安全輸送の確保

- イ 災害対策用物資等の輸送体制の確立手配
- ウ 村長及び各機関からの車両借上と要請に可及的速やかに即応しうる体制の整備
- (3) ガス供給機関（日本簡易ガス協会関東支部山梨県部会）
 - ア ガス供給施設の安全整備
 - イ 災害発生後の点検のための人員確保、配備手配
 - ウ 被災者に対するガス供給体制の確立
- (4) 土地改良区
 - ア 農業用取水施設の保全と管理
 - イ 自己の管理に係る農業用施設の保全体制の確立
 - ウ たん水防除施設の運転体制の確立
- (5) 医師会（山梨県医師会・各地区医師会）
 - ア 被災者に対する救護活動の実施
 - イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 農業協同組合
 - ア 農作物の災害応急対策の指導
 - イ 農業生産資材等の確保、斡旋体制の確立
 - ウ 被災農家に対する融資又は斡旋体制の確立
 - エ 農作物の供給体制の確立
- (2) 小菅村商工会
 - ア 村が行う商工会関係被害調査、融資の斡旋の協力体制の確立
 - イ 災害時における物価安定についての協力体制の確立
 - ウ 救助用物資・復旧資材の確保・斡旋についての協力体制の確立
- (3) 診療所等医療施設の管理者
 - ア 医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検
 - イ 災害時における病人等の収容、保護体制の準備
 - ウ 必要に応じた入院患者の避難体制の確立と来院者への伝達
- (4) 社会福祉施設及び学校施設の管理者
 - ア 児童生徒に対する地震予知に関する情報等の伝達
 - イ 避難計画による避難又は状況に応じた下校の督励
 - ウ 施設設備の整備点検並びに消防水利の確保
 - エ 災害時における収容者の保護受入の準備
 - オ 火気使用及び実験学習の中止
 - カ 応急医薬品の整備
- (5) 公共施設等の施設管理者
 - ア 避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急対策
 - ウ 避難者の受入れ準備
- (6) 自主防災組織
 - ア 地震に関する情報の伝達及び広報

- イ 組織的避難の実施
- ウ 防火、犯罪の措置
- エ その他の相互扶助

第3節 地震被害の想定

1 基本的な考え方

村に大規模な被害を及ぼす可能性がある地震を想定し、その地震が発生した場合の被害を予測することにより、本計画の災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の目安とする。

2 想定する地震

(1) 東海地震

平成13年12月に中央防災会議が、新たな東海地震の想定震源域としたもの。

(2) 南関東直下プレート境界地震

本県東部方面を震源とし、平成4年の中央防災会議が決定した、M7、M9、M14断層モデルを震源域とするもの。

(3) 活断層による地震

地震が発生した場合、本県に及ぼす被害が大きいと予測される次の4つの活断層について調査

ア 釜無川断層地震

本県と長野県を結ぶ交通の要衝に位置する活断層による地震

イ 藤の木・愛川断層地震

本県と東京都を結ぶ交通の要衝に位置する活断層による地震

ウ 曾根丘陵断層地震

県都甲府市の近くに位置する活断層による地震

エ 糸魚川ー静岡構造線地震

本県の西部に位置する日本を代表する活断層による地震

※ 活断層とは、地質時代に繰り返し活動してきた断層のことであり、千年から1万年の周期で活動し、将来も地震を発生させる可能性のある断層をいう。

今回調査対象とした断層は、発生した場合本県に及ぼす被害が大きいと予測されるものであり、地震発生の可能性の高いことを示すものではない。

3 想定条件等

(1) 本県を500m×500mメッシュに区切り想定

(2) 火災発生の危険性の高い冬の夕方6時を想定

(3) 想定項目

ア 地振動、液状化、崖等被害

イ 建築物被害

ウ 火災被害

エ 供給施設被害

オ 交通施設被害

カ 人的・社会的機能被害

- (4) 南関東直下プレート境界地震の M7、M14 モデルは M9 モデルに比べて地振動がかなり小さく、本県に与える被害は少ないため、地震動、液状化以外の被害想定では M9 モデルのみについて想定

4 想定結果

(1) 地震動、液状化

村においては、藤の木愛川断層地震による地震動がもっとも大きく、次に東海地震、南関東直下プレート境界地震、釜無川断層地域となり地表最大加速度は、200gal 未満であり、震度は震度 5 弱以下の地域が大半である。液状化の危険が予想される地域は存在しない。

(2) 建築物被害

村の建築物は、507 棟のうち木造建物が 438 棟で約 86%以上を占め、また昭和 56 年の建築基準法（新耐震設計指針）施行以前に建築された建物は 369 棟と約 73%を占めている。

建物被害がもっとも大きくなるのは、藤の木愛川断層地震であり地震動による全半壊建物数は 127 棟、被災率 25%となる。

(3) 崖の崩壊による被災棟数

村の崖崩れによる被災棟数は、藤の木愛川断層地震によるものが最も大きく 13 棟、東海地震、南関東直下プレート境界地震、釜無川断層地震、でそれぞれ 8 棟と予想される。

(4) 火災被害

火災被害なし

(5) 供給施設被害

村における電柱、架空配線の被害はないが周辺市町村における被害により、停電が予想される。

簡易水道については、藤の木愛川断層地震による被害が最も大きく 57%くらいの世帯で断水の被害が発生する。

L P ガスについては、ボンベが 18 戸で転倒し、13 戸でガス漏れが発生する。

(6) 交通施設

崖の崩落による道路の遮断、石積崩壊の被害等の被害が予想される。

(7) 人的、社会機能被害

村において、人的被害がもっとも大きい地震は、藤の木愛川断層地震であり、建物倒壊、崖崩れによる死者 2 人、建物倒壊、崖崩れによる重軽傷者 27 人発生する。

また、地震による建物倒壊により住居制約を受ける世帯数と人数は、藤の木愛川断層地震が最も多く、59 世帯、164 人となる。

各種地震の被害想定

1 液状化危険度予想

各種想定地震	マグニチュード	液状化危険性は極めて高い	液状化の危険性は高い	液状化の危険性は低い
東海地震	8.0	—	—	—
南関東直下プレート境界地震	M7	7.0		
	M9	7.0	—	—
	M14	7.0		
釜無川断層	7.4	—	—	—
藤の木愛川断層	7.0	—	—	—
曾根丘陵断層	6.1	—	—	—
糸魚川静岡構造線	7.0	—	—	—

上段、箇所数、箇所

2 急傾斜地危険箇所危険度予想

下段、箇所率、%

各種想定地震	マグニチュード	ラ ン ク			計
		危険性が高い	危険性がある	危険性が低い	
東海地震	8.0	0	2	30	32
		0	6.3	93.7	100.0
南関東直下プレート境界地震	M7	7.0			
	M9	7.0	12	5	1
	M14	7.0	66.7	27.8	5.5
釜無川断層	7.4	12	5	1	18
		66.7	27.8	5.5	100.0
藤の木愛川断層	7.0	12	1	0	18
		94.5	5.5	0	100.0
曾根丘陵断層	6.1	0	12	6	18
		0	66.7	33.3	100.0
糸魚川静岡構造線	7.0	0	12	6	18
		0	66.7	33.3	100.0

5 簡易水道断水世帯・断水世帯率

世帯数	東海地震		南関東 (M)		釜無川断層地震		藤の木愛川断層地震		曾根丘陵断層地震		糸魚川静岡構造線地震	
	断水世帯	断水世帯率%	断水世帯	断水世帯率%	断水世帯	断水世帯率%	断水世帯	断水世帯率%	断水世帯	断水世帯率%	断水世帯	断水世帯率%
374	0	0	97	25.84	94	25.16	214	58.25	63	16.86	68	18.19

6 建築物被害想定

各種想定地震	マグニチュード	建築物被害想定（振動による被害）						
		建物棟数	全壊	全壊率	半壊	半壊率	被災	被災率
東海地震	8.0	507	0	0%	1	0.2%	0	0%
南関東直下プレート境界地震	M7	7.0						
	M9	7.0	507	0	0	0	0	0
	M14	7.0						
釜無川断層	7.4	507	0	0%	0	0%	0	0%
藤の木愛川断層	7.0	507	21	4.1%	106	20.9%	127	25.0%
曾根丘陵断層	6.1	507	0	0%	0	0%	0	0%
糸魚川静岡構造線	7.0	507	0	0%	0	0%	0	0%

7 地震火災の状況

各種想定地震	マグニチュード	出火件数			消火件数	木造残火災件数	焼失棟数
		全出火件数	炎上出火件数	木造炎上出火件数			
東海地震	8.0	0	0	0	0	0	0
南関東直下プレート境界地震	M7	7.0					
	M9	7.0	0	0	0	0	0
	M14	7.0					
釜無川断層	7.4	1	0	0	0	0	0
藤の木愛川断層	7.0	0	0	0	0	0	0
曾根丘陵断層	6.1	0	0	0	0	0	0
糸魚川静岡構造線	7.0	1	0	0	0	0	0

8 上水道、簡易水道物的被害予想

各種想定地震	マグニチュード	導水管+送水管+排水管		
		設備延長 (km)	被害箇所数 (箇所)	被害率 (箇所/km)
東海地震	8.0	14.0	0	0
南関東直下プレート境界地震	M7	7.0		
	M9	7.0	12.6	11.8
	M14	7.0		
釜無川断層	7.4	12.6	11.1	0.88
藤の木愛川断層	7.0	12.6	42.4	3.37
曾根丘陵断層	6.1	12.6	3.0	0.24
糸魚川静岡構造線	7.0	12.6	4.3	0.34

9 死傷者の被害想定

各種想定地震	マグニ チュード	死者数				重傷者				軽症者			
		建物破壊	火災	崖崩れ	計	建物破壊	火災	崖崩れ	計	建物破壊	火災	崖崩れ	計
東海地震	8.0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
南関東直下 プレート 境界地震	M7	7.0											
	M9	7.0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	2
	M14	7.0											
釜無川断層	7.4	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	2
藤の木愛川断層	7.0	1	0	0	1	2	0	1	3	20	0	4	24
曾根丘陵断層	6.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
糸魚川静岡構造線	7.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

10 住居制約の想定結果

各種想定地震	マグニ チュード	住居制約		参考
		住居制約世帯数	住居制約者数	ライフライン支障世帯数
東海地震	8.0	0	0	0
南関東直下プレート 境界地震 (M9)	7.0	0	0	31
釜無川断層	7.4	0	0	30
藤の木愛川断層	7.0	59	164	59
曾根丘陵断層	6.1	0	0	20
糸魚川静岡構造線	7.0	0	0	22

5 本計画の目的

県が実施した地震被害想定調査により、発生が懸念されている東海地震や南関東直下プレート境界地震とともに、周期は長いが発生したら甚大な被害が生じると考えられる4つの活断層地震についての村の被害予測が具体的数値として示された。これらの数値を今後の地震防災対策の目安として、これに対応できる計画とする。

第2章 予 防 計 画

第1節 予 防 対 策

1 計画の方針

大地震による災害は、その災害事象が広範囲でかつ複雑である。村は、「大規模地震対策特別措置法」第3条に定める「強化地域」に指定されていないが、山梨県地震被害想定調査報告書（H8年3月）及び山梨県東海地震被害想定調査報告書（H17年）においても、前章第3節「地震の被害の想定」のとおり村においても地震の被害が予測されている。

従って、これに対処するため「強化地域」同様に平常時から、地震被害を軽減する予防対策を樹立する必要がある。

第2節 災害に強いまちづくりの推進

村は、関係機関と協力して、道路、公園などの骨格的な都市基盤としての公共施設を整備するとともに、良好な地域の形成を図るなど総合的な施策を展開し、地域の特性を考慮した地震に強いまちづくりに努める。

1 道路施設等の対策

県による東海地震等の地震被害想定調査報告書によると、村においては急傾斜地等に関する危険が想定されており、それに伴って道路破損の被害の発生が予想される。

したがって、急傾斜地崩壊危険箇所には、標示板等を設置して地域住民に周知徹底を図るとともに、定期的に防災パトロールを実施して、危険箇所の保全を図る。

(1) 道路の整備

村長は、地震発生時における道路機能を確保するため、村道について定期的に危険箇所調査を実施し、対策を講ずべき箇所を明確にするとともに、速やかに工事等を実施する。

また、県道については、道路管理者に実施推進を要請する。

(2) 橋りょうの整備

村長は、地震発生時における橋りょうの確保のために、管理橋りょうについて、国土交通省通達「所有施設の地震に対する安全性等に関する点検について」により実施した道路橋耐震点検結果に基づいて、補修対策等が必要なものを指定するとともに、工法と実施時期を定め、道路橋りょうの整備を図る。

また、今後、新設する橋りょうについては、阪神・淡路大震災を踏まえた国の設計基準に基づいて整備を行う。

(3) ずい道の整備

道路管理者は、地震発生時におけるずい道の安全確保のために、管理ずい道について点検を実施し、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

2 河川の対策

河川等施設は、「国土交通省河川砂防技術基準」に基づき施工しており、地震発生時の決壊等の可能性は極めて小さいものとなっている。今後整備する施設についても同基準に適合し

た施設整備を行う。

(1) 河川・砂防管理施設の整備

定期的な巡視により施設の点検調査を実施し、震度 4 以上の地震発生後直ちに管理施設の点検調査を「河川砂防管理施設点検要領（案）」に基づき行い、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

(2) 多目的ダム管理

安全点検調査等は常に実施し、また、震度 4 以上又はダム堤体底部の地震計加速度が 25gal 以上の地震発生後は、国土交通省「地震発生後のダム管理施設等点検実施要領」に基づき、臨時点検を行う。

なお、点検により補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

3 土砂災害危険箇所対策

(1) 危険箇所の把握

村は、県調査箇所以外について危険箇所の把握に努める。

また、村は、指定区域には、標識板等を設置して地域住民に周知徹底を図るとともに、定期的に防災パトロールを実施して、崩壊危険区域の保全を図る。

また、がけ崩れを誘発又は助長させるおそれのある行為を規制し、がけ地の安全を図る。

(2) 土砂災害危険箇所における警戒・避難対策

村は、県の指導により大規模地震対策特別措置法による警戒宣言発令時及び地震発生時の災害予防対策として、土砂災害危険箇所については次の事項を考慮した警戒・避難対策計画を策定する。

ア 事前避難対象地区の指定

避難が必要となる危険区域等を予め避難対象地区として指定する。

イ 避難収容施設の指定

(ア) 事前避難対象地区を指定するときは、当該避難対象地区の住民及び滞留者等(以下「避難者」という。)を収容する施設を併せて指定する。

(イ) 収容施設の指定にあたっては、次の事項に留意して安全適切な場所とする。

① 地域の実状を踏まえ：耐震・耐火の建築物とすること。なお、設備(電気、給排水)についても十分配慮すること。

② 事前避難対象地区との経路が比較的近距离でかつ安全なこと

③ 当該施設の所有者若しくは管理者の承諾が得られること。

ウ 避難路の設定

(ア) 避難者が安全かつ迅速に避難できるよう、事前避難対象地区と収容施設とを結ぶ避難経路を設定する。

(イ) 避難経路の設定にあたっては、次の事項に留意する。

① 避難路について、がけ崩れ等の危険が予想されないこと。

② 崩壊、倒壊のおそれのある建造物、石垣、ブロック塀等、避難路周辺の危険要因の把握に努め、極力これを避けること。

③ その他、避難の障害となる事由の存しないこと。

(3) 地域住民への周知

村は、危険な箇所に居住する地域住民に対し、地震による危険性を周知徹底するとともに

に、警戒宣言発令時又は地震発生時に速やかに避難体制がとれるよう、円滑な警戒避難態勢を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップなど、印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

4 住宅地対策

(1) 住宅地の整備

村は、狭隘で緊急車両が通行できない道路については拡幅等の道路整備を計画的に実施する等健全な住宅地の造成と防災機能の一層の充実を図る。

(2) 公園の整備

公園や緑地は、住宅地において緑のオープンスペースとして、住民のレクリエーションやスポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、災害時における延焼防止、避難場所や救援活動の拠点として防災上重要な役割をもっている。そのため、発災後の避難地としても利用できる公園の整備を図る。

第3節 消防予防計画

1 大震火災対策の計画樹立

大地震の発生によって家屋、道路等が破壊され、多くの被害を生ずるが、なかでも特に火災による被害が大きい。従ってこれを予防及び軽減するため次の事項を基本にして地域の実情に即した効果的な予防対策を樹立する。

(1) 初期消火体制の確立

大地震直後の消火栓の使用不能、道路の通行不能等の悪条件下で初期消火の効力は大きいものであると考えられるので、住民の初期消火活動が積極的に行われるよう指導する。

(2) 小型ポンプの整備

交通障害によって消防ポンプ自動車の活動が制限される場合が多いので、小型動力ポンプ付積載車の導入を検討する。

(3) 消防水利の強化

消火栓、防火水槽等の消防水利を増設し、河川等も消防水利として大いに利用できるよう検討する。

また、耐震性防火水槽の設置を促進するとともに、既設の防火水槽について、耐震性防火水槽に改良し、水利の確保を図る。

(4) 破壊消防等による防御線の設定等

破壊消防による防御線の設定場所、方法、補償、破壊用具の整備又は調達等について、事前に検討し計画をたてる。

(5) 避難場所の設定、適正な避難の勧告、指示及び誘導方法の確立

安全な避難場所を設定し、住民にその場所を周知徹底させる。

また、被災者の避難の勧告、指示及び誘導について、その時期・方法・範囲・実施責任者等具体的に明らかにし、避難計画と避難心得の周知、避難訓練を実施するとともに、警察機関・消防機関及び自主防災組織を中心とした適正な避難誘導體制を確立する。

(6) 消防団員の参集確保

警戒宣言が発せられたとき、又は地震発生後すみやかに在宅中の消防団員の参集を確保

する。その参集方法について具体的な計画をたて、訓練を実施して非常に備える。

また、この場合平常の交通機関の利用ができない事態の発生を勘案し、居住地を中心とした動員体制を確保する。

(7) 応援協力体制の強化

自衛隊、隣接地域の応援協力体制を再検討し、道路等の破壊された状況下でも十分応援が受けられる体制にする。

(8) 通信連絡体制の強化等

震災時の通信連絡体制の確立、非常通信施設の整備、ヘリコプター基地の確保、照明機材の整備をはかり、あわせて消防関係建築物の耐震耐火性の強化を図る。

(9) 大震火災訓練の実施

大震火災における消火・破壊・通信等の効果的方策を検討し、具体的な計画をもとにした実践的な防災訓練を実施する。特に自主防災組織を中心とした一般住民の参加を求めて震災時における初期消火、避難等を身をもって体験するように計画する。

(10) 防火心得の普及

震災時における住民の防火心得の普及に努める。

2 消防予防計画

大地震の発生に対処するため、小菅村の消防力を充実強化するとともに、県及び大月市消防署との連絡及び他の市町村相互間の連絡強調を図り、消防思想の普及徹底に努める。なお、大月市消防署は、消防計画及び火災予防条例の充実、整備を図る。

(1) 消防力の整備強化

ア 消防組織の整備強化

消防力の基準にもとづき消防組織の強化に努め消防団員を確保する。

イ 消防施設の整備強化

消防力の基準及び消防水利の基準にもとづき、消防機械器具、消防水利施設等の整備拡充を図るとともに、時代に即応した近代消防車両の整備充実、さらに地震対策緊急整備事業に定める消防設備の整備を図る。

ウ 消防団員の教養訓練

消防団員に対し、基本的消防教育を行うため、県消防学校に入校を促し、また消防団員の総合訓練等を通じ技術の向上に努める。

エ 自衛消防力の整備強化

防火対象物の関係者は自主安全体制を確立するため、消防計画（地震防災応急計画又は地震防災規定）を作成するとともに、自衛消防組織を整備充実し、公設消防機関の活動開始前における初期消火に必要な設備等を整備するとともに教育訓練を行う。

(2) 火災予防対策の指導強化

ア 建築同意制度の効果的な運用

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）による建築同意制度の効果的な運用に努め、建築面からの火災予防の徹底を図る。

イ 防火管理者の育成指導

特定防火対象物及びその一部に特定防火対象物の部分が存する複合用途防火対象物にあっては収容人員 30 人以上、その他の防火対象物にあっては 50 人以上のものに防火管

理者の設置を期し、防火管理の徹底を図るとともに、複合用途建築物等で共同防火管理を要するものについては、特に共同防火体制の強化を図るよう指導する。

また、防火管理者に対して消防計画の作成・防火訓練の実施・消防用設備等の整備点検及び火気使用等について指導を行い、周知徹底を図る。

ウ 防火査察の強化指導

消防法の法規に基づいて防火対象物の計画的な火災予防査察を行い、常に当該防火対象物の実態を把握しておくとともに、大地震発生に伴う火災発生の危険のある箇所の発見に努めこれを保管させるよう指導する。

エ 防火思想・知識の普及徹底

地域住民に対し火災予防の徹底を図るため、関係機関、関係団体及び報道機関等の協力を得て、防火思想並びに防火知識の普及徹底に努める。

3 林野火災予防計画

小菅村の林野面積は全体の94%を占め、急傾斜地が多く、林野火災が発生すれば消防活動は常に困難を極めている。大地震発生の際は予防・消火等の活動が適切に行われるよう計画する。

(1) 林野所有者等予防体策の指導

村は林野所有者に火災予防のため、次の事項の指導を行う。

ア 防火線、防火帯の設置

イ 看板、標識等の設置

ウ 道路網の整備

エ 火災消火機材の整備

オ 通信機材の整備確保

(2) 林野火災消防計画

防災関係機関と密接な連絡を図り、林野火災消防計画を樹立する。

また、森林組合・恩賜林保護組合・森林保有者等と相互に連絡を図り、管理・予防・消火等消防計画策定を図り、自衛体制の強化を図る。

(3) 防火思想の普及

村において防災機関の協力を得て、住民並びに入山者に対し森林愛護と防火思想の普及徹底を図る。

第4節 生活関連施設安全対策

1 簡易水道施設安全対策の推進

水道事業者は、水道施設のより一層の耐震化を図り、監視、点検を強化してその保全に努める。

(1) 水道水の確保

取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と貯溜水の流出防止のため、配水地に緊急遮断弁装置を設置する。

(2) 送・配水管の新設、改良

送水管、配水管の布設にあたっては、耐震性の強い管を採用し、水管橋等特に必要な部

分には耐震工法を施すほか、石綿セメント管等の老朽管は布設替えを行い、送・配水管の耐震性の強化を図る。

(3) 配水系統の相互連絡

2以上の配水系統を有する水道施設にあっては、幹線で各系統相互のれんれくを図る。

(4) 水道電源の確保

水道施設用電力の停電に配慮し受電設備（自家用発電設備を含む）の整備に努める。

(5) 復旧工事用資機材の整備

復旧工事を速やかに施行するために、必要な復旧工事用資機材を備蓄するとともに、工事用資機材について製造業者及び水道工事指定業者に優先的に調達できるよう調整しておく。

(6) 応急給水用機材の備蓄

応急給水活動のため、給水タンク等の整備を図る。

2 電気施設安全対策の推進

電気施設は、その重要性にかんがみ地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため次の予防対策を推進する。

(1) 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準にもとづいて耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に各施設の耐震性の確保を図る。

(2) 防災機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧資材、各種工具、車両等の防災用機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図る。

(3) 要員の確保

ア 緊急連絡体制の出動体制の整備

イ 交通途絶時の出動態勢の確立

3 簡易ガス安全対策の推進

簡易ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合の被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

(1) 施設、設備の安全確保

ア 簡易ガス保安規定に定める検査又は点検基準にもとづく保安点検を実施する。

イ 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化を図る。

ウ ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベ転倒防止措置の強化を図る。

(2) 災害発生時の留意事項の広報の徹底

簡易ガスの場合、個別の使用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことからガス使用者に対して地震発生時の知識普及に努める。

(3) 要員の確保

緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施する。

4 通信施設安全対策の推進

NTT 東京サービス運営部は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施する。

(1) 施設、設備の安全確保

- ア 電気通信施設の耐震化
- イ 主要伝送路の多ルートの分散化
- (2) 通信途絶対策
 - 公共的施設及び防災関係機関等へ緊急連絡のため無線電話を配備し、通信の途絶を防止する。
 - ア 孤立防止用無線電話機の設置
 - イ 災害復旧用無線電話機の配備
 - ウ 特設公衆電話の設置
- (3) 通信の輻輳対策
 - 地震発生によって安否確認や見舞電話等の殺到による通信機能のマヒ状態を防止するため、地震等災害発生時の通話規制措置実施における利用案内等の周知に努める。
 - ア 安否確認システム（ボイスメール）の整備
- (4) 応急復旧用資機材の配備
 - 電気通信施設が被災した場合、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧資機材等を配備する。
 - ア 可搬型移動無線機
 - イ 車載型衛星通信地球局
 - ウ 非常用移動電話局装置
 - エ 移動電源車及び可搬型電源装置
 - オ 応急復旧ケーブル
 - カ 特殊車両
 - キ その他防災用資機材
- (5) 要員の確保
 - ア 緊急連絡体制の整備
 - イ 交通途絶時の出動体制の確立
 - ウ 県外等からの全社的復旧支援態勢

第5節 耐震強化計画

計画の方針

最近建設されている各種の公共施設は、過去の経験を生かし耐震性、耐火性を考慮して設計施行され、地震に対する安全性が高められている。しかしながら木造施設及び老朽化施設、或いは地盤沈下等の影響による不安定な施設など防災対策上早急に建替え、補強の促進を図る必要があると思われる施設が見うけられる。

公共的施設のうち特に情報連絡等の防災活動の拠点となる施設は、避難のための収容及び救護等の活動上重要となるので、既存の建造物に対して耐震診断等を実施し、その耐震性の強化と不燃化の促進と防災関係施設の充実を図り、計画的に実施する必要がある。

1 建築物の耐震対策強化の促進

地震被害想定調査結果を目安に、既存建築物の耐震診断を実施し、耐震性の強化と、不燃化耐震性建築物の建築促進を図る。

- (1) 小菅村の地耐力に応ずる建築物の建設指導を行う。
- (2) 地震災害発生時における避難、救護、応急対策活動等の拠点となる防災上重要な建築物（医療救護施設、社会福祉施設、学校等）の耐震強化を図る。
- (3) 老朽、危険建築物の耐震調査を実施し、補強指導を行う。
- (4) 建築物の耐震性の強化の周知、関係者の講習会を開催する。
- (5) 村の公共施設等の耐震性の強化並びに不燃化等の促進については、県の公共施設防災計画に準じて実施する。

2 一般建築物防災計画

(1) 現 況

建築物全般及び特定の工作物（一定の高さ以上の擁壁、煙突及び広告塔並びにエレベーター、エスカレーター等及び遊戯施設）の安定性については建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及びその関係法令の防災関係規定等により、その設計段階等において審査、確認、指導を行いその実効を図っている。その具体的内容は次のとおりである。

ア 木造及び組積造等の一般構造規定

イ 一定規模以上の木造及び組積造建築物の禁止

ウ 一定規模以上の特定建築物について、耐火構造又は簡易耐火構造とする。

エ 防火区画、内装制限及び防火戸等の諸規定により制限

オ 避難階段及び非常用出入口等の規定

カ 一定規模、構造以上の建築物については、設計、施行管理を建築士に行わせ、一般構造規定によるほか、構造計算を行いその安全性について確認する。

(2) 一般建築物の耐震性向上

ア 簡易耐震診断表による自宅の自己診断を推進する。

イ 源流振興課、各建設事務所及び建築士会に「地震相談窓口」を開設し、住民の相談に応じるとともに、パンフレットの配布、ホームページへの掲載など、各種媒体を利用した広報活動を推進する。

ウ 無料耐震診断の実施（対象 昭和 56 年 5 月以前に建設された木造 2 階建て以下の個人住宅）老朽、危険建築物の耐震調査を実施し、補強指導を行う。

エ 耐震改修工事、耐震シェルター設置工事等への補助（対象(3)による耐震診断の結果に基づいて行う耐震改修・耐震シェルター設置等の工事）建築物の耐震性の強化の周知、関係者の講習会を開催する。

(3) 防火対策

ア 特定建築物のうち不特定多数が利用する建築物（劇場、映画館、集会場等）については、年 2 回防災査察（9 月、3 月）を実施し、その結果により防災上の改修等について必要な助言指導等を行う。

イ 既存、特殊建築物等の防災改修促進のため、特殊建築物の実態を把握し、建築主に対して改修のための防災上の自主的改善を促すよう啓蒙する。

ウ 自身時における建築物の窓ガラスその他の外装材、屋外突出物、屋上工作物等の落下等による影響は、人身への被害とともに救助活動の障害となるので、建築物を始めこれらの安全性をも確保するため、適宜耐震防火診断等を実施し、これに対する認識を喚起し、また、周知徹底のためにも建築関係諸団体に要請し、その実効化を図る。

3 公共施設災害予防計画

村は、「山梨県耐震改修促進計画」の内容を勘案し、「小菅村耐震改修促進計画」を策定している。本計画に基づき、現行耐震基準以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、公共建物の公共性及び村の地域性等を十分に考慮し、必要に応じて耐震改修等を実施する。

(1) 老朽建物の改善促進

老朽建物は、異常な気象現象により大きな被害を受けるおそれがあるので、次によりこれらの建物の改築、補修等を行う。

ア 老朽度の著しい建物又は構造上危険と判定されるものは、改築の促進を図る。

イ 建物の改築にあたっては、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨造りの耐震耐火構造建物の建設促進を図る。

ウ 建物の定期点検及び臨時点検を実施して、破損箇所等は補修又は補強し、災害の防止に努める。

(2) 建物以外の施設の補強及び整備

建物以外の施設の被害により、人的被害又は他の施設への被害を及ぼすおそれがあるので次により、平時点検を実施し、これらの施設の災害予防に努める。

ア 落下、倒壊のおそれのある物件等（道路標識、電柱、国旗掲揚塔、バックネット、夜間照明塔、ブロック塀塔）の安全度を平時確認し、危険と認められるものは必ず補強工事を実施する。

イ 飛散しやすい機械、器具等は常時格納固定できるようにしておく。

ウ 消防施設等の整備に努め、これらを常時使用可能な状態にしておく。

エ 建物以外の設備の定期点検及び臨時点検を実施して、要補修箇所は補修又は補強し、災害の防止に努める。

公共施設の消防設備等

公共施設の名称	建物の構造	消 防 設 備	
		自動火災報知機	消火設備、消火器具
小菅村中央公民館	鉄筋コンクリート3F1 B	一 式	パ ッ ケ ー ジ 型 水 消 火 設 備 2
〃 診療所	鉄 骨 2 F	無	消 火 器 6
〃 保育所	鉄 骨 平 屋	〃	消 火 器 6
〃 小学校	鉄筋コンクリート 3F	一 式	消 火 器 1 4
〃 中学校	〃 〃	一 式	消 火 器 2 2
小菅小学校体育館	鉄筋コンクリート鉄骨 平 屋	一 式	消 火 器 4
小菅村体育館	鉄 筋 平 屋	一 式	消 火 器 3
多摩川源流大学	鉄筋コンクリート 2F	一 式	消 火 器 8
小菅村役場	〃 3F	一 式	消 火 器 1 0
多摩源流水の館	鉄 骨 2 F	一 式	消 火 器 1 0

4 文化財の防災施設

第2編一般災害編第1章第9節を準用する。

5 落下、倒壊危険物対策

道路上及び周辺の構築物が落下、倒壊することによる被害を防止し、避難路、緊急輸送路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、NTT は、それぞれの道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行う。

また、村は県と連携して下記の設置者に対し、同様の措置を実施するよう指導・啓発する。

落下、倒壊危険物等一覧表

物 件 等	対策実施者	措 置 等
交通信号等	管 理 者	施設の点検を行い、危険の防止を図る。
枯街路樹等	〃	樹木の除去等適切な管理措置をとる。
電柱街灯等	〃	点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
夜間照明塔	〃	施設の点検を実施し倒壊の防止を図る。
国旗掲揚塔	〃	施設の点検を実施し倒壊の防止を図る。
アーケード 看板広告物等	道 路 管 理 者	新設については安全性を厳密に審査する。既存のものは各 管理者による点検・補強を実施する。
ブ ロ ッ ク 塀	所 有 者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。 新設にあたっては、安全なものを設置する。
ガ ラ ス 窓	所 有 者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強。
自 動 販 売 機	管 理 者	転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置。

6 危険物施設等の災害防止対策

震災時における危険物施設（火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、石油類）等から火災、爆発、漏洩等により被害の発生及び拡大を防止するため、次の災害予防対策を推進する。

(1) 村は、各種法令及び技術基準等にもとづく安全防止対策を、施設等の維持管理及び危険

物等の生産、流通、貯蔵、取扱の実態に即して徹底させるため、事業者に対して、防災指導、査察、検査等により、次により地震予防対策を指導する。

- ア 施設の耐震化の促進
- イ 緊急措置作成に対する指導、推進
- ウ 関係行政機関、関係団体との密接な連携
- エ 地震防災教育、訓練の実施

(2) 事業所は自主保安体制の充実を図るため、次の地震予防対策を実施する。

- ア 自衛消防組織の充実強化
- イ 防災資機材の整備充実
- ウ 地震発生時における緊急作業基準の作成、整備
- エ 防災要員の教育訓練の充実

7 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、村は、その制度の普及促進に努める。

第6節 防災資機材等点検整備計画

地震災害予防のため小菅村は保有する防災資機材等を地震災害時にその機能を有効に使用するため、次により点検整備を行う。

1 点検整備を要する主な防災資機材等

- (1) 防災用備蓄機材
- (2) 救助用資機材及び医薬品
- (3) 消防用資機材及び施設
- (4) 防疫用紙機材
- (5) 給水用資機材
- (6) 災害救助法に基づく衣料・生活必需品
- (7) 災害警備活動用資機材
- (8) 備蓄用食糧
- (9) 応急仮設住宅用資機材
- (10) その他電気・水道・ガス・通信・交通施設等の復旧等に必要な資機材

2 実施責任者

防災資機材等の点検整備は、その保有責任者が行う。各機関は、点検責任者を定め、点検整備計画を作成して点検整備を実施する。

3 実施期日

防災資機材等の保有責任者は、点検責任者を定めて点検整備計画を作成し、常に定期点検整備を実施する。

4 実施内容

- (1) 資材、機材等
 - ア 規格ごとの数量の確認

- イ 不良品の取替え
- ウ 薬剤等の効果測定
- エ その他必要な事項

(2) 機 械 類

- ア 不良箇所の有無及び故障の整備
- イ 不良部品の取り替え
- ウ 機能試験の実施
- エ その他必要な事項

5 県との連携強化

村の備蓄資機材等と県立防災安全センター及び各地方連絡本部の備蓄資機材等の調整を図りながら効果的な応急対策が実施できるよう、予め県、村、日赤等の備蓄資機材等を相互に明確にする。

6 地震対策機器等の整備

村は、地震対策の強化促進を図るため、大地震発生時における災害応急措置等の実施に必要な機器等を次により整備する。

(1) 給水対策

地震による水道施設の破壊を考慮し、自然水をろ過して飲料水を確保するため、ろ水器、貯水のう、給水用資機材等の整備をする。

(2) 非常用電源確保対策

地震により電力施設の破壊が予想されるので、非常用発電装置を整備する。

(3) 通信対策

地震により通信の途絶が予想されるので、地震発生時における通信連絡体制の強化を図るため、無線設備の整備をする。

(4) 避難対策

小菅村防災計画に基づく避難場所へ誘導標識及び案内板を設置し、住民に対して避難場所の周知徹底を図る。

また、指定避難所が受入れ困難な場合の緊急時の避難場所とし支援避難所等をあらかじめ指定するよう努める。

保有資機材等整備一覧表

資機材保有者	保有資機材の種別	数量	保管場所	管理責任者	点検責任者
消防団第一部	消防ポンプ自動車	1	川池	分団長	一部長
〃 第二部	〃	1	小永田	〃	二部長
〃 第三部	小型動力ポンプ付積載車	1	長作	〃	三部長
〃 第四部	〃	1	東部	〃	四部長
〃 第五部	〃	1	橋立	〃	五部長
〃 第一部	発電機	1	川池	〃	一部長
〃 第二部	〃	1	小永田	〃	二部長
〃 第三部	〃	1	長作	〃	三部長
〃 第四部	〃	1	東部	〃	四部長
〃 第一部	ろ水機	1	川池	〃	一部長
消防団	消火栓	84	全村	〃	地区班長 自主防災会
〃	防火水槽	31	〃	〃	地区班長
消防団第一部	ウォーターZ	1	川池	〃	一部長
〃 第二部	〃	1	小永田	〃	二部長

7 緊急地震速報通信設備の整備

村は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信設備の充実を図るよう努める。

第7節 広域応援体制の確立

1 協定の充実等

- (1) 関東県庁所在都市間、県内市町村間で締結している相互応援協定の内容充実、具体化に努める。
- (2) 村長は、近隣市町村及び県内市町村による応急活動及び復旧活動に関する相互応援協定の締結促進に努める。
- (3) 関東近県の都市及び友好関係にある都市等との震災時の相互応援協定の締結の促進など、広域的な連携強化を図る。

2 応援要請等の整備

- (1) 応援要請手続等の周知
災害時において、締結市町村等への応援要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ関係職員に要請手続、要請内容等の周知を図っておく。
- (2) 受入れ体制の整備
他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、総務部地域課に受入窓口を設置し、指揮連絡系統の明確化を図り、併せて職員への周知徹底を図る。
- (3) 防災訓練等の実施
平常時から、協定締結市町村等との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、連携強化を

図る。

(4) その他

応援要請方法等の具体的な対策は、一般災害編第2章第1節「応急活動体制」の定めるところによる。

第8節 地震防災上必要な教育及び広報

小菅村は、防災関係機関と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

また、「自らの身は、自らが守る」が防災の基本であることから、住民がその自覚を持つよう防災知識の普及啓発に努める。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

さらに、初期消火、近隣負傷者の救出救護、避難等災害時に活躍する自主防災組織の育成強化に努める。

1 小菅村の職員に対する教育

小菅村は、その所属職員に対し、警戒宣言発令時及び災害時における適正な判断力を養い、防災活動を円滑に遂行するため、講習会、研修会を開催及び地震関係教育資料を配布して地震に関する防災知識の普及徹底を図る。

教育内容は、次のとおりとする。

- (1) 予想される地震に対する基礎知識
- (2) 地域防災計画の内容に関すること
- (3) 東海地震に関連する情報、警戒宣言の性格及びこれにもとづきとられる措置の内容
- (4) 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 職員が果たすべき役割（職員の初動体制と任務分担等）
- (6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関すること
- (7) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (8) 年度当初に各所属等において年度当初における各所属等において実施する職場研修等での、上記(4)、(5)又は所管事項に関する防災対策についての周知徹底
- (9) 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得

2 住民等に対する教育

村は、住民が、防災週間、防災訓練等を通じて、災害発生時に的確な判断に基づいた行動がとれるよう、次により地震予知情報が出された場合及び地震発生時の場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動などについて、より具体的な手法により、実践的な教育や防災知識の普及を図るとともに、自主防災組織及び職場等が行う教育に関し必要な助言を行う。

(1) 教育内容

- ア 東海地震及び地震に対する基礎知識
- イ 危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識
- ウ 東海地震に関連する情報、警戒宣言の性格及び、情報の正確な入手方法

- エ 警戒宣言が出されたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識
- オ 防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要
- カ 住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、非常持出し品の準備等、平常時における準備
- キ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
- ク 災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識

(2) 広報及び普及方法

- ア 学校教育及び社会教育を通じての普及
教育委員会、学校等の関係機関は児童、生徒及び住民に対し学校教育、高齢者学級、女性の会級等を通じて防災知識の普及を図る。
- イ 広報媒体等を通じての普及
防災関係機関は、その時期に応じて住民に対し、ラジオ、テレビ、村防災行政無線、村ホームページ、有線放送、新聞、広報誌、ハローページに掲載されている「レッド・ページ」の活用、広報車等を通じて防災知識の普及を図る。
- ウ 講演会、講習会等による普及
防災関係機関は、防災関係者及び住民を対象とする講習会、講演会等を適宜開催し、防災知識の普及を図る。
- エ 防災関係冊子、パンフレット等の作成配布
防災関係機関は防災に関する冊子、ハザードマップ、パンフレット等を作成して、防災関係者及び住民に配布し、防災知識の普及を図る。
- オ 防災用映画フィルム の貸し出し
防災に関する映画フィルム、スライド等を防災関係機関及び学校等に貸出し、防災知識の普及を図る。
- カ 防災用具、地震災害の写真等の展示
防災関係機関は、防災用具、防災資機材、地震災害写真等を展示会場、展覧会場、その他適当な場所へ展示して、防災知識の高揚を図る。
- キ 地震体験車による普及

3 学校等の職員、児童、生徒に対する教育

学校等の定める地震防災応急計画による。村は、幼児、児童、生徒に対し防災教育を実施するとともに、関係職員、父母等に対して地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の避難、保護の措置について、防災知識の普及を図る。

(1) 教職員に対する教育

- ア 地震の基礎的知識及び関係法令に関する知識
- イ 地震防災対策として、実施しておかなければならない事項
- ウ 防災関係機関が講じている各種の対策
- エ 教職員及び児童、生徒の果たすべき役割
- オ 救護措置に関する知識と実践的技能取得
- カ 児童、生徒に対する指導内容と方法

(2) 児童、生徒に対する指導

ア 地震防災上の基本的な指導方針

地震災害から生命を守り、身体の安全を確保するための避難の方法、安全な行動方法等実践的な態度や能力を養う。

イ 特殊留意指導事項

警戒宣言発令時及び地震発生時の震度、被害等あらゆる事態を想定し、発達段階に応じた実践的な態度、能力を養う。

① 警戒宣言の知識

② 建物の揺れにより起こる心理的動揺と危険な現象

③ 校舎内外で起こる危険な現象と人間の行動

④ 地震に伴う各種災害の発生

ウ 警戒宣言発令時、地震発生時における避難の方法

(3) 応急救護の実践的技能習得学習

非常事態に備えて、救護体制の確立強化を図るため、応急救護に関する知識や基礎的技能を修得させ、学校、家庭、地域の実際に役立つ実践的学習を推進する。

4 自動車運転者に対する教育及び広報

運転者に対する教育及び広報は、概ね次により実施する。

(1) 教育内容

ア 警戒宣言発令時及び大規模地震発生時における交通規制の概要

イ 警戒宣言発令時及び大規模地震発生時における運転者の執るべき措置

ウ 緊急輸送車両の事前届出及び確認手続等

(2) 教育等の方法

ア 安全運転管理者講習、その他各種運転者講習時における概要

イ 各種広報誌による広報

ウ 各機関、団体の広報誌による広報

エ 新聞、テレビ、ラジオ等又は地域有線放送等を通じての広報

5 特定事業所等に対する教育

防火管理者、危険物取扱者及び高圧ガス販売主任者等の地震防災に関係ある有資格者等に対する教育は、各種の法令にもとづく防災関係機関の定めるところによる。

6 企業防災の促進

企業は、地震発生時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献等）を十分認識して、地震発生時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどして企業防災の推進に努める。このため、県及び村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動へ積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

7 自主防災組織の推進

大震災が発生した場合には、防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されることが予想される。そのため、被害の防止又は軽減を図るには、住民の自主的防災活動、即ち住民自ら情報の受理、伝達の方法、出火防止、初期消火、避難、誘導、救護等を行うことが必要であ

る。

また、これらの防災活動を行うにあたり、各自ばらばらに行動するのでは効果はあまり期待できない。住民が団結し組織的に行動してこそ、その効果が期待できるものである。従って地域あるいは施設ごとに地域住民又は施設関係者により、その実情にあった自主的な防災組織を設け、日頃から震災の発生を予想した訓練を積み重ねておくことが必要である。そこで県及び村は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」趣旨のもと結成された自主防災組織の充実強化を推進する。

(1) 自主防災組織の構成及び活動

ア 構成と災害時の活動

自治会、地区等を母体として組織し、地域の実状に応じて編成するか、概ね次のとおりとする。

また、自主防災組織への女性の参画の促進に努める。

① 組織

各地区（自治会）・職域等の組織を活用し、防災担当役員を設けて防災活動を効果的に実施できる組織とする。

② 編成

本部組織として、情報班・消火班・救出救護班・避難誘導班等を置き、必要に応じて小単位の下部組織を置く。

③ 活動内容

a 平常時の活動

防災知識の普及・防火訓練・防災資機材の備蓄・点検・危険箇所及び危険物の点検把握、防災倉庫の整備、防災マップの作成・配布等を行い、地域の防災力の向上を図る。

b 災害時の活動

地域の警戒、被害状況の把握伝達、出火防止及び初期消火、救出救護、避難命令の伝達及び避難誘導・給水等を行う。

(2) 村の指導

ア 村は、自主防災組織の未整備な地域における組織化の推進を図る。

また、防災資機材等の配備についても計画的に推進し、自主防災組織の育成強化に努める。

イ 県及び村は、県立防災安全センター等を活用して研修会等を開催し、自主防災組織指導者の知識・技能の向上に努め、組織の中心となる人材の育成の充実を図る。その際、女性の参画の促進に努める。

ウ 村は、自主防災組織と各消防本部及び消防団とが連携した防災訓練を行い、平常時からの連携が強化されるように努める。

エ 各地区及び職域等の代表者に対し、村は自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換し、地域の実情に応じた組織の育成を指導する。尚、一般的な自主防災の組織、活動内容等について要綱を定め、村が指導するに当たっての基準とする。

(3) 事業所及び施設等の自主防災組織

学校等多数の人が出入する事業所及び施設等については、防火管理者を主体にした自主

的防災組織の育成指導を図る。

第9節 村民の努力及び助言指導

大地震による災害から、村民の生命、身体及び財産を守るためには、行政機関を初めとして各種防災機関の防災対策のみでなく、村民一人ひとりが自分の家、自分の身体、自分の財産はまず自分で守るのだということを認識し、行動することが最も必要なことである。震災時において沈着、冷静かつ適切な行動の必要性を深く認識し、村民の自発的な防災組織、あるいは事業所別に防災組織を編成し、防災関係機関と住民が一体となった、より効果的な地震防災応急対策を推進する必要がある。このため村をはじめとする防災関係機関は、防災に関する各種の広報、啓蒙活動を積極的に行い、村民の防災意識の高揚に努めるとともに防災組織の育成指導、助言等を行う。

1 地域住民の責務と防災機関への協力

村民一人一人は災害時に備え、次に掲げる事項について努力しなければならない。

- (1) 防災に関する知識を深めること
- (2) 自主防災組織への加入と防災訓練への参加
- (3) 家屋等の耐震対策の推進
- (4) 避難用防災用具の整備
- (5) 非常持出品の整理
- (6) 最低3日間の非常用食料の準備
- (7) 地震災害警戒本部並びに災害対策本部からの指示、命令を遵守すること
- (8) 発災時における流言流布を慎むこと

2 事業所の協力

各事業所は、震災時における地域の安全確保と救済活動の万全を期するため、次に掲げる事項に協力しなければならない。

- (1) 自主防災組織を設置し、防災訓練を実施するとともに、防火管理者を配置し、事業所内の災害を最小限に食い止めるよう努力する。
- (2) 避難場所の提供
- (3) 給食設備のある事業所にあつては、これらの設備の提供
- (4) 食糧品等取扱者にあつては、発災時には食品の販売を規制し、災害対策本部の指示に従い食糧品の管理を行うこと

3 村の助言、指導

村は事業所や村民一人一人が警戒宣言発令時や発災時にあつて、冷静かつ適切な行動がとられるよう、常日頃、次に掲げるような助言、指導を実施する。

- (1) 自主防災組織の育成指導
- (2) 防災訓練の実施、指導
- (3) 防災用機械器具の取扱指導
- (4) 避難用防災用具の作製指導
- (5) 防災知識の宣伝普及
- (6) 家屋等の耐震性の調査助言

第10節 防災ボランティア活動環境の整備

防災ボランティアは、効果的な地震対策を推進するうえで大きな役割を果たすことが期待されている。

村は、県、県社会福祉協議会及び日本赤十字社山梨県支部と連携して、住民のボランティア意識の高揚、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備など各般にわたる施策を展開してボランティアの育成に努める。

1 防災ボランティアの登録及び環境整備

	防災ボランティアの種類	今後の対応の方向
1	日頃から村内において福祉等のボランティアとして活動している者	希望者は、災害時にも可能な限りボランティアとして活動できる体制の整備を図る。
2	特殊技能者（医師、看護師、保健師、土木・建築技術者、アマチュア無線資格者等）	村社会福祉協議会において、ボランティアの登録制度を実施し、組織化が推進して自主的な運営ができるように協力する。
3	応急危険度判定士	(1) 災害時には、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。 (2) 村は、県等と連携して、講習会等を開催し、応急危険度判定士の養成に努める。
4	村内外から災害発生後駆けつけるボランティア希望者	(1) 村社会福祉協議会に受付窓口を設ける。 (2) 村社会福祉協議会は、各ボランティア団体等の中から防災ボランティアコーディネーターを選び、自主的な運営ができるように協力する。 (3) 村社会福祉協議会は、ボランティアニーズの把握を行い、宿舎、食事、活動拠点、事務用品等を支給して活動を支援する。

2 ボランティアの活動分野

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集、伝達
- (2) 避難行動要支援者（高齢者、障害者、乳幼児等）の介助及び看護補助
- (3) 清掃
- (4) 炊き出し
- (5) 救援物資の仕分け及び配布
- (6) 消火・救助・救護活動

(7) 保健医療活動

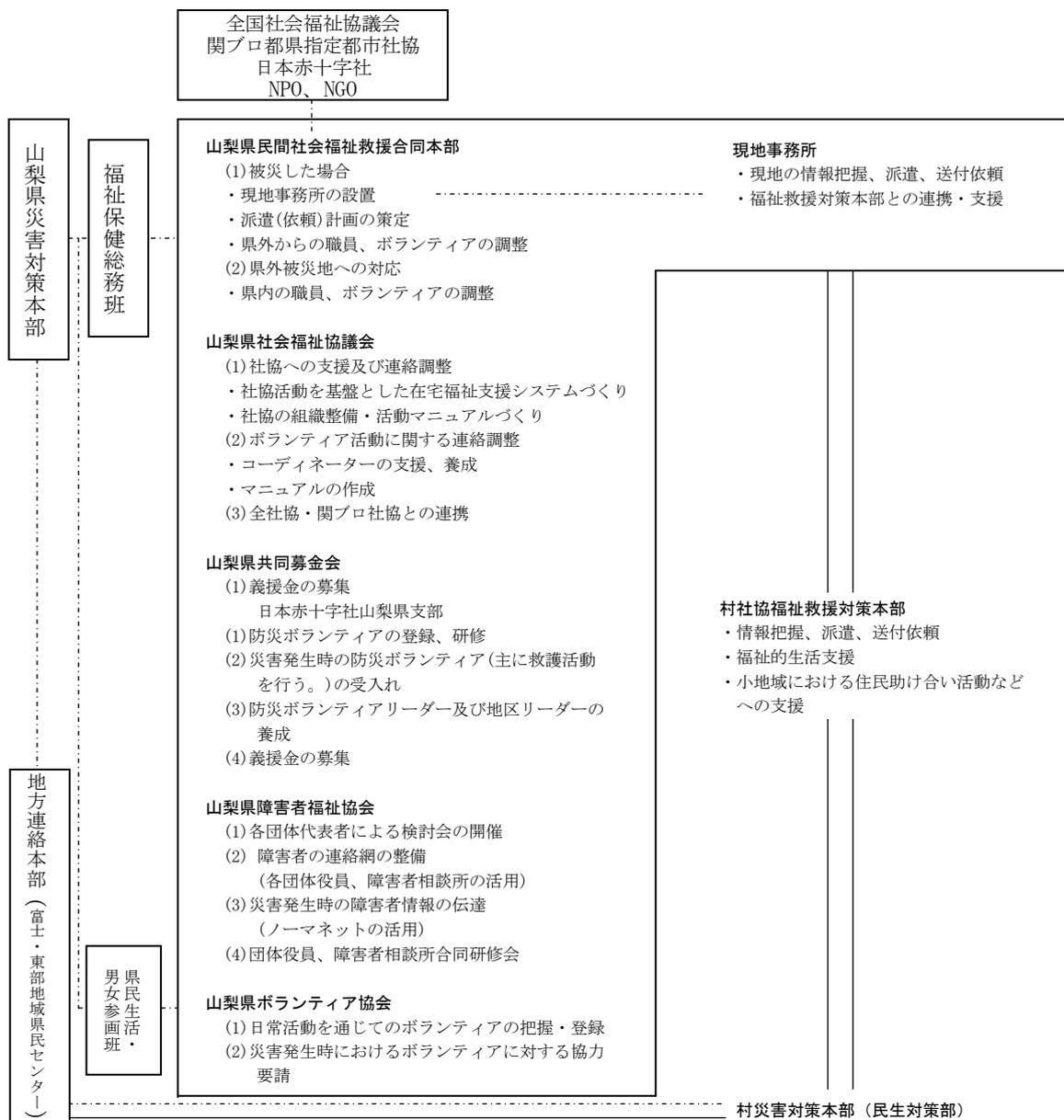
(8) 通訳等の外国人支援活動

3 山梨県民間社会福祉救援合同本部

現在、県や日本赤十字社山梨県支部において防災ボランティアの育成が行われており、また平常時のボランティア登録及び研修、災害時におけるボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する山梨県民間社会福祉救援合同本部が設置される。

村においても、平常時から県及び関係機関と連携し防災ボランティアの育成に努める。

山梨県民間社会福祉救援合同対策本部



第11節 大規模な地震に対する防災訓練計画

小菅村は、国・県及び周辺市町村並びに防災関係機関と合同して、地震防災強化計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、小菅村に係る地震を想定した次の防災訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの避難行動要支援者に十分配慮し、避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図

るよう努めることとする。

なお、訓練後には事後評価を行い課題等を明らかにし、必要に応じて改善を行う。

さらに、随時図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資する。

1 地震総合防災訓練(東海地震)

県の実施する防災訓練に併せて、東海地震の警戒宣言発令及び地震発生を想定した、迅速かつ的確な情報の収集伝達等を中心とした実践的な総合訓練を実施し、村がとるべき措置について習熟することにより、地震による被害を最小限に抑える。

(1) 実施時期

実施日 9月1日を中心とする「防災週間」中

(2) 実施場所

小菅村全域又は一定の地域

(3) 参加機関

小菅村防災関係機関、自主防災組織、事業所、民間団体及び地域住民等

(4) 実施内容

警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施及び地震発生後に対する災害応急対策の実施を内容とする。

(5) 訓練項目

ア 動員訓練及び本部運営訓練

イ 情報収集伝達訓練

① 警戒宣言又は地震予知情報の伝達

② 避難状況の報告

③ 被害状況の収集及び報告

④ 緊急物資要請

⑤ 応急要請

ウ 避難訓練

エ 消火訓練

オ 救出、救護訓練

カ 給食、給水訓練

キ 防疫訓練

ク 非常通信訓練

ケ 物資輸送訓練

コ 電気、ガス、水道、通信復旧訓練

2 突発的に発生する地震防災訓練

突発的に発生する直下型地震を想定し、初動体制の速やかな確立と広域応援要請の訓練を実施する。

3 山静神合同防災訓練

突発的に発生する地震を想定し、山梨県、静岡県、神奈川県が協力した広域応援活動訓練が実施されるので、村はこれに積極的に参加し、関係防災機関と連携した災害応急対策を習熟する。

4 非常通信訓練

警戒宣言発令時及び地震発生時における有線通信の途絶等の状態に備え、非常通信の円滑な運用を図るため、次により非常通信訓練を実施する。

(1) 参加機関

- ア 県
- イ 小菅村
- ウ 山梨県地区非常通信協議会

(2) 実施時期及び実施方法

関係機関の協議によりその都度定める。

5 事業所等が行う訓練

自主防災組織及び地震防災応急計画を定める施設、事業所は自主的に総合訓練、部分訓練を実施するとともに県、村の訓練に参加する。小菅村は、自主防災組織、事業所等の行う訓練に対し、必要な助言と指導を行う。

6 個別防災訓練

村は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次の個別防災訓練を実施する。

(1) 職員の動員、本部運営訓練

- ア 勤務時間外における突発地震の発生を想定し、初動体制職員による非常参集、情報の収集伝達、事務局体制の確立訓練
- イ 勤務時間外に東海地震注意情報発表又は警戒宣言が発令された場合を想定し、初動体制職員による非常参集、情報の伝達訓練

(2) 情報の収集伝達訓練

- ア 防災行政無線やアマチュア無線資格者による様々な伝達ルートによる情報の収集伝達訓練
- イ 初動体制職員による情報の収集伝達訓練

(3) 地方連絡本部単位の地震防災応急訓練

村と地方連絡本部間の情報の収集伝達、避難勧告の実施、消防団等による消防相互応援等を含む訓練

第12節 避難行動要支援者対策の推進

第2編一般災害編第2章第14節を準用する。

第13節 地震防災応急計画作成の対象となる施設又は事業所に関する対策

小菅村における地震防災応急計画作成の対象となる施設又は事業所の、応急計画の作成にあたっての基本的事項は次のとおりである。

なお、小菅村が管理する施設又は事業所が個々に定める地震防災計画をもって、小菅村防災計画に定めるものとみなす。

1 基本的計画事項

- (1) 地震情報の収集及び部内への伝達
- (2) 発災時に備えての人員・資機材の確保体制
- (3) 工事中建築物の工事の中止等
- (4) 自主防災体制の強化
- (5) 避難措置及び保護
- (6) 地震防災訓練の実施
- (7) 地震防災上必要な教育及び広報
- (8) その他の地震防災上必要な事項

2 事業所に対する計画作成及び助言

小菅村は事業所の計画作成又は活動にあたっての助言を行う。

第 14 節 地震に関する調査研究

1 地震による被害想定を作成

地震発生時における消火、救助、避難等の効果的な対策を樹立するためには、地震に伴う被害想定を作成し、それを前提として各種の対策を樹立しなければならない。

このため、次の事項について調査して被害想定を作成し、それにもとづき効果的な予防及び応急対策を策定する。

- (1) 地盤の調査（地すべり、落石を含む）
- (2) 建築物の耐震性調査
- (3) 建築物倒壊の想定
- (4) 火災発生の想定
- (5) 交通障害の想定
- (6) 通信障害の想定
- (7) 水道、電気、ガス等の被害想定

2 地震防災計画基本調査

大地震時に発生すると思われる火災及びその他の災害を最小限に防止するための必要な調査に努める。

- (1) 地震及び地質に関する調査
- (2) 災害危険地域の調査
- (3) 建築物の用途、規模、構造の現状調査
- (4) 地下埋設物の調査
- (5) 危険物貯蔵所に関する調査
- (6) 学校、公民館等の公共建築物の耐震診断
- (7) 水道施設の耐震に関する調査
- (8) 大地震の被害の及ぼす影響に関する調査

3 災害の防止に関する調査研究

地震災害発生の態様は、複雑多岐であり、また、災害の発生に地域性、時代性があることは、過去の地震災害の実例からあきらかである。

従って過去の地震災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小にいくとめる方法等について、調査研究して災害防止に努める。

4 大震火災に関する調査研究

地震時に予想される同時多発性火災による大震火災対策を科学的データにもとづいて推進するため出火防止、初期消火、拡大防止、避難の安全確保等基本的な重要事項に関する調査を行い、個別対策及び地震対策の指針を確立し、村の防災対策に資する。

- (1) 初期消火に関する調査研究
- (2) 火災の拡大防止に関する調査研究
- (3) 地域の特性を考慮した延焼危険地域、合流火災からの避難路を防御するための延焼防止に関する調査研究

5 農業用施設における大規模地震防災対策調査

農業用施設について保全すべき対象物を明らかにし、周辺に及ぼす影響を含めた危険度を把握することにより、農地防災事業を効果的に推進し、地震防災対策の円滑な実施に資する。

- (1) 保全対象調査
- (2) 保全対象施設現況調査
- (3) 農地防災計画調査

6 避難の安全確保に関する調査

避難場所は地震、火災に際して常にその安全性が確保されなければならないが、現在指定している避難場所はそれ自体の使用目的があり、それ自体変化したり、或いは周辺の常用の変化に影響を受け、安全性について或いは低下し、或いは向上する等の場合が起こり得る。

従って避難場所については、その選定については勿論、選定後も一定期間毎に安全性について調査確認する。

7 今後の課題

- (1) 被害想定調査の実施

地震防災対策を推進するうえで、被害想定は対策の課題等を明確にするうえで非常に有効である。

- (2) 分りやすい資料の作成

過去の調査結果等を分りやすく、また利用しやすい資料として編集し、各部局等での各種防災対策の推進にあたっての参考資料として活用できるようにする。

また、過去の地震被害等について、児童生徒等に利用できる教材化など、様々な利用方法について検討を進める。

第 3 章 地震防災応急対策計画

地震防災応急対策の実施については、小菅村に係る防災関係機関及び住民等の実施する地震応急対策が即時円滑に行えるよう万全を期するものである。

なお、災害状況、広報、避難計画、医療・食糧・住宅等の供給計画、医療・救助・救援対策、公安警備計画、民生安定事業等については、第 2 編一般災害編による。

第 1 節 応急活動体制

1 小菅村災害対策本部

(1) 設置基準

災害対策基本法第 23 条第 1 項にもとづき、村長が小菅村災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する基準は、次の各号の 1 つに該当するときとする。

ア 村内で震度が 5 強以上を記録したとき。

イ 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするときで、なおかつ防災の推進を図る必要があると認めるとき。

ウ 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。

エ その他、村長が必要と認めたとき。

(2) 災害対策本部廃止の時期

災害対策本部は、村内において災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は応急措置がおおむね完了したと認められるときは廃止する。

(3) 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の標識を村役場庁舎に掲示する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
村職員	庁内放送、村防災行政無線、職員一斉メール、電話、FAX
県知事	県防災行政無線、電話、FAX
富士・東部地域県民センター	県防災行政無線、電話、FAX
大月市消防本部	県防災行政無線、電話、FAX
上野原警察署	電話、連絡員、FAX
近隣市町村	県防災行政無線、電話、FAX
関係機関	村防災行政無線、電話、連絡員
一般住民	村防災行政無線、広報車、口頭（区長等を通じて）
報道機関	電話、口頭、文書、FAX

(4) 小菅村災害対策本部の概要

ア 組織系統及び編成、事務分掌は、第2編一般災害編第2章第1節による。

イ 対策本部の設置場所

小菅村役場に設置する。ただし、本庁舎が被災した場合には、次に掲げる施設又は被災状況に応じ、村長が指定する施設に設置する。

災害対策本部代替庁舎

施設名	所在地	電話番号
①きぼうの館	小菅村 6027	0428-87-0431
②こすげの湯	小菅村 3445	0428-87-0888

ウ 地震発生時の応急活動体制は次のとおりとする。

	震度4の地震発生時	震度5弱の地震発生時	震度5強以上の地震発生時
勤務時間内の体制	<p>1 防災行政無線により村内一斉指令を行う。</p> <p>○震度・地震防災対策 (消火・パニック防止・通話規制・テレビ等による情報の収集伝達)</p> <p>○被害状況報告の指示 2 電気・ガス・水道・電話道路・鉄道等の被害状況、運行状況等の情報収集を行う。</p> <p>3 情報は、総務課にて一括し、災害発生の場合は各関係に所定の様式で報告する。</p>	<p>1 左欄の1～3を実施する。</p> <p>2 必要なときは、遅滞なく災害対策本部を設置する。</p> <p>3 災害対策本部は、特別のとき(例えば役場庁舎被災地)を除き役場庁舎に設置する。</p>	<p>1 左欄の1を実施する。</p>
勤務時間外の体制	<p>1 第1配備体制により配備につく。</p> <p>2 配備者は上欄の規定を準用する。</p>	<p>1 第2配備体制により配備につく。</p> <p>2 配備者は上欄の規定を準用する。 総務課の担当職員は、直ちに登庁し、情報の収集に努め、必要に応じて災害対策本部の準備を進める。</p>	<p>1 第3配備体制により配備につく。</p> <p>2 配備者は上欄の規定を準用する。</p> <p>3 初動体制職員は、別に定めるマニュアルにもとづき登庁し、所定の業務を行う。</p>

エ 動員の伝達及び配備

① 勤務時間内における動員

村長は、庁内放送により、職員に動員の伝達を行う。

各課長は、所管する出先機関へ伝達する。

庁内放送が使用できないときは、直接、各課長へ動員の伝達を行う。

② 勤務時間外における動員

各課長は、予め勤務時間外における職員の連絡方法等を定める。

なお、通信手段等の途絶も予想し、職員は、配備基準に該当する災害情報を覚知したときは、自己の所属、又は予め指定された場所に自主的に参集する。

③ 初動体制職員

休日及び勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生したとき、迅速かつ円滑な災害対策本部の運営を行うため、総務課長は「災害時職員初動マニュアル」にもとづき、予め初動体制職員を指名し、初動態勢の整備を図る。

初動体制職員は、村職員のうち、それぞれ役場庁舎まで徒歩10分以内に在住する職員とする。

④ その他

災害対策に関係のある対策本部の職員（含む初動体制職員）は、休日及び勤務時間外に災害の発生を覚知したとき、又は発生するおそれがあるときは以後の状況の推移に注意し、必要のあるときは自主的に登庁する。

震度6弱以上の地震を覚知したときは、通信の途絶も予想し、自主的に参集する。

オ 本部長職務代理者の決定

(ア) 本部長（村長）が発災時に不在、登庁困難又は登庁に時間を要する場合は、副本部長（教育長）が職務を代理する。

(イ) 本部長（村長）、副本部長（教育長）がともに不在の場合は、総務課長が職務を代理する。

(ウ) 本部長職務代理者の順位は、①教育長②総務課長とし、いずれも不在の場合は、登庁した職員のうち、上席の職員が職務を代理する。

(5) 現地災害対策本部の設置

被害の状況に応じて現地対策本部を設置する。

現地対策本部の編成、活動領域はその都度本部長が定める。

(6) 国、県との連携

本部長は災害対策本部を設置したときは、直ちに知事に報告するとともに次の事項について報告又は要請する。

また、国や県と連携に努め、効果的な災害応急対策を実施する。

ア 災害の発生状況と被害の速報

イ 災害対策本部の執った応急対策

ウ 応急対策のための不足する資機材、物資の要請

エ 防災ヘリコプターの出動、自衛隊の派遣要請

(7) 職員の応援

災害応急対策の実施にあたり、職員が不足するとき、次の方法により部・班等相互に応

援を行う。

対策本部内における応援は、当該部内の班相互の応援は部長に、他の部の応援を必要とするときは本部長に要請する。

2 消防防災ヘリコプター

一般災害編第2章第1節「応急活動体制 3 山梨県防災ヘリコプターの緊急運航の要請」を準用する。

第2節 災害応急対策の活動体制

1 計画の方針

地震による災害が発生したときは、地震災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため法令及び小菅村地震防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、それぞれの組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策に万全を期する。

また、住民等は小菅村及び防災関係機関の行う地震防災応急活動に積極的に協力する。

2 活動体制

小菅村は、村内に地震による災害が発生し又は、発生するおそれがある場合には、第一次的に災害応急対策を実施する。小菅村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共機関及び住民等の協力を得て地震災害応急対策の実施に努める。

(1) 災害対策本部の設置

ア 地震災害が発生し又はそれに付随する二次災害が発生拡大するおそれのある場合において、地震災害応急対策の推進を図るため、村長が必要と認めるときは本計画の定めるところにより、小菅村災害対策本部（以下「対策本部」という。）を小菅村役場に設置する。

イ 対策本部が設置されたときには、ただちに関係機関に通知するとともに県に報告する。

(2) 対策本部の設置基準

対策本部の設置については、第2編一般災害編第2章第1節による法令、小菅村地域防災計画の定めるところにより設置する。

(3) 対策本部の組織及び編成

第2編一般災害編第2章第1節を準用する。

第3節 職員の配置及び動員計画

1 配備体制

配備基準は、小菅村災害対策本部活動要領に定めるところによるが、特に警戒宣言発令後に東海地震及び直下型地震が発生した場合は、組織及び機能のすべてをあげて活動警備体制をとる。

一般地震の場合

	配 備 内 容	配 備 基 準	配 備 要 領
第一配備	<p>災害関連情報の収集活動をはじめとする応急対策活動に着手する。</p> <p>【措置内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害状況の把握 必要に応じ関係機関との連絡 	<p>震度 4 の地震を観測したとき。</p> <p>その他必要により村長が配備を指令したとき。</p>	<p>パトロール強化資材準備応急対策</p> <p>【対応事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> パトロール 住民への広報 災害情報に関する広報 本部長、副本部長等への報告 被害状況の県への報告
第二配備	<p>事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部に移行できるようにする。</p> <p>【措置内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 気象情報の受伝達 被害状況の把握 関係機関との連絡 必要により災害対策本部の設置 	<p>震度 5 弱の地震を観測したとき。</p> <p>その他必要により村長が配備を指令したとき。</p>	<p>避難準備応急対策</p> <p>【対応事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前記第 1 配備に掲げる事務 村内被害状況調査の実施 警察等関係機関との連絡 応急対策の実施 避難準備対策
第三配備	<p>職員は自主的に参集し、情報、水防、輸送、医療、救護等速やかに応急対策活動を行う。</p> <p>【措置内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部 全職員が配備 	<p>震度 5 強以上を観測したとき。</p>	<p>災害対策に全力を集中する。</p> <p>各部長は、状況に応じて随時災害対策本部長に災害情報を報告する。</p> <p>【対応事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害状況調査の実施 本部員会議の開催 応急対策方針の決定 広域応援要請の検討 物資、資機材の調達 その他応急対策の実施

2 動員の系統及び伝達

(1) 系統

本部長 → 本部会議動員決定 → 各部長 → 部員

(2) 伝達手段

第 3 章第 4 節「地震災害情報の収集・伝達」に準ずる。

(3) 職員の応援

ア 本部内における応援

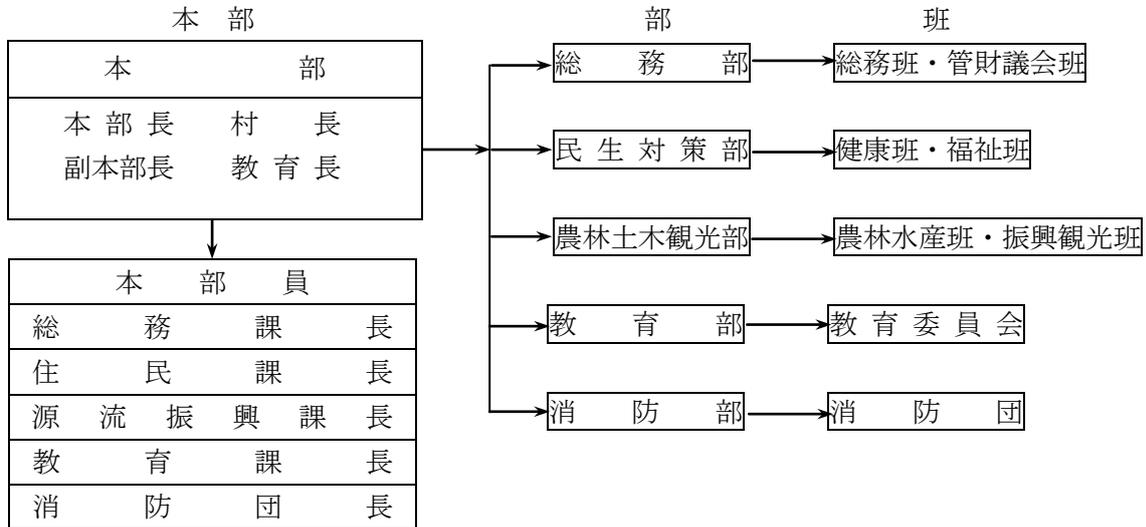
職員の不足するときは部内相互間で応援を行う。

イ 職員の派遣要請

本部に参集可能な最大限の職員をもってしてもなお人員が不足するときは、災害対策基本法第 67 条及び第 68 条の規定により他の市町村又は県職員の応援を求める。

ウ 上記によってもなお職員が不足する場合は、一般者から適任者を本部職員として委嘱する。

系 統 図



第 4 節 地震災害情報の収集・伝達

地震が発生したとき、効果的に応急対応を実施する上で地震情報（震度・震源・マグニチュード・余震の状況等）や被害状況及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は不可欠である。

このため、地震の規模や被害の程度に応じ村は、情報の収集・伝達を迅速に行うこととするが、このとき、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握に努める。

1 異常現象発見時の通報・伝達

第 2 編一般災害編第 2 章第 2 節 2 「異常現象時における措置」を準用する。

2 地震に関する情報等の伝達

(1) 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表

甲府地方気象台は、気象庁本庁又は大阪管区気象台からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に關係する地震に関する情報等を伝達又は発表する。

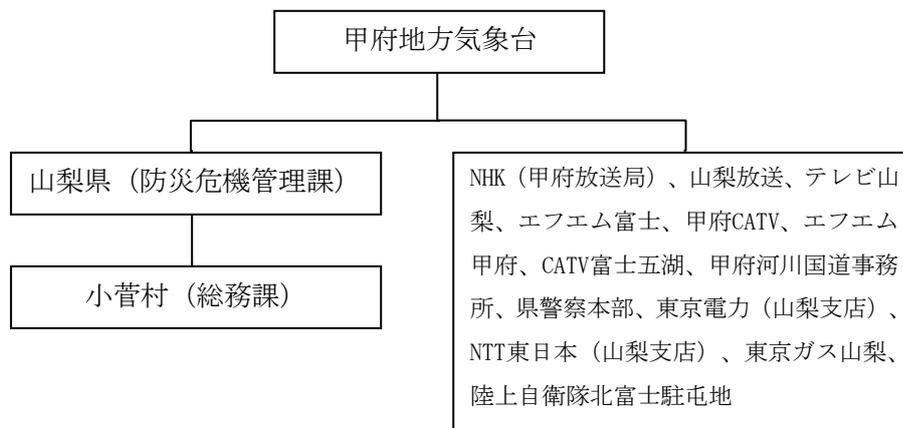
ア 山梨県に関する地震に関する情報等の種類及び内容

種 類	内 容
震度速報	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名（気象庁が定める地域）、地域内の最大震度と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上が観測され、津波による被害のおそれがない場合、地震の震央地名と震源の緯度、経度、深さ及び地震の規模（以下、震源要素という）を発表。「津波の心配はない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	震度3以上を観測した地震等の震央地名、震源要素と震度3以上の地域名と市町村名を発表
各地の震度に関する情報	最大震度1以上が観測された地震の震源要素・震央地名、観測点ごとの震度の情報
地震に関するその他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震の活動状況等に関する情報、地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報など
推計震度分布図	震度5弱以上が観測された場合に1km四方ごとに推計した震度4以上の図情報

イ 甲府気象台の情報伝達・発表基準

種 類	伝 達 基 準
震度速報	関東・甲信越・東海地方のいずれかで震度3以上を観測した場合
震源に関する情報	本州中部付近の震度観測点で震度3以上の揺れが観測された場合で、津波の心配のないとき。（気象庁地震火山部発表の情報を伝達する。）
震源・震度に関する情報	県内の震度観測点で震度3以上を観測したとき、隣接地域で震度4以上を観測したとき及びその他の地域で震度5弱以上を観測したとき。（気象庁地震火山部発表の情報を伝達する。）
各地の震度に関する情報	県内の震度観測点で震度1以上を観測したとき。
地震に関するその他の情報	地震回数情報は、県内及び隣接地域を震源とする地震に限る。その他は全国いずれの震源でも伝達する。
推計震度分布図	全国のいずれかで震度5弱以上を観測し、山梨県内で震度4以上が推計された場合

ウ 伝達先



(2) 地震解説資料

甲府地方気象台は、山梨県内で震度4以上を観測した地震や地震による被害が発生した地震など詳細な情報が必要とされる場合に、地震の概況、県内での震度観測状況、過去の地震活動状況や今後の推移、二次災害への防災上のコメント等を解説する。

(3) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。

ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

(4) 地震情報の収集

村は、気象庁の発表する正確な地震情報を県防災行政無線、テレビ・ラジオ等により一刻も早く入手し、村防災行政無線等により村民等に伝達するとともに、速やかに地震発生後の初動体制をとることとする。

(5) 地震情報等

地震に関する情報等が山梨県災害対策本部からの伝達又は、その他の情報機関から覚知したときは、小菅村災害対策本部は防災行政無線により情報を伝達するほか、可能な場合は広報車により伝達する。

また、聴覚障害者等への対応として、メールでの情報伝達や自主防災組織等による情報伝達に努める。

ア 地震情報の内容

- ① 発生した地震に関する情報
- ② 引き続き発生する余震に関する情報
- ③ 地震災害に関する情報
- ④ 災害応急対策に関する情報
- ⑤ 甲府地方気象台で震度4以上を観測した地震
- ⑥ 甲府気象台長が認めたその他の特別な地震

⑦ その他地震の関係情報

【指示内容の例示】

- (ア) 火災の発生、ガス爆発等に注意すること。
- (イ) 電話使用を自粛すること。
- (ウ) テレビ、ラジオの地震情報に注意すること。
- (エ) 被害が発生した場合は、区長を通じて村役場又は総合支所に報告すること。
- (オ) 被害状況に応じて自主防災組織の活動を開始すること。

イ 伝達系統

別記による

ウ 情報伝達の方法

地震発生時には既設有線通信、交通機関等の途絶が予想されるので、これに対処するため情報の収集・伝達にあたっては無線の利用・伝達等の方法をとる。

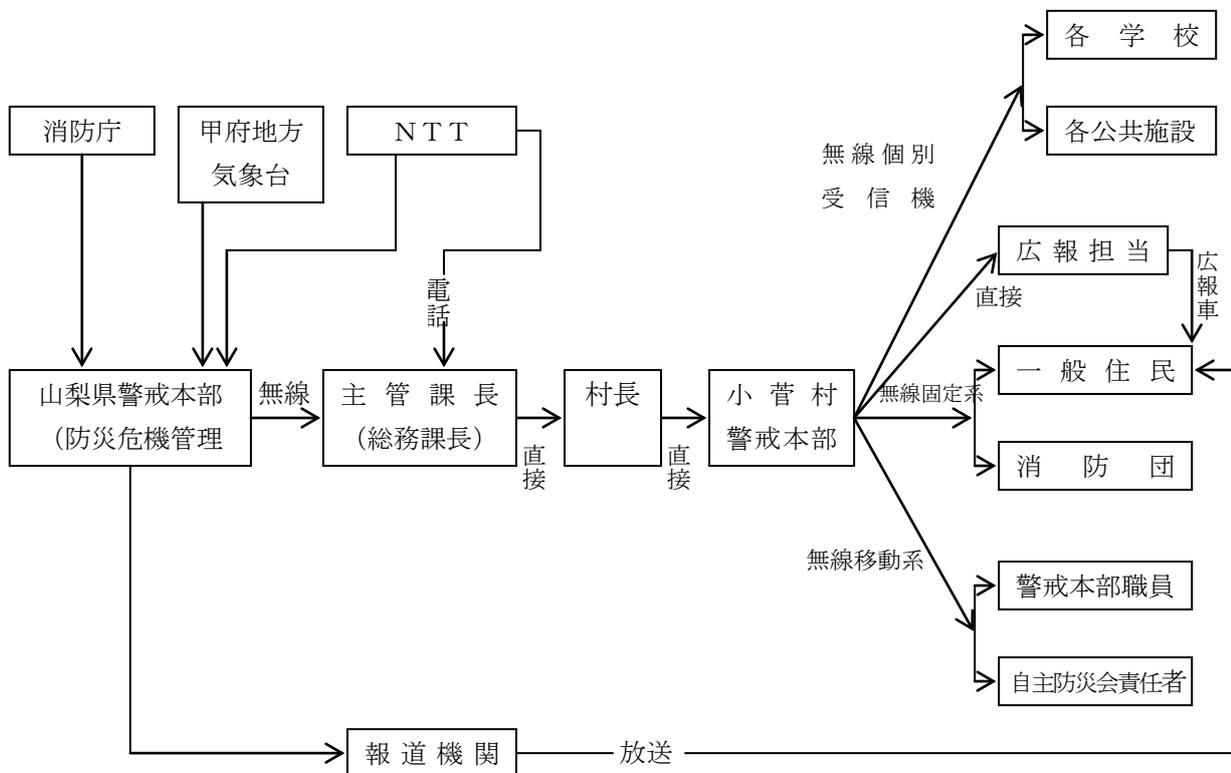
エ 孤立防止用非常通信、他の機関の通信施設の利用、アマチュア無線の協力等については、第2編一般災害編第2章第5節2、3、5を準用する。

オ 急使による連絡

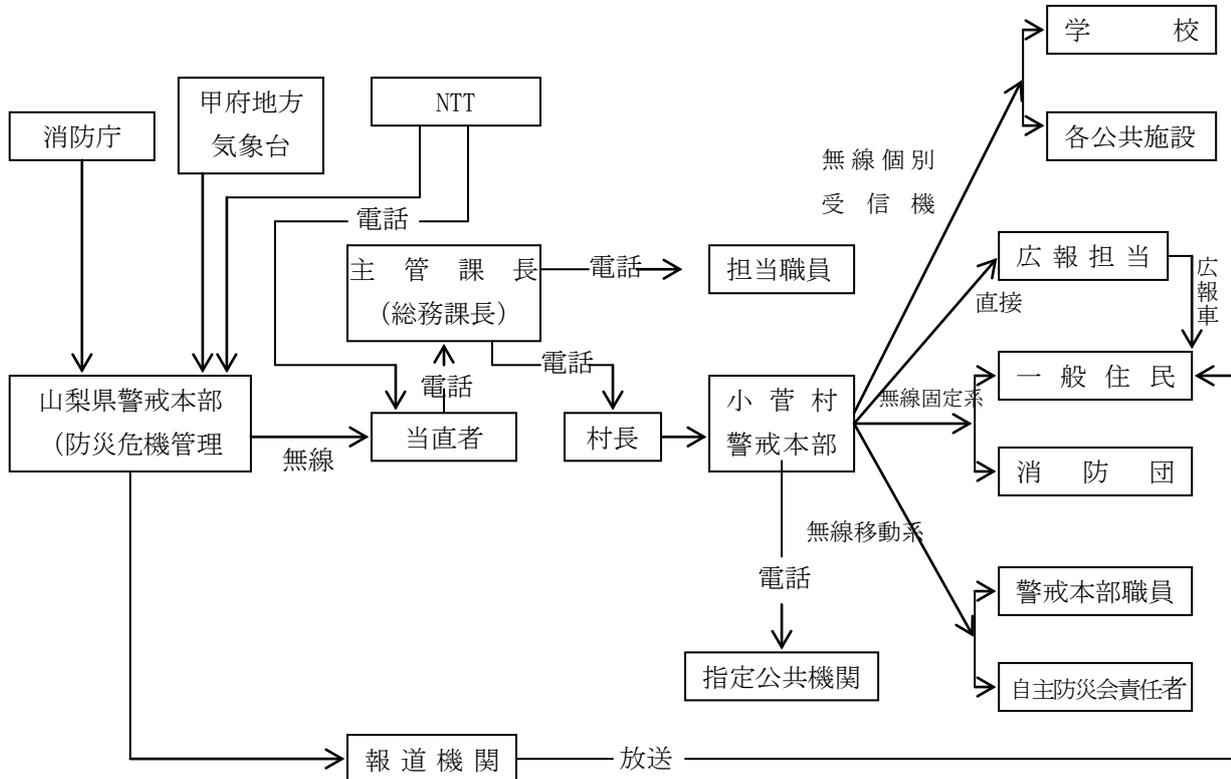
通信が全滅したときは、自動車・オートバイ・自転車・徒歩等により急使を派遣して連絡しなければならないが、これらの連絡方法を具体的に定め要員を確保しておく。

別記 地震情報の伝達系統

(1) 勤務時間内



(2) 勤務時間外



第5節 応援協力要請計画

第2編一般災害編第2章第1節を準用する。

第6節 通信の確保

第2編一般災害編第2章第5節を準用する。

第7節 被害状況等調査報告計画

災害応急対策実施のため必要な被害状況等の調査及び報告（以下「被害報告」という。）については、第2編一般災害編第2章第3節により行う。

第8節 広報計画

第2編一般災害編第2章第4節を準用する。

第9節 避難計画

第2編一般災害編第2章第13節の定めるところによるが、特に地震が大規模である場合の避難方法と避難所の開設等について、次のとおり定める。

1 避難方法等

(1) 住民の役割

地震等による災害の態様は同一ではなく、各地区において、また災害の種類、規模により様々である。

したがって、住民は地震等が発生した場合は、避難に際して、次の事項を事前、事後に行う。

ア 家から最も近い避難地を2箇所以上確認しておき、避難地に至る経路も複数の道路を設定しておく。

イ 避難地に至る経路にブロック塀等の危険物がないか、事前に確認をしておく。

ウ 避難の際は近隣の被害状況を把握し、火災等が発生している場合は、近い避難地にこだわることなく、より安全な経路を選ぶ。

エ 避難行動要支援者に対しては日ごろから避難の際の協力者を複数決めておき、住民の手で避難が行えるように訓練を通じ、周知徹底しておく。

(2) 村の役割

平素から避難方法等を検証し、住民に対し地震発生時における避難方式の周知徹底を図る。また、地震時にあつては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、避難勧告又は指示の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう各防災関係機関、自主防災組織等との連携により、勧告・指示の徹底や、避難誘導に努める。

ア 避難地への避難

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予想される。

地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、火災による輻射熱等から身の安全が確保できる各地区にある学校のグラウンド、公園、広場等にまずは避難し、当該避難地で正確な災害情報等を収集し、また不在者等を確認した後、必要により安全確認が得られた避難所に避難する。

2 避難場所の定義等

避難場所を、「避難地」と「避難所」とに分ける。

(1) 避難地

ア 避難地の種類

避難地は、一時的に集合する「空き地」や身の安全確保等ができるオープンスペースを有する「グラウンド」等をいい、その広さ、意味合いから次のように分けられる。

区 分	定 義
集合地	自主防災組織ごとに一時的に集合し、災害状況・安否等の確認や集団を形成できる場所で、次の避難地への中継地点として、集合した人々の安全が確保できる空き地、小公園、公民館の前庭等の広場をいう。

(2) 避難所

災害等により、居住場所を確保できなくなった者を収容する施設であり、かつ、救護・復旧等の活動を行うための拠点ともなるものをいう。

※ 避難所を選定するに当たっては、次の点に留意する。

- 山崩れ・かけ崩れ、洪水等の危険が見込まれる避難地域は避ける。
- 建築物は、天井や照明などの非構造部材を含め、耐震・耐火性の高い建物を選定する。
- 避難生活が数週間以上にも及ぶことも考えられるため、物資の運搬・集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮するとともに、必要に応じて換気や照明などの避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- 空き地を避難所に充てる場合は、あらかじめテント等の備蓄、調達を併せて検討する。
- 避難所における貯水槽、井戸、救護所、通信機器のほか、避難行動要支援者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。
- 避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ、マット等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- 避難行動要支援者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努める。

3 避難所の開設、運営

(1) 避難状況の把握

施設管理者から被災者の避難状況を把握する。

また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。このとき、他自治体からの避難者を確認した場合は、その情報を住所地の自治体に速やかに連絡する。

(2) 開設予定避難所の安全性の確保

避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

ア 施設管理者によるチェック

避難予定施設の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を村本部に報告する。

イ 応急危険度判定士によるチェック

必要により応急危険度判定士の有資格者を開設予定避難所に派遣し、施設の安全性を確認する。応急危険度判定士が不足する場合には、近隣市町村又は県に応援を要請する。

(3) 避難所管理職員の派遣

村は、施設管理者からの情報又は参集職員等の情報に基づき、開設可能な施設の中から避難所開設の必要度の高い所から順次、避難所管理職員を派遣し、避難所の開設に必要な業務にあたる。

(4) 学校機能の早期回復

地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。

避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童・生徒との住み分けを行い、あるいは仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

(5) 避難行動要支援者の保護

大規模な災害により、避難所生活が長期に及ぶ事態となった場合、一般の避難者との共同生活が困難な、介護を要する者に対しては、避難行動要支援者専用「福祉避難所」を開設し、村社会福祉協議会、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て、避難行動要支援者をこれらの施設に移送し、必要なスタッフを確保する。

(6) 仮設トイレの設置等

避難施設のトイレが使用不能の場合又は不足する場合は、他の公共施設のトイレの利用や避難者数に対応した仮設のトイレの設置を行う。

(7) 避難者のプライバシーの保護等

避難生活が長期化する可能性があることから、避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(8) 避難者による自治組織発足の支援

避難所の運営に当たって、避難生活が長期に及ぶ場合には、避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における申合せ事項等が自主的に作られるよう支援する。

(9) 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

村は、県と協議のうえ、市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れについて、村営住宅等を活用し、避難者の受け入れに努める

第 10 節 孤立地区に対する支援活動

第 2 編一般災害編第 2 章第 14 節を準用する。

第 11 節 食糧確保計画

第 2 編一般災害編第 2 章第 16 節を準用する。

第 12 節 給 水 計 画

第 2 編一般災害編第 2 章第 18 節を準用する。

第 13 章 衣料・生活必需品等物資供給計画

第 2 編一般災害編第 2 章第 17 節を準用する。

第 14 節 応急仮設住宅計画

第 2 編一般災害編第 2 章第 22 節を準用する。

第 15 節 医療及び防疫計画

第 2 編一般災害編第 2 章第 15 節を準用する。

第 16 節 救出計画

第 2 編一般災害編第 2 章第 11 節を準用する。

第 17 節 遺体保護計画

第 2 編一般災害編第 2 章第 20 節を準用する。

第 18 節 障害物除去計画

第 2 編一般災害編第 2 章第 12 節を準用する。

第 19 節 輸送計画

第 2 編一般災害編第 2 章第 9 節を準用する。

第20節 教育計画

第2編一般災害編第2章第19節「教育計画」の定めによるが、学校施設の管理者は児童（園児を含む）生徒等の被災により通常の教育に支障をきたした場合において次の措置を講ずる。

1 実施機関

- (1) 村立小・中学校における災害応急教育は、教育委員会が実施する。
- (2) 災害救助法が適用されたときは、村長の協力を得て知事が行い、知事から委任されたときは、知事の補助機関として村長が教育委員会及び学校長の協力を得て実施する。

2 事前準備

- (1) 応急教育計画の作成
 - ア 校長は、学校の立地条件、校舎施設設備の状況、通学範囲、教職員の通勤範囲等を考慮して、地震が発生したときの応急計画及び指導の方法等について、適確な計画を樹立する。
 - イ 計画は災害の程度を考慮して、段階的に数種類を用意し、被災状況に応じて適切に対応できるようにする。
 - ウ 応急教育計画の円滑な実施を図るため、教育委員会・警察署・消防署等関係諸機関との連携を図り、協力体制を確立する。
- (2) 応急教育計画の周知徹底及び連絡網の確立
 - ア 計画は、保護者及び児童・生徒に周知させ、十分な理解を図るとともに計画実施にかかわる連絡網を確立する。
 - イ 災害時における教職員の勤務の態様を確立するとともに、勤務時間外における教職員への連絡、非常召集の方法等について周知徹底を図る。

3 地震の発生したときの措置

- (1) 被災状況の把握

校長は応急計画を確立するため災害の規模、児童・生徒・教職員等及び施設設備の被災状況の把握に努める。
- (2) 応急教育指導

校長は準備した応急計画にもとづき、災害状況に即した応急の指導を行うよう教職員に指示する。

 - ア 児童・生徒の安全確保と被災者の把握
 - イ 被災当日及びその後日における児童生徒の生活指導
 - ウ 災害により帰宅できない児童生徒の指導
- (3) 学校が地域住民の避難場所となる場合の留意事項
 - ア 校長は、避難所に供する施設・設備の安全を確認し、教職員と協力して使用施設・設備について住民に適切な指示を与える。
 - イ 校長は、学校管理に必要な教職員を確保し、施設・設備の安全に努める。
 - ウ 帰宅できない児童・生徒については、校長の責任において教職員の指導監督のもとで学校に宿泊させる。この場合、極力家庭との連絡をとるように努力する。
 - エ 避難住民の中に高校生がいる場合は、必要に応じて避難所における救護活動について協力させる。

オ 校長は、これらの諸措置等について交通・通信等が復旧次第すみやかに教育委員会に報告するとともに必要な指示を受ける。

4 応急教育の実施予定場所

教育委員会は、予め災害の程度に応じ、概ね次のような方法により学校教育活動が被災のため中断することのないような応急教育実施の予定場所を選定しておく。

(1) 学校の一部が被災した場合

ア 特別教室、体育館を利用する。

イ 二部授業を行う。

(2) 学校の全部が被災した場合

公民館、公共施設等を利用する。

(3) 特定の地区全体が被災した場合

ア 避難先のもよりの学校、災害を受けなかった小菅小学校、小菅中学校、多摩川源流大
学、寺子屋自然塾の校舎を代替学校として利用する。

イ 応急仮校舎を建築する。

(4) 村内の大部分が被災した場合

ア 避難先のもよりの学校等を利用する。

イ 応急仮校舎を建築する。

5 応急教育の方法

(1) すみやかに被災教員数を把握し、教育活動の支障を最小限に止めるように努める。

(2) 応急教育実施の予定場所において欠員者が多数で授業が困難な場合は、県に補充配置を要請する。

6 避 難

児童・生徒の避難計画は、それぞれの学校等の施設等に即応した「避難計画」による。

7 学校給食の措置

(1) 共同調理場の被災状況を掌握し、その復旧に努める。

(2) 緊急の所要物資を把握し、その調達供給について関係者に連絡を求める。

8 学用品の供給

第2編一般災害編第2章第16節第5「災害救助法による学用品の給与」に準ずる。

第21節 交通計画

第2編一般災害編第2章第10節を準用する。

第22節 消防計画

第2編一般災害編第2章第7節を準用する。

第23節 水防計画

第2編一般災害編第2章第6節を準用する。

第 24 節 警察警備計画

第 2 編一般災害編第 2 章第 26 節を準用する。

第 25 節 自衛隊災害派遣要請計画

第 2 編一般災害編第 2 章第 1 節を準用する。

第 26 節 電力事業施設応急保安計画

第 2 編一般災害編第 2 章第 23 節を準用する。

第 27 節 電気通信災害応急計画

第 2 編一般災害編第 2 章第 24 節を準用する。

第 28 節 危険物等応急保安計画

第 2 編一般災害編第 2 章第 25 節を準用する。

第 29 節 金融計画

第 2 編一般災害編第 2 章第 27 節を準用する。

第 30 節 生業資金等貸付計画

第 2 編一般災害編第 2 章第 28 節を準用する。

第 31 節 義援金品募集配分計画

第 2 編一般災害編第 2 章第 29 節を準用する。

第 32 節 日本郵政グループ応急対策計画

第 2 編一般災害編第 2 章第 30 節を準用する。

第 33 節 公共的団体等活用計画

第 2 編一般災害編第 2 章第 31 節を準用する。

第 34 節 労働力確保計画

第 2 編一般災害編第 2 章第 32 節を準用する。

第 35 節 ボランティア活動の受け入れ計画

第 2 編一般災害編第 2 章第 33 節を準用する。

第4章 東海地震に関する事前対策計画

第1節 東海地震に関する事前対策の目的

村は、大規模地震対策特別措置法第3条の規定による、東海地震に係わる地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定はされていないが、県下のほとんどの市町村が「強化地域」の指定を受け、隣接する大月市、甲州市、上野原市も「強化地域」に指定されている。従って村においても「強化地域」に準じ「強化地域」同様に、地震防災対策強化地域判定会（以下「判定会」という。）召集時及び警戒宣言が発令されたときにとるべき対策等を定めるものである。

1 東海地震に関連する情報の種類

東海地震に関連する情報は以下の3種類である。

また、各情報について、その情報が意味する状況の危険度を表す指標として赤・青・黄の「カラーレベル」で示される。

(1) 東海地震に関連する調査情報（カラーレベル：青）

東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報

ア 東海地震に関連する調査情報（定例）

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果

イ 東海地震に関連する調査情報（臨時）

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査状況

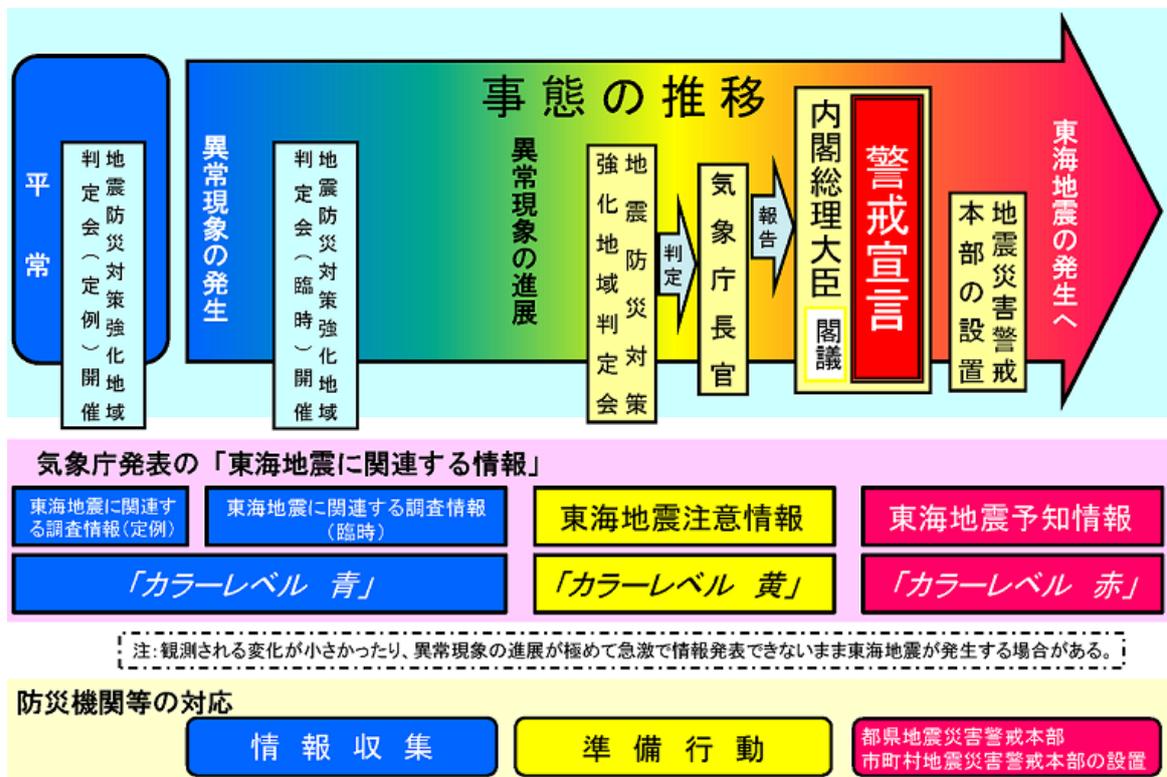
(2) 東海地震注意情報（カラーレベル：黄）

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報

(3) 東海地震予知情報（カラーレベル：赤）

東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報

異常現象の検地から警戒宣言までの流れ



（出典：気象庁 HP）

第 2 節 地震災害対策本部の設置

1 計画の方針

本計画は、警戒宣言が発せられた場合にとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項を定め、小菅村に係る防災関係機関及び住民等の実施する地震応急対策が即時円滑に行えるよう万全を期すものである。

2 活動体制

小菅村は、警戒宣言が発せられたとき、法令又は小菅村地域防災計画の定めるところにより防災関係機関及び住民の協力を得て、地震防災応急計画の実施に努める。

地震防災応急対策を遂行するため、地震災害に対応するための組織・配備体制及び職員の動員等について定めておく。

3 小菅村地震災害警戒本部の設置

小菅村長は、内閣総理大臣から自身に関する「警戒宣言」が発せられたときは、大規模地震対策特別措置法に準じて、「小菅村地震災害警戒本部」（以下「警戒本部」という。）を設置し、大規模な地震災害の発生に備え、地震防災応急対策を実施する。

(1) 警戒本部の組織及び編成

「大規模地震対策特別措置法」第 16 条及び 18 条並びに「小菅村地震災害対策推進要綱」による。

(2) 警戒本部の業務

- ア 地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集、及び県警戒本部の地方連絡部への報告
- イ 避難の勧告指示又は警戒区域の設定
- ウ 人員・資機材の配備手配
- エ 食糧・医薬品・生活必需品等の確保
- オ 避難者の救護
- カ 自主防災組織との連絡
- キ 交通及び緊急輸送対策
- ク 計画主体の管理する施設及び事業所の地震防災応急措置
- ケ 警戒宣言時の広報
- コ その他地震防災上必要な措置

(3) 各部の活動要請

- ア 総務部
 - ① 地震情報の収集に関する事。
 - ② 配備体制及び職員の動員に関する事。
 - ③ 避難勧告に関する事。
- イ 民生対策部
 - ① 生活必需品の緊急調達に関する事。
 - ② 応急救護班の編成準備
 - ③ 備蓄米の確保に関する事。
- ウ 農林土木観光部
 - ① 道路、河川、山地の危険地の点検について
 - ② 緊急輸送車輛の手配に関する事。
 - ③ 応急資材の事前調達に関する事。
 - ④ 飲料水の確保に関する事。
 - ⑤ 食糧の確保に関する事。
- エ 教育部
 - ① 教職員の動員に関する事。
 - ② 児童、生徒の安全避難対策

4 警戒本部の廃止

警戒宣言が解除され、かつ警戒本部が行う残務処理が終了したときは対策本部を廃止する。

5 地震防災応急対策要員の参集等

- (1) 警戒本部員及び警戒本部付職員は、東海地震等の判定会が招集されたことを知った場合、ただちに小菅村役場に参集して、警戒宣言発令に備えて準備態勢を行わなければならない。また、村長は警戒本部員及び警戒本部付職員に小菅村役場に参集するよう伝達する。
- (2) 村長は次の場合、職員にあらかじめ定められた場所への参集を命ずる。
 - ア 地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知をうけた場合
 - イ 警戒宣言発令の報道に接した場合
- (3) 消防団長は(2)のイの場合、消防団員に参集を命ずる。
- (4) 役場職員及び消防団員は地震予知情報の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに(2)のイの報道に接したときは動員命令を待つことなく、自己の判断により指定された場所に参集するよう努める。
- (5) 休日及び勤務時間外等に震度6弱以上の地震が発生したときに、迅速かつ円滑な災害対

策本部の運営を行うため、総務課長は「初動体制職員取扱要領」にもとづき、あらかじめ初動体制職員を指名し、初動体制の整備を図る。

初動体制職員は、本庁に勤務する職員のうち、徒歩 10 分以内の距離に在住する職員とする。

初動体制職員は本庁職員を以て構成し「初動体制職員の業務概要」にもとづき迅速なる災害対策本部の業務を行う。

(6) 職員の参集場所は村長が別に定める。

消防職員の参集場所は各消防団詰所とする。

(7) 配備体制は「小菅村地震災害対策本部活動要領」に定めるところによるが、その概要は次のとおり。

第 1 配備 東海地震判定会召集を覚知したとき

……………警戒本部員・事務局員・消防団幹部

第 2 配備 警戒宣言が発令されたとき……………役場全職員、消防全団員

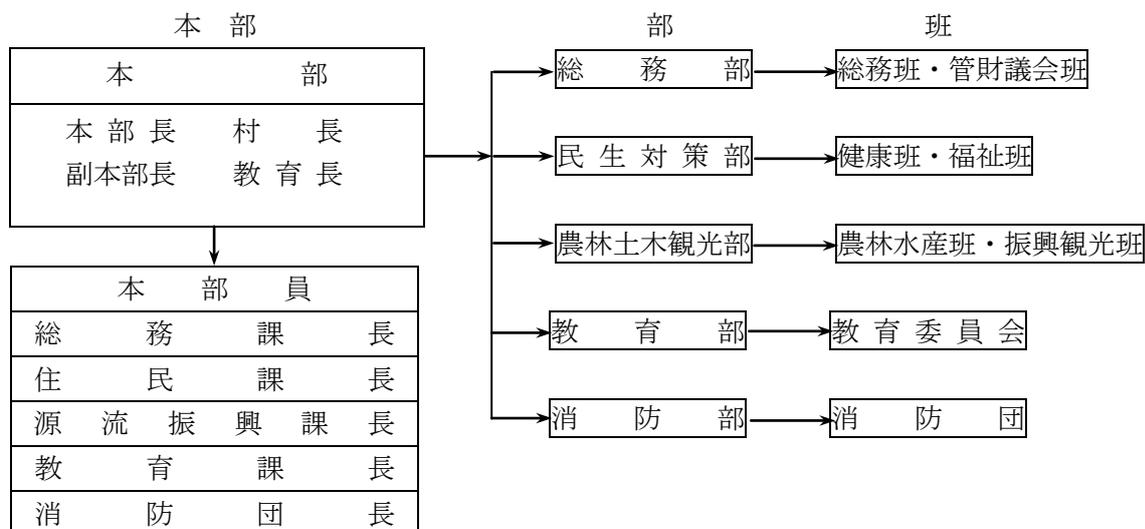
(8) 村立の小・中学校、保育所、その他小菅村が管理する公共施設職員の参集については、各施設において定めるところによる。

(9) 村長は参集等の状況について各期間、村内公共施設から報告を徴する。

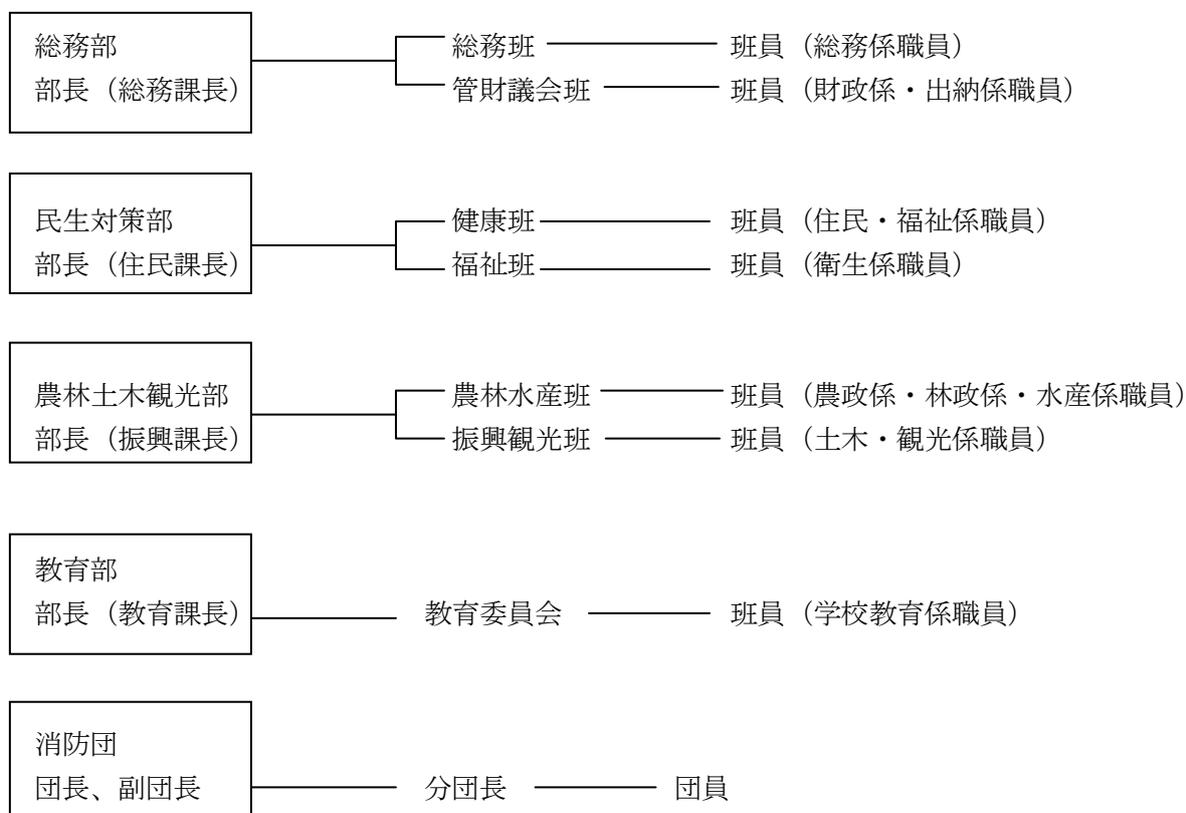
(10) 山梨県震度ネットワークシステムとして、小菅村にも計測震度計が設置された。これにより県下の地震情報が速やかに収集されることとなる。

この震度計に計測された震度はただちに小菅村の震度としてキャッチされ迅速な対応が実行できる。地震防災応急対策要員の参集は前記 5 によるほか、休日及び勤務時間外等で震度 6 弱以上の地震が発生したときは、総務課長はただちに(5)による「初動体制職員取扱要綱」及び「初動体制職員の業務概要」に準じて職員を参集させ、迅速なる災害対策部に移行できる体制を樹立する。

小菅村地震災害警戒本部組織図



小菅村地震災害警戒本部職員配置表



第3節 地震予知情報等の伝達等

警戒態勢を執るべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨通知、地震予知情報の内容その他、これらに関する情報（以下「地震予知情報等」という。）等の伝達は、次による。

1 伝達系統図

伝達系統図は、本編第3章第2節第2「地震に関する情報等」に図示した系統図を準用する。

2 伝達方法

(1) 小菅村のからの伝達

村職員等の伝達は、主に庁内放送、電話、口頭により行い、住民に対しての伝達は、次の方法により行う。

ア 広報車の利用

各課で管理している自動車を緊急車両として登録し、伝達を行う。

イ 防災行政無線の利用

親局（役場）より、子局へ同時放送を行うと共に必要に応じ個別、群別に放送し住民への伝達を行う。（サイレン含む）

(2) 消防団からの伝達

消防団長は、各部長に対し移動無線及び有線電話を通じて伝達を行うとともに一般住民に対し、消防自動車により各部の区域を車両拡声器にて行う。更にサイレン及び警鐘等により伝達を行う。

地震防災信号

警	鐘	サイレン		
5点連打法 ● ● ● ● ●	5点連打法 ● ● ● ● ●	吹鳴 ————— 45秒	休止 ∨ 15秒	吹鳴 ————— 45秒
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。				

(3) 防災会長（区長）からの伝達

防災会長（区長）はその区域内の住民に対して、電話又は区の放送設備又は口頭にて伝達する。この場合各組の組織を利用して行う。

(4) 地震予知情報伝達表

総務部 (総務課)	伝達担当者	方法	伝達先	一般住民への伝達	
	責任者 正 総務課長 副 消防主任	口頭	庁内各課		防災無線により放送
		口頭	教育委員会		小中学校への電話
		電話	関係機関、団体		
		電話	区長		口頭、回覧、掲示板
		電話	農協		郵政放送による。
電話又は口頭	消防団正副団長		サイレン、警鐘、消防自動車の拡声器利用		

第4節 発災に備えた資機材人員等の配備計画

警戒宣言が発せられた場合、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため主要食糧、生活必需品、医薬品、応急復旧用資機材等の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配、手続、防疫、医療等災害応急対策に係る措置を実施する人員体制の事前配備等について次のとおり定める。

1 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

(1) 防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときは、当該警戒宣言に係る地震が発生した場合において、地域防災計画に定める防災応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検整備及び配備等の準備を行う。

物資等調達配備体制

種 別	調達先等	配備担当者	配備手段	配備人員	配備場所	備 考
主 要 食 糧	村指名各取扱業者等	福 祉 班	村有車両	2人	小菅村役場	
生 活 必 需 品	〃	〃	〃	2	〃	
仮設住宅建築資材	〃	〃	〃	2	〃	
燃 料 類	〃	総 務 班	〃	2	〃	
土木工事機器類	〃	振 興 観 光 班	〃	2	〃	
救護用機器類	〃	福 祉 班	〃	2	〃	
給配水機器類	〃	福 祉 班	〃	2	〃	
防疫機器類・医薬品	〃	〃	〃	2	〃	
消 防 機 器 類	〃	総 務 班	〃	2	〃	
暖房機器類	〃	〃	〃	2	〃	

第5節 警戒宣言時の広報計画

地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は地震予知情報等に対応する広報計画を作成し、これにもとづき広報活動を実施する。

1 広 報 内 容

広報を行う必要がある項目は概ね次のとおりとする。

- (1) 地震予知情報の内容、とくに県下の地震予想及び村における災害危険箇所及び避難対象地区
- (2) 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の呼びかけ
- (3) 応急計画を作成しない事業所及び地域住民がとるべき措置
- (4) 交通規制の状況等地震防災応急対策の内容と実施状況
- (5) その他の状況に応じて事業所又は住民に広報周知すべき事項

2 広 報 手 段 等

広報は報道機関の協力を得て行うほか、無線放送、防災信号、広報車又は自主防災組織を通じる伝達ルートを用いて行う。

3 住 民、滞 在 者 等 対 する 広 報 文 例

住民、滞在者等に対する広報文例は次のとおりとするが、必要に応じ必要事項を加える。

(例1) 警戒宣言発令時

「〇月〇日地震災害に関する警戒宣言が発令されました。これによりますと、2・3日以内（又は数時間以内）に〇〇〇を震源域とするマグニチュード〇程度の大規模な地震発生が予想されます。村内に居住、滞在している者は、直ちに警戒態勢をとり火気の使用と自動車の運転を自粛するほか、緊急貯水を行い、避難、非常持出品、消火等の準備をされ、落ちついて行動してください。

また、今後の地震情報等は、テレビ、ラジオにより放送しますので、デマに惑わされることのないようご注意ください。」

(例2) 発災時

ただ今、〇〇地方に大きな地震がありました。

あわてて外に飛び出すのは危険です。放送に従って落ち着いて行動して下さい。まず火の始末をして下さい。ガスやストーブの火は消して下さい。アイロンやコタツなど電気のスイッチは切して下さい。火の始末はすみましたか。

なお、今後の放送に充分注意して下さい。

第6節 避難対策

地震災害のため被害を受けるおそれのある人の生命又は身体を保護するため、一時的にあらかじめ定めた安全な場所へ避難させるための計画は、次のとおりである。

1 避難の実施責任者

避難の勧告又は指示等を行うことができる者は、次の通り定めるが、災害応急対策の統括責任者である村長を中心として、相互に密接な連携を保ちながら、地域住民等を安全な場所へ避難させる。

- (1) 村長（大規模地震対策特別措置法第21条、災害対策基本法第60条）
- (2) 村長の命をうけた村職員
- (3) 地域自主防災組織（各区、組等）の責任者若しくは代表者
- (4) 水防管理者（水防法第22条）
- (5) 消防団長及び消防団長の命を受けた消防団員
- (6) 警察官（大規模地震対策特別措置法第25条、災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

2 避難の勧告又は指示等の基準

(1) 事前避難

地震による崖崩れ、地すべり、水害等の危険が最も予想される地域で警戒宣言が発せられた段階で事前に避難させる必要があると認められたとき。

(2) 緊急避難

地震の発生により危険が切迫し緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められたとき。

(3) 発生時避難

災害発生後、二次的災害等により避難を必要と認められるとき。

3 避難勧告、指示の対象地区

(1) 事前避難対象地区

橋立・川池・東部・白沢・小永田・長作

(2) 緊急避難対象地区

田元・中組

4 避難場所等の周知

村は、前記3に掲げる地区ごとの避難場所について、次の事項をあらかじめ関係地区住民に十分周知徹底を図る。

(1) 地区の範囲

- (2) 想定される危険の種類
- (3) 避難場所
- (4) 避難場所に至る避難路
- (5) 避難の勧告又は指示の伝達方法
- (6) 避難場所にある設備、物資等及び避難場所で行われる救護の措置等
- (7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止など）

5 施設又は事業所等への避難場所等の周知

大震法第7条第1項各号に掲げる施設又は事業所のうち、前記3に掲げる地区内にあるものを管理し、又は運営するものは、施設又は事業所の従事者、収容者、入場者等に対し、前記4に掲げる事項についてあらかじめ十分な周知を図る。

また、学校においては前記4に掲げる各事項に加えて、児童生徒の引渡し方法及び登下校時の措置について保護者に周知を図る。不特定多数を収容する施設、又は事業者は顧客等を村の指定する避難場所へ避難させ、村に引継を行うとともに、滞在客の救護に村への協力をする。

6 避難の勧告等

村長は警戒宣言が発せられた場合において、住民の生命及び身体を保護するため必要があると認められるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、避難の勧告又は指示を行い、又は警戒地域の指定を行うとともに、次の措置をとる。

- (1) 防災信号・広報車による勧告又は、指示等の周知
- (2) 県警戒本部への避難状況等の勧告及び報道機関による放送依頼
- (3) 対象地区の自主防災組織・施設及び事業所への通知及び集団避難の指導
- (4) 所轄警察署長へ避難の勧告・指示を行った旨の通知
- (5) 県公安委員会（上野原警察署）への通知及び避難誘導・交通規制等の措置の依頼
- (6) 避難地の開設及び応急対策用資機材の点検整備
- (7) 村警戒本部と避難場所を結ぶ連絡網の開設
- (8) 避難終了後の地区についての防火防犯パトロールの実施
- (9) 施設及び事業所・自主防災組織その他から避難した者の引き継ぎ時期、方法についての措置

7 避難場所の設備及び資機材の配備

村長は、避難場所を開設した場合は、当該場所に必要な設備及び資機材の配備並びに職員の派遣を行う。

避難場所には仮設トイレを設置する。このため必要量の備蓄に努めるとともに、不足する場合に備えて取扱業者との供給協定の締結などに努める。

8 自主防災組織等の住民等避難誘導措置

6に掲げる勧告又は指示があったときは、地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、あらかじめ定めた避難計画及び警戒本部の指示に従い、住民又は従業者・入場者等の避難誘導のために必要な措置をとる。

9 要配慮者等に対する措置

- (1) 村はあらかじめ自主防災組織単位に、在宅の老人・幼児・障害者・病人・妊産婦等の避

難にあたり介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握につとめる。

- (2) 警戒宣言にもとづき、村長より 6 に掲げる避難の勧告又は指示が行われたときは(1)に掲げる要配慮者等の避難地までの介護及び担送は、原則として本人の家族又は本人が属する自主防災組織の指定するものが担送するものとし、村は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
- (3) 警戒宣言が発せられた場合、村は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に必要な救護を行う。

10 帰宅困難者、滞留旅客対策

村は、帰宅困難者や滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）の発生の抑制及び発生した場合の対策として、次の措置を講じる。

(1) 情報提供

バスの運行、道路の通行等に関する情報等必要な情報を提供し、帰宅困難者等の発生抑制に努める。

(2) 避難所の設置

村は、帰宅困難者等が発生した場合、避難所の提供、避難誘導等の保護措置をとり、安全の確保および帰宅支援対策に努める。

11 避難地における避難生活の確保

- (1) 村が設置した避難場所には、情報連絡のため村職員、消防職員又は団員等を配置するとともに、救護所、夜間照明等の設置に努める。
- (2) ビニールシート、テント等の野営資材は、住民、自主防災組織等が準備する。
- (3) 食料等の生活必需品は、各人が 3 日分(保存できるものは 1 週間分)を用意する。
- (4) 村は、旅行者等で滞留者となった者の避難生活について、事業者等と協議する。
- (5) 村は、生活必需品の不足している者への斡旋に努める。
- (6) 村は、避難行動要支援者に配慮するとともに、重度障害者、高齢者等介護を要する者の介護を支援する。
- (7) 避難場所では自主防災組織、自治会等の単位で行動する。
- (8) 村が避難地において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
 - ア 収容施設又はテントへの収容
 - イ 飲用水の供与
 - ウ 主要食糧及び毛布の供与
 - エ その他
- (9) 村は、(8)に掲げる救護に必要な物資・資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。
 - ア 第 3 節 1・2 の資材・機材・物資・人員等の避難所への輸送措置
 - イ 流通在庫の救出等の措置
 - ウ 県及び他の市町村が備蓄している物資等の救出等の要請
 - エ その他必要な措置

第7節 消防・水防等対策

1 消防機関の警戒宣言発令時にとるべき措置

消防機関は警戒宣言が発せられたときは、地震に伴う出火及び混乱等の防止のため、次の事項を重点として必要な措置を講じる。

- (1) 消防車・資機材の施設の安全策と点検整備及び消防無線の試験発信・消防水利の確保
- (2) 食糧・飲料水・燃料の確保
- (3) 消防団員の人員の確保と部隊編成
- (4) 火気使用制限と各戸への防火パトロール及び初期消火体制の確立及び居住者への広報
- (5) 火災危険地域等への部隊の重点配備
- (6) 地震予知情報等の収集、伝達周知広報体制の確立
- (7) 事前避難対策地区における避難路の指示・誘導及び避難路の確保、その他の地域の場合には自主避難及び避難準備の指導
- (8) 施設事業者等に対する地震応急対策実施の指示
- (9) 高所見張所の設置
- (10) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- (11) 要保護者に対する安全措置
- (12) その他必要な措置

2 消防計画の準用

1 に掲げる措置を実施するため必要な動員・配備及び活動計画は、消防（水防）計画に定めるところによる。

第8節 警 備 対 策

警戒宣言発令から発災まで、若しくはそのおそれがなくなるまでの間、又は突発的地震災害発生に際し、住民の生命・身体の保護及び被災地の治安維持のため、次の要領により活動を行う。

1 警 備 体 制

警察職員の動員を要請して、地震防災応急対策、発災に対処する非常態勢をとる。

2 警 備 本 部

警備体制をとったときは県本部に「山梨県警察地震警備（警戒）本部」を、上野原警察署に「上野原警察署地震警備（警戒）本部」を設置する。

3 警備活動要領

上野原警察署の大地震警備活動要領は次のとおりとする。

- (1) 管内緊急輸送路・避難路確保のための交通規制
- (2) 交通規制に関する広報
- (3) 正確な情報収集及び伝達
- (4) 警戒宣言時又はパニック対策のための広報
- (5) 避難の際における警告・指示等
- (6) 村長からの要求に基づく応急措置、未実施者等に対する指示・要請・勧告

- (7) 避難後の犯罪の予防・警戒・取締り
- (8) 避難地・警戒区域・重要施設等の警戒
- (9) 被害状況の収集、記録統計
- (10) 警察施設の防護
- (11) 行方不明者の捜索
- (12) 遺体の検分、検屍
- (13) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導
- (14) 臨時案内書（相談所）の開設
- (15) 関係機関との連絡報告

第9節 住民生活防災応急活動

1 食料及び生活必需品の確保

- (1) 基本方針
 - ア 警戒宣言発令時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主的に確保する。
 - イ 村は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資としてあつせんする。
 - ウ 警戒宣言発令期間が長期化して、物資がひっ迫したときには緊急の措置を講じる。
 - エ 村は、備蓄する物資が不足する場合等は、必要性や事態の緊急性に応じて、国や県に物資の供給等を求める。
- (2) 警戒宣言発令時の村の業務
 - ア 村は、緊急避難等で非常持出しができなかった住民等への物資の調達又は斡旋を行う。
 - イ 村は生活必需品の円滑な供給を行うため、緊急物資の在庫状況の把握および村内の取扱業者との協定に努める。
 - ウ 村は警戒宣言後、担当部が物資の必要量を業者に通報しておくものとし、業者はその需要に応じられるよう努力する。
 - エ 村は、村内で予定数量が確保できない場合は、県に不足する物資の調達又は斡旋を要請する
 - オ 村は、救助物資の受け入れ場所の確保と受入れ体制を整備する。
 - カ 村は、物資の調達は、国、県その他の公共団体と競合しないよう調整する。
 - キ 村は、生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて物資を特定し、その確保のための指導を行う。

2 飲料水関係

警戒宣言の発令時において、発災時における給水停止等に備え、生活に欠くことのできない飲料水及び炊事用水その他生活の維持に要する用水（以下「飲料水等」という。）を確保し、地域住民等の生活の安定と社会秩序の維持を図る。

(1) 実施機関

飲料水等の確保及び供給は、村長が実施する。村長は緊急貯水及び給水の実施に際して、各地域ごとに給水実施責任者等を定め、地域住民等に対し、自主的に緊急貯水を実施するよう指示するとともに、臨機の給水体制の確立を図る。

(2) 緊急貯水

警戒宣言の発令時において、村及び地域住民、地域内にある事業所等は、発災後の給水機能のマヒ等に備えて、次により緊急貯水を行う。

ア 飲料水の必要量

緊急貯水の実施に際し飲料水等の必要量は、概ね次のとおり

① 飲料水 $3 \text{ l} / 1 \text{ 人} 1 \text{ 日} \times 1,500 \text{ 人} = 4.5 \text{ m}^3$

② その他生活雑用水

$16 \text{ l} / 1 \text{ 人} 1 \text{ 日} \times 1,500 \text{ 人} = 24.0 \text{ m}^3$

合計必要推量 1日 $28.5 \text{ m}^3 \times 3 \text{ 日}$ (必要給水期間)

$= 85.5 \text{ m}^3$ (緊急貯水の目標貯水量)

イ 緊急貯水の手段

飲料水等の緊急貯水は、原則として次に掲げる村が管理する簡易水道施設の配水池等を貯水施設に充てることとし、貯水開始の時期は警戒宣言発令後、村長の指定した時期とする。

ウ 水質の保全

緊急貯水の開始及びその保存に際しては、水質検査を強化し、人身の安全を第一義として応急給水に備える。特に配水池等緊急貯水施設及びその配水管路については、十分な点検を実施する。

エ 施設の点検整備

緊急貯水の開始に際して、応急給水を円滑、迅速に実施するため、緊急貯水施設及び配水管路等、急配水施設の整備・点検を十分に行うものとし、必要に応じ村指定水道工事店等の応援を求めて実施する。

(3) 地域住民、事業所等における緊急貯水

警戒宣言の発令時において、各一般家庭においては、最低必要飲料水3日分(一人1日3リットル)をポリタンク等に貯水し、緊急時に備える。

また、浴槽等に風呂水の汲み置き等して生活用水の確保にも配慮する。

ア 緊急貯水の手段

地域住民・事業所における緊急貯水の手段は、通常使用している給水手段(簡易水道施設等)を用いて貯水するものとし、飲料水等の他、防火用水は適当な貯水容器を用いて確保に努める。

イ 緊急貯水を開始する時期

緊急貯水を開始する時期は、村長若しくは村長が定めた地域給水責任者(区長等)が指示した時期とする。

ウ 水質の保全

村が管理する給水施設(簡易水道等)以外の給水施設により、緊急貯水を実施する際は水質検査を強化し、安全を確保する。

エ 緊急貯水の周知・徹底

緊急貯水の周知に関しては、「第3章第2節 地震災害情報等の収集・伝達」等に準じて行う。

3 医療活動

(1) 救護所の設置

- ア 警戒宣言が発令された場合、村は、役場、診療所、避難場所等に医療救護所を設置し発災に備える。なお、これらの医療施設のみでは不足する場合に備え、災害拠点病院に医療救護所設置の準備を依頼する。
- イ 医療救護所には、医薬品、衛生材料、応急医療救護用資機材（担架、発電機、投光器、テント、浄水器、暖房器具等）を配備し、受け入れ態勢について保健所に通知する。
- ウ 傷病者を搬送するための車両、要員を確認する。
- エ 医療救護所、災害拠点病院、災害支援病院等の受入れ体制について広報する。

4 清掃、貿易等保健衛生活動

(1) 警戒宣言発令時の村の業務

- ア 仮設便所の準備を行う。
- イ 清掃、防疫のための資機材を準備する。

(2) 警戒宣言発令時の住民・自主防災組織等の措置

- ア し尿、ごみ等の自家処理に必要な器具等を準備する。
- イ 必要に応じ、自主防災組織、自治会等に清掃班を編成し、資機材、仮設便所を準備する。

5 幼児、児童、生徒の保護活動

(1) 注意情報が発表されたときには、学校、幼稚園、保育所（以下「学校等」という。）は、児童生徒等の安全を確保するため、県教育委員会及び村教育委員会等と連携し、次の措置を講じる。

- ア 事前避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、授業（保育）又は学校行事を直ちに中止し、安全な場所に全員を誘導し、生徒等の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講じる。このとき、原則として小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。集団下校の際の安全の確保について対策を講じる。
- イ 事前避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学等、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは、安全の確保が困難であると予想される場合は、上記と同様な対策を講じる。

(2) 警戒宣言が発令されたときには、学校等は次の措置を講じる。

- ア 授業（保育）又は学校行事を直ちに中止する。
- イ 安全な場所に全員を誘導し、児童生徒等の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講じる。このとき、帰宅中、帰宅後の安全が確保された場合のみ小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。集団下校の際の安全の確保について対策を講じる。
- ウ 留守家族、交通機関等の理由により、保護者の引き取りがないときは、学校等において保護する。長期間保護するときの寝具、食料等の措置については、村地震災害警戒本部と連絡のうえ、対策を講じる。
- エ 警戒宣言が登下校中に発令されたときに備え、次の事項を徹底しておく。
 - (エ) ブロック塀、橋、歩道橋等危険箇所から離れる。
 - (ウ) 学校あるいは自宅のいずれか近い方に急いで避難する。
 - (イ) 留守家族の生徒等はできるだけ学校に集合する。

(ア) 交通機関を利用している生徒等は、その場の指揮者(乗務員等)の指示により行動し、自分の判断による行動はとらない。

オ 授業(保育)終了後に警戒宣言が発令されたときは、翌日からの授業(保育)又は学校行事を中止する。

6 自主防災活動

村が実施する注意情報発表時から災害発生時までの準備行動及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災組織は次のような活動を実施する。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備行動を実施する。

ア 自主防災組織の役員等の所在確認等、連絡体制を確保する。

イ 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認を行う。

ウ 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかける。

エ 住民等に注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動を呼びかける。

オ 注意情報発表時に、事前避難対象地区内の避難行動要支援者が避難を開始する場合には、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、村や避難場所の施設管理者等と十分な連携を確保する。

(2) 警戒宣言(東海地震予知情報)が発せられた場合

ア 自主防災組織の活動拠点整備

情報の収集・伝達等を迅速に実施するために、地区内に活動拠点を設ける。

イ 情報の収集・伝達

① 村からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。

② テレビ、ラジオで各種情報を入手するように努める。

③ 実施状況について、必要に応じて村へ報告する。

ウ 初期消火の準備

可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。

エ 防災用資機材等の配備・活用

防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。

オ 家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかける。

① 家具の転倒防止

② タンス、食器棚等からの落下等防止

③ 出火防止及び防火対策

④ 備蓄食料・飲料水の確認

⑤ 病院・診療所の外来診療の受診を控える

カ 避難行動

- ① 事前避難対象地区の住民等に対して村長の避難勧告又は指示を伝達し、事前避難対象地区外のあらかじめ定められた避難場所へ避難させる。避難状況を確認後村に報告する。
- ② 自力避難の困難な病人等避難行動要支援者については、必要な場合には、村保健師等と連携を図り、自主防災組織において避難場所まで搬送する。
- ③ 避難場所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な事前避難対象地区で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを村長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難場所まで避難する。
- ④ 事前避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。

ク 避難生活

- ① 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。
- ② 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。
- ③ 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、村と連絡を取り、その確保に努める。

ケ 社会秩序の維持

- ① ラジオ、テレビ、村同報無線等による正確な情報の伝達に努め、流言飛語等の発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。
- ② 生活物資の買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかける。

第 10 節 防災関係機関の講ずる措置

1 電気関係

- (1) 警戒宣言が発せられた場合において、速やかに地震防災警戒体制をとり、地震防災応急対策を講ずるとともに、電力の円滑な供給に努める。

- (2) 東京電力株式会社多摩支店が行う措置

ア 通信網の確立

保安通信設備の点検・整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立準備を行う。
また、社外的には NTT・鉄道・警察・消防・諸官庁等との連携を密にし通信網の確保に努める。

イ 電力の緊急融通

警戒宣言が発令されて場合、各電力会社と締結した「全国融通電力需給契約」及び同社と隣接する各電力会社間に締結された「二社融通電力需給契約」にもとづき、発災後の電力の緊急融通体制について確認する。

ウ 輸送活動

災害時の復旧要員及び資機材の輸送を円滑に行うため、県並びに村との連絡を密にして輸送ルートの確立を図る。

エ 社外者の避難誘導

変・発電所の見学者・訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、地震予知情報の

内容に応じた避難誘導等の安全措置を講ずる。

オ 安全広報

ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて地震発生時に備えての具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

2 電気通信関係

日本電信電話株式会社（NTT）多摩中央支店が行う措置

(1) 地震防災応急対策に関する広報

警戒宣言が発令された場合、利用者の利用に関する事項について店前掲示・ラジオ・テレビ放送等を通じて広報活動を行う。

ア 通信の疎通状況並びに利用制限等の措置状況

イ 電報の受付、配置状況

ウ NTT 営業窓口における業務実施状況

(2) 通信の利用制限等の措置

警戒宣言の発令に伴う公衆電気通信の増大により、公衆電気通信の疎通が困難となった場合には、地震防災応急対策の実施上重要な通信を確保するため利用制限等臨時の措置をとる。

(3) 準備警戒

警戒宣言が発令された場合及びその事由により、災害の発生が予想されるときは、その状況に応じてその事項について準備警戒の措置をとる。

ア 情報連絡用打合せ線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。

イ 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。

ウ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行うこと。

エ 災害対策用機器の点検と出動準備、あるいは非常配備並びに電源設備に対し必要な措置を講ずること。

オ 防災のために必要な工事用車両、資機材を準備すること。

カ 公衆電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずること。

3 放送関係

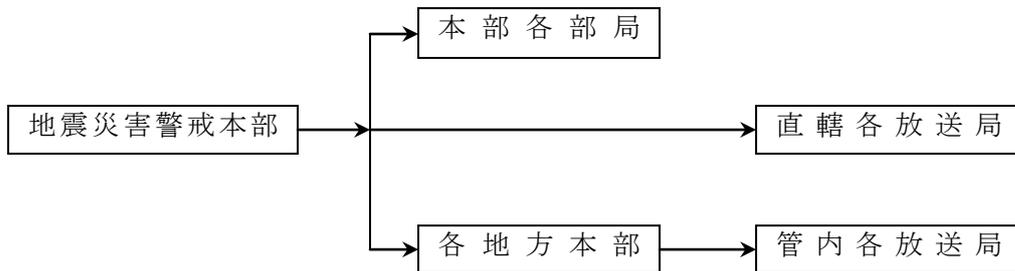
日本放送協会甲府放送局

(1) 警戒宣言等の伝達及び状況報告

警戒宣言、警戒態勢を取るべき旨の公示、地震防災応急対策にかかわる措置をとるべき旨の通知、地震予知情報の内容、その他これらに関連する情報についての伝達は専用回線等を使用し、次の連絡系統により正確かつ速やかに行う。

また、地震防災応急対策の実施状況、各種情報等の報告は、逆のルートによる。

警戒宣言時の連絡系統図



4 ガス(ガス供給機関)

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に備え、ガス供給設備の特別点検、特別巡視体制を確立する。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア ガスの供給継続を確保する。

イ 速やかに地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置して、非常体制を確立する。

ウ ガス工作物の工事については、安全措置を講じて直ちに中止する。

エ 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。

オ 利用者に対し、テレビ、ラジオ等を通じて、不使用ガス栓(容器弁)の閉止、発災時のガス栓(容器弁)の即時閉止について広報を行う。

第11節 交通対策

警戒宣言が発せられた場合、又は大規模地震災害が発生した場合に、居住者、滞在者等の安全円滑な避難及び地震防災応急対策実施のため交通規制等の措置を実施する。

警戒宣言発令時の交通規制等については、第2編一般災害編第2章第10節の「交通対策」による。

第12節 緊急輸送計画

1 基本方針

想定される大規模地震に対して輸送諸施設の十分な安全性が確保できない現状においては、警戒宣言時には必要最低限の人員、資機材を除き大規模輸送は行わない。

従って、本計画は地震発生後の活動を円滑に行うための要員の確保・車両・燃料の確保点検等、緊急輸送の準備を行うことを基準とする。

2 実施事項

警戒宣言が発せられた場合、防災関係機関は次の事項を実施する。

(1) 要員・車両・燃料の確保点検

(2) 緊急輸送を行う輸送業者の連絡体制

(3) 地震防災応急対策のための要員・資機材の輸送事前検討

3 緊急輸送車輛の確認・標章及び証明書

本項は第2編一般災害編第2章第15節の第5を準用する。

4 緊急輸送車輛の確保

本項は第2編一般災害編第2章第15節を準用する。

第13節 他機関に対する応援要請

村長は必要があるときは、知事に対して次の事項を明らかにして自衛隊に地震防災派遣を依頼することができる。具体的事項については「第2編一般災害編第2章第1節4」による。

1 派遣を要請する理由

2 派遣を要請する期間

3 派遣を希望する区域

4 その他参考となるべき事項

第14節 児童、生徒等に対する措置

小菅保育所、小菅小学校、同校白沢分校、小菅中学校においては、地震予知情報を入手した場合、直ちに次の措置を講じる。

1 判定会招集連絡報が伝達された場合

- (1) 直ちに職員会議を開催し、地震災害対策本部設置準備を行い、警戒宣言発令時の任務分担等の確認を行う。
- (2) 施設の防災点検、備品等の落下防止措置等を講じるとともに、緊急貯水、消防用設備の用意等発災に備えた対策を講じる。

2 警戒宣言発令時

- (1) 授業（保育）又は行事は直ちに中止する。
- (2) 安全な場所に全員を誘導し、児童、生徒等の保護者への引渡し、帰宅方法の対応措置を講ずる。この場合、原則として小学生以下は保護者への引渡し、中学生以上は集団下校とする。集団下校については、安全確保について対策を講じる。
- (3) 留守家庭、交通機関等の事情により保護者の引取りがない場合は、学校において保護する。長期間保護する場合の寝具等については村警戒本部で措置するので申し出ることとする。
- (4) 授業（保育）終了後に警戒宣言が発令された場合は、翌日からの授業（保育）又は行事等は中止する。

第15節 村が管理又は運営する施設に関する対策

1 道 路

道路管理者は警戒宣言が発せられた場合は、ただちに所管する道路・橋梁等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、交通の制限・工事中における工事の中断等の措置をとる。緊急点検・巡視の具体的実施方法については、別に定める。

2 河 川

河川管理者は警戒宣言が発せられた場合は、ただちに所管河川及び防護施設を巡視・点検し異常の有無を確認し、異常が認められた場合ただちに応急措置を施工する。

3 不特定多数の者が出入りする施設等

村が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校、保育所等の管理上の措置は概ね次のとおりとする。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 警戒宣言、地震予知情報等の入場者への伝達
- イ 入場者の避難等、安全確認のための措置
- ウ 施設の防災点検、応急補修及び設備、備品等の転倒落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 受水槽等への緊急貯水
- カ 消防用設備の点検整備と事前配備

(2) 個別事項

小・中学校、保育所、中央公民館、多摩源流水工房、小菅の湯等は、共通事項のほか施設ごとに具体的に定める。

4 地震防災応急対策の実施に重要な建物に関する措置

(1) 警戒本部がおかれる役場庁舎等の管理者は、3の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、村が管理する施設以外を警戒本部とする場合は、その施設の管理者に対し同様の措置をとるよう協力を要請する。

- ア 自家発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信器等通信手段の確保
- ウ 警戒本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 本計画に定める避難場所又は、応急救護所が置かれる学校、社会教育施設等の管理者は、3の(1)に掲げる措置をとるとともに、村が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入配備に協力する。

5 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断する。

第 16 節 事業所等対策計画

警戒宣言が発令されたとき各事業者は、生産活動等を全面的に中止するとともに、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとる。

1 施設内の防災体制の確立

防災責任者などを中心にして、地震災害を未然に防止又は軽減するための体制を確立し、警戒宣言の発令を職場全体に伝達するとともに、予め定めた分担に従って地震防災応急対策を実施する。このため、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、予め地震防災応急計画を定め、それぞれの関係機関へ届け出る。

2 応急保安措置の実施

地震防災応急計画にもとづいて、防災体制を整える。

- (1) 火気使用を自粛する。
- (2) 落下物による被害等防災上の点検を行い、必要に応じて応急補修を行う。
- (3) 消火器具等の消火設備を点検し出火に備える。

なお、夜間、休日等時間外に警戒宣言が発令されたときは、地震防災応急計画にもとづいて、直ちに出勤し、予め定めた応急対策を行う。

3 従業員の帰宅措置

事業所においては、応急保安措置を講じた後に保安要員を残し避難を開始する。このとき従業者数、道路交通状況、警戒宣言が発令された時刻、帰宅経路にかかる状況等を確認したうえで、時差退社の方法等を講ずる。

従業員の帰宅は徒歩又は自転車による。

第 17 節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達の計画

村における警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等に関する情報の収集、伝達及び警戒本部からの指示事項等の伝達は別紙(1)(2)に示す系統図等により行う。

1 避難状況等の報告

避難状況等の報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項について行う。

(1) 避難の経路に関する報告

避難に伴い危険な事態、その他異常な事態が発生した場合における当該事態の状況、これに対して応急にとられた措置その他当該事態に対処するため必要と認める措置に関する事項。

(2) 避難の完了に関する報告

避難所、避難した者及び救護を要すると認められる者の数、並びにこれらの者の救護その他の保護のため必要と認める措置に関する事項

(3) 全各号の報告を受けた場合の措置

ア 村長は次の場合、知事に報告する。

- ① 避難の勧告又は指示をしたとき
- ② 立ち退き先の指示をしたとき
- ③ 避難の必要がなくなったとき
- ④ 警察官が避難の勧告又は指示をしたとき
- ⑤ 村長から警察官に対し要求があった場合避難の指示をすることができるが、この指示をした場合ただちに村長に通知する。

(4) 避難状況の報告は別紙(3)により報告する。

2 地震防災応急対策に係る措置の実施状況の報告

- (1) 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他応急措置に関する事項
- (3) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他の保護に関する事項

3 応急対策実施状況等の収集、伝達

(1) 情報の収集、伝達

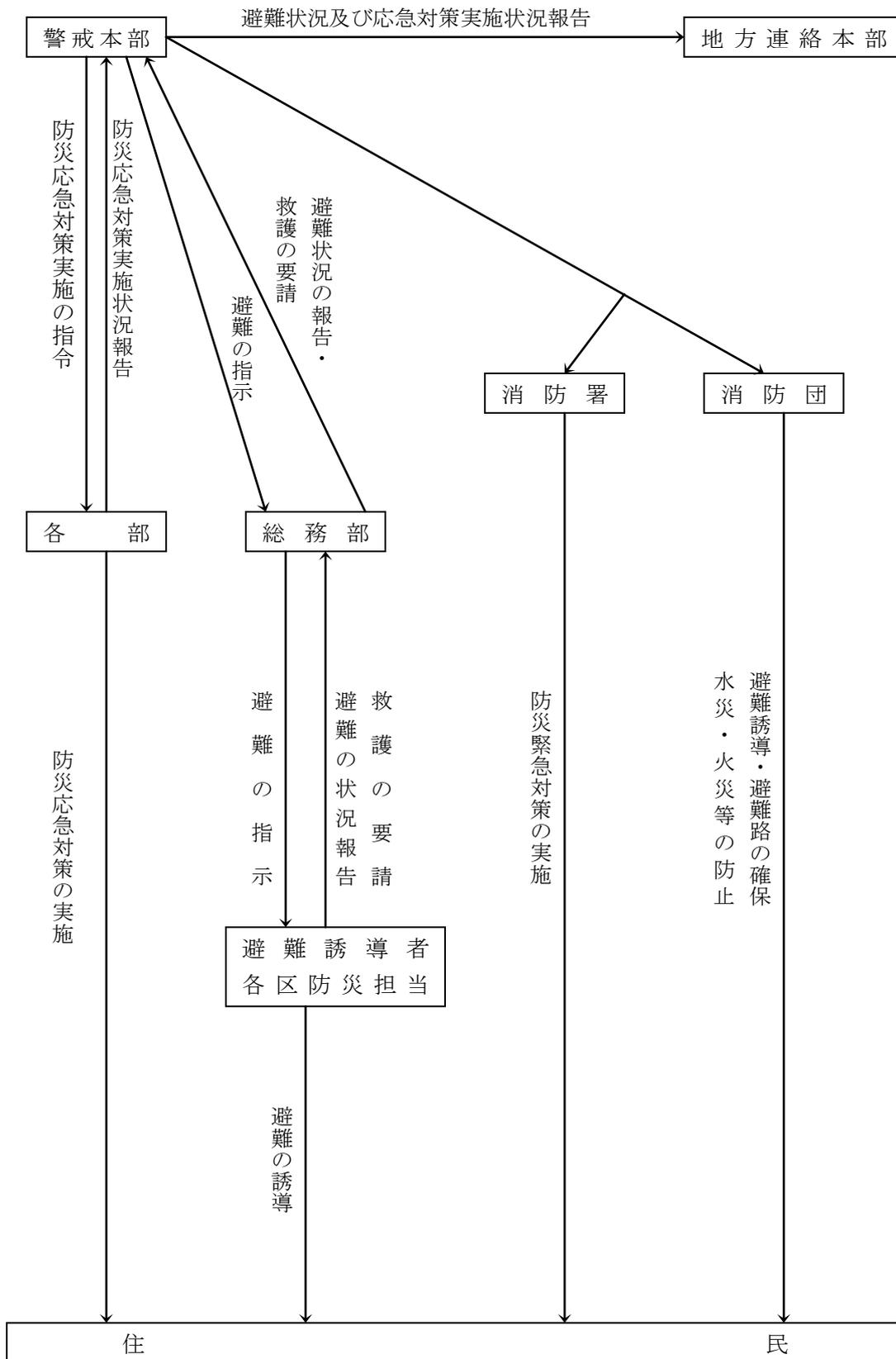
県、村、防災関係機関は、相互に連絡を取り、注意情報の発表による準備行動及び警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等の収集、伝達を行う。

(2) 収集、伝達の方法、内容等

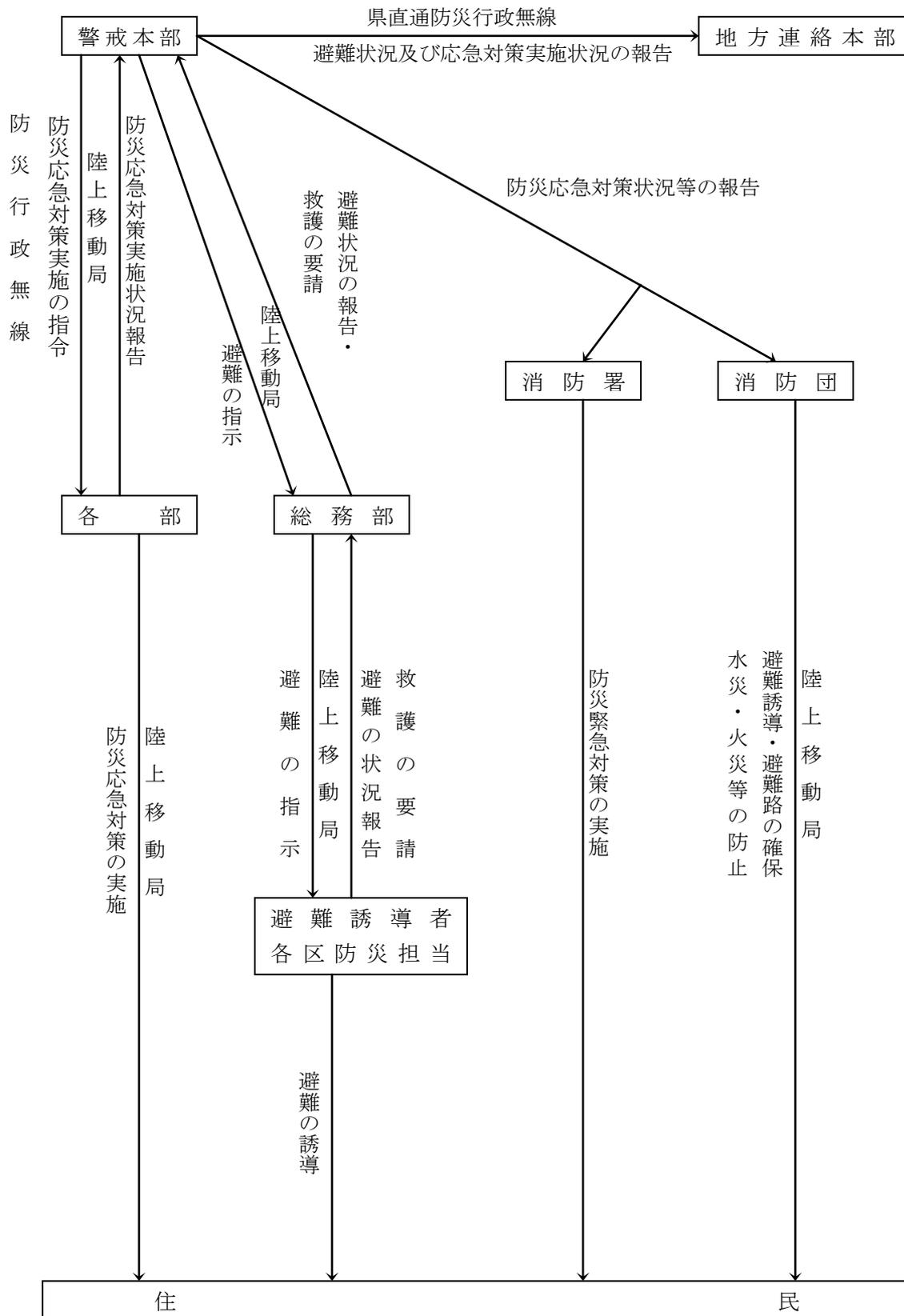
村は、次の事項について県警戒本部に報告する。

関係機関名報告事項		報告事項
県警戒本部設置状況	設置前	村→富士・東部地域県民センター→防災危機管理課
	設置後	村警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部
	設置前	村→保健福祉事務所→福祉保健部→防災危機管理課
	設置後	村警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部
	設置前	村教育委員会→教育事務所→県教育委員会→防災危機管理課
	設置後	村警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部
		避難状況、救護状況、旅行者数（定期バス（施設構内の者を除く））、通行規制等で停滞している車両数
		保育を停止した保育所数、保育所に残留している児童数
		授業を停止した小学校・中学校の数、学校に残留している児童・生徒数

別紙(1)



別紙(2)



別紙(3)

警戒宣言による避難状況等報告（事前・緊急・発災後）

災害発生地域		村			区 分	番号	単位	
報 告 番 号	第	報			避難対象世帯数	10	世帯	1. 警戒宣言発令日時
					避難対象者数	11	人	
					避難者数	12	人	
報告機関		報告者名		避難場所	13	箇所	2. 災害発生日時	
1 事 前 避 難				避難開始時間	14	時分		
区 分	番号	単位		避難完了時間	15	時分	3. 災害の概要	
避難対象地区名	1			要救護者数	16	人		
				3 発 災 後 避 難				4. 応急措置の状況
避難対象世帯数	2	世帯		区 分	番号	単位		
避難対象者数	3	人		避難対象地区名	17		5. 消防機関の活動内容	
避難者数	4	人		避難対象世帯数	18	世帯		
避難場所	5	箇所		避難対象者数	19	人	6. その他参考事項	
避難開始時間	6	時分		避難者数	20	人		
避難完了時間	7	時分		避難場所	21	箇所		
要救護者数	8	人		2 緊 急 避 難				
				避難開始場所	22	時分		
区分	番号	単位		避難完了時間	23	時分		
避難対象地区名	9			救護世帯数	24	世帯	受理者名	
				救護者数	25	人		